

2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック
競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の
状況に関する報告

令和元年 6 月

第 198 回国会（常会）提出

この報告は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成 27 年法律第 33 号）第 13 条の 2 の規定に基づき、2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の円滑な準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況について行うものである。

目次

第1部	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功及び大会を通じた新しい日本の創造に向けて.....	1
第1章	はじめに.....	1
第2章	基本的な考え方とこれに基づく政府の取組の進捗状況.....	6
第3章	大会の円滑な準備及び運営に向けた取組の状況.....	9
第4章	大会を通じた新しい日本の創造に向けて.....	18
第2部	個別施策に係る政府の取組の進捗状況.....	33
参考資料1	2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針...	133
参考資料2	大会の成功及び大会を通じた新しい日本の創造に向けて成立した法律.....	143
参考資料3	大会に関連する施策の推進体制について.....	144
参考資料4	平成30年度補正予算(案)、平成31年度当初予算(案)におけるオリパラ関係予算について.....	149
参考資料5	会計検査院報告の指摘を踏まえた調査結果について.....	172
参考資料6	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の役割(経費)分担に関する基本的な方向について.....	178
参考資料7	復興オリンピック・パラリンピックに係る政府の取組.....	180
参考資料8	ホストタウン登録状況.....	183
参考資料9	「beyond2020プログラム」認証状況.....	191
参考資料10	「beyond2020プログラム」認証組織について.....	192
参考資料11	「beyond2020マイベストプログラム」について.....	193

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成 27 年法律第 33 号）第 13 条の 2 により、政府は、大会が終了するまでの間、おおむね 1 年に 1 回、大会の円滑な準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況についての報告を国会に提出することとされている。本報告は、政府の取組の状況について、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間を中心に取りまとめたものである。なお、政府の取組についての基本的な事項や、これまでの報告（平成 29 年 5 月、第 193 回国会（常会）提出及び平成 30 年 5 月、第 196 回国会（常会）提出）以降も継続して行っている取組等について、同報告と同様の記載内容としている部分がある。

第 1 部 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功及び大会を通じた新しい日本の創造に向けて

第 1 章 はじめに

（大会に向けた政府の取組の概況）

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の開催まで 500 日を切り、主な競技日程や観戦チケットの概要が定まるとともに、今後、代表選手の決定に向けた選考の段階となり、国民及び世界の関心が高まっている。開催国として、大会を世界一の大会として成功させ、将来に受け継がれる遺産（レガシー）を創出するため、その準備を着実に進めることが必要となる。

政府としては、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき平成 27 年 11 月に閣議決定した「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（以下「オリパラ基本方針」という。）に基づいて、各府省庁の関連施策を一体として確実に実行し、オールジャパンで取組を推進するために必要な措置を講じているところである。

その際、関係大臣等が緊密に連携し、政府一丸となって、大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進に取り組むとともに、大会の計画、運営及び実行に責任を持つ公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）、開催都市である東京都、競技会場が所在する地方公共団体、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）その他の関係機関（以下「関係機関」という。）と円滑な連携を図りつつ、大会に関連して政府が講ずるべき施策（以下「関連施策」という。）の立案と実行に取り組んできた。

（今回の大会の意義）

今回の大会は、より多くの国・地域から参加者を迎え、世界中の多くの人々が大会の意義と経験を共有できる歴史に残る大会にするとともに、自信を失いかけてきた日本を再興し、成熟社会における先進的な取組を世界に示す契機としなければならない。こうしたことを実現しつつ、大会を成功に導くためには、様々な方々に様々な立場で、大会に何らかの形で関わってもらうことが重要である。

特に、パラリンピック競技大会の開催は、障害者の自立や社会参加を促す大きな力となる。「パラリンピック」という語は1964年東京大会の際に初めて使用されたものであり、夏季のパラリンピック競技大会が同一都市で2回開催されるのは、今回が史上初となる。政府としては、パラリンピック競技大会を成功させてこそ、大会全体の成功であるとの認識の下、これまでにない最高の環境を整え、世界中の障害者の方々に夢を与えるものとし、障害者スポーツの裾野を広げていくとともに、参加国・地域数についても、オリンピック競技大会との差が縮まるよう、過去最多となることを目指していく。

（運営の成功のための体制）

安全は我が国が世界に誇る価値であり、平和とスポーツの祭典たる大会の成功に不可欠なものである。他方、テロ事件が世界各地で多発し、サイバー攻撃の脅威も深刻さを増すなど、セキュリティ情勢は予断を許さない状況にある。また、自然災害にも十分な留意が必要である。このような情勢等を踏まえ、政府としては、平成29年3月に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議セキュリティ幹事会において、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略（Ver.1）」を、同年12月に国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」を取りまとめたところである。これらに基づき、危機管理に万全を期していくための対策を推進していくこととしている。

平成30年12月には官民の多様な主体が相互に連携して情報共有を図り、必要な対策等について協議を行うための協議会を創設することなどを内容とする「サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律」（平成30年法律第91号）が成立し、平成31年3月には大会の関連施設（会場等・主要空港）等についてその周辺上空での小型無人機等の飛行を原則として禁止することなどを内容とする「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会に提出した。また、平成31年4月には「サイバーセキュリティ対処調整センター」の運用を開始する。

さらに、大会期間中には、日本経済の中心地である東京において、多数の大会関係者及び観客の移動が見込まれるため、円滑な輸送は大会成功の鍵の一つであり、アスリートや大会関係者、観客の輸送と一般交通を適切に共存させることは、日本経済に

とって大きな課題となる。こうしたことを踏まえ、政府としては、国民や企業等の理解と協力を得ながら、大会期間中の交通行動の見直しに関する機運醸成や合意形成を図るための場として、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る交通輸送円滑化推進会議」を平成29年5月に設置し、関係者間での議論を深めているところである。平成30年6月には、「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律」（平成30年法律第55号）が成立し、2020年に限り国民の祝日の適用を変更し、オリンピックの開会式の開催日等を祝日にすることで首都圏の交通混雑の緩和を図ることとしている。さらに、東京都、大会組織委員会及び経済団体と「2020TDM推進プロジェクト」を立ち上げ、休暇取得、時差通勤やテレワークの積極的な利用、荷物の配送時期や時間帯の変更など、企業・国民に協力を依頼し、夏の試行や本番に向けた取組を通じて、働きかけによる交通量を削減する「交通需要マネジメント」（Transportation Demand Management）（以下「TDM」という。）を推進していく。また、大会を契機として、多くの外国人の訪日が見込まれるため、税関・出入国管理・検疫（以下「CIQ」という。）の体制強化等によって外国人旅行者の受入れ環境整備を図るなど、関係省庁等で連携した取組を進めている。

大会は暑さの厳しい時期に開催されることから、アスリート、観客等が過ごしやすい環境を整備することは極めて重要であり、政府では、平成27年5月に「東京2020に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議」を設置し、マラソンや競歩沿道等の暑さ対策や日本特有の暑さを知らない外国人に対する訪日前からのきめ細やかな情報発信を進めている。

このほか、政府としては、大会運営の成功のため、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部（以下「オリパラ推進本部」という。）の下に、関係閣僚会議や関係府省庁連絡会議を設置し、政府一体での取組を推進している。また、大会組織委員会、東京都等と緊密に連携・情報共有を図っており、東京都との間では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議の下に東京都との連絡協議会及び同幹事会を設置し、情報共有、意見交換を実施している。特に、パラリンピック競技大会については、「パラリンピックの成功なくして、東京大会の成功なし」との認識の下、競技の認知度向上や、オリンピック・パラリンピック一体としての認識の浸透、ユニバーサルデザインに基づく競技会場整備をはじめとして、過去最高の環境整備を進めるべく、国際パラリンピック委員会（以下「IPC」という。）の基準を基にしたアクセシビリティ・ガイドラインに基づくユニバーサルデザインの街づくりや、心のバリアフリーに向けた取組等を推進している。

（「復興オリンピック・パラリンピック」・日本全体の祭典）

大会の重要な柱の一つは「復興オリンピック・パラリンピック」である。大会の開催により、世界各国から大会関係者及び観客が日本に集まり、海外メディアにより広く報道され、世界の注目が日本に集まる機会を最大限いかし、東日本大震災からの復

興の後押しとなるよう被災地と連携した取組を進めるとともに、被災地が復興を成し遂げつつある姿を世界に発信する。このための具体的な取組の一つとして、大会の開催を契機として、国際社会から頂いた支援に対する感謝の気持ちを示す「復興ありがとうホストタウン」を平成 29 年 9 月から開始した。加えて、被災された方々を元氣付け、震災復興の後押しとなるよう、被災 3 県における復興の火の展示、福島からスタートする聖火リレーや競技開催、被災地産の食材等の活用等により、その復興の姿を世界に向けて発信していくための取組を進めている。

大会は、競技が開催される地方公共団体だけの祭典ではない。大会を国民総参加による日本全体の祭典とし、北海道から沖縄まで、全国津々浦々にその効果を行き渡らせ、地域活性化につなげる。具体的に、政府としては、大会を契機に来訪する大会参加国・地域と人的、文化的、経済的交流を行う地方公共団体を「ホストタウン」として登録し、大会成功に向けた機運を高めるとともに、オールジャパンで地域活性化や観光振興等につなげることにしている。また、スポーツ、文化・クールジャパンその他の様々なイベントを通じてオールジャパンで日本の多様な魅力を对外発信し大会の開催に向けた機運の醸成を図るとともに、外国人旅行者の地方への誘客拡大による観光振興、地方の企業、団体及び個人等の大会に関連した事業やイベントへの参画拡大等を推進する。具体的には、後述する「beyond2020 プログラム」等による全国各地での文化プログラムの推進を通じた日本文化の発信に加え、平成 28 年 3 月に「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」において策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づく外国人旅行者の地方への誘客拡大等による観光振興、地方の企業、団体及び個人等の大会に関連した事業やイベントへの参画拡大等を推進しているところである。

さらに、『『日本の美』総合プロジェクト懇談会（第 6 回）』における議論を踏まえて、大会の開催を契機に日本の文化芸術の魅力を国内外に発信する「日本博」の開催に向けた準備が進められ、平成 30 年 12 月には、「日本博総合推進会議」を立ち上げるとともに、平成 31 年 3 月には「日本博旗揚げ式」を開催した。

また、大会が日本の魅力や日本が誇るべき価値を発信する絶好の機会であることを踏まえ、日本の強みである技術や全国各地の文化に根ざした資源等が幅広く活用されるよう、関係機関と緊密に連携を図っていくこととしている。

（有益な遺産（レガシー）の創出）

オリンピック憲章では、オリンピック競技大会の有益な遺産（レガシー）について、開催都市のみならず、開催国としても引き継ぐことが期待されている。1964 年東京大会は、新幹線、首都高速道路、ごみのない美しい街並みなど、現在にも残る数々のレガシーが生み出された。今回の大会も、多くの先進国に共通する課題である高齢化社会、環境・エネルギー問題への対応に当たり、日本の強みである技術、文化をいかしながら、世界の先頭に立って解決する姿を世界に示し、大会を世界と日本が新しく生まれ変わる大きな弾みとする。「強い経済」の実現、文化プログラム等を活用した日本

文化の魅力の発信、スポーツを通じた国際貢献、健康長寿、ユニバーサルデザインによる共生社会及び生涯現役社会の構築に向け、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーを創り出す。

このため、政府としては、2020年（令和2年）以降を見据え、次世代に誇れるレガシー創出に資する文化プログラムを認証する beyond2020 プログラムを平成29年1月から実施している。多様性（バリアフリー）や国際性（多言語化）に配慮して日本文化の魅力発信する事業・活動を認証する同プログラムの下では、これまで、伝統的な芸術や、最先端技術を用いた各種アート、食文化、祭りなど、全国各地の様々な文化をいかした事業について、1万件以上が認証されており、より一層の普及を図るため、企業・団体との連携強化に取り組んでいる。さらに、健康面等での自己ベストを目指す個人の人々の取組を支援する事業・活動を認証する「beyond2020 マイベストプログラム」を平成30年12月に創設し、健康面等でのレガシー創出にも取り組んでいる。また、大会を機に訪日する多くの外国人に対して日本の魅力を発信するため、選手村等における日本食の提供や国産食材の活用に加え、多様な食文化への対応等の推進、競技会場における木材利用の推進等について、関係府省庁が連携して取り組んでいるところである。

また、大会を契機として、子供から大人まで、障害の有無に関わらず互いの尊厳を大切にしようとする社会を実現することとし、建築物や公共交通機関など物理的なバリアフリーばかりではなく、心のバリアフリーを社会全体に拡大し、大会後のレガシーとして我が国の文化の中に共生社会をしっかりと根付かせていく。こうした観点から、平成29年2月に「ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議」において策定した「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき、共生社会実現に向けた取組を進めている。平成30年12月には、障害者団体や学識経験者で構成される「ユニバーサルデザイン2020評価会議」を設置し、障害者の視点により、施策を改善、本行動計画の実行を加速させていくこととした。また、平成30年5月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成30年法律第32号。以下「改正バリアフリー法」という。）が成立したほか、ホテル又は旅館の車椅子利用者用客室の設置数について基準が見直された。さらに、地域主導でも共生社会の実現に向けた取組を加速すべく、「共生社会ホストタウン」を平成29年11月から開始し、平成31年3月現在で13件が登録されている。

これらの取組に加え、平成30年7月に多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止することなどを定めた「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号）が成立し、また、平成30年12月には特定興行入場券の不正転売を禁止するとともに、その防止等に関する措置等を定めた「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」（平成30年法律第103号）が成立した。さらに、大会に向けた技術開発の前倒しによるイノベーションの創出、後述する Sport for Tomorrow プログラムなどのスポーツを通じた国際貢献、誰もがスポーツを楽しめる環境の整備など、大会を通じ

た新しい日本の創造に向けた様々な取組を推進しているところである。

第2章 基本的な考え方とこれに基づく政府の取組の進捗状況

オリパラ基本方針において、政府は以下の基本的な考え方に基づき、関連施策の立案と実行に取り組むこととしている。

- (1) 国民総参加による「夢と希望を分かち合う」大会の実現
- (2) 次世代に誇れる遺産（レガシー）の創出と世界への発信
- (3) 政府一体となった取組と関係機関の密接な連携の推進
- (4) 明確なガバナンスの確立と施策の効率的・効果的な実行

このうち、(1)の取組状況については第1章において記載したところであり、(2)については第4章において詳述することとし、本章においては(3)及び(4)の基本的な考え方に基づく政府の取組の進捗状況について記載する。

(政府一体となった取組と関係機関との密接な連携の推進)

オリパラ基本方針においては、基本的な考え方として「大会の成功のためには、国、大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体が一体となって取り組むことが不可欠である」とされており、前述のとおり、政府として、大会組織委員会、東京都その他の関係機関と円滑な連携を図りつつ、関連施策の立案と実行に取り組んできたところである。

大会については、東京都が大会を招致し開催する責任を負っている。したがって、その準備に当たっては、東京都が主導的な役割を果たす一方、国は東京都及び大会の運営主体である大会組織委員会の取組をバックアップする立場となる。

国は、大会の円滑な準備及び運営の実現に向けて、各府省庁に分掌されている関連施策を一体として確実に実行するとともに、大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体と密接な連携を図り、オールジャパンでの取組を推進するために必要な措置を講ずるため、政府一体となって、オリパラ基本方針に基づき施策を総合的に推進しているところである。

また、ラグビーワールドカップ2019に関係する施策については、大会と共通する施策が含まれることから、連携して準備を進めている。

(明確なガバナンスの確立と施策の効率的・効果的な実行)

オリパラ基本方針においては、基本的な考え方として「政府は、明確なガバナンスの確立に向け、関係機関と円滑に連携し、オープンなプロセスにより意思決定を行う。また、限られた予算と時間で最高の大会を実現するため、関連施策については、事業の進捗と効果を点検することを通じて効率的・効果的に実行し、施策に要するコストをできる限り抑制するとともに、大会の確実な成功に向けた取組を加速する」ことと

されている。

この基本的な考え方に基づき、政府としては、オリパラ推進本部及び同本部の下に設置された各種会議の議事概要及び資料を原則公開することにより、オープンなプロセスによる意思決定を行ってきたところである。

なお、オリパラ基本方針に基づく関連施策やその進捗状況については、平成 28 年 6 月に改正された特措法に基づき、政府は、大会が終了するまでの間、おおむね 1 年に 1 回、大会の円滑な準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況についての報告を国会に提出することとされたところであり、大会の円滑な準備及び運営に関するより高い説明責任を果たすため、同改正法に基づく第 1 回の国会報告を平成 29 年 5 月に行い、第 2 回の国会報告を平成 30 年 5 月に行ったところである。本報告は、同法に基づく 3 回目の報告となる。

(2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算)

政府が大会の成功のために行う関連施策のうち、以下①及び②に該当するものについては 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算（以下「オリパラ関係予算」という。）として整理している。

- ①大会運営又は同大会の開催機運の醸成や成功に直接資すること
- ②大会招致を前提に、新たに、又は、追加的に講じる施策であること

各府省庁がオリパラ基本方針に基づいて関連施策の実効性を担保し、その進行管理に資するよう、オリパラ基本方針の策定後の平成 28 年以降、オリパラ関係予算の取りまとめを行い、その内容及び予算額を公表している。

平成 30 年 10 月に会計検査院が国会に提出した「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等に関する会計検査の結果について」の検査の結果に対する所見においては「オリパラ事務局は、(中略)大会組織委員会が公表している大会経費の試算内容において国が負担することとされている業務や、オリパラ事務局がオリパラ関係予算として取りまとめて公表している業務はもとより、その他の行政経費によるものを含めて、大会との関連性に係る区分及びその基準を整理した上で大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務については、各府省等から情報を集約して、業務の内容、経費の規模等の全体像を把握して、対外的に示すことを検討すること」とされている。このため、政府においては同月「会計検査院報告の指摘を踏まえた調査結果について」において、会計検査院の報告書に記載された、14 府省等の計 286 事業、計 8,011 億余円（平成 25 年度～29 年度の支出額の合計）について、事業の概要、大会との関連性、大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務の経費の規模等について調査を行い、その結果を公表した。（調査結果については参考資料 5 参照）。

なお、第 2 部では、個別施策に係る政府の取組の進捗状況を整理しているが、これらの施策のうち、主な取組の中には、政府が「会計検査院報告の指摘を踏まえた調査

結果について」において整理を行った大会の関連施策に係る事業のうち、大会の準備、運営等に特に資する事業のほか、本来の行政目的のために実施する事業であり、大会や大会を通じた新しい日本の創造にも資するが、大会に直接資する金額を算出することが困難な事業が記載されている。

また、平成 31 年 1 月に公表したオリパラ関係予算については、会計検査院からの指摘等も踏まえ、大会の招致が決定した平成 25 年度以降を対象にして取りまとめた。平成 25 年度以降のオリパラ関係予算の合計は約 2,197 億円となっている（オリパラ関係予算の詳細については参考資料 4 参照）。

オリパラ関係予算として整理される政府の施策としては、例えば、以下のような日本選手の競技力向上、大会開催に伴う警備、パラリンピック競技大会の開催準備に関するものが挙げられる。このような施策を通じ、大会での日本選手の活躍を支えるとともに、大会中の安全の確保、パラリンピック競技大会の着実な準備など、大会の成功に寄与する取組を行っている。

・ 競技力向上事業

大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動及び次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化について、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な支援を実施する。

・ ナショナルトレーニングセンターの拡充整備

大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、我が国のトップレベル競技者が、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うための拠点施設であるナショナルトレーニングセンター（以下「NTC」という。）のオリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化等による機能強化を図るため、NTCを拡充整備する計画を進める。

・ 警察における各種部隊の資機材の整備

大会中の安全を確保するため、必要な装備資機材等を整備し、各種部隊の事案対処能力の向上を図る。

・ 東京パラリンピック競技大会開催準備

大会開催経費のうち、平成 29 年 5 月の関係者（東京都、大会組織委員会、国及び競技会場が所在する地方公共団体）間の合意（後述参照）を踏まえ、国の経費分担として、パラリンピック競技大会開催準備に必要な経費の一部を負担する。

（大会組織委員会による経費試算と役割（経費）分担）

大会経費については、平成 28 年 12 月、大会組織委員会が全体像を初めて明らかにし、総額が 1 兆 6,000 億円～1 兆 8,000 億円（予備費 1,000 億円～3,000 億円を

む。)に上るとの試算を公表した。ただし、その分担が定まっておらず、その後、東京都を中心に関係者が協議を進めていくこととなった。

その結果、平成 29 年 5 月、東京都、大会組織委員会、国及び競技会場が所在する地方公共団体(※)の四者が、大会の役割分担及び経費分担に関し、基本的な方向(以下「大枠合意」という。)に合意した。この中で、国の役割(経費)分担は、大会の円滑な準備及び運営の実現に向けて、オリパラ基本方針等に基づき関連施策を実施することを基本原則としつつ、大会経費については、パラリンピック経費の4分の1相当額を負担するほか、新国立競技場の整備を既定の方針に基づき進めることとされた(大枠合意の内容については参考資料6参照)。なお、公費負担の対象となるパラリンピック経費については、大会組織委員会、東京都及び国がそれぞれ2:1:1の割合で負担することとなった。

(※) 競技会場が所在する地方公共団体

北海道、札幌市、宮城県、福島県、埼玉県、さいたま市、千葉県、千葉市、神奈川県、横浜市及び静岡県(平成 29 年 5 月の大枠合意当時)。その後、平成 29 年 9 月に茨城県、平成 30 年 8 月に山梨県と相模原市が追加された。

平成 29 年 12 月、大会組織委員会は大枠合意や大会準備の進捗に基づき精査・更新した大会経費(V2)の試算を発表した。総額は1兆3,500億円となり、平成 28 年 12 月の試算に比して1,500億円削減され(予備費を除く。)、大枠合意に基づき、大会組織委員会が6,000億円、東京都が6,000億円、国が1,500億円を負担する試算となっている。なお、パラリンピック経費は総額1,200億円と試算され、その4分の1相当額が国の負担分であることを踏まえ、平成 29 年度補正予算に所要額300億円を計上し、大会の円滑な準備に万全を期したところである。平成 30 年 12 月には、大会経費(V3)を公表しており、支出内容の明確化や新たな需要に対応する一方、経費の最適化にも取り組んだ結果、大会経費(V2)と同額の1兆3,500億円となっている。

大会経費については、今後も、大会準備が進展し具体化する中で見直しが行われ、大会組織委員会は大会の開始まで1年ごとに更新し公表することとしている。大会経費の精査に当たっては、選手が最高のパフォーマンスを発揮できる環境を整備し確保する一方、大会を国民の理解を得て祝福される大会とするためにも、可能な限り経費の抑制に取り組むことが不可欠である。大会組織委員会は今後とも経費縮減と収入増に努めることとしており、国としても、大会組織委員会及び東京都と連携しつつ、こうした取組に協力することとしている。

第3章 大会の円滑な準備及び運営に向けた取組の状況

大会の確実な成功に向けて、大会に参加する全てのアスリートが最高のパフォーマンス

ンスを発揮できるよう、セキュリティの万全と防災・減災等の安全安心の確保、アスリート、観客その他の関係者の円滑な輸送のための措置、暑さ対策・環境問題への配慮及び大会のメインスタジアムとなる新国立競技場の整備に取り組んでいる。また、日本人アスリートの活躍を通じて国民を感動の渦に巻き込めるよう、オリンピック・パラリンピックの一体的な競技力強化、オリンピック・パラリンピックムーブメントの普及に取り組んでいるところである。

また、大会の前年に開催されるラグビーワールドカップ 2019 は、大規模かつ国家的に重要な国際競技大会であること、ラグビーワールドカップ 2019 の準備及び運営が、翌年に開催される大会の準備及び運営と密接な関連を有するものであることから、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成 27 年法律第 34 号）を踏まえ、政府として必要な支援に努めるとともに、セキュリティの万全と安全安心の確保、外国人受入れのための対策など、共通する施策について連携して準備を進めているところである。

なお、セキュリティの万全と安全安心の確保及び円滑な輸送の実現に向けては、競技会場や選手村等が東京都心を中心として広範囲に分散しており、かつ、長期間にわたって競技が実施されることから、国民生活や経済活動等への影響にも配慮しつつ、準備を進めているところである。また、これらの実施に当たっては、大会の盛り上げとのバランスを図っていく必要がある。

① セキュリティの万全と安全安心の確保に向けた取組の状況

「世界一安全な日本」の創造に向けた政府を挙げての戦略的・総合的な取組を進めるほか、時々刻々変化する各種脅威への対処とスポーツの祭典であることとの調和を図り、全ての大会関係者、観客及び国民が安心して大会を楽しむことができるよう、広く関係者の理解と協力を得ながら各種の対策を実施しているところである。

大会のセキュリティ全般については、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議」の下で開催されている「セキュリティ幹事会」において、平成 29 年 3 月、「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略（Ver. 1）」を決定した。同戦略においては、その基本的な考え方として、大会の安全・円滑な準備及び運営、継続性の確保とともに、テロ等の未然防止とサイバー攻撃によるものを含めた緊急事態への的確な対処を掲げている。また、大会期間中における関係機関との 24 時間の連絡・調整態勢を確保するために「セキュリティ調整センター（仮称）」を内閣官房に設置することとしているほか、平成 29 年 7 月には、大会の安全に関する情報を集約し、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析・評価等を行う「セキュリティ情報センター」を警察庁に設置した。

テロ対策については、テロリストグループやそれに共鳴する個人等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっており、また、大会が世界の注目を集め多数の要人の観戦も予想されることからテロの発生が懸念されることから、政府の各

種決定を確実に推進し、情報収集・集約・分析、水際対策、周辺海上・上空を含む競技会場等の警戒警備、テロ対処能力等を強化するとともに、官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進してきたところである。具体的には、国際組織犯罪防止条約の国内担保法である組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 67 号）が平成 29 年 6 月に成立し、同年 7 月に施行され、同条約を締結した。また、同年 12 月に国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部で決定された「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」に基づき、「国際テロ情報収集ユニット」等の関係要員を増強するとともに、平成 30 年 8 月に「国際テロ情報集約室」に設置された「国際テロ対策等情報共有センター」を活用するなど、国際テロ情報の収集・集約・分析等の体制・能力を強化しているほか、事前旅客情報（API）に加え、多くの航空会社から乗客予約記録（PNR）を、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を通じて電子的に取得することを開始するとともに、入国審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を開始するなど、水際対策のより効果的・効率的な推進を図ってきた。さらに、テロや災害発生時における対処能力の向上を図るため、各種部隊の実戦的訓練を反復して実施するとともに、NBC（核・生物・化学物質）テロ対策を強化するため、特殊災害小隊などの緊急消防援助隊の増強・強化、大型除染システム搭載車両の配備等を進めたほか、生物・化学テロ等に備えワクチンなど医薬品の備蓄を行うとともに、事業者による食品防御対策の検討を行っている。また、平成 31 年 3 月に、小型無人機等を用いたテロ事案等の各国での発生やその脅威の高まりを受け、大会の関連施設（会場等・主要空港）等についてその周辺上空での小型無人機等の飛行を原則として禁止することなどを内容とする「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会に提出した。

サイバーセキュリティ対策については、国全体としてのサイバーセキュリティ戦略を着実に実施するほか、サイバーセキュリティ対処調整センター（関係府省庁、大会組織委員会、東京都等との緊密な連携の下、サイバーセキュリティに係る脅威・事案情報の共有等を担う中核的組織）の構築に向け、平成 28 年度は、情報共有・対処体制に関する基本的な方針を関係府省庁が、大会組織委員会、東京都等と協議の上、決定し、これを踏まえ、サイバーセキュリティ対処調整センターを構築し、平成 31 年 4 月から運用を開始する。また、重要サービス事業者の対象を拡大し、リスク評価の取組を継続し、同評価に基づく対策の実施を促進したほか、大会全般にわたる横断的なリスク評価を開始した。さらに、平成 30 年 12 月に成立した「サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律」に基づき、官民の多様な主体が相互に連携し、サイバーセキュリティに関する施策の推進に係る協議を行うための協議会を平成 31 年 4 月に創設する。

防災・減災対策については、国土強靱化を着実に進めるとともに、首都直下地震、

台風、豪雨をはじめとする各種災害発生時における大会関係者及び観客の避難誘導等の対策を検討、推進することとしており、首都直下地震対策としては、既に、災害発生時に、即座に各防災関係機関が円滑かつ迅速に災害応急対策活動に当たれるよう平成 28 年 3 月には、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を策定しており、平成 28 年度以降、実践的な防災訓練等を実施し、計画内容の検証や実効性の向上に向けた取組を進めている。一方、避難誘導対策としては、同年 3 月には、「災害種別避難誘導標識システム」等として日本工業規格（J I S）を制定したところであり、関係府省庁等が連携し、外国人観光客等の避難誘導の強化に資するよう、国際標準化に努めるとともに、継続して、周知・普及活動を推進したところである。感染症対策については、中東呼吸器症候群（M E R S）等の海外の感染症発生動向を踏まえつつ、水際対策に万全を期すために必要な体制を整備するとともに、サーベイランスの強化などの国内の感染症対策を推進してきたところであり、具体的には、結核・風しん等の対策を進めている。平成 30 年 12 月には、昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日の間に生まれた男性を対象に風しん抗体検査及び定期接種を行う等の対策を行うことを決定した。あわせて、食中毒予防策としては、夏期の一斉取締りや食品衛生月間の監視・指導等を継続的に実施するとともに、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組である H A C C P（Hazard Analysis and Critical Control Point）に沿った衛生管理の制度化に向け、同年 6 月には、「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 46 号）が成立するなど、衛生管理の更なる普及・推進を実施してきたところである。

② アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策に向けた取組の状況

大会の成功のためには、大会関係者と観客の円滑な輸送を実現するとともに、経済活動や市民生活への影響を最小化することが極めて重要である。このため、大会組織委員会、東京都、関係自治体、国、輸送関係業界等で構成される「輸送連絡調整会議」において、輸送ルートの設定、観客の輸送対策等についての調整を進めており、特に、関係者輸送については、道路網を使い専用車両により行われることから、経済活動や市民生活に配慮したルート設定や、交通総量を抑制するための諸対策を推進するなど、大会の開催が経済活動や市民生活に与える影響を最小限に抑えるよう検討している。

さらに、大会輸送と一般交通とが適切に共存できるよう、平成 29 年 5 月に、国、大会組織委員会、東京都、関係自治体、経済団体等で構成される「2020 交通輸送円滑化推進会議」を設置し、大会期間中の国民・企業等の交通行動や働き方等の見直しに関する機運醸成や合意形成を図るため、経済界等と一体となって全国的な視野で検討を進めている。大会輸送車両については、大会開催時と同等規模での運行演習が困難であることも踏まえ、各主体における交通行動の見直しと、試行の積み重ね等を実施していく必要がある。このため、関係省庁間における情報共有及び関連業界への情報提供や交通行動の見直しに関する取組の働きかけ等を通じて、東京都、大会組織委員

会及び経済界の取組推進への協力を行うこととしており、平成 30 年 8 月には、東京都、内閣官房及び大会組織委員会が事務局となり、TDMに協力する企業が参画する「2020 TDM推進プロジェクト」を立ち上げた。平成 31 年 2 月、東京都及び大会組織委員会主催の交通輸送技術検討会において、政府に対し、呼びかけによる交通量の削減や交通規制に加え、更なる対策の検討の依頼があった。今後は、円滑な輸送の実現に向け、政府が率先して、交通量の削減のための取組等を強化していく。また、平成 30 年 6 月には、「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律」が成立し、同月に施行されたことにより、2020 年（令和 2 年）に限り国民の祝日の適用を変更し、オリンピックの開会式前日、開会式当日、閉会式翌日を祝日とすることとされた。

あわせて、大会期間中に首都圏の交通の状況を一体的に管理するため、東京都では、大会組織委員会や交通管理者、道路管理者等で構成される輸送センターの設置に向けた準備を進めている。事故発生時にも、迅速かつ臨機の対応を行うこと等により、経済活動や市民生活への影響を最小限に抑えつつ、大会における円滑な輸送が実現するように、国としても、しっかり協力しているところである。

道路輸送インフラの整備として、臨海部における既存の第二航路海底トンネルに並行して、臨港道路南北線を建設しており、2020 年（令和 2 年）までの供用を目指して取り組んでいるほか、首都高速道路湾岸線東京港トンネルに並行する国道 357 号線東京港トンネルの西行き（海側）が平成 28 年 3 月に開通し、東行き（山側）についても令和元年 5 月頃に開通する予定である。なお、平成 30 年 3 月には、首都高晴海線が開通した。

また、外国からアスリート、大会関係者、観客が来日することから、円滑な出入国を実現することは、大会の成功のみならず、2030 年（令和 12 年）の訪日外国人 6,000 万人達成に向けたレガシーにもなる。

円滑な出入国の実現に向けて、平成 28 年 12 月に設置された「出入国に関する関係省庁等連絡会議」において、大会の一時的な需要の精査や処理能力の検証を行い、その結果を踏まえた体制強化の必要性について検討を行った。さらに、開会式や閉会式の前後には、要人を含む特別対応が必要な多くの関係者やパラリンピック選手団等が短期間に出入国するなど、大会特有の事情を考慮しつつ、空港における関係者の動線分離などの対応を行う必要があり、C I Q関係省庁をはじめとした関係者と課題への対応やその進捗管理を行っているところである。平成 30 年度には、709 人の C I Q職員を増員するなど体制強化に向けた取組も進めている。平成 29 年 10 月には、羽田空港の上陸審査場に顔認証技術を活用した自動化ゲートである「顔認証ゲート」3 台を先行導入し、日本人の帰国手続において運用を開始し、平成 30 年度には成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港及び福岡空港の上陸・出国審査場に本格導入し、日本人の出帰国手続において運用を開始した。

また、首都圏空港の機能強化について、羽田空港については、飛行経路の見直しに

向け、航空保安施設や誘導路等の施設整備、騒音対策、落下物対策等を進めるとともに、地域への丁寧な情報提供を実施する一方、成田空港については、引き続き高速離脱誘導路の整備等を進め、2020年（令和2年）までに首都圏空港の空港処理能力を年間約8万回拡大するための取組を推進しているところである。

さらに、外国人の受入れのための対策として、「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」に設置された小売プロジェクトチームを通じた小売業における多言語化の推進などの多言語対応の強化、一般社団法人公衆無線LAN認証管理機構の会員事業者間の連携により、20万箇所以上で事業者の垣根を越えてシームレスなWi-Fi接続を実現するなどの利用開始手続の簡素化や地方公共団体、宿泊施設、観光案内所、公共交通機関等における整備支援等を通じた無料公衆無線LANの利用促進に向けた取組のほか、社会全体のICT化、宿泊施設の十分な供給確保に向けた対策の一つとして平成29年6月に成立した住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）による「民泊」の活用、美しい都市環境の創出や道路の防災性向上等の観点による無電柱化、海外発行クレジットカードなどの決済環境等の改善に向けた実証実験、案内用図記号の国内規格（JIS）の変更・追加等に取り組んでいる。また、医療機関における外国人患者受入れ体制の整備として「外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP：Japan Medical Service Accreditation for International Patients）」の拡大や医療機関における医療通訳・外国人向け医療コーディネーターの配置、院内案内表示の多言語化等の支援のほか、外国語診療が可能な「訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関」の更なる充実に取り組んだ。外国人来訪者等への救急・防災対応として、救急車利用ガイドの多言語対応、電話通訳センターを介した三者間同時通訳の導入による119番通報時等の多言語対応のほか、平成29年4月から消防本部に対して多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の提供を開始し、未導入の消防本部に対し導入を促進している。

③ 暑さ対策・環境問題への配慮に向けた取組の状況

平成30年の夏は記録的な猛暑であり、大会が暑さの厳しい時期に開催されることから、アスリート、観客等が過ごしやすい環境を整備することは極めて重要である。このため、平成27年9月に関係府省庁、東京都及び大会組織委員会で構成される「東京2020に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議」において策定した「東京2020に向けたアスリート、観客等の暑さ対策に係る中間とりまとめ」に基づき、ハード・ソフト両面からの暑さ対策を推進しているところである。競技会場等の暑さ対策については、「アスリート・観客にやさしい道の検討会」において、総合的な道路空間の暑熱対策の今後の方向性を取りまとめ、取組を進めた。また、実際の暑熱環境の調査等に基づき、「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」を策定した。外国人への熱中症等関連情報の発信については平成29年6月に策定した「外国人等に向けた熱中症等関連情報の情報発信の計画」に基づき、順次情報発信を進めた。また、大会期間中の暑さ対策の検討材料とするとともに、より効果的

な熱中症予防情報の発信を行うため、同年度に、競技会場等において暑さ指数（WBGT）に関する調査を行い、平成30年度においても、主要競技会場周辺等を対象に暑熱環境を調査し、暑さ指数の推計手法を検討した。なお、大会組織委員会では、同年12月に、暑さ対策として7人制ラグビーと自転車のマウンテンバイクについて競技時間を見直すと公表した。救急医療体制の整備については、スマートフォン等を活用した救急通報の多様化の検討、多言語音声翻訳アプリ救急ボイストラを用いた救急活動の促進、医療機関における外国人患者受入れ環境の整備を進めた。暑さ対策に係る技術開発については、ゲリラ豪雨の早期予測を可能とする高速三次元気象レーダを平成29年12月に設置したほか、高精度な降雨量予測技術の確立に向けた実証実験を行った。

また、大会における持続可能性を実現するため、大会組織委員会では、平成30年6月に持続可能性に配慮した運営計画第2版を策定・公表するとともに、平成31年3月末には持続可能性進捗状況報告書を策定・公表したところであり、国も同計画や報告の策定に当たり必要な情報の提供等を行った。加えて、日本が保有する省エネルギー・環境関連の技術の活用をはじめとする環境等への配慮を通じて、大会の二酸化炭素等の排出量削減、3R（リデュース、リユース、リサイクル）促進をはじめとする環境負荷低減に向けた取組を推進してきたところである。例えば、燃料電池自動車や燃料電池バスの導入、水素ステーションの整備に対し支援を行った。また、海外から来訪される観客等による廃棄物の分別を推進していくため、外国人にとっても分かりやすい試行用分別ラベルを作成し、効果検証を行った結果を踏まえ、「大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイド」を策定するとともに、関係自治体等関係団体に対して同ガイドの周知を行っている。加えて、同年3月に終了した「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」では、中央府省庁の庁舎に小型家電の回収ボックスを設置する省庁リレーやホストタウンの教育機関等で携帯電話を回収する「ホストタウン・メダルプロジェクト」を実施し、機運の醸成を図った。

④メダル獲得へ向けた競技力の強化に向けた取組の状況

JOC及びJPCが設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、日本人アスリートが、大会において最高のパフォーマンスを発揮し、過去最高の金メダル数を獲得するなど優秀な成績を収めることができるよう、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動及びJ-STARSプロジェクト等による次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化の支援並びにスポーツ医・科学、情報分野の多方面からの専門的かつ高度な支援体制の構築に努めるとともに、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築に取り組んでいる。

平成29年3月に文部科学省が策定した「スポーツ基本計画」や平成28年10月にスポーツ庁が策定した「競技力強化のための今後の支援方針（鈴木プラン）-2020年以降を見通した強力で持続可能な支援体制の構築-」に基づき、平成30年度には独立行政法人日本スポーツ振興センターのハイパフォーマンスセンター（令和元年5月

に「ハイパフォーマンススポーツセンター」に改称。)にJOC、JPCを含めた協働チームを設置し、競技団体の強化戦略プランの各段階で多面的にコンサルテーション・モニタリングを実施したほか、ハイパフォーマンスセンターの機能強化を図るため、ハイパフォーマンスに関する情報収集や競技用具の機能を向上させる技術等を開発するための体制を整備し開発に着手するとともに、各種情報を一元管理し、トップアスリートが必要な情報を迅速に取得できるシステムの構築・活用による取組を進めた。また、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用による一体的な強化拠点として整備充実を図るため、NTC拡充棟(仮称)の整備を進めたほか、平成29年度においては、オリパラ共同利用1施設のNTC競技別強化拠点を指定するなどの取組を推進した。

⑤ アンチ・ドーピング対策の体制整備に向けた取組の状況

競技の公平・公正性を確保するため、アンチ・ドーピング対策を強化する必要がある。大会時には、世界各国から多くの選手が来日することもあり、多くの検査が必要となることに加え、組織的なドーピングが国際的に問題になったことを踏まえると、世界ドーピング防止機構(WADA: World Anti-Doping Agency)や公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(JADA: Japan Anti-Doping Agency)とも連携しつつ、競技者等に対する研修、ドーピング検査員の育成、検査体制の強化等の万全の体制整備を行うとともに、スポーツの価値・インテグリティ(高潔性)を更に高めようとする国際的な取組に貢献することが必要であり、国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化を支援することが必要である。平成28年度に、「アンチ・ドーピング体制の構築・強化に向けたタスクフォース」において、ドーピング検査の実効性の向上、教育活動の充実・強化、研究活動の充実・強化、組織的なドーピングに対する国際的な対応への関与等に関して論点の整理を行い、取りまとめた報告書に基づき、平成29年度及び平成30年度においては、国際競技大会に対応できるドーピング検査員の養成、ドーピング通報窓口の運用開始などのインテリジェンス共有体制の構築に向けた基盤整備、大学等の研究機関の連携による研究開発事業の推進等の取組を進めた。また、平成30年6月には、ドーピング防止活動の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項等を定めた「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律」(平成30年法律第58号)が成立した。

⑥ 新国立競技場の整備に向けた取組の状況

大会のメインスタジアムとなる新国立競技場については、世界の人々に感動を与える場となるよう、平成27年8月に新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議において決定した「新国立競技場の整備計画」に基づき、アスリート第一、世界最高のユニバーサルデザイン、周辺環境等との調和・日本らしさを基本理念として、大会に確実に間に合うよう着実に整備を進めることとしており、平成28年12月から本

体工事を開始した。令和元年 11 月の完成に向け、引き続き着実に取組を進めているところである。

⑦教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及、ボランティア等の機運醸成に向けた取組の状況

オリンピック・パラリンピックへの関心を高め、スポーツの価値や効果の再認識を通じ、国際的な視野を持って世界の平和に向けて貢献できる人材を育成するため、全国各地でオリンピック・パラリンピック教育に取り組んでいる。平成 28 年 7 月に、オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議において取りまとめた「オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて」に基づき実施している、スポーツ及びオリンピック・パラリンピック競技大会の意義、価値、歴史に対する国民の理解・関心の向上、障害者を含めた多くの国民の生涯にわたるスポーツへの主体的な参画の定着・拡大、若者に対するこれからの社会に求められる資質・能力の育成について推進を図るための「オリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業」について、平成 28 年度は全国 12 府県において、平成 29 年度は全国 15 府県 5 政令市において、平成 30 年度には全国 26 道府県 8 政令市において、教員向け研修、オリンピック・パラリンピアンとの交流事業、市民セミナーの開催、パラリンピック体験授業の開催などのオリンピック・パラリンピック教育を推進した。あわせて、スポーツの記録と記憶を後世に残すため、過去のオリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツに関する多様な資料のアーカイブ化、ネットワーク化に向けたガイドライン案の作成等に取り組んだ。

さらに、官民連携の下、Sport for Tomorrow プログラムを通じて、開発途上国をはじめとする 100 か国以上、1,000 万人以上に、スポーツの価値及びオリンピック・パラリンピックムーブメントを広めるため、スポーツ分野での国際貢献・交流事業を行うこととしている。スポーツ庁では、例えば、学校体育教育の質の向上に向けた専門家の派遣、運動会やラジオ体操などのスポーツイベントの開催支援を実施するなどの取組を進めてきたほか、国際スポーツ人材育成拠点の構築、国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援、パラリンピック未参加国・地域等の支援の取組を進めた。外務省においては、開発途上国への支援の一環として、スポーツ関連施設の整備や器材供与、独立行政法人国際協力機構によるボランティアの派遣、技術協力等を継続的に実施してきたほか、平成 27 年度からスポーツ外交推進の観点から取組を実施している「スポーツ外交推進事業」を通じて、平成 30 年度においてもスポーツ選手や指導者等の招へい・派遣、スポーツ器材輸送支援等の取組を実施した。

また、全国でより多くの方々が大会に関連した取組に関わっていくことができるよう、大会の運営や地方における海外からの来訪者の受入れなどの各種ボランティア活動等への機運醸成を図ることとしているほか、外国人観光客への道案内や、障害者・高齢者等への支援の意思を持つ人々によるサポートの輪を全国に広げていくため、中学生以上の者を対象として、異文化交流に向けた心構えや、心のバリアフリーを学ぶ

ことができるアニメーション動画について、異文化交流に係る有識者や障害当事者等の参画の下、作成した。

⑧ その他

大会の開催に向け、オリンピック・パラリンピックを一体として機運を醸成するため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣を発行することについて、平成28年7月に閣議決定した上で、同年10月には2016年リオデジャネイロ大会の終了後に日本では初の試みとして開催都市の引継ぎをテーマとする記念貨幣を発行した。さらに、一連のシリーズとして大会開催直前までに4回に分けて37種類発行することとしており、第一次発行分については、平成30年2月に図柄等の公表を行い、同年11月に発行した。第二次発行分については、同年12月に図柄等の公表を行った。平成29年10月からは、大会の開催を記念し、オリンピック・パラリンピックを一体とした特別仕様自動車ナンバープレートの交付を開始した。

平成30年6月には、電波法の特例として、大会組織委員会については無線局の免許・登録申請等の手数料及び無線局の電波利用料に係る電波法の規定を適用除外とする「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律」が成立した。

また、平成30年12月には特定興行入場券の不正転売を禁止するとともに、その防止等に関する措置等を定めた「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」が成立した。

さらに、平成31年3月には、大会に参加等をする非居住者及び外国法人に係る課税の特例の創設を行う「所得税法等の一部を改正する法律」（平成31年法律第6号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成31年法律第2号）が成立した。

平成30年7月には、大学等に対して、2020年（令和2年）に限り大会の開会式等を祝日にする法改正の趣旨を踏まえ、各大学等における令和2年度の学事暦の設定に当たって適切に対応するよう要請するとともに、学生がオリンピック・パラリンピック競技大会等やボランティア活動へ参加する意義を踏まえて各大学等が学事暦の変更等を行う場合の留意事項を改めて周知した。

第4章 大会を通じた新しい日本の創造に向けて

1964年東京大会は、新幹線、首都高速道路、ごみのない美しい街並みなど、現在にも残る数々の遺産（レガシー）が生み出された。

今回の大会も、多くの先進国に共通する課題である高齢化社会、環境・エネルギー問題への対応に当たり、日本の強みである技術、文化をいかしながら、世界の先頭に立って解決する姿を世界に示し、大会を世界と日本が新しく生まれ変わる大きな弾み

とし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーを創出するため、様々な取組を行っているところである。

(1) 大会を通じた日本の再生

① 被災地の復興・地域活性化

東日本大震災から丸8年が経過した。大会開催により、世界各国からアスリート、観客が日本に集まり、海外メディアにより広く報道され、世界の注目が日本に集まるこの機会を国全体で最大限にいかし、「復興オリンピック・パラリンピック」として、東日本大震災からの復興の後押しとなるよう被災地と連携した取組を進めるとともに、被災地が復興を成し遂げつつある姿を世界に発信する。これを通じて、被災地における生業の再生や観光の振興等に寄与するとともに、世界中から差しのべられた支援に対する感謝の意を伝える。

平成26年7月、大会組織委員会により、被災3県、東京都、JOC、JPC、スポーツ庁、復興庁及び内閣官房を構成員とする「被災地復興支援連絡協議会」が設置された。平成31年2月には2回目の会議が開催され、それぞれの取組の共有と、「復興オリンピック・パラリンピック」を連携して推進していくことが確認された。

平成27年9月末、国際オリンピック委員会（以下「IOC」という。）に提案する追加種目案を大会組織委員会が決定した際に、被災地を含めた地方での追加種目の試合の開催を行うよう、政府から大会組織委員会に対し要望等を行った結果、平成29年3月、IOC理事会において、野球・ソフトボールの競技会場の一つとして福島県営あづま球場（福島県福島市）が正式に承認され、平成30年5月には、サッカーの競技会場の一つとして宮城スタジアム（宮城郡利府町）が承認された。

被災地を駆け抜ける聖火リレーの実現に向けては、国も参画する大会組織委員会主催の聖火リレー検討委員会において、全都道府県を回ること、被災地を丁寧に戻ること等を求め、平成30年4月には、被災3県の聖火リレー日数を3日間とすることやオリンピック聖火リレーに先立ち聖火を「復興の火」として被災3県で順次展示する方針とオリンピック聖火リレーのコンセプトが決定され、同年7月には、聖火リレーの出発地点を福島県にすることなどが決定された。また、同月、宮城県石巻市に復興のシンボルとして展示している旧国立競技場の炬火台を岩手県や福島県でも展示することを決定した。その後、同年9月には、ギリシャで採火された聖火が航空自衛隊松島基地に到着することが決定し、同年12月にはパラリンピック聖火リレーのコンセプトが決定された。さらに、平成31年3月、オリンピック聖火リレーのグランドスタート会場が、「ナショナルトレーニングセンターJヴィレッジ」に決定された。引き続き、被災3県や関係機関と連携を深め、取組を進めているところである。

このほか、平成29年3月に開設した、復興庁ホームページにおける「復興ポータルサイト」において、復興の情報とともに、被災地における大会に関連するイベントや事前キャンプ等の情報発信を進め、平成30年7月には、大会開催を契機に「被災

地復興」を後押しする政府の取組として、内閣官房・復興庁の連名で「復興オリンピック・パラリンピックに係る政府の取組」を公表した。また、同年9月に「復興オリンピック・パラリンピック」の実施に向けて被災3県と関係機関で連絡調整を行う「復興五輪連絡調整会議」を設置し、被災地食材の活用に向けたGAP認証の取得促進や復興の情報発信等について議論を行っている。

さらに、平成29年3月に、大会組織委員会が策定した、持続可能性に配慮した調達コードにおいて、調達の際の被災地の復興への配慮について明記されたほか、平成30年3月に大会組織委員会が策定した、飲食提供に係る基本戦略においても、被災地食材を活用したメニューを提供し、高品質な食材を生産できるまでに復興した被災地域の姿を発信することや被災地食材の安全性に関する適切な情報発信を行うことが明記された。平成30年9月には大会組織委員会、東京都及び復興庁で共催した「第1回ワールド・プレス・ブリーフィングレセプション」において、海外メディアに対して復興の現状をプレゼンテーションするとともに、被災地食材を活用した料理や日本酒を提供し、同年11月の各国オリンピック委員会連合（ANOC）の年次総会では被災地の日本酒を提供するとともに風評被害の払拭に向けた情報発信を行った。

スポーツの振興、教育文化の向上、共生社会の実現、地域活性化等の観点から、大会を契機に来訪する大会参加国・地域の方々との交流を通じ、特色ある地域づくりを目指す地方公共団体を「ホストタウン」として、平成28年1月より登録を開始した。各地では、相手国・地域の関係者とホストタウンの住民同士の、スポーツのみならず、文化、経済、教育、食といった様々な分野で草の根レベルの交流が始まっている。平成30年2月にはホストタウンに係る関係者が一堂に会し、特徴ある取組の事例や課題を共有する「ホストタウンサミット」を開催した。平成31年2月にも「ホストタウンサミット2019」を開催し、各地での取組事例の共有のみならず、ホストタウンが抱える課題をテーマに研修会を実施した。また、「ホストタウンリーダー」及び「優良情報発信賞」の表彰を行った。平成30年6月には、ホストタウン自治体の首長が一堂に会する「ホストタウン首長会議」を設置・開催し、同年11月にも第2回会議を開催した。さらに、同年9月には岩手、宮城及び福島の前3県において、知事及びホストタウン自治体との意見交換会を開催した。

ホストタウンは、平成31年3月現在、310件が登録され、関係する地方公共団体は381、相手国・地域数は121まで拡大した。平成29年9月には、被災3県において、国際社会からの支援に対する感謝の気持ちを表す「復興ありがとうホストタウン」の取組を開始し、平成31年3月現在、22件が登録されている。

また、共生社会の実現に向け、パラリンピアンとの交流をきっかけに、ユニバーサルデザインの街づくり及び心のバリアフリーの取組を実施する「共生社会ホストタウン」を平成29年11月に新設し、平成31年3月現在、13件が登録されている。平成31年2月には共生社会の推進のための先進的な取組を進めるため、情報交換・発信を行うことを目的として「共生社会ホストタウン連絡協議会」を設立した。さらに、関係首長が初めて一堂に会する「共生社会ホストタウンサミット」を山口県宇部市にお

いて開催し、あわせて、国内外で認知度が高く日本を代表するキャラクターである「ハローキティ」を「共生社会ホストタウン大使」として任命した。事前キャンプ誘致については、大会組織委員会が、国を含む関係者と連携して平成 27 年 1 月に事前キャンプ地の候補地ガイド（紹介リスト）掲載に係る応募要領を公表した。同年 4 月から平成 30 年 9 月まで地方公共団体からの登録申請を受け付けており、既に登録要件を満たした候補地のリストについて、「TOKYO2020 事前キャンプガイド」として、2016 年リオデジャネイロ大会の開会に合わせて平成 28 年 8 月から大会組織委員会ホームページ上において日本語・英語・フランス語で公開されている。

また、大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくため、東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」が構築し、平成 28 年 4 月から本格的に稼働されている、「ビジネスチャンス・ナビ 2020」について、東京都、大会組織委員会、経済界等と連携し、全国の中小企業に広く発信情報を提供するポータルサイトとして、積極的な活用が進められている。

②日本の技術力の発信

大会開催により、日本が世界中の注目を集め、我が国の最新技術によって課題解決した社会の姿を世界へ発信することが可能となる。これにより、我が国産業の世界展開や海外企業の対日投資等を喚起し、我が国の経済成長を強力に推進して「強い経済」の実現につなげていくことが重要である。このため、大会に向けて技術開発を前倒しで進めるとともに、大会を通じて日本の強みである技術をショーケース化して世界に発信しつつ、大会後のイノベーションにもつながるレガシーを形成していく。

大会に向けた科学技術イノベーションの取組全般については、2020 年（令和 2 年）に日本から世界に科学技術イノベーションの成果を発信する 9 つのプロジェクト（スマートホスピタリティ、次世代都市交通システム、ゲリラ豪雨・竜巻事前予測等）を設定して平成 28 年 4 月に取りまとめた「事業計画」（平成 29 年 11 月改定）に基づき、官民一体となって技術開発、社会実装を進めているところである。

このほか、水素社会の実現に向けては、営業用路線で運行される燃料電池バスの導入について、平成 29 年度には 3 台、平成 30 年度には 13 台を新たに支援するとともに、平成 29 年度には 10 か所、平成 30 年度には 9 か所の商用水素ステーションの新設等のインフラ整備を支援した。また、燃料電池自動車及び水素ステーションの普及拡大を図るための低コスト化等に向けた技術開発や規制見直しを行うとともに、業務・産業用燃料電池の技術実証を進めている。さらに、平成 28 年 9 月に福島新エネ社会構想実現会議において取りまとめた「福島新エネ社会構想」に基づき、世界最大級となる 1 万 kW の水電解装置により再生可能エネルギーから大規模に水素を製造し、これを福島県内のみならず大会開催時に東京で活用するという構想の実現に向けて取組を進め、平成 30 年 7 月、福島県浪江町において「福島水素エネルギー研究フィールド」の建設に着工し、令和 2 年度夏頃の本格稼働を目指している。

革新的エネルギーマネジメントシステムの確立に向けては、太陽光発電や蓄電池な

ど、多数の電力需要家側のエネルギーリソースをIoT技術により統合制御するエネルギー・リソース・アグリゲーションについて、エネルギーリソースを遠隔制御するための通信規格の整備やサイバーセキュリティに関する議論を進めるとともに、蓄電池等を統合制御する実証を引き続き実施した。また、電力システム改革の進捗に合わせ、ピーク時間帯の電力需要抑制策として、ディマンドリスポンスの一つであるネガワット取引の更なる普及に向け、ネガワット取引ガイドラインを改定するなど、平成29年4月にネガワット取引市場を創設した。

自動走行技術を公共バスに活用した次世代都市交通システム（ART：Advanced Rapid Transit）の実現に向けては、平成28年4月に所要の技術開発と実証に向け、内閣府、東京都、関係企業の間で今後の協力に関する覚書を締結し、これら関係者間で連携しつつ、平成29年度は、正着制御技術や公共車両優先システム（PTPS：Public Transportation Priority Systems）を用いた運用技術についての実証実験を実施した。平成30年度には、公道等で実証実験を実施し、実交通環境下での精度検証を実施した。

先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現に向けては、平成27年度に発足したユニバーサル未来社会推進協議会の下、平成28年度は千葉市や、東京都渋谷区においてワーキンググループを設置し、地方公共団体の主体性を重視した取組を進め、平成29年度に開催した「ロボカップ2017名古屋世界大会」においては、名古屋市等と連携し、先端ロボット技術の取組についての周知を行い、2020年（令和2年）の体験フィールド構築に向けた取組を推進している。また、平成30年度には、ユニバーサル未来社会推進協議会渋谷超福祉ワーキンググループを実施した。

訪日外国人の属性情報等を事業者・地域間で共有・活用して質の高いサービス、決済環境を提供するための共通基盤である「おもてなしプラットフォーム」を構築するため、平成28年10月から3地域でサービス実証を実施し、また、平成29年度は、各地域の事業者が得られる訪日外国人旅行者の属性や行動履歴等に関するデータを全国統合的に蓄積・利活用できるプラットフォームを構築し、10地域においてデータを収集するとともに、当該プラットフォームにおいてデータを集計し、訪日外国人旅行者の行動傾向等を分析する実証を行い、社会実装に向けた取組を推進した。

さらに、大会組織委員会が取組を進めている「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」について、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成24年法律第57号）に基づく取組のノウハウを基に、適切な回収方法を提案するなどの協力を進め、平成29年4月から平成31年1月までの累計で、携帯電話約575万台、小型家電約67,180tを回収した。大会組織委員会では、平成31年2月に、平成30年10月時点で、金93.7%、銀85.4%、銅100%の金属を確保したとして、メダル製造に必要な金属量を確保できる見通しであることを公表しつつ、プロジェクトとしての小型家電等の回収は平成31年3月末をもって終了した。このプロジェクトの周知・PR等を支援することで、オリンピック・パラリンピック競技大会史上初のリサイクルメダル製作を実現するとともに、持続可能な社会の構築に向け、我が国の

リサイクル技術や3R意識の高さを国内外に発信した。

これらに加え、大会を通じて日本の強みである技術をショーケース化して世界に発信していくため、オリンピック・パラリンピック等経済界協議会と国との共催により、企業規模を問わずに世界最先端の日本の技術等を集め、「企業合同技術展示会・カウントダウンショーケース」を、平成29年12月に東京で開催して以降、大阪や九州も含め平成30年度末までに計5回開催した。今後も、大会に向けて継続的に開催することとしている。

③外国人旅行者の訪日促進

平成28年3月に明日の日本を支える観光ビジョン構想会議が取りまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日外国人旅行者数を2020年（令和2年）に4,000万人とする等の目標を設定しており、これまでの取組により、平成30年は3,119万人に達したところである。

2020年（令和2年）までの次期大会開催国として注目される期間に、明日の日本を支える観光ビジョン等に基づき、多言語対応等を含めた外国人受入れのための対策及び在外公館等を活用した日本の多様な魅力の発信と連動しつつ、大会後も見据えた訪日プロモーション等を推進することにより、大会のレガシーとして、2030年（令和12年）の訪日外国人6,000万人に向けた基盤となる受入れ環境を整備する。

具体的には、大会の成功に向けて、多言語対応協議会において策定された「多言語対応の基本的な考え方」に基づく取組を進め、「新宿ターミナル協議会」における新宿駅の案内サインの改善を進めてきたほか、平成29年6月には、「小売プロジェクトチーム」を設置し、平成30年12月に多くの小売店が迅速かつ効率的に多言語対応を進めるための手引きとなる「小売業の多言語対応ガイドライン」を策定した。また、「無料公衆無線LAN整備促進協議会」を通じた無料Wi-Fiの普及や利用開始手続の簡素化等ICT環境の整備に取り組んできた。さらに、医療機関における外国人患者受入れ体制の整備、外国人・障害者をはじめとする多くの方々が競技会場に集まる状況における救急・防災対応等を進めている。今後、大型クルーズ船の宿泊施設としての活用（ホテルシップ）や、民泊等の活用を進めることにより、大会期間中に十分な宿泊施設の確保がなされるよう取組を進めるとともに、大会後の全国各地での大規模イベント誘致を可能とする。また、観光地域づくりの舵取り役を担う法人であるDMO（Destination Management /Marketing Organization）の形成・育成、DMOが中心となっていく地域の関係者が広域的に連携して訪日外国人旅行者等の来訪・滞在促進を図る取組に対する支援等により、大会後も含め、訪日外国人旅行者を地方へ誘客するための施策により大会の開催効果を東京のみならず広く地方に波及させるための取組を進めた。欧米豪市場を中心として、訪日促進のための「Enjoy my Japan グローバルキャンペーン」を開始したほか、各地方ブロックにおいて、地域の観光資源をいかした滞在コンテンツの充実、ターゲット市場へのプロモーション等の更なる充実に向けた取組を支援し、訪日プロモーションの戦略的高度化、大会開催効果の地方への

波及に向けた取組を進めた。

また、大会の円滑な開催、さらにはその先を見据え、首都圏の国際競争力の強化、増加する訪日外国人旅行者の受入れ等の観点から、羽田空港の飛行経路の見直し、成田空港の高速離脱誘導路の整備等により、2020年（令和2年）までに首都圏空港の空港処理能力を年間約8万回拡大するための取組を推進している。C I Qの体制強化としては、平成30年度に全国で709人の増員を図った。さらに、平成28年12月に設置された出入国に関する関係府省等連絡会議において大会時の特別対応について検討を進めている。

このほか、東京都と連携した競技会場周辺等の快適でにぎわいのある水辺空間の創出や舟運の活性化に関する取組を一体的に推進し、河川敷地占用許可準則の緩和等を活用しつつ、テラス整備等の水辺の動線確保による街づくりと一体となった水辺環境の改善等を支援し、平成30年度においても、引き続き取組を推進し、民間事業者など様々な関係者の主体的取組を促している。

（2）日本文化の魅力の発信

① 日本文化の魅力の発信

大会開催は、日本が持つ文化の魅力を育み、発信し、継承していくための絶好の機会である。この機会に、2020年（令和2年）以降を見据え、成熟社会にふさわしい次世代に誇れる文化レガシーを創出し、真の「文化芸術立国」実現を目指すこととし、取組を進めている。政府全体で文化関連施策を横断的に取り扱う体制を整えるため、平成29年3月に内閣官房に「文化経済戦略特別チーム」を発足させ、平成29年12月に、文化と産業・観光等他分野が一体となって新たな価値を創出し、文化芸術の保存・継承や新たな創造等に対して効果的に再投資されることにより、持続的な発展につながる好循環を構築することを目指した「文化経済戦略」を取りまとめた。また、平成30年6月に「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成30年法律第42号）が成立し、文化財の保存・活用の推進や、文化財の多言語解説の整備等に必要の予算の確保を行った。このほか、同月に文部科学省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第51号）の成立による文化庁の機能強化、美術工芸品に係る相続税の納税猶予の特例の創設等を行った。

大会に向けて関係府省庁、政府関係機関、地方公共団体等において進められる文化を通じた機運醸成策に関する情報共有及び連携等を目的として、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議」（以下「連絡・連携会議」という。）を平成27年11月に設置し、これまでに8回開催し、国際化や共生社会への対応といったレガシーの創出に資する文化プログラムを、大会開催地にとどまらず全国に浸透させるとの方向性を共有した。また、平成29年3月に連絡・連携会議の下に、「事業実施推進プロジェクトチーム」を設置し、これまでに3回開催した。引き続き、2020年（令和2年）に向けた文化プ

ログラムを構成する事業の実施について、関係機関相互の調整を進めていく。

『日本の美』総合プロジェクト懇談会（第6回）」における議論を踏まえて、大会の開催を契機に日本の文化芸術の魅力を国内外に発信する「日本博」の開催に向けた準備を進め、平成30年12月には「日本博総合推進会議」を立ち上げるとともに、平成31年3月には「日本博旗揚げ式」を開催した。日本博は、2020年（令和2年）を中心としつつ、その前後の期間も含めて幅広く展開することとしており、総合テーマ「日本人と自然」の下に、「美術・文化財」「舞台芸術」「メディア芸術」「生活文化・文芸・音楽」「食文化・自然」「デザイン・ファッション」「共生社会・多文化共生」「被災地復興」など各分野にわたり、縄文時代から現代まで続く「日本の美」を国内外へ発信し、次世代に伝えることで更なる未来を創生する。日本博を、大会を契機とした文化プログラムの中核的事業として位置付け、各地域が誇る様々な文化観光資源を年間通じて体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的広報を推進する。

また、平成28年度、平成29年度に続き、平成30年度にも、大会の機運醸成に向けて特別に実施される要素（多言語対応・バリアフリー対応等）を含む文化イベントについて、その成果と課題を分析し全国展開を図ることを目的とした試行プロジェクトを実施した。

さらに、2020年（令和2年）以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様に富んだ文化をいかし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーの創出に資する文化プログラムを beyond2020 プログラムとして認証することとし、平成28年12月に開催した連絡・連携会議において、認証に係るガイドラインを決定した。beyond2020 プログラムをオールジャパンで統一感を持って展開するため、全国芸術系大学コンソーシアムに参加する大学・大学院の学生を対象とした公募により、平成29年1月、「beyond2020 プログラムロゴマーク」を作成し、認証を開始した。平成31年3月末時点で、1万件以上のプログラムが認証されたほか、beyond2020 プログラムの認証組織を関係府省庁、都道府県、政令指定都市等、平成31年3月末時点で67組織まで拡大しており、引き続き beyond2020 プログラムの普及を図ることとしている。さらに、平成29年10月、公共空間を活用した文化イベントの実施に関する相談窓口を設置し、公共空間における文化イベント実施を後押しする取組を開始するとともに、平成30年2月には beyond2020 プログラムの成果を振り返ることにより、同プログラムの価値の再認識や今後の展開への示唆を得るため、「beyond2020 プログラムシンポジウム」を開催した。

平成28年10月に開催したスポーツ・文化・ワールド・フォーラムにおいて、オリンピック・パラリンピックムーブメントの醸成に向けたキックオフとして多彩な文化プログラムを実施するとともに、関係府省庁（内閣官房、内閣府及び文化庁）、大会組織委員会及び地方公共団体（京都府・京都市）の連名により、2020年（令和2年）に向け、文化振興の機運を高め、文化による国づくりに一丸となっていく「2020年を見据えた文化による国づくりを目指して」（通称：京都宣言）を宣言したことを踏まえつつ、文化プログラム推進に向けた機運を醸成するためのシンポジウムの開催や全国各

地の文化プログラム等の情報を集約し発信する「文化情報プラットフォーム」を試行的に運用するなど、多様な文化芸術の発展や文化財の活用、文化プログラムの推進を図った。クールジャパン戦略推進会議が平成 27 年 6 月に取りまとめた「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」に基づき設立された「クールジャパン官民連携プラットフォーム」の下、異業種連携の先進事例を創出するためのイベントや、効果的なクールジャパンの発信・展開のために、日本の魅力の PR や地域の魅力を一体的に発信・展開するための方策の検討等を実施した。

障害者の芸術振興については、平成 30 年 6 月に成立・公布された障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）に基づき、平成 31 年に策定された「障害者文化芸術活動推進計画」において、障害者芸術の推進のため、相談体制の整備、人材の育成、情報の収集などの各種施策に取り組むとされたところである。

共生社会の実現を図るため、障害者等による鑑賞の機会や創造の機会の拡大、作品等を発表する機会の創出など、引き続き、大会に向けて障害者の文化芸術活動を推進している。

今後、大会開催及びそれ以降も見据え、在外公館等も活用しつつ、我が国の多様な魅力をより広く世界に届けることにより、更なる知日層・親日層の育成に注力する。

② 日本の食文化等の発信

大会時における日本食・食文化の発信等について、政府と関係機関が緊密に連携を図って進める必要があることから、平成 28 年 5 月に「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議」を設置した。ユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化をはじめとした日本の文化・魅力を発信するとともに、我が国の優れた農林水産物の輸出促進を後押しするため、選手村等での日本食の提供や提供される食事における国産食材の活用に向けた課題や方策等について、議論を進めた。平成 29 年 3 月には、大会組織委員会において、関係省庁も検討委員として参画して持続可能性に配慮した農産物の調達基準等が策定された。平成 30 年 3 月には、飲食提供に係る基本戦略が策定され、参加選手のコンディション維持や競技での自己ベストを発揮できる飲食提供の実現や、大会は東日本大震災から復興しつつある姿を国内外に発信する機会であることから、被災地食材を活用したメニュー提供、日本の食文化の発信を効果的に行うことなどの基本的な考え方が盛り込まれた。同年 6 月には「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食材調達に関する取組方針」により、大会史上初の取組となる大会の飲食提供の場において食材の産地名等の表示ができることを公表し、9 月に上記の取組方針に基づき、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食材供給に関する意向調査」を実施、12 月に意向調査結果を大会組織委員会に提供するとともに、意向調査結果（要約版）を公表した。

また、施設等への木材利用の促進を図るため、国、東京都、大会組織委員会で構成

する木材利用等に関するワーキングチームをこれまでに5回開催し、大会組織委員会が整備する選手村ビレッジプラザについては、「日本の木材活用リレー」として、公募に応じた全国63自治体から借り受けた木材で建築し、大会後には各地方公共団体が解体された木材を持ち帰り、レガシーとして活用する、というプロジェクトが実施されている。

（3）スポーツ基本法が目指すスポーツ立国の実現

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）に基づき、大会開催期間前後を含む令和3年度までの5年計画である第2期スポーツ基本計画が平成29年3月に策定された。同計画では、大会を好機として、スポーツで人々がつながる国民運動を展開し、オリンピックムーブメントやパラリンピックムーブメントを推進することで、レガシーとして「一億総スポーツ社会」を実現することとしている。

第2期スポーツ基本計画においては、本報告第3章で既に述べている、メダル獲得へ向けた競技力の強化、アンチ・ドーピング対策の体制整備、新国立競技場の整備、教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及等の内容のほかに、以下のような施策が今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策として挙げられている。

「スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実」と「スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現」のため、ライフステージに応じたスポーツ活動への参画を推進し、スポーツ実施率（成人週1回以上：42.5%）を向上させるとともに（目標：週1回以上65%程度、週3回以上30%程度）、地域における多様なスポーツ資源を活用してスポーツを通じた健康増進や地域活性化、スポーツの成長産業化等を推進することとしている。

スポーツ参画人口の拡大に向けては、学校と地域における子供のスポーツ機会の充実や住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備等を通じた地域・学校等におけるスポーツ活動を推進したほか、スポーツ指導者の活動状況調査やスポーツ審判員の顕彰等によるスポーツに関わる多様な人材の育成・確保を推進した。

スポーツを通じた経済・地域の活性化に向けては、スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の改善に還元し、スポーツ参画人口の拡大につなげるという好循環を生み出すことにより、スポーツ市場規模5.5兆円を2020年（令和2年）までに10兆円、2025年（令和7年）までに15兆円に拡大することを目指し、スタジアム・アリーナ改革や大学スポーツの振興等を通じたスポーツの成長産業化を推進するとともに、地域スポーツコミッションへの活動支援や、文化庁・観光庁と連携した、スポーツと文化芸術を掛け合わせた観光資源創出の推進等による地域活性化を推進した。

障害者スポーツについては、第2期スポーツ基本計画第3章において、「スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現」に位置付けられており、障害者のスポーツ実施率（成人週1回以上：19.2%）等障害者のスポーツ環境の実態を把握するとともに

に、地域における普及を円滑に行うため、スポーツ関係組織と障害福祉関係組織の連携・協働体制の構築を促すなどの取組を実施している。平成 29 年度には、地域における障害者スポーツ普及促進事業を実施したほか、地域においてスポーツ関係者と障害福祉関係者が連携・協働体制を構築し、一体となって障害者スポーツの普及を図る事業を実施するとともに、障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究を実施した。また、平成 30 年度には、各地域における課題に対応して、障害者スポーツの振興体制の強化、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等を図る事業を実施したほか、障害者スポーツ団体の連携や体制整備への支援等によって、障害者スポーツ団体の体制の強化を図る事業を実施した。さらに、特別支援学校等を中心とした地域における障害者スポーツの拠点づくりを推進するための実践研究も引き続き実施している。今後も、地方公共団体・関係団体における連携体制の強化、普及ノウハウ作成支援等を一体的に実施することで、障害者スポーツの振興に取り組む。

平成 30 年 6 月には、「スポーツ基本法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 56 号）が成立し、世界中のあらゆる人々がスポーツのために我が国に集う大会を好機と捉え、「スポーツ」の価値を世界の人々と分かち合い、「スポーツ」を通じた社会変革に向け世界各国と協調していくため、世界的に広く用いられている「スポーツ」の語を基本的に用いるべく、「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」とする等の改正が行われた。また、同月に「国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 57 号）も成立し、2020 年（令和 2 年）以降、「体育の日」の名称が「スポーツの日」に改められた。

クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上に向けて、スポーツ庁は、平成 30 年 12 月に「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」を策定した。同アクションプランに基づき、同月にスポーツ政策の推進に関する円卓会議を設置するとともに、平成 31 年 1 月にスポーツ審議会にスポーツ・インテグリティ部会を立ち上げ、スポーツ団体が遵守すべき規律・規範を定めた「スポーツ団体ガバナンスコード」の令和元年 6 月の策定・公表に向け、検討を行っている。

（４）健康長寿・ユニバーサルデザインによる共生社会の実現

① 大会を弾みとした健康増進・受動喫煙防止

大会開催は、個人のスポーツを通じた主体的な健康増進を促進する契機となる。「健康・医療戦略」（平成 26 年 7 月 22 日閣議決定・平成 29 年 2 月 17 日一部変更）においては、平成 26 年度から大会開催直前の令和元年度を対象期間とし、大会開催決定を契機として、日本全国でスポーツを通じた健康づくりの意識を醸成するため、産学官の連携により、幼児から高齢者、女性、障害者の誰もがスポーツを楽しめる環境の整備、スポーツ医・科学の研究成果の活用を推進することとしている。また、第 2 期スポーツ基本計画では、国民が生涯にわたり心身とも健康で文化的な生活を営む基盤として、国民の誰もが各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ

機会を充実することとしている。平成 29 年度においては、第 4 章（3）で掲げた地域・学校等におけるスポーツ活動の推進によるスポーツ参画人口の拡大等の取組を進めている。また、平成 30 年 12 月に開催した連絡・連携会議において、beyond2020 プログラムを他分野へ展開することを決定したことを受け、大会を弾みとして、個人の主体的な健康増進の取組の促進を図るため、健康面等でのレガシー創出に資する取組を認証する beyond2020 マイベストプログラムを創設し、2020 年（令和 2 年）7 月 24 日のオリンピックの開会式に向けた「マイベスト目標」を掲げる個人を支援する事業・活動を認証するとともに、「BE MY BEST」が入ったロゴマークを作成した。平成 31 年 3 月末時点で 8 件のプログラムを認証した。

受動喫煙防止については、平成 22 年 7 月、世界保健機関（WHO）と IOC が、たばこのないオリンピックを共同で推進することについて合意しており、日本を除き、近年のオリンピック開催地及び開催予定地の全てが罰則を伴う対策を講じている。こうしたことも踏まえつつ、平成 30 年 7 月に、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定めた「健康増進法の一部を改正する法律」が成立し、段階的な施行を経て令和 2 年 4 月に全面施行されることとなった。

②ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー

障害のある選手たちが圧倒的なパフォーマンスを見せるパラリンピック競技大会の開催は、障害者・高齢者にとどまらず、人々の心の在り方を変える絶好の機会である。この機を逃さず、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインの街づくりを実現するとともに、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」の取組について国民全体を巻き込んで展開する。全ての人々の社会参加を促進し、活躍の機会を創出することを通じ、大会のレガシーとして、世界に誇れる共生社会を実現する。

これまで、平成 28 年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に向けた取組を進めたほか、ユニバーサルデザインの街づくりに向けては 2020 年（令和 2 年）度末までのバリアフリー化整備目標を定め、整備を進めてきた。さらに、平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」等に、大会を契機として「ユニバーサルデザインの社会づくり（心のバリアフリー、街づくり）」を促進することが位置付けられたところである。

平成 29 年 2 月、ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議において、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画を決定した。本行動計画に基づき、特に、①今後、障害のある人に関する施策の検討及び評価に当たっては、障害のある人が委員等に参画し、障害のある人の視点を施策に反映させること、②「新学習指導要領」（平成 29 年 3 月改訂）を踏まえ、全ての子供たちへの「心のバリアフリー」教育を充実すること、③街

づくりのユニバーサルデザインに関する法律を含む諸制度の見直しに着手することとしている。平成 30 年 12 月には、同閣僚会議の第 3 回会合を開催し、障害者の視点を施策に反映させる更なる枠組みとして、ユニバーサルデザイン 2020 評価会議を創設し、本会議を通じ、ユニバーサルデザインタクシーの改善、ホテルのバリアフリー化の推進、障害者割引の利用者利便の改善を図るなど行動計画の実行の加速化を図った。

本行動計画に基づく具体的な取組状況としては、平成 29 年 2 月より「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）及び関連施策の見直しに着手し、同年 6 月に取りまとめた見直しの方向性を柱とする「改正バリアフリー法」が平成 30 年 5 月に成立し、11 月に一部施行された。「道路法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 6 号）についても平成 30 年 3 月に成立し、同年 9 月に施行された。また、1 日の乗降客数が 3,000 人以上の旅客施設における令和 2 年度末までの原則 100%バリアフリー化など、バリアフリー法の基本方針に定める整備目標達成に向けた取組を推進している。さらに、平成 28 年度より、交通バリアフリー基準・ガイドラインについて見直しの検討を進め、平成 30 年 2 月に一定の結論を取りまとめ、パブリックコメントを実施し、同年 3 月に改正した。具体的には、車椅子使用者等が移動しやすい環境の整備を図るため、利用状況に応じたエレベーターの複数化・大型化、駅等におけるバリアフリールート shortest経路化、大規模な鉄道駅についてはバリアフリールートの複数化の義務付け等を行った。加えて、ホテル又は旅館の客室数の基準の見直しについて検討し、一定規模以上のホテル又は旅館を建築する場合に必要となる車椅子利用者用客室の設置数の義務付けを現状の 1 室以上から 1%以上に引き上げるため、平成 30 年 10 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成 30 年政令第 298 号）を閣議決定し、令和元年 9 月に施行されることとなった。そのガイドラインとなる「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」については、平成 29 年 3 月、ホテル等の一般客室のバリアフリー化、既存のホテル客室の効果的なバリアフリー改修方法の提案、個別機能トイレの分散配置の促進等を内容とした改正、さらに、平成 31 年 3 月には、多様な優良事例の追加等の記載の充実を図るため追補版を作成・公表したところである。

また、ユニバーサルデザインタクシーについては、車両の改良を行うとともに国土交通省において、車両購入費の補助について、実車を用いた研修の実施を要件とした。さらに、障害者割引の利用者利便の改善のため、公共交通機関の障害者割引の適用時に、障害者手帳以外の方法による本人確認も可能なことを明確にするため、国の通知等の改正を平成 31 年 1 月から順次実施した。

また、平成 30 年 10 月には、「ナショナルトレーニングセンターの周辺のバリアフリー化促進に関する関係省庁等連絡会議」を立ち上げ、全国各地からパラリンピック選手が集まる N T C の拡充棟（仮称）の供用開始に向けて、交通バリアフリー環境の改善を積極的に進めるべく、平成 31 年 3 月に「ナショナルトレーニングセンターの

周辺のバリアフリー化に関する当面の整備方針」を取りまとめた。

さらに、ユニバーサル社会の構築に向け、民間事業者等が多様なサービスを提供できる環境づくりのため、屋内空間の統一的な電子地図等の空間情報インフラの整備推進及び施設や経路のバリアフリー情報等のオープンデータ化の推進を行うこととしており、平成 29 年度は、新横浜駅から横浜国際総合競技場までを対象に、勾配や段差などの情報を含んだ屋内外シームレスな電子地図等を整備し、段差のない経路を案内するナビゲーションサービスの実証実験や、東京駅周辺において、視覚障害者向けに音声で案内する実証実験、効率的に整備・更新する手法の検討、競技会場（皇居外苑、武道館等）周辺における施設や経路のバリアフリー情報の収集及び当該情報のオープンデータ化の実施等を行った。平成 30 年度は、引き続き主要駅において、バリアフリー情報を収集するとともに、収集済み情報のチェック・更新に関する実証実験を行った。また、令和元年度よりインターネットによる公共交通のバリアフリー経路案内について、他言語、スマートフォン、読み上げに対応するとともに、段差・隙間の検討結果を踏まえて、鉄道駅の単独乗降情報をマップ化して発信していくこととしている。

心のバリアフリーの実現に向けては、平成 29 年 3 月に学習指導要領を改訂し、道徳をはじめ各教科や特別活動等において、「心のバリアフリー」に関する理解を深めるための指導や教科書等の充実を図るとともに、様々な教科等において障害のある人との共同学習等の機会を設けるよう配慮すること等を盛り込んだ。こうした趣旨を実現するため教員の資質向上に向けて、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」（平成 29 年文部科学省告示第 55 号）を策定し、周知した。平成 29 年度には、新学習指導要領の趣旨を踏まえた指導が各学校において着実に行われるよう、各都道府県教育委員会や学校関係者等を対象とした説明会等を通じて、その趣旨等の周知を徹底するとともに、「心のバリアフリー学習推進会議」を開催し、学校における障害のある子供と障害のない子供の交流及び共同学習等の推進方策について取りまとめた。「特別の教科 道徳」を必修化するなど「心のバリアフリー」に関する新学習指導要領を小学校において平成 30 年度より実施、中学校においても令和元年度より開始する。また、「心のバリアフリー」を学ぶための教材として、平成 28 年度には「心のバリアフリー」に向けた汎用性のある研修プログラムを作成した。平成 29 年度は、これに基づき、これまで事業者ごとにばらつきのあったサポート方法についての共通化を図るなど、接遇を行う業界（交通、観光、流通、外食等）における全国共通の接遇マニュアル・ガイドラインの策定を進めた。あわせて、広く国民にアプローチするための入門編として、中学生以上の者を対象にアニメーション動画で心のバリアフリーを学べる教材を障害当事者等の参画の下で作成した。平成 30 年度は、各業界において、研修等を通じて、これらのマニュアルの普及・推進を進めた。また、バリアフリーを学べる教材を用いて、国家公務員向けの研修を行っており、平成 29 年度は、入省 3 年目の職員、課長補佐級の職員に対して実施し、平成 30 年度は、それに加えて、新任幹部研修の職員に対しても行った。さらに、障害者等に対する国

民の理解のより一層の促進を図るため、平成 29 年度から、「心のバリアフリー」推進事業を創設し、地域に根ざした心のバリアフリーを広めるための取組を市町村との連携の下に行う都道府県を支援した。引き続き、この事業における地方公共団体の取組事例を広く周知することにより、地域の人々に心のバリアフリーを浸透させるための取組を進めていく。

平成 31 年 3 月には、2 回目のユニバーサルデザイン 2020 評価会議を開催し、東京都の条例による一般客室のバリアフリー化等を含めた障害当事者の意見を反映した改善項目について報告を行った。

第2部 個別施策に係る政府の取組の進捗状況

1. 大会の円滑な準備及び運営に向けた取組の状況

①セキュリティの万全と安全安心の確保に向けた取組の状況

○セキュリティ対策検討・推進体制の整備【内閣官房、警察庁等】

[大会に向けた課題]

- ・セキュリティ対策に係る検討・推進体制の整備

[必要な対応]

- ・セキュリティ対策に係る検討・推進体制の構築及び運用

[これまでの主な取組]

(平成26年度)

- ・関係府省庁による「セキュリティ幹事会」の設置並びに同幹事会の下に「テロ対策ワーキングチーム」及び「サイバーセキュリティワーキングチーム」の設置
- ・関係機関による2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）警備に係る諸対策の着実な推進のために計画・運営段階において関係機関を主導する「シニア・セキュリティ・コマンダー」として警察庁次長を国際オリンピック委員会（以下「IOC」という。）に登録

(平成27年度)

- ・平成29年7月を目途に、情報集約、脅威及びリスクの分析・評価等を行う「セキュリティ情報センター」を警察庁に設置することを決定
- ・サイバーセキュリティワーキングチームの下に、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるサイバーセキュリティ体制に関する検討会」を設置

(平成28年度)

- ・「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略（Ver.1）」の策定
- ・大会期間中における関係機関との24時間の連絡・調整態勢を確保するために「セキュリティ調整センター（仮称）」を内閣官房に設置することを決定
- ・災害対策も含めた警備対策の円滑な準備に資するため「テロ対策ワーキングチーム」を「テロ等警備対策ワーキングチーム」に改組

(平成29年度)

- ・セキュリティ情報センターの具体的運営要領を定めるため「セキュリティ情報センターの運営について」を決定し、同センターを警察庁に設置
- ・「サイバーセキュリティ対処調整センターの構築等について」により、大会のサイバーセキュリティに係る脅威・インシデント情報の収集、提供、インシデント対処に対する支援調整を行うサイバーセキュリティ対処調整センターを、平成30年度末を目途に構築することを決定

[平成30年度の主な取組]

- ・平成31年3月、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたサイバーセキュリティ体制の運用方針」を決定するとともに、サイバーセキュリティ対処調整センターを同年4月1日に設置することを決定

[今後の主な取組]

- ・セキュリティ情報センターの運用
- ・大会期間中におけるセキュリティ調整センター（仮称）の内閣官房への設置に向けた検討
- ・関係機関の緊密な連携に基づく情報共有、対策の検討・実施、訓練等の推進
- ・個別の対策ごとの関係府省庁等による継続的な検討
- ・ラグビーワールドカップ2019におけるサイバーセキュリティ対処調整センターの運用

○未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化【内閣官房、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、警察庁、海上保安庁等】

[大会に向けた課題]

- ・テロの未然防止のための水際対策の一層の強化
- ・大会の脅威や障害となり得る不穏・危険動向等の未然防止に向けた情報収集・分析機能の強化
- ・「国際テロ情報収集ユニット」等の活動の拡大・強化
- ・テロ容疑事案等に関する情報の共有・分析の強化

[必要な対応]

- ・個人識別情報（指紋・顔写真）を活用した水際対策の実施
- ・脅威となる国内外団体等洗い出しのための情報網の構築等を通じた情報収集・分析能力の強化及び国内外の関係機関との連携強化
- ・税関・出入国管理・検疫（以下「CIQ」という。）の人的・物的体制の整備
- ・水際取締りを一層効果的に行うための事前情報の活用
- ・国際テロ情報収集ユニット等の関係要員の更なる増員、海外における情報収集活動に関する研修の充実、現地における情報収集活動をより安全かつ効果的に行うための専用インフラの整備
- ・「国際テロ情報集約室」に設置した「国際テロ対策等情報共有センター」の活用

[これまでの主な取組]

（平成25年度）

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連特別調査本部（以下「特別調査本部」という。）の設置

（平成26年度）

- ・大会開催上脅威となり得る団体・個人の洗い出しなど基礎的情報の収集・蓄積
- ・海上コンテナ貨物に係る積荷情報の出港前報告を義務化

- ・ 事前情報を活用した携帯品を含む輸入貨物に対する通関検査や入国審査の強化

(平成 27 年度)

- ・ 出入国管理インテリジェンス・センターを設置
- ・ C I Q の人的・物的体制の充実・強化
- ・ 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部に「国際テロ情報収集・集約幹事会」、内閣官房に「国際テロ情報集約室」、外務省に「国際テロ情報収集ユニット」を設置
- ・ 事前旅客情報（以下「A P I」という。）に加え、入国旅客に係る乗客予約記録（以下「P N R」という。）の電子的報告を実施

(平成 28 年度)

- ・ 入国審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を開始
- ・ 2016 年リオデジャネイロ大会への調査官の派遣
- ・ 特別調査本部の開催
- ・ C I Q の人的・物的体制の充実・強化
- ・ サイバー関連調査推進委員会の設置
- ・ 国際テロ情報収集ユニットの関係要員の約倍増を決定し、その後措置
- ・ 国際組織犯罪防止条約を締結するために必要な法整備として「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出

(平成 29 年度)

- ・ 国際テロ情報収集ユニット等の関係要員の更なる増員、海外における情報収集活動に関する研修の充実、現地における情報収集活動をより安全かつ効果的に行うための専用インフラの整備等
- ・ 平成 30 年 8 月、国際テロ情報集約室に国際テロ対策等情報共有センターを設置すること及びその活用を決定
- ・ 入国 A P I の報告時期の前倒し
- ・ 国内外の関係機関との更なる連携強化及び情報活用の推進
- ・ 特に脅威度の高い団体・個人を特定して重点調査対象に選別しての重点的な動向調査の実施
- ・ 「平昌オリンピック・パラリンピック競技大会関連特別調査本部」の設置
- ・ 2018 年平昌冬季大会への調査官の派遣
- ・ 調査活動を支える人的・物的基盤の整備
- ・ 通関検査の強化のため、出国旅客に係る P N R の報告を求める（平成 29 年 6 月より実施）
- ・ C I Q の人的・物的体制の充実・強化
- ・ 平成 29 年 6 月 15 日に国際組織犯罪防止条約を実施するための国内法が国会で可決成立し、同年 7 月 11 日に同条約を締結するとともに、条約の内容を補足する条約である人身取引議定書、密入国議定書も同日に締結

[平成 30 年度の主な取組]

- ・「国際テロ情報収集ユニット」等の関係要員の更なる増員、海外における情報収集活動に関する研修の充実、現地における情報収集活動をより安全かつ効果的に行うための専用インフラの整備等
- ・「国際テロ対策等情報共有センター」を設置し、関係 11 省庁が保有するデータベースや知見等を活用してテロ関連情報等の迅速な共有・分析を行い、判明事項を官邸・政策部門や関係省庁に提供
- ・調査活動を支える人的・物的基盤の整備
- ・国内外の関係機関との更なる連携強化及び情報活用の推進
- ・特に脅威度の高い団体・個人を特定して重点調査対象に選別しての重点的な動向監視・集中調査の実施
- ・2018年ワールドカップロシア大会への調査官の派遣
- ・特別調査本部の開催
- ・審査ブースセンサー及び審査ブース出口扉の設置
- ・クルーズ船審査における関係機関との連携等の強化
- ・C I Qの人的・物的体制の充実・強化
- ・航空貨物について積荷情報項目を追加（平成31年3月より実施）
- ・入出国API・入出国PNR及び航空貨物の積荷情報の輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）による電子的報告の原則化（平成31年3月より実施）

[今後の主な取組]

- ・国内外の関係機関との更なる連携強化及び情報活用の推進
- ・特に脅威度の高い団体・個人を特定して重点調査対象に選別しての重点的な動向監視・集中調査の実施
- ・調査活動を支える人的・物的基盤の整備
- ・C I Q体制の強化について人的・物的体制の整備を推進
- ・国際テロに関する情報の収集・集約やその強化策の検討及びその着実な実施

○大会運営に係るセキュリティの確保【警察庁、国土交通省、海上保安庁等】

[大会に向けた課題]

- ・サイバー攻撃への対処を含めたセキュリティ対策の強化
- ・海上及び臨海部で開催される競技におけるセキュリティの万全と安全安心の確保
- ・大会開催期間における水の安定供給

[必要な対応]

- ・テロ関連情報収集・分析機能及び警戒警備の強化
- ・テロや災害等発生時に被害を最小限に食い止めるための対処能力の向上
- ・大会主催者、関係機関等との更なる連携
- ・海上警備及び災害対応体制並びに海上交通の安全対策の強化
- ・水資源のより一層効果的な活用による渇水対応の強化

[これまでの主な取組]

（平成25年度）

- ・東京湾における一元的な海上交通管制の構築
- (平成 26 年度)
- ・海外治安情報機関との情報交換及び国内のテロ等重大事案の兆候把握のための諸活動を通じた情報収集・分析の推進
 - ・各種部隊の実践的訓練及びサイバー攻撃の発生を想定した事業者等との共同対処訓練の実施
 - ・警備計画等の策定に向けた競技会場等予定地の实地踏査、施設管理者との協議等の実施
- ・東京湾における一元的な海上交通管制の構築
- (平成 27 年度)
- ・海外治安情報機関との情報交換及び国内のテロ等重大事案の兆候把握のための諸活動を通じた情報収集・分析の推進
 - ・英国とのセキュリティ協力強化のための意図表明文書への署名
 - ・各種部隊の実践的訓練及びサイバー攻撃の発生を想定した事業者等との共同対処訓練の実施
 - ・大会開催までに推進していくべき施策を「警察庁国際テロ対策強化要綱」として平成 27 年 6 月に決定・公表
 - ・警備計画等の策定に向けた競技会場等予定地の实地踏査、施設管理者との協議等の実施
 - ・警備資機材等の整備
 - ・東京港における海上工事及び舟運の活性化を踏まえた安全対策の推進
 - ・東京湾における一元的な海上交通管制の構築及び大規模地震災害対策訓練の実施
 - ・通航船舶の実態調査の実施
- (平成 28 年度)
- ・海外治安情報機関との情報交換及び国内のテロ等重大事案の兆候把握のための諸活動を通じた情報収集・分析の推進
 - ・2016 年リオデジャネイロ大会の警備状況等の現地調査の実施
 - ・各種部隊の実践的訓練及びサイバー攻撃の発生を想定した事業者等との共同対処訓練の実施
 - ・警備計画等の策定に向けた競技会場等予定地の实地踏査、施設管理者との協議等の実施
 - ・警備資機材等の整備及び大会対応のための施設の確保
 - ・スタディグループの開催
 - ・東京港における海上工事及び舟運の活性化を踏まえた安全対策の推進
 - ・東京湾における一元的な海上交通管制の構築及び大規模地震災害対策訓練の実施
 - ・通航船舶の実態調査の実施並びに海域の詳細データ収集・整理及び警備用参考図の作製
- (平成 29 年度)
- ・平成 29 年 7 月、情報集約、脅威及びリスクの分析及び評価等を行う「セキュリティ情報センター」を警察庁に設置
 - ・海外治安情報機関との情報交換及び国内のテロ等重大事案の兆候把握のための諸活動を通じた情報収集・分析の推進

- ・ 2018 年平昌冬季大会の警備状況等の現地調査の実施
- ・ 各種部隊の実戦的訓練及びサイバー攻撃の発生を想定した事業者等との共同対処訓練の実施
- ・ 警備計画等の策定に向けた競技会場等予定地の实地踏査、施設管理者との協議等の実施
- ・ 警備資機材等の整備及び大会対応のための施設の確保
- ・ 官民連携ネットワークの構築や同ネットワークに基づく各種訓練の実施、海上・臨海部テロ対策協議会の開催など、官民一体となったテロ対策の推進
- ・ 東京港における海上工事及び舟運の活性化を踏まえた安全対策の推進
- ・ 東京湾における一元的な海上交通管制の運用開始
- ・ 大規模地震災害等対策訓練（関係機関との連携訓練含む。）の実施
- ・ 大規模海難発生への対応に係る関係機関との連携強化
- ・ 救助救急体制の強化に向けた検討
- ・ 救助救急・災害対応資機材等の整備
- ・ 船艇・航空機の支援の推進
- ・ 職員への支援・暑さ対策の推進
- ・ 国内外のテロ関連情報収集・分析等
- ・ マリーナや通航船舶等の実態調査・分析
- ・ 小型測量船の就役、海域の詳細データの収集、整理及び警備用参考図の作製・更新

[平成 30 年度の主な取組]

- ・ セキュリティ情報センターにおいて国際連携を推進
- ・ 海外治安情報機関との情報交換及び国内のテロ等重大事案の兆候把握のための諸活動を通じた情報収集・分析の推進
- ・ 各種部隊の実戦的訓練及びサイバー攻撃の発生を想定した事業者等との共同対処訓練の実施
- ・ 警備計画等の策定に向けた競技会場等予定地の实地踏査、テストイベントにおける情報収集及び施設管理者との協議等の実施
- ・ 海域の特性に応じた警戒要領の検討
- ・ 警備資機材等の整備及び大会対応のための施設の確保
- ・ 官民連携ネットワークの構築や同ネットワークに基づく各種訓練の実施、海上・臨海部テロ対策協議会の開催（机上訓練を実施）など、官民一体となったテロ対策の推進
- ・ 競技会場等周辺海域における海上工事及び舟運の活性化を踏まえた安全対策の推進
- ・ 東京湾における一元的な海上交通管制の運用
- ・ 大規模海難・大規模地震災害等対策訓練（関係機関との連携訓練含む。）の実施
- ・ 救助救急・災害対応資機材等の整備、救助救急体制の強化の推進
- ・ 船艇・航空機の支援の推進
- ・ 職員への支援・暑さ対策の推進
- ・ 国内外のテロ関連情報収集・分析等
- ・ マリーナや通航船舶等の実態調査・分析

- ・ 海域の詳細データの収集、整理及び警備用参考図の作製・更新
- ・ 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック渇水対策協議会」の設立
- ・ 渇水対応行動計画（素案）の作成

[今後の主な取組]

- ・ セキュリティ情報センターの活動の推進
- ・ 海外治安情報機関との情報交換及び国内のテロ等重大事案の兆候把握のための諸活動を通じた情報収集・分析の推進
- ・ 各種部隊の実践的訓練及びサイバー攻撃の発生を想定した事業者等との共同対処訓練の実施
- ・ 競技会場等の実地踏査、施設管理者及び大会組織委員会との調整を踏まえ、警察の警備計画等の策定を行うとともに、警備措置の課題の抽出・検証を実施
- ・ 海域の特性に応じた警戒要領の策定
- ・ 警備資機材等の整備及び大会対応のための施設の確保
- ・ 海上・臨海部テロ対策協議会の開催（実動訓練を実施）等、官民一体となったテロ対策の推進
- ・ 競技会場等周辺海域における海上工事及び舟運の活性化を踏まえた安全対策の推進
- ・ 東京湾における一元的な海上交通管制の運用
- ・ 大規模海難・大規模地震災害等対策訓練（関係機関との連携訓練含む。）の実施
- ・ 救助救急・災害対応資機材等の整備
- ・ 救助救急体制の強化の推進
- ・ 船艇・航空機の支援の推進
- ・ 職員への支援・暑さ対策の推進
- ・ 国内外のテロ関連情報収集・分析等
- ・ マリーナや通航船舶等の実態調査
- ・ 海域の詳細データの収集、整理及び警備用参考図の作製・更新
- ・ 渇水対応行動計画（素案）に基づく、一部の施策の先行的な実施及び試行の開始
- ・ 渇水対応行動計画の取りまとめと、渇水対応行動計画に基づく、関係機関の連携による必要な対策の実施

○警戒監視、被害拡大防止対策等【厚生労働省、防衛省】

[大会に向けた課題]

- ・ 競技会場周辺や我が国上空の警戒監視、災害・テロ等の発生時における被災者救援・被害拡大防止に係る関係機関との連携体制の構築
- ・ 爆発物のテロ災害等による創傷を受けた傷病者に対する救急医療体制の整備

[必要な対応]

- ・ セキュリティの万全と安全安心の確保に係る取組における関係機関との連携要領の調整

- ・重度の身体的損傷に適切に対応するために必要な手術療法に係る知識、手技を得るために座学、実技を実施

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・セキュリティ幹事会及びテロ対策ワーキングチームの関係府省庁間におけるテロ対策の取組状況に係る情報共有等の実施

(平成 27 年度)

- ・セキュリティ幹事会及びテロ対策ワーキングチームの関係府省庁間におけるテロ対策の取組状況に係る情報共有等の実施

(平成 28 年度)

- ・セキュリティ幹事会及びテロ等警備対策ワーキングチームの関係府省庁間におけるテロ対策の取組状況に係る情報共有等の実施

(平成 29 年度)

- ・セキュリティ幹事会及びテロ等警備対策ワーキングチームの関係府省庁間におけるテロ対策の取組状況に係る情報共有等の実施
- ・重度の身体的損傷に適切に対応するために必要な手術療法に係る知識、手技を得るために座学、実技を実施

[平成 30 年度の主な取組]

- ・セキュリティ幹事会及びテロ等警備対策ワーキングチームの関係府省庁間におけるテロ対策の取組状況に係る情報共有等の実施
- ・関係機関と連携した警戒監視や被害拡大防止対策に係る実施計画等の検討・作成
- ・重度の身体的損傷に適切に対応するために必要な手術療法に係る知識、手技を得るために座学、実技を実施

[今後の主な取組]

- ・セキュリティ幹事会及びテロ等警備対策ワーキングチームの関係府省庁間におけるテロ対策の取組状況に係る情報共有等の実施
- ・重度の身体的損傷に適切に対応するために必要な手術療法に係る知識、手技を得るために座学、実技を実施
- ・関係機関と連携した警戒監視や被害拡大防止対策に係る実施計画等の検討・作成

○NBC（核・生物・化学物質）テロ対策の強化【厚生労働省、総務省、警察庁、海上保安庁、農林水産省、外務省】

[大会に向けた課題]

- ・化学テロ・生物テロ対策用医薬品等の備蓄
- ・NBC災害対応力強化
- ・不特定多数の者の往来及び多種多様な飲食提供事業者の参画が見込まれる等大会特有の条件下で有効な食品防御対策の整理・検討

[必要な対応]

- ・化学テロ対策用医薬品の備蓄
- ・天然痘ワクチンの備蓄
- ・「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づく緊急消防援助隊の増隊・強化の推進
- ・消防機関におけるNBCテロ対応能力の強化
- ・大会開催自治体における共同訓練の実施
- ・食品防御対策の先進事例や過去大会の取組を踏まえた対策の構築及び運用

[これまでの主な取組]

- ・大型除染システム搭載車 12 台、大型除染システム 1 式、化学剤検知器 145 式、生物剤検知器 131 式を配備

(平成 26 年度)

- ・化学テロ対策用医薬品の備蓄
- ・天然痘ワクチンの備蓄
- ・緊急消防救助隊に特殊災害小隊 272 隊、特殊装備小隊 376 隊を登録

(平成 27 年度)

- ・化学テロ対策用医薬品の備蓄
- ・天然痘ワクチンの備蓄
- ・緊急消防救助隊に特殊災害小隊 278 隊、特殊装備小隊 396 隊を登録
- ・大型除染システム搭載車 1 台、化学剤検知器 30 式を配備

(平成 28 年度)

- ・化学テロ対策用医薬品の備蓄
- ・天然痘ワクチンの備蓄
- ・緊急消防救助隊に特殊災害小隊 284 隊、特殊装備小隊 412 隊を登録
- ・大型除染システム搭載車 1 台を配備
- ・大会開催会場を想定した図上訓練の実施
- ・国際原子力機関（以下「IAEA」という。）との間で、核テロ対策において協力することで一致
- ・伊勢志摩サミット等の開催会場における食品防御対策の助言・指導及び当該取組を踏まえた大会に向けた食品防御対策の検討
- ・食品防御対策の構築に向けた事業者等の実態把握調査、先進事例調査の実施

(平成 29 年度)

- ・化学テロ対策用医薬品の備蓄
- ・天然痘ワクチンの備蓄
- ・緊急消防救助隊に特殊災害小隊 299 隊、特殊装備小隊 435 隊を登録
- ・大型除染システム搭載車 1 台を配備
- ・大会開催会場を想定した図上・実動訓練を 7 都県において実施
- ・IAEA との間で「東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日 IAEA 間の実施取決め」に署名
- ・食品防御対策の構築に向けた事業者等の実態把握調査、先進事例調査の実施
- ・食品事業者向けガイドライン及び教育支援ツールの作成

[平成 30 年度の主な取組]

- ・ 化学テロ対策用医薬品の備蓄
- ・ 天然痘ワクチンの備蓄
- ・ 緊急消防援助隊に特殊災害小隊 319 隊、特殊装備小隊 444 隊を登録
- ・ 化学剤遠隔検知装置 3 式を配備
- ・ 大会開催会場を想定した図上・実動訓練を 3 県において実施
- ・ 食品防御ガイドライン等を用い、大会で飲食提供を行う事業者に対して助言・指導

[今後の主な取組]

- ・ 化学テロ対策用医薬品の備蓄
- ・ 天然痘ワクチンの備蓄
- ・ 継続的な特殊災害小隊等の緊急消防援助隊の増隊・強化
- ・ 競技会場や警備計画等の状況を踏まえたNBC対応の検討
- ・ 大会開催会場を想定した訓練の実施
- ・ IAEAとの核テロ対策での協力につき、IAEAの知見を活用
- ・ 食品防御ガイドライン等を用い、大会で飲食提供を行う事業者に対して助言・指導
- ・ ラグビーワールドカップ 2019 においても飲食事業者による食品防御対策を進め、得られた知見を大会における食品防御対策に活用

○サイバーセキュリティ確保のための取組の推進【内閣官房】

[大会に向けた課題]

- ・ 大会開催に関係する重要サービス事業者等のサイバーセキュリティの強化
- ・ 関係機関との対処体制の構築及び大会期間中の事案発生時の迅速かつ適切な情報共有・対処の実施

[必要な対応]

- ・ 重要サービス事業者等に対するリスク評価の反復実施及び評価結果に基づく対策の促進
- ・ サイバーセキュリティ対処調整センターの要件や体制等の検討・構築

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・ セキュリティ幹事会の下に、サイバーセキュリティワーキングチームを設置し、課題の検討を開始

(平成 27 年度)

- ・ サイバーセキュリティワーキングチームの下に、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるサイバーセキュリティ体制に関する検討会を設置し、情報共有・対処体制の検討を開始

(平成 28 年度)

- ・ 重要サービス事業者等によるリスク評価（内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）において約 70 の事業者から実施結果を受領）及び評価に基づく対応の促進

- ・サイバーセキュリティ対処調整センターの構築に向け、情報共有・対処体制に関する基本的な方針を関係府省庁、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）、東京都等と協議の上、決定
- ・リスク評価手法について、2012年ロンドン大会のサイバーセキュリティ責任者らの助言を聴取
- ・海外専門家による関係府省庁のオリパラ担当幹部への研修を実施
- ・サイバーセキュリティ対処調整センターの体制等について検討
- ・G7伊勢志摩サミット及び2016年リオデジャネイロ大会に連携要員を派遣し、情報共有の試験運用を実施

（平成29年度）

- ・重要サービス事業者等（東京23区）を対象とする第1回リスク評価に基づいた対策を促進したほか、実施結果及び2012年ロンドン大会のサイバーセキュリティ責任者らの助言を踏まえ、リスク評価に係る手順書を改訂
- ・重要サービス事業者等（東京都及び近郊県）を対象とする第2回リスク評価の実施を依頼し、NISCにおいて131の事業者から実施結果を受領の上、同評価に基づく対策を促進
- ・大会全般にわたる横断的なリスク評価の実施に向け、2012年ロンドン大会のサイバーセキュリティ責任者らの助言を踏まえ、評価手法等の検討を実施
- ・サイバーセキュリティワーキングチーム等における検討を更に進め、情報共有・対処体制に関する基本的な方針を拡充
- ・サイバーセキュリティ対処調整センターの構築・運用に向け、その設備及び情報共有システムの要件の整理や設計を実施
- ・2018年平昌冬季オリンピック・パラリンピック大会の直前及び期間中におけるサイバーセキュリティに係る状況について、試験的に運用しているサイバーセキュリティ関係機関等との情報共有体制を活用し、韓国政府が設定した窓口に対して定期的に情報提供を実施

[平成30年度の主な取組]

- ・重要サービス事業者等（東京都、地方競技会場の所在道県）を対象とする第3回リスク評価の実施を依頼、各事業者から提出された実施結果について、重要サービス分野内及び重要サービスを分野横断的に分析し、各事業者へフィードバックを実施
- ・競技会場に提供されるサービスの重要度に応じて対象業者等を選定の上、サイバーセキュリティ対策の実施状況をNISCが検証する横断的リスク評価について、第1回として、電力、通信、水道、鉄道、放送分野等から5者を対象に実地検証、全重要サービス分野から20者を対象に書面検証を実施し、結果を取りまとめ中
- ・サイバーセキュリティワーキングチーム等における検討を更に進め、大会に向けたサイバーセキュリティ体制の運用方針を関係府省庁、大会組織委員会、東京都等と協議の上、決定
- ・サイバーセキュリティ対処調整センターの構築

[今後の主な取組]

- ・ N I S C が作成した手順に基づくリスク評価を大会までに繰り返し実施し、同事業者等にて明らかになったリスクへの対策を促進
- ・ サイバーセキュリティ対処調整センターの運用及び大会に向けた演習・訓練等の実施
- ・ G20（金融・世界経済に関する首脳会合）、ラグビーワールドカップ 2019 等において、サイバーセキュリティ対処調整センター及び情報共有システムを運用し、運用体制等の確認、改善の実施

○首都直下地震対策の強化【内閣府】

[大会に向けた課題]

- ・ 「巨大過密都市を襲う膨大な被害」への対策

[必要な対応]

- ・ 「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成 26 年 3 月）に基づく減災対策の推進
- ・ 「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成 28 年 3 月）に基づく防災訓練等を通じた実効性の向上及び国と地方公共団体等が一体的な災害応急対策を実施できる体制の構築

[これまでの主な取組]

（平成 25 年度）

- ・ 首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）の成立及び同法に基づき、あらゆる対策の大前提としての耐震化と火災対策、深刻な道路交通麻痺対策等、膨大な数の避難者・帰宅困難者等の対策の基本的な方針である「首都直下地震緊急対策推進基本計画」を閣議決定

（平成 26 年度）

- ・ 首都直下地震緊急対策推進基本計画を改訂し、期限を定めた定量的な減災目標の設定及び当該目標達成に向けた施策ごとの目標を設定（平成 27 年 3 月）
- ・ 国と東京都が一体的に首都直下地震対策を推進するための「首都直下地震対策に関する合同検討チーム」を設置するとともに、同検討チームの下に個別課題検討のための分科会を設置
- ・ 同分科会において、政府災害対策本部と東京都災害対策本部の連携について検討を行い、円滑かつ効率的なオペレーション遂行のための体制構築を確認

（平成 27 年度）

- ・ 首都直下地震緊急対策推進基本計画に基づき、首都直下地震が発生した場合に、各防災関係機関が直ちに活動を開始し、災害応急対策活動を円滑かつ迅速に実施するため、各防災関係機関の実施すべき災害応急対策活動に当たる部隊の活動規模、緊急輸送ルート、防災拠点及びタイムライン等を具体的に定めた計画（「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」）を策定

（平成 28 年度）

- ・ 首都直下地震を想定した訓練として、政府における初動対処訓練、政府の緊急災害対策本部と東京都に設置された現地対策本部が連携した図上訓練を実施

- ・ 9都県市をはじめとする地方公共団体における国等の応援の受入れを想定した各種訓練の実施による国と地方公共団体の連携体制の整備
(平成 29 年度)

- ・ 首都直下地震を想定した訓練として、政府における初動対処訓練、政府の緊急災害対策本部と現地対策本部が連携した図上訓練を実施

[平成 30 年度の主な取組]

- ・ 首都直下地震を想定した訓練として、政府における初動対処訓練、政府の緊急災害対策本部と現地対策本部が連携した図上訓練を実施

[今後の主な取組]

- ・ 訓練の検証や各種災害による教訓を踏まえ、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を改定
- ・ 関係機関との連携による地震防災対策の推進及び各種災害から得られた教訓や防災訓練等の検証を踏まえた防災対策の不断の見直しの実施

○避難誘導対策の強化【内閣府・経済産業省】

[大会に向けた課題]

- ・ 災害種別図記号（ピクトグラム）の周知・普及
- ・ ピクトグラムの国際標準化
- ・ 避難に必要な情報の多言語による発信、直感的に危険性を認識できる情報（図・音）による伝達

[必要な対応]

- ・ 地方公共団体におけるピクトグラム等に基づく案内板等の整備及び国と地方公共団体による周知・普及活動の実施
- ・ 大会中の避難誘導を見据えたピクトグラムの早期の国際規格化
- ・ 防災・気象情報に関する多言語辞書の作成
- ・ 現行の危険度分布が示す危険度（色）に対する危険度レベル（数字）の設定
- ・ Jアラートのアラーム音（音）の在り方の検討
- ・ 多言語辞書等の周知・普及活動、利用促進

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・ 関係府省庁と東京都による「避難場所等のピクトグラムに関する関係府省庁連絡会議」の設置及び避難場所等のピクトグラムの標準化に向けた方針に係る中間取りまとめの実施
- ・ 気象庁、内閣府及び観光庁により「緊急地震速報の多言語辞書」を作成・公表

(平成 27 年度)

- ・ ピクトグラムの日本工業規格（JIS）制定に向けた検討及び制定整備方針の取りまとめ、『JIS Z 9098「災害種別避難誘導標識システム」』、『JIS Z 8210 の追補「災害種別一般図記号」』を制定
- ・ 気象庁、内閣府及び観光庁により上記辞書に津波警報の内容を加え、「緊急地震速報・津波警報の多言語辞書」として改訂・公表

(平成 28 年度)

- ・多言語対応 ICT 化推進フォーラム等様々な機会におけるピクトグラム普及・啓発のための概要説明の実施
- ・情報が届きにくい外国人や高齢者の方々に、災害時に必要な情報が確実に届けられるようにするための方策を「情報難民ゼロプロジェクト」にて検討

(平成 29 年度)

- ・第 2 回防災国民推進大会（仙台）において、ピクトグラム普及・啓発のためのイベントを実施
- ・「国と地方・民間の『災害情報ハブ』推進チーム」の作業部会において多言語辞書を作成
- ・Lアラートを介して提供される情報の視覚化の実証

[平成 30 年度の主な取組]

- ・気象情報に関する多言語辞書（6か国語）を作成、避難勧告等に関する多言語辞書の作成に必要な日本語の定型文等を作成
- ・現行の危険度分布が色で示している危険度について、各色にどのような危険度レベル（数字）を設定するかを検討
- ・Jアラートの既存のアラーム音も含め、その在り方について検討するため、論点や課題等を整理
- ・Lアラートを介して提供される情報（文字情報）に地理空間情報を付与した避難指示等を情報発信するための標準仕様の策定に関する調査研究等を実施

[今後の主な取組]

- ・様々な機会を捉えたピクトグラムの普及・啓発の実施
- ・多言語辞書の作成及び対応言語数の増加を進め、関係者への周知等を通じて、民間事業者の利用を推進
- ・直感的に危険性を認識できる情報（図・音）による伝達を検討することのほか、検討が済み次第速やかにウェブサイト等への反映
- ・多言語化に関する施策、図・音による危険度の伝達に関する施策について、地方入国管理官署、地方公共団体の各種窓口等を通じて、訪日外国人や在留外国人へ周知・普及を促進

○感染症対策の推進【厚生労働省】

[大会に向けた課題]

- ・訪日外国人旅行者及び国際的に脅威となる感染症の侵入リスクの増加に対応するための検疫体制の確保
- ・結核や風しんといった感染症への国内における対策の徹底

[必要な対応]

- ・航空機の到着便の増加やクルーズ船の寄港の増加等に対応した検疫官の増員及び感染拡大防止のために必要な設備の整備
- ・予防、早期発見、確実な治療のための総合的な感染症対策の実施

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・ 検疫所職員 50 人（うち緊急増員 30 人）の増員
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）の改正による、結核患者に対する服薬支援体制の充実
- ・ 都道府県等に対する風しん抗体検査補助事業を開始

(平成 27 年度)

- ・ 検疫所職員 52 人（うち緊急増員 28 人）の増員
- ・ 予防接種、結核に係る服薬指導、風しん抗体検査の実施、麻しん・風しん対策推進会議の開催等による対策の推進

(平成 28 年度)

- ・ 検疫所職員 62 人（うち緊急増員 21 人）の増員
- ・ 検疫所から医療機関への搬送開始までの間の感染拡大防止等に向けた物的体制の整備
- ・ 予防接種、結核に係る服薬指導、風しん抗体検査の実施等による対策の推進
- ・ 結核に関する特定感染症予防指針を改正し、直接服薬確認療法（DOTS）を推進

(平成 29 年度)

- ・ 検疫所職員 63 人の増員
- ・ 検疫所から医療機関への搬送開始までの間の感染拡大防止等に向けた物的体制の整備
- ・ 外国からの入国者に対する結核のスクリーニング検査導入に向けた検討の開始
- ・ 予防接種、結核に係る服薬指導、風しん抗体検査の実施等による対策の推進
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）を改正し、風しんを診断後直ちに届出に変更
- ・ 大会に向けた各地方公共団体の感染症に関するリスク評価の実施

[平成 30 年度の主な取組]

- ・ 検疫所職員 95 人の増員
- ・ 検疫所から医療機関への搬送開始までの間の感染拡大防止等に向けた物的体制の整備
- ・ 外国からの入国者に対する結核のスクリーニング検査導入に向けた検討
- ・ 感染症サーベイランス体制の強化
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）を改正し、疑似症届出の基準を変更
- ・ 予防接種、結核に係る服薬指導の推進
- ・ 風しん抗体検査の実施等の取組に加え、1962 年（昭和 37 年）4 月 2 日から 1979 年（昭和 54 年）4 月 1 日までの間に生まれた男性を対象に風しん抗体検査及び定期接種を行う等の追加的な対策の実施の決定・推進（令和 3 年度末まで実施）

[今後の主な取組]

- ・ 検疫所職員の充実・強化を実施
- ・ 感染拡大防止のための設備整備等の実施

- ・ 2020 年（令和 2 年）までの結核低まん延国化に向け、結核に係る服薬指導、予防接種などの対策を推進
- ・ 高齢者の結核の定期健康診断受診率向上策の実施及び外国からの入国者に対する結核のスクリーニング検査の開始
- ・ 令和 2 年度までに風しんを排除するため、風しん抗体検査や予防接種の実施、麻しん・風しん対策推進会議の開催等による対策の推進
- ・ 感染症サーベイランス体制の強化

○食中毒予防策の推進【厚生労働省】

[大会に向けた課題]

- ・ 大会が開催される夏期における食中毒予防策の推進

[必要な対応]

- ・ 夏期の一斉取締り、食品衛生月間の監視・指導項目の検討
- ・ HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）に沿った衛生管理の普及・推進、制度化

[これまでの主な取組]

（平成 26 年度）

- ・ 夏期の一斉取締り、食品衛生月間における監視・指導の実施
- ・ HACCP の更なる普及方策に関する提言の取りまとめ

（平成 27 年度）

- ・ 夏期の一斉取締り、食品衛生月間における監視・指導の実施
- ・ 中小規模の事業者への HACCP の普及のための取組の実施及び HACCP による衛生管理制度の在り方の検討開始

（平成 28 年度）

- ・ 夏期の一斉取締り、食品衛生月間における監視・指導の実施及びその結果に基づく監視・指導項目の検討の実施
- ・ 平成 27 年度に開始した衛生管理制度の在り方についての最終取りまとめを行うとともに、HACCP の普及のための取組を実施

（平成 29 年度）

- ・ 夏期の一斉取締り、食品衛生月間における監視・指導の実施及びその結果に基づく監視・指導項目の検討の実施
- ・ 平成 28 年 12 月に公表した衛生管理の在り方に関する最終取りまとめに基づき制度化を検討するとともに、HACCP の普及のための取組を実施

[平成 30 年度の主な取組]

- ・ 「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 46 号）が 6 月 13 日に公布され、HACCP に沿った衛生管理の制度を令和 2 年に施行（ただし、令和 3 年まで現行基準適用）
- ・ 「食品衛生管理に関する技術検討会 政省令に規定する事項の検討結果とりまとめ案」の作成（平成 31 年 3 月 7 日からパブリックコメント開始）
- ・ 夏期の一斉取締り、食品衛生月間における監視・指導の実施及びその結果に基づく監視・指導項目の検討の実施

[今後の主な取組]

- ・ 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に向けた政省令の準備（令和元年6月頃目途で公布予定）
- ・ 夏期の一斉取締り、食品衛生月間における監視・指導の実施及びその結果に基づく監視・指導項目の検討の実施
- ・ 訪日外国人向けの食中毒予防に関する情報提供方法の検討
- ・ 各業界団体における、H A C C Pに沿った衛生管理の手引書の作成支援

②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策に向けた取組の状況

○出入国審査の円滑化【法務省等】

[大会に向けた課題]

- ・ 厳格な水際対策の徹底と円滑な入国審査の両立

[必要な対応]

- ・ 入国審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカートの導入
- ・ 出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する「信頼できる渡航者」と認められた外国人について、自動化ゲートの利用対象とするトラस्टィド・トラベラー・プログラム（T T P）の導入
- ・ 自動化ゲートの利用促進及び自動化ゲートの増設
- ・ 航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）の早期実現
- ・ 日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入
- ・ 個人識別情報を活用し、外国人の出国時の自動化ゲート利用対象者を拡大
- ・ 法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象とした、簡易な手続で上陸を認める「船舶観光上陸許可制度」等の運用開始

[これまでの主な取組]

- ・ 自動化ゲートの利用促進に向け、空港会社・航空会社等と連携した広報及び都道府県旅券事務所等における出張登録を実施したほか、平成26年度には自動化ゲートを40台から70台へ増設
- ・ 事前確認の実現に向け、具体的な対象や実施方法・効果等の検討及び相手国・地域との調整協議を実施
- ・ 平成27年1月から船舶観光上陸許可制度等の運用を開始

(平成28年度)

- ・ 平成28年10月に関西空港等3空港においてバイオカートの運用を開始
- ・ 平成28年11月にT T Pの運用を開始
- ・ 日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの設置に係る調査研究を行い、平成30年度以降早期の本格的導入に向けて必要な準備を実施
- ・ 個人識別情報を活用し、外国人の出国時の自動化ゲート利用対象者を拡大すべく、調査研究を実施

(平成 29 年度)

- ・平成 29 年 4 月に成田空港等 12 空港においてバイオカートの運用を開始
- ・平成 29 年 10 月に羽田空港の上陸審査場に顔認証技術を活用した自動化ゲートである「顔認証ゲート」3 台を先行導入し、日本人の帰国手続において運用を開始

[平成 30 年度の主な取組]

- ・平成 30 年 5 月に北九州空港等 2 空港においてバイオカートの運用を開始
- ・平成 30 年に成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港及び福岡空港の上陸・出国審査場に顔認証ゲートを本格導入し、日本人の出帰国手続において運用を開始

[今後の主な取組]

- ・令和元年度にバイオカートの導入空港を 20 空港に拡大
- ・TTPにおいて、ビジネス客のみならず、外国人観光客等への自動化ゲートの利用拡大に向け、実施状況等の検証を実施
- ・事前確認の実現に向けて、バイオカート等各種施策の効果を踏まえ、必要性について検討を実施
- ・令和元年度中に顔認証ゲートの導入空港を主要 7 空港に拡大
- ・日本人出帰国手続において運用している顔認証ゲートを、観光等の目的で入国した外国人の出国手続にも活用することとし、令和元年度中の運用開始に向けて、システム改修等を実施

OCIQ体制の強化等【法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、外務省等】

[大会に向けた課題]

- ・今後、更なる増加が見込まれる訪日外国人旅行者数への迅速かつ適正な対応
- ・馬術競技出場馬の円滑な輸出入検疫の実施
- ・来日する政府要人等の円滑な受入れ

[必要な対応]

- ・出入国審査、税関、検疫、動植物検疫に係る人的体制の充実・強化
- ・取締・検査機器の適正配備及び有効活用等による物的体制の充実・強化
- ・馬術競技出場馬に係る輸出入検疫条件の整備及び輸出入検疫体制の構築及び馬術競技出場馬の受入れに当たり必要となる会場の衛生状態の確保
- ・来日する政府要人等の受入れに係る各国政府（在京大使館を含む。）等との各種連絡調整、来日予定の要人の把握等

[これまでの主な取組]

- ・入国審査官・税関職員・検疫所職員・動植物検疫官の増員
- ・不正薬物・爆発物探知装置、X線検査装置等の取締・検査機器等の整備
- ・馬術競技出場馬に係る的確かつ円滑な輸出入検疫に向け東京都等関係者との協力体制を構築したほか、馬術競技出場馬に係る輸出入検疫条件内容の検討等を実施

(平成 28 年度)

- ・人的体制の充実・強化のため、入国審査官 217 名、税関職員 184 名、検疫所職員 62 名、動植物検疫官 30 名（計 493 名）増員
- ・不正薬物・爆発物探知装置、X線検査装置等の取締・検査機器等の物的体制の整備を実施
- ・馬術競技出場馬に係る輸出入検疫条件について馬術競技馬所属国との検疫協議、馬術競技会場の衛生調査等を実施

（平成 29 年度）

- ・人的体制の充実・強化のため、入国審査官 219 名、税関職員 220 名、検疫所職員 63 名、動植物検疫官 41 名（計 543）増員
- ・不正薬物・爆発物探知装置、X線検査装置等の取締・検査機器等の物的体制の整備を実施
- ・馬術競技出場馬に係る輸出入検疫条件について、国際馬術連盟及び馬術競技馬所属国との検疫協議、大会組織委員会との国際馬の輸送に関する協議、到着予定空港の現地視察、馬術競技会場の衛生調査等を実施

[平成 30 年度の主な取組]

- ・人的体制の充実・強化のため、入国審査官 271 名、税関職員 302 名、検疫所職員 95 名、動植物検疫官 41 名（計 709 名）増員
- ・平成 30 年度当初予算において、X線検査装置等の取締・検査機器等の物的体制の整備を実施
- ・馬術競技出場馬に係る輸出入検疫条件について、国際馬術連盟及び馬術競技馬所属国との検疫協議、大会組織委員会との国際馬の輸送に関する協議、到着予定空港の現地視察、馬術競技会場の衛生調査等を実施

[今後の主な取組]

- ・出入国審査、税関、検疫、動植物検疫に係る人的体制の充実・強化を実施
- ・取締・検査機器の適正配備及び有効活用等による物的体制の充実・強化を実施
- ・馬術競技出場馬に係る輸出入検疫条件の検討・整備、馬術競技会場の衛生調査等を実施
- ・各国政府（在京大使館を含む。）、大会組織委員会、我が国政府機関等との各種連絡調整、来日予定の要人の把握等

○首都圏空港の機能強化【国土交通省】

[大会に向けた課題]

- ・増加する訪日外国人旅行者の受入れ、大会の円滑な開催等の観点から、首都圏空港の処理能力の拡大が必要

[必要な対応]

- ・2020 年（令和 2 年）までに羽田空港の処理能力を約 4 万回拡大するため、飛行経路の見直し等を推進
- ・2020 年（令和 2 年）までに成田空港の処理能力を約 4 万回拡大するため、事業実施主体である成田国際空港株式会社と連携し、高速離脱誘導路の整備等を推進

[これまでの主な取組]

- ・関係自治体や航空会社等が参画した首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会において、羽田空港の飛行経路の見直しを含む機能強化方策の具体化について協議を進めるとともに、羽田空港の飛行経路の見直しについて住民説明会を開催

(平成 28 年度)

- ・首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会において、羽田空港の機能強化に必要な施設整備に係る工事費、環境対策費を国が予算措置することについて理解を得た。その後、飛行経路の見直しに必要な施設整備に着手するとともに、平成 29 年 1 月から 3 巡目となる住民説明会を順次開催

(平成 29 年度)

- ・羽田空港については、飛行経路見直しに必要な施設整備や騒音対策・落下物対策等を着実に進めるとともに、平成 29 年 11 月から平成 30 年 2 月にかけて、4 巡目となる説明会を開催し、機能強化の取組や騒音対策、落下物対策等の検討状況等について、丁寧な情報提供を実施。特に、落下物対策については、平成 29 年 11 月より有識者や実務者等から構成される「落下物防止等に係る総合対策推進会議」を開催し、平成 30 年 3 月に落下物を防止するために航空会社が遵守すべき基準案を含む落下物対策総合パッケージの取りまとめを実施
- ・成田空港については、事業実施主体である成田国際空港株式会社と連携し、2020 年（令和 2 年）までに空港処理能力を約 4 万回拡大するため、高速離脱誘導路の整備等を推進

[平成 30 年度の主な取組]

- ・羽田空港については、飛行経路見直しに必要な施設整備や騒音対策・落下物対策等を着実に進めるとともに、平成 30 年 12 月から平成 31 年 2 月にかけて、5 巡目となる説明会を開催し、機能強化の取組や騒音対策、落下物対策等の検討状況等について、丁寧な情報提供を実施
- ・成田空港については、2020 年（令和 2 年）までに空港処理能力を約 4 万回拡大するため、事業実施主体である成田国際空港株式会社と連携し、高速離脱誘導路の整備を進めており、平成 30 年 12 月には B 滑走路と A 滑走路の一部の高速離脱誘導路の供用を開始。また、2019 年（令和元年）10 月（冬ダイヤ）より A 滑走路における夜間飛行制限の緩和を先行実施することについて四者協議会において確認

[今後の主な取組]

- ・羽田空港については、訪日外国人旅行者の受入れ拡大や我が国の国際競争力の強化を主眼として、大会までの増便を目指し、飛行経路の見直し等の取組を推進
- ・成田空港については、事業実施主体である成田国際空港株式会社と連携し、2020 年（令和 2 年）までに空港処理能力を約 4 万回拡大するため、引き続き高速離脱誘導路の整備を推進

○空港アクセス等の改善【国土交通省】

[大会に向けた課題]

- ・訪日外国人の受入れ等の観点から、羽田空港の更なる活用に向けて、深夜早朝時間帯の空港アクセスの充実化が必要
- ・バスアクセスの充実化、タクシーの利便性の向上、東京圏都市鉄道ネットワーク機能の高度化の推進

[必要な対応]

- ・バスアクセスの充実化に向けた手続の弾力化や深夜早朝時間帯のアクセスバスの運行等の推進
- ・タクシー利便性向上に向け、外国人旅行者の宿泊・訪問が多いエリアにおいて、定額で割安な運賃を実現
- ・東京圏の都市鉄道ネットワークの機能の高度化に向け、空港の最寄り駅や空港アクセス乗換駅における、更なるバリアフリー化や多言語対応等の推進

[これまでの主な取組]

- ・羽田空港の深夜早朝時間帯の利用促進に向け、平成 26 年度より深夜早朝時間帯に羽田空港と都心方面を結ぶアクセスバスの運行を開始し、路線数の拡大や深夜便の運行本数の増便など運行拡充を実施
- ・首都高速中央環状品川線開通を機に、新しい定額運賃の適用を開始（平成 27 年 3 月）し、外国人旅行者の宿泊・訪問が多いエリアについて割安な運賃を実現

(平成 28 年度)

- ・羽田空港の深夜早朝アクセスバスの運行を継続するとともに、多言語のパンフレットによる周知など、広報・PRの強化を実施
- ・タクシーの定額運賃について継続実施
- ・鉄道事業者の行う鉄道駅のバリアフリー化を推進するとともに、更なる多言語対応が図られるよう必要に応じて働きかけを実施

(平成 29 年度)

- ・羽田空港の深夜早朝アクセスバスの運行を継続するとともに、停留所数の拡大や運行ルート効率化などを実施
- ・タクシーの定額運賃について継続実施
- ・鉄道事業者の行う鉄道駅のバリアフリー化を推進するとともに、更なる多言語対応が図られるよう必要に応じて働きかけを実施

[平成 30 年度の主な取組]

- ・羽田空港の深夜早朝アクセスバスの運行を継続するとともに、更なる利用促進のため、ウェブ等を活用した広報・PRの強化を実施
- ・羽田・成田空港と都心を結ぶ空港アクセスバス路線において、新型バリアフリー車両による運行を開始
- ・タクシーの定額運賃について継続実施
- ・鉄道事業者の行う鉄道駅のバリアフリー化を推進するとともに、更なる多言語対応が図られるよう必要に応じて働きかけを実施

[今後の主な取組]

- ・羽田空港の深夜早朝アクセスバスの運行を継続し、空港アクセスの更なる利便性向上を図る取組を実施
- ・タクシーの定額運賃について継続実施
- ・引き続き、鉄道事業者の行う鉄道駅のバリアフリー化を推進するとともに、更なる多言語対応が図られるよう必要に応じて働きかけを実施

○道路輸送インフラの整備【国土交通省等】

[大会に向けた課題]

- ・大会開催時における円滑な通行の確保

[必要な対応]

- ・渋滞解消等に資する道路輸送インフラの整備を推進
- ・選手村のアクセス道路としても活用予定の環状第2号線等について東京都による整備を支援

[これまでの主な取組]

- ・平成26年3月18日 国道357号（新木場立体） 開通
- ・平成26年3月29日 環状第2号線（新橋～虎ノ門間） 開通
- ・平成27年3月7日 首都高速中央環状品川線 開通
- ・平成28年1月21日 補助第314号線 完了
- ・平成28年3月26日 国道357号（東京港トンネル）海側 開通

(平成28年度)

- ・東京都の施行する環状第2号線（汐留～豊洲）のうち、築地市場跡地を通る区間については、大会開催時は、地上部道路で対応する方針を関係者で共有（本線（トンネル）は大会後に完成）

(平成29年度)

- ・平成30年3月10日 首都高速晴海線 開通

[平成30年度の主な取組]

- ・平成30年11月4日 環状第2号線（豊洲～築地）暫定開通（一部区間は暫定迂回道路を活用）

[今後の主な取組]

- ・令和元年5月頃 国道357号（東京港トンネル）山側 開通予定
- ・令和元年度 補助第315号線 完了予定
- ・令和元年度 環状第2号線（豊洲～築地）一部区間 暫定迂回道路を地上部道路へ切替え予定
- ・令和2年度 国道14号（両国拡幅）一部区間 開通予定

○大会開催時の輸送【内閣官房、警察庁、国土交通省】

[大会に向けた課題]

- ・大会関係者、観客等の安全かつ円滑な輸送のため、関係者輸送ルート、観客輸送ルートを設定し、一般交通及び市民生活に与える影響を考慮して、場所ごとに最適な運用方法を検討する必要
- ・大会の競技会場とその周辺が、東京の人流・物流の中枢に位置し、その機能の維持が重要であることに十分留意し、大会の開催が一般交通及び市民生活に与える影響を最小限に抑えるよう、各種の交通総量抑制対策を検討する必要

[必要な対応]

- ・輸送ルートにおける場所ごとの運用方法やその周辺を含めた交通対策について、東京都や大会組織委員会、関係機関・団体と連携・調整し、準備を推進
- ・一般交通及び市民生活に与える影響を最小限に抑えるためには、各種の交通総量抑制対策を組み合わせて実施することが必要であり、関係機関・団体による検討に参画

[これまでの主な取組]

- ・平成 25 年 12 月から、東京都等との「輸送調整会議」において、大会関係者、観客等の輸送について検討
- ・平成 27 年 7 月から、大会組織委員会も共同主催者となり、「輸送調整会議」を「輸送連絡調整会議」と改名

(平成 28 年度)

- ・平成 29 年 1 月、輸送連絡調整会議において輸送ルート設定における基本的な考え方等について検討

(平成 29 年度)

- ・平成 29 年 5 月、内閣官房が主催し、交通行動の見直しに係る関係者間の調整と機運醸成について検討を行う「2020 交通輸送円滑化推進会議」を設置
- ・平成 29 年 6 月、大会組織委員会及び東京都において、大会輸送に関する検討・取組状況を取りまとめた「輸送運営計画 V 1」を策定・公表
- ・平成 29 年 6 月、大会組織委員会及び東京都が主催し、大会輸送等について専門的見地から検討を行う「交通輸送技術検討会」を設置
- ・平成 30 年 1 月、交通輸送技術検討会において、「東京 2020 大会の交通マネジメントに関する提言（中間のまとめ）」を策定・公表し、同月、2020 交通輸送円滑化推進会議において、大会時の交通輸送円滑化に向けた当面の進め方を関係省庁、経済界と共有

[平成 30 年度の主な取組]

- ・平成 30 年 4 月、輸送連絡調整会議において、交通需要マネジメント（以下「TDM」という。）の必要性と目標、取組内容等を示した「TDM 推進に向けた基本方針（案）」を策定・公表
- ・平成 30 年 8 月、東京都、内閣官房及び大会組織委員会が事務局となり、TDM に協力する企業等が参画する「2020 TDM 推進プロジェクト」を発足
- ・平成 30 年 10 月、交通輸送技術検討会において、大会輸送の円滑化と経済活動の両立を図り、企業活動への影響把握や、大会時に発生し得る混雑の回避策などの立案に活用することを目的として、交通対策を行わない場合の大会輸送影響度を示した「大会輸送影響度マップ」を公表

[今後の主な取組]

- ・大会組織委員会及び東京都において、大会輸送に関する検討・取組状況を取りまとめた「輸送運営計画V2」を策定・公表
- ・大会組織委員会等の関係機関・団体とともに、引き続き、今夏の試行を実施した上で、大会の実施に向けた詳細な輸送対策を検討していく予定

○多言語対応の強化【内閣官房、観光庁等】

[大会に向けた課題]

- ・訪日外国人旅行者等の円滑な移動や快適な滞在に向け、国、東京都、民間団体、企業等が連携して多言語対応を進めていく必要
- ・それぞれの主体が行う表示・識別等における多言語対応については、基本的方向性等を相互に確認・共有して取組を進める必要

[必要な対応]

- ・国や東京都、民間事業者等が参画する「多言語対応協議会」において、各主体の取組の進捗の共有や先進的事例を紹介し、案内表示・標識等の多言語対応を推進

[これまでの主な取組]

- ・多言語対応協議会において、「交通」、「道路」及び「飲食・サービス」の3分科会を設置し、それぞれにおいて、取組方針を策定
- ・一般向けに多言語対応の取組を発信するため、展示会を開催し、優良事例の紹介を行うとともに、多言語対応に有効なICT関連技術の紹介も実施
(平成28年度)
- ・多言語対応協議会の開催及び展示会の開催を通じ、多言語対応を推進
(平成29年度)
- ・平成29年6月に設置された「小売プロジェクトチーム」において、小売における多言語対応の3つの領域(店頭表示、接客コミュニケーション及び商品情報)での取組方針の策定等の検討を実施。具体的には基本接客用語「ようこそ言葉」の作成(英語・中国語・韓国語)及びその普及(セミナーの実施、YouTubeでの動画配信等)や、各省庁の関連ガイドライン等を集約したウェブサイトを立ち上げ

[平成30年度の主な取組]

- ・平成30年12月に小売プロジェクトチームが多言語対応に係るガイドラインを策定し、公表

[今後の主な取組]

- ・引き続き、多言語対応協議会及び展示会を開催することに加えて、小売業界の多言語対応ガイドラインの周知・普及を促進することにより、更なる多言語対応を推進

○無料公衆無線LAN【総務省、観光庁等】

[大会に向けた課題]

- ・訪日外国人旅行者等の円滑な移動や快適な滞在に向け、無料公衆無線LAN環境の整備

[必要な対応]

- ・訪日外国人が利用可能な無料公衆無線LANエリアの整備の促進
- ・無料公衆無線LANの利用場所等の情報収集と海外への情報発信
- ・事業者の垣根を越えてシームレスにWi-Fi接続できる認証連携の仕組みの構築による利便性の向上

[これまでの主な取組]

- ・総務省と観光庁で連携し、地方公共団体、関係事業者等も参画する「無料公衆無線LAN整備促進協議会」を平成26年8月に設置
- ・観光や防災の拠点における無料公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体等や、訪日外国人旅行者の利便性向上を目的とした無料公衆無線LAN環境整備を行う宿泊施設に対し、その費用の一部補助を実施
- ・平成27年2月に共通シンボルマーク「Japan.Free Wi-Fi」を導入。あわせて、無料公衆無線LAN紹介ウェブサイトを開設し、周知・広報の取組を推進
- ・無料公衆無線LANの利用開始手続の簡素化に向け、実証実験を実施

(平成28年度)

- ・観光や防災の拠点における無料公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体等や訪日外国人旅行者の利便性向上を目的とした無料公衆無線LAN環境整備を行う宿泊施設、外国人観光案内所や鉄道・バス等の公共交通機関に対し、その費用の一部補助を実施
- ・無料公衆無線LAN紹介ウェブサイトを開修し、ユーザビリティの向上を図るとともに、共通シンボルマークの更なる普及促進を実施するなど、周知・広報の取組を推進

(平成29年度)

- ・平成29年7月に、一般社団法人公衆無線LAN認証管理機構の会員事業者間の連携により、20万箇所以上で事業者の垣根を越えてシームレスなWi-Fi接続を実現
- ・防災拠点等における無料公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体や訪日外国人旅行者の利便性向上を目的とした無料公衆無線LAN環境整備を行う宿泊施設、外国人観光案内所や鉄道・バス等の公共交通機関に対し、その費用の一部補助を実施
- ・利用手続の簡素化の実証事業「北陸・飛騨・信州3つ星街道における通信環境の認証連携強化のための事業」を実施
- ・周知広報の取組として、各交通モードへ無料公衆無線LAN紹介ウェブサイト登録、共通シンボルマーク掲出働きかけを実施

[平成30年度の主な取組]

- ・一般社団法人公衆無線LAN認証管理機構と連携して利用手続の簡素化の取組について周知を実施

- ・ 防災拠点等における無料公衆無線 LAN 環境の整備を行う地方公共団体に対し、その費用の一部補助を実施
- ・ 訪日外国人旅行者の利便性向上を目的とした無料公衆無線 LAN 環境整備を行う宿泊施設、外国人観光案内所や鉄道・バス等の公共交通機関に対し、その費用の一部補助を実施

[今後の主な取組]

- ・ 引き続き、地方公共団体等や宿泊施設、外国人観光案内所、公共交通機関への無料公衆無線 LAN 環境の整備を支援することに加えて、観光地における無料エリア Wi-Fi 環境の整備についても補助対象として拡充するほか、利用手続の簡素化の取組、無料公衆無線 LAN 紹介ウェブサイト等による海外への周知・広報等を推進

○宿泊施設の供給確保に向けた対策【観光庁、厚生労働省、内閣府】

[大会に向けた課題]

- ・ 現在、東京のシティホテル・ビジネスホテルの稼働率は 80%超と近年高い水準で推移し、また、旅館の稼働率はまだ余裕がある状態であるものの、近年上昇傾向。今後、新規客室の供給は増大していくが、訪日外国人の多様なニーズに応えることを含めて十分な宿泊容量の確保に向けた対応が必要

[必要な対応]

- ・ 旅館の活用に向けた情報発信
- ・ 健全な民泊サービスの普及促進

[これまでの主な取組]

- ・ 国家戦略特区における民泊事業の開始
- ・ 平成 27 年 10 月に東京都大田区における特区民泊の実施を盛り込んだ区域計画を認定
- ・ 日本政府観光局（J N T O）ホームページに、外国人旅行者向けの宿泊施設の窓口サイトを開設し、旅館の情報発信を強化

(平成 28 年度)

- ・ 特区民泊について、近隣住民との調整や宿泊者名簿の設置などの措置を法令上明記するとともに、条例で定める「最低利用日数」を「7日以上」から「3日以上」に引き下げ
- ・ 平成 29 年 3 月に住宅宿泊事業法案を国会に提出

(平成 29 年度)

- ・ 平成 29 年 6 月に住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）が成立、関連する政省令等を公布
- ・ 平成 29 年 7 月にイベント民泊の実施期間について、年 1 回を年数回程度に緩和
- ・ 平成 29 年 9 月に千葉市における特区民泊の実施に関する関連条例の制定
- ・ 平成 29 年 12 月に千葉市における特区民泊の実施を盛り込んだ区域計画を認定、事業の受付を開始

- ・平成 29 年 12 月に東京都大田区において「6泊7日」から「2泊3日」に引き下げる要件緩和に対応する条例の改正
- ・平成 30 年 3 月に東京都大田区において「6泊7日」から「2泊3日」に引き下げる要件緩和に対応する条例の施行

[平成 30 年度の主な取組]

- ・旅館等の施設の設備改修等に対する支援
- ・平成 30 年 6 月に施行した住宅宿泊事業法に基づき、健全な民泊サービスの普及を促進
- ・観光庁のホームページに、旅館に関するイメージ動画と F A Q を掲載し、訪日外国人旅行者に対して分かりやすい情報提供を実施

[今後の主な取組]

- ・旅館等の施設の設備改修等に対する支援
- ・健全な民泊サービスの普及に向けた取組の推進

○医療機関における外国人患者受入れ環境整備【厚生労働省、観光庁】

[大会に向けた課題]

- ・訪日外国人旅行者等が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう受入れ体制の整備が必要

[必要な対応]

- ・外国語診療が可能な「訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関」の選定
- ・外国人患者受入れ体制等について審査・認証を行う制度（「外国人患者受入れ医療機関認証制度」（以下「J M I P」: Japan Medical Service Accreditation for International Patients という。））の推進
- ・医療機関における外国人患者受入れ環境整備の推進

[これまでの主な取組]

- ・都道府県と連携して外国語診療が可能な「訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関」を選定
- ・日本医療教育財団の実施する J M I P の推進のため、説明会の開催等を支援
- ・医療機関における医療通訳・外国人向け医療コーディネーターの配置を支援
- ・院内案内表示の多言語化等の院内体制整備を支援
- ・医療通訳育成カリキュラム・テキストや外国人向け多言語説明資料（問診票等）の作成・改訂

(平成 28 年度)

- ・「訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関」を約 900 か所選定
- ・J M I P の推進を通じ、平成 29 年 3 月末現在、23 医療機関が認証を取得
- ・27 か所の病院において、医療通訳・外国人向け医療コーディネーターを配置
- ・69 か所の病院において、院内案内表示の多言語化等の院内体制の整備を実施
- ・平成 25 年度に作成した医療通訳育成カリキュラム・テキストや外国人向け多言語説明資料を改訂

(平成 29 年度)

- ・「訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関」を約 1,260 か所選定
- ・ J M I P の推進を通じ、平成 30 年 3 月末現在、41 医療機関が認証を取得
- ・ 35 か所の病院において、医療通訳・外国人向け医療コーディネーターを配置
- ・ 48 か所の病院において、院内案内表示の多言語化等の院内体制の整備を実施
- ・ 加えて、医療通訳育成カリキュラム・テキストや外国人向け多言語説明資料の改訂、電話通訳サービス利用支援、医療通訳養成支援を実施
- ・ これらの取組を通じて、「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を平成 29 年度中に 111 か所に拡充し、令和 2 年までに 100 か所で整備する目標を平成 29 年度中に前倒して達成

[平成 30 年度の主な取組]

- ・「訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関」を約 1,600 か所選定
- ・ J M I P の推進を通じ、平成 31 年 3 月末現在、56 医療機関が認証を取得
- ・ 31 か所の病院において、医療通訳・外国人向け医療コーディネーターを配置
- ・ 地域特性に応じた外国人患者受入れ体制の整備を進めるため、5 都道府県をモデルとして、①多分野の関係者による議論の場の設置、②地域固有の実情の把握、③情報発信等への支援を実施
- ・ 団体契約を通じた電話通訳の利用促進を支援し、約 500 の医療機関が電話通訳を利用

[今後の主な取組]

- ・ 都道府県によって選定された外国人患者受入れの拠点となる医療機関を中心に、外国人患者受入れ体制の更なる充実を目指す
- ・ 令和 2 年までに外国語診療が可能な「訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関」の更なる充実を推進

○外国人来訪者等への救急・防災対応【総務省】

[大会に向けた課題]

- ・ 訪日外国人の円滑な救急要請と、多言語での救急活動
- ・ スマートフォン等を利用した緊急通報・防災施策の充実強化

[必要な対応]

- ・ 訪日外国人とのコミュニケーションツールの普及
- ・ スマートフォン等を利用した緊急通報・防災施策の充実強化のための検討等の実施

[これまでの主な取組]

- ・ 救急車利用マニュアルを基に、熱中症に関する予防対策、応急手当等を記載した訪日外国人のための救急車利用ガイド（英語版）を作成し、消防庁ホームページに掲載
- ・ 消防研究センターと国立研究開発法人情報通信研究機構（N I C T）の共同研究、多言語音声翻訳アプリ（VoiceTra）を開発。一部の消防本部で実証研究を実施し、訓練等を通じて検証

- ・119 番緊急通報多様化に向け、スマートフォン等を利用した音声以外の 119 番緊急通報手段を検討し、実証実験を実施
- ・多言語対応の全国版防災アプリの整備に向けた検討をし、実証実験を実施
(平成 28 年度)
- ・訪日外国人のための救急車利用ガイドの追加言語を検討し、新たに 6 か国語（中国語（繁・簡）、韓国語、タイ語、フランス語及びイタリア語）のガイドを作成し、消防庁ホームページに掲載するとともに、消防本部にガイドの活用を依頼
- ・全国の消防本部に、電話通訳センターを介した三者間同時通訳による 119 番通報時等の多言語対応の推進について通知
- ・多言語音声翻訳アプリ（VoiceTra）についての実証研究を推進し、課題を抽出、改善
- ・スマートフォン等を利用した音声以外の 119 番緊急通報手段について、引き続き検討し、実証実験を実施
- ・多言語対応の全国版防災アプリの整備に向けた検討

(平成 29 年度)

- ・平成 29 年 4 月から全国の消防本部に Android 版多言語音声翻訳アプリ救急ボイストラを提供開始し、活用推進を依頼
- ・平成 29 年 11 月には全国救急隊員シンポジウムで救急ボイストラのブースを設置し広報を実施
- ・全消防本部において、電話通訳センターを介した三者間同時通訳による 119 番通報時等の多言語対応の取組促進
- ・平成 30 年 1 月から全国の消防本部に iOS 版多言語音声翻訳アプリ救急ボイストラを提供開始
- ・全国の消防本部に平成 29 年中の救急ボイストラの活用実績を調査
- ・「避難支援アプリの作成等に関するガイドライン」を周知
- ・スマートフォン等を利用した音声以外の 119 番緊急通報手段の導入の促進

[平成 30 年度の主な取組]

- ・電話通訳センターを介した三者間同時通訳による 119 番通報時等の多言語対応、救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用及びスマートフォン等を利用した音声以外の 119 番緊急通報手段の導入の促進
- ・「避難支援アプリの作成等に関するガイドライン」を周知

[今後の主な取組]

- ・訪日外国人のための救急車利用ガイドの言語追加や、関係府省庁と連携したガイドの周知方法等について検討
- ・電話通訳センターを介した三者間同時通訳による 119 番通報時等の多言語対応、救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用及びスマートフォン等を利用した音声以外の 119 番緊急通報手段の導入の促進
- ・避難支援アプリの作成等に関するガイドラインを周知

○国際都市にふさわしい景観創出等のための無電柱化の推進【国土交通省等】

[大会に向けた課題]

- ・美しい都市景観の創出や道路の防災性向上等の観点から無電柱化を推進

[必要な対応]

- ・令和元年度までにセンター・コア・エリア内の無電柱化の完了
- ・緊急輸送道路における無電柱化に関する取組
- ・低コスト手法の導入に向けた取組

[これまでの主な取組]

- ・センター・コア・エリア内の国が管理する道路及び都市計画道路として完成した都道については、東京都と連携し無電柱化を推進
- ・平成 27 年 12 月に低コスト手法の導入に向けた技術検討に関する取りまとめ
- ・低コスト手法の導入に向けたモデル施工の実施の推進

(平成 28 年度)

- ・引き続き、センター・コア・エリア内の国が管理する道路及び都市計画道路として完成した都道については、東京都と連携し無電柱化を推進
- ・平成 28 年 4 月に無電柱化の更なる整備促進を図るため、直轄国道の緊急輸送道路における電柱の新設を禁止するとともに、平成 28 年度から電線管理者のコスト負担を軽減するため固定資産税の特例措置を実施
- ・国土交通省において平成 28 年 4 月に電線等の埋設物に関する設置基準の見直しをするとともに、総務省において平成 28 年 6 月に有線電気通信設備令施行規則（昭和 46 年郵政省令第 2 号）を、経済産業省において平成 28 年 9 月に電気設備の技術基準の解釈の見直しを実施
- ・引き続き、低コスト手法の導入に向けたモデル施工の実施の推進
- ・平成 28 年 12 月に無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号）が成立・施行

(平成 29 年度)

- ・センター・コア・エリア内の国が管理する道路及び都市計画道路として完成した都道については、東京都と連携し無電柱化を推進
- ・無電柱化の更なる整備促進を図るため、緊急輸送道路における電柱の新設禁止の普及拡大を図るとともに、電線管理者のコスト負担を軽減するため固定資産税の特例措置等を実施
- ・低コスト手法の導入に向け、小型ボックス活用埋設・浅層埋設方式のモデル施工、直接埋設方式の実証実験の実施
- ・占用制限の対象に「幅員が著しく狭い歩道で特に必要な場合」を追加する道路法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 6 号）が平成 30 年 3 月に成立・公布
- ・無電柱化の推進に関する法律に基づき、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的、かつ迅速な推進を図るための無電柱化推進計画の策定を推進

[平成 30 年度の主な取組]

- ・センター・コア・エリア内の国が管理する道路及び都市計画道路として完成した都道については、東京都と連携し無電柱化を推進
- ・無電柱化の推進に関する法律に基づく、無電柱化推進計画を平成 30 年 4 月に策定

- ・無電柱化の更なる整備促進を図るため、緊急輸送道路における電柱の新設禁止の普及拡大を図るとともに、電線管理者のコスト負担を軽減するため固定資産税の特例措置等を実施
- ・低コスト手法普及に向けた小型ボックス活用埋設・浅層埋設方式のモデル施工、直接埋設方式の実証実験の実施、技術マニュアルの整備などにより無電柱化を推進

[今後の主な取組]

- ・引き続き、センター・コア・エリア内の国が管理する道路及び都市計画道路として完成した都道については、東京都と連携し無電柱化を推進
- ・引き続き、無電柱化の更なる整備促進を図るため、緊急輸送道路等における電柱の新設禁止を普及拡大するとともに、電線管理者のコスト負担を軽減するため固定資産税の特例措置の拡充・延長
- ・小型ボックス活用埋設、浅層埋設方式のモデル施工や直接埋設方式の実証実験の実施を踏まえ、低コスト手法の導入を推進
- ・平成 30 年 4 月に策定した無電柱化推進計画に基づき、無電柱化を推進

○外国人を含む全ての大会来訪者がストレス無く楽しめる環境整備【経済産業省】

[大会に向けた課題]

- ・訪日外国人旅行者の円滑な移動や快適な滞在に向けた母国語言語での情報収集や決済等の環境整備への対応

[必要な対応]

- ・訪日外国人旅行者から得られる情報を様々な事業者が高品質なサービス・決済等に活用できる仕組み（「おもてなしプラットフォーム」）の構築を推進

[これまでの主な取組]

- ・おもてなしプラットフォーム研究会を設置し課題を抽出
- ・消費活動促進プラットフォーム研究会を設置し、課題解決に必要なフレームワーク（枠組み）の検討を実施

（平成 28 年度）

- ・おもてなしプラットフォームの構築に取り掛かるとともに、3 地域における実証を実施
- ・案内用図記号の国内規格（J I S）の変更・追加のための議論

（平成 29 年度）

- ・おもてなしプラットフォームを構築し、10 地域において得られたデータを連携するとともに、当該プラットフォームにおいてデータを集計し、訪日外国人旅行者の行動傾向等を分析する実証を実施
- ・平成 29 年 7 月に案内用図記号の国内規格（J I S）を改正公示

[平成 30 年度の主な取組]

- ・おもてなしプラットフォームに個人情報や匿名加工情報を連携するための共通ルール整備を行い、4 地域において得られたデータを連携するとともに、当

該プラットフォームにおいてデータを集計し、訪日外国人旅行者の行動傾向等を分析する実証を実施

- ・案内用図記号の国内規格（J I S）の追加のための議論及び公示の改正（平成31年2月）

[今後の主な取組]

- ・おもてなしプラットフォームの社会実装を通じて快適な滞在環境の整備を推進

③暑さ対策・環境問題への配慮に向けた取組の状況

○環境配慮の推進【環境省等】

[大会に向けた課題]

- ・大会の持続可能性を高めることに貢献すべく、環境負荷低減に向けた取組を推進するとともに、我が国の環境技術の展開・情報発信を推進
- ・暑さの厳しい時期に開催される大会であることから、日本特有の暑さを知らない訪日外国人旅行者も含めた熱中症対策の推進が必要
- ・大会期間中は外国人を含む多くの観光客が東京都市圏を訪れ、大量の廃棄物の排出が予想されることから、実効性の高い分別方策について検討を行い認知度向上と普及が必要

[必要な対応]

- ・低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチによる、東京都市圏の環境対策の推進に向けた方策等の周知・広報
- ・より環境性能の高い基準によるグリーン購入の推進
- ・熱中症予防に必要な情報の充実に向け、競技会場等を対象に暑熱環境を調査し暑さ指数（WBGT）の推計手法を確立
- ・夏季に開催されるイベントの実態調査を実施し熱中症対策の効果や有効性等を調査するとともに、外国人に対する普及啓発の手法を検討
- ・大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイダンスの策定及び認知度向上に向けた取組、3R人材育成プログラムによる人材育成の推進

[これまでの主な取組]

- ・大会に向けた統合的アプローチによる環境対策推進事業において、東京都市圏の環境対策の推進に向けた方策等を取りまとめた報告書を作成
- ・国内外のイベントにおけるグリーン購入の対象品目、環境影響低減効果等に関する調査を行い、イベントへのグリーン購入の適用に関する包括的な課題を明確化
- ・「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」を策定するとともに、外国人に対する普及啓発の手法について検討
- ・国内外における大規模集客施設及び公共交通機関等における廃棄物の分別状況等について調査し、「大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイダンス」を策定
- ・大会を契機とした3R分野のボランティア活動を行う人材の育成プログラムの作成に向け、課題の整理、ロードマップの検討を実施

(平成 28 年度)

- ・ 東京都市圏の環境対策の推進に向けた方策等の周知・広報を推進
- ・ より環境性能の高い基準（プレミアム基準）によるグリーン購入の推進に向け「イベントにおけるグリーン購入ガイドライン」を策定
- ・ 「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン（暫定版）」について、引き続き暑熱環境の調査やフィードバックの収集を実施し、改訂
- ・ 外国人に対する普及啓発の手法についての検討を踏まえ、普及啓発資料を作成
- ・ 外国人にとっても分かりやすい試行用分別ラベルを作成及び集客施設等において効果検証を行い、有識者による検討会で分別ラベル作成に係る留意点について整理
- ・ 大会組織委員会、各教育機関との調整を図りつつ、有識者検討会による 3 R 人材育成プログラム骨子を作成

(平成 29 年度)

- ・ イベントにおけるグリーン購入ガイドラインを大会組織委員会に提供するとともに、改定したグリーン購入法基本方針の内容を本ガイドラインに盛り込むよう改定
- ・ 競技会場等の 14 地区を対象に暑熱環境を調査し、結果を公表、暑さ指数（W B G T）の推計手法の検討を開始
- ・ 引き続き暑熱環境の調査やフィードバックの収集を実施し、夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドラインを策定
- ・ 試行用分別ラベルの効果検証を行い、分かりやすいごみ分別ラベルを作成する際の留意事項等を取りまとめたガイダンスを策定した。また、地方公共団体等に対してガイダンスの周知を実施
- ・ 有識者検討会を開催し、3 R 人材育成プログラムについて検討するとともに、中高生向けの 3 R 人材育成プログラムを試行的に実施

[平成 30 年度の主な取組]

- ・ 引き続き暑熱環境の調査やフィードバックの収集を実施し、夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドラインを改訂するとともに、ガイドライン等の普及啓発資料の周知やシンポジウム、イベント等の開催を通じて熱中症対策を強化
- ・ 競技会場等の 14 地区を対象に暑熱環境を調査し、結果を公表、暑さ指数（W B G T）の推計手法を検討
- ・ 大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイダンスの周知
- ・ 3 R 人材育成プログラムについて、昨年度の試行状況を踏まえ、大会ボランティア研修等で活用可能なベースプランを取りまとめて、大会組織委員会と実行性について検討

[今後の主な取組]

- ・ イベントにおけるグリーン購入ガイドラインに係る大会組織委員会からの問合せ対応等の支援を実施
- ・ 競技会場等の 17 地区程度を対象に暑熱環境を調査し、競技会場等の暑さ指数（W B G T）の予測値算出手法を検討

- ・大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイダンスの周知
- ・大会組織委員会のボランティア計画等との整合性や3R人材育成プログラムの実行性について、引き続き大会組織委員会と検討しつつ、同プログラムの精度向上を実施
- ・引き続き暑熱環境の調査やフィードバックの収集を実施し、夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドラインを改訂

○都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトの推進【環境省】（後掲）

○分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決【経済産業省、国土交通省、環境省等】

[大会に向けた課題]

- ・環境負荷低減や日本の技術力の世界への発信に向け、再生可能エネルギー等を活用した水素社会の実現に向けた取組を推進
- ・革新的エネルギーマネジメントシステムの確立に向けた、電力需要家側のエネルギーリソースをIoT技術により統合して制御し、電力の需給調整に活用する新たなビジネス（エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス）の創出

[必要な対応]

- ・水素利用の拡大に向け、燃料電池自動車（以下「FCV」という。）や水素ステーション等の普及拡大を推進
- ・再生可能エネルギーから水素を製造し、貯め、運ぶ技術の実証の推進
- ・実証事業を通じて、太陽光発電や蓄電池など多数の電力需要家側のエネルギーリソースを統合して制御する技術の確立や、制御のために用いる通信規格の整備
- ・ディマンドリスポンスの一つであるネガワットを取引する市場（ネガワット取引市場）の創設に向けた事業者間の取引ルールの策定等の制度・環境の整備

[これまでの主な取組]

- ・平成26年12月にFCVが発売され、政府支援の下、平成27年度までに、約600台のFCVが普及
- ・政府支援の下、平成27年度中には、57か所の商用水素ステーションが新たに開所
- ・政府支援の下、平成27年度には、5か所の再エネ由来の水素ステーションの整備が行われ、そのうち2か所が開所
- ・FCV及び水素ステーションについて、低コスト化や規制見直し等に向けた研究開発を進めるとともに、「規制改革実施計画」（平成25年6月14日・平成27年6月30日閣議決定）に基づき、規制見直しを推進
- ・スマートコミュニティに関する技術実証等の成果を踏まえ、ネガワット取引に関する実証を実施
- ・平成28年1月に、産学官の実務者級からなる「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会」（以下「ERAB検討会」という。）を設置し、通信規格の整備等に向けた議論を開始

(平成 28 年度)

- ・ 政府支援の下、平成 29 年 3 月末時点で、約 1,200 台の F C V が新たに普及
- ・ 政府支援の下、平成 29 年 3 月時点で、14 か所の商用水素ステーションが新たに開所し、2 か所の水素ステーションを整備中
- ・ 政府支援の下、平成 28 年度には新たに 12 か所の再エネ由来の水素ステーションの整備が行われ、平成 29 年 3 月末時点で、新たに 6 か所（累計 8 か所）が開所
- ・ F C V 及び水素ステーションについて、低コスト化や規制見直し等に向けた研究開発を推進するとともに、「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日・平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）に基づき、規制見直しを推進
- ・ 政府支援の下、平成 29 年 3 月末時点で、2 台の燃料電池バスが日本で初めて営業用路線に導入
- ・ 平成 28 年度において、ネガワット取引やバーチャルパワープラントの構築に向けた実証を実施
- ・ E R A B 検討会において、蓄電池やヒートポンプ等のエネルギーリソースに係る通信規格の整備や、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン」の策定に向けた検討を実施
- ・ 平成 29 年 4 月のネガワット取引市場の創設に向け、ネガワット取引に関する事業者間の取引ルール等について議論し、当該ルールの反映等を行うべく「ネガワット取引に関するガイドライン」（平成 27 年 3 月策定）の改定や、関係省令等の整備を実施

(平成 29 年度)

- ・ 政府支援の下、平成 30 年 3 月末時点で、約 750 台の F C V が新たに普及
- ・ 政府支援の下、平成 30 年 3 月時点で、8 か所の商用水素ステーションが新たに開所。また、3 か所の水素ステーションが整備中
- ・ 政府支援の下、平成 29 年度には新たに 6 か所の再エネ由来の水素ステーションの整備が行われ、平成 30 年 3 月末時点で、新たに 11 か所（累計 19 か所）が開所
- ・ F C V 及び水素ステーションについて、低コスト化や規制見直し等に向けた研究開発を推進するとともに、「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日・平成 27 年 6 月 30 日・平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）に基づき、規制見直しを推進。また平成 29 年 8 月から、規制見直しに係る公開検討会を実施
- ・ 政府支援の下、平成 30 年 3 月末時点で、3 台の燃料電池バスが新たに営業用路線に導入
- ・ 福島新エネ社会構想に基づき、再生可能エネルギー電気から水素を製造する技術（Power-to-gas 技術）を系統安定化等に活用する実証事業を開始
- ・ 平成 29 年度において、バーチャルパワープラントの構築に向けた実証を実施
- ・ E R A B 検討会での検討を踏まえ、平成 29 年 11 月に「E R A B に関するサイバーセキュリティガイドライン」を改訂・公表
- ・ ネガワット取引に関するガイドラインの改訂や日本卸電力取引所の業務規程の改訂等の取組を経て、平成 29 年 4 月にネガワット取引市場を創設
- ・ 今後のビジネスの発展を見据え、ネガワット取引に関するガイドラインを改定（エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドラインに改称等）

[平成 30 年度の主な取組]

- ・ 政府支援の下、平成 31 年 3 月末時点で、約 600 台の F C V が新たに普及（累計約 3,000 台）
- ・ 政府支援の下、平成 31 年 3 月時点で、3 か所の商用水素ステーションが新たに開所し、10 か所の水素ステーションが整備中（累計 113 か所）
- ・ 政府支援の下、新たに 9 か所の再エネ由来の水素ステーションの整備が行われ、平成 31 年 3 月末時点で、新たに 4 か所（累計 23 か所）が開所
- ・ F C V 及び水素ステーションについて、低コスト化や規制見直し等に向けた研究開発を推進するとともに、「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日・平成 27 年 6 月 30 日・平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）に基づき、規制見直しを推進。平成 30 年 5 月には、業界団体が「セルフ水素スタンドガイドライン」を策定
- ・ 政府支援の下、平成 31 年 3 月末時点で、13 台の燃料電池バスが新たに営業用路線に導入（累計 18 台）
- ・ 福島新エネ社会構想に基づき、再生可能エネルギー電気から水素を製造する技術（Power-to-gas 技術）を系統安定化等に活用する実証事業を実施
- ・ バーチャルパワープラントの構築に向けた実証を実施
- ・ E V に蓄電された電気を電力系統に流し（逆潮流）、利用する V 2 G（Vehicle to Grid）技術の実証を開始
- ・ E R A B 検討会での検討を踏まえ、平成 31 年に D R 事業者と小売電気事業者間の情報共有内容等について「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」の改訂に向けた検討を実施
- ・ E R A B 検討会での検討を踏まえ、「E R A B に関するサイバーセキュリティガイドライン」の改定に向けた検討を実施

[今後の主な取組]

- ・ 引き続き、F C V や水素ステーションの普及拡大に向けた補助支援、低コスト化に向けた技術開発、規制見直しを三位一体で推進
- ・ 福島新エネ社会構想に基づき、再エネ由来大規模水素製造実証を推進
- ・ バーチャルパワープラント構築に向けた実証を引き続き実施するとともに、E R A B 検討会において、エネルギーリソースの制御により創出した電力の評価方法等を議論

○アスリート・観客の暑さ対策の推進【内閣官房、環境省、国土交通省、消防庁等】

[大会に向けた課題]

- ・ 暑さの厳しい時期に開催される大会であることから、日本特有の暑さを知らない訪日外国人旅行者も含めた暑さ対策の推進が必要

[必要な対応]

- ・ 新設会場、仮設会場、マラソン沿道等での暑さ対策や大会運営における熱中症対策の推進
- ・ 外国人や障害者への熱中症等関連情報の発信

- ・ 観客等の熱中症対応を含めた救急体制の整備、聴覚・言語機能障害者等を対象とした救急搬送に係る緊急通報の多様化、病院における外国人受入れ体制の整備、大会運営における応急体制の整備等の救急医療体制の整備
- ・ 暑さ対策に係る技術開発や熱中症対策等に係る予測技術開発の推進

[これまでの主な取組]

- ・ 「東京 2020 に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議」を設置し、「東京 2020 に向けたアスリート、観客等の暑さ対策に係る中間とりまとめ」を策定（平成 27 年 9 月）
- ・ 上記中間取りまとめに基づき各府省庁等が暑さ対策に係る取組を推進
- ・ 「外国人等に対する熱中症等関連情報の提供のあり方に係るワーキンググループ」を設置し、熱中症の説明や予防法など外国人等に対して発信すべき情報の内容と提供手段の在り方について検討
- ・ 環境省が「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」等を策定
- ・ 「アスリート・観客にやさしい道の検討会」を設置（平成 27 年 4 月）し、総合的な道路空間の暑熱対策について検討を実施
- ・ 路面温度上昇抑制機能を有する舗装の施工を実施
- ・ 緑陰形成に資する道路緑化を実施

(平成 28 年度)

- ・ 「外国人等に対する熱中症等関連情報の提供のあり方に係るワーキンググループ」において、平成 28 年度における外国人等に向けた熱中症等関連情報の情報発信の計画を策定し、順次、情報を発信
- ・ 国土交通省が設置した「アスリート・観客にやさしい道の検討会」において総合的な道路空間の暑熱対策の今後の取組の方向性として「アスリート・観客にやさしい道づくりに向けた提言」を取りまとめ（平成 28 年 10 月）
- ・ 上記提言を踏まえ、ヒートアイランド対策に資する等、将来にわたる都市環境の改善、魅力的で快適な道路空間の創造につながる取組を実施（関係機関と連携し、路面温度上昇抑制機能を有する舗装の施工、緑陰形成に資する道路緑化等）
- ・ 平成 28 年 7 月から 8 月まで、競技会場等の 3 か所（有明地区、江の島ヨットハーバー及び霞ヶ関カンツリー倶楽部）の暑さ指数（WBGT）を測定し、平成 29 年 1 月に測定結果を公表

(平成 29 年度)

- ・ 「外国人等に対する熱中症等関連情報の提供のあり方に係るワーキンググループ」において、平成 29 年度における外国人等に向けた熱中症等関連情報の情報発信の計画を策定し、順次、情報を発信
- ・ 競技会場等の 14 地区を対象に暑熱環境を調査し、結果を公表、暑さ指数（WBGT）の推計手法の検討を開始
- ・ 平成 29 年度に実施した暑熱環境（暑さ指数（WBGT）等）の調査を踏まえ「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」を策定
- ・ 訪日外国人のための救急車利用ガイドの周知方法について関係省庁と検討
- ・ 大会組織委員会が設置した「暑さ対策検討委員会」に、内閣官房、環境省、消防庁及び東京都が参画し、大会組織委員会の暑さ対策の取りまとめに協力

- ・引き続き、ヒートアイランド対策に資する等、将来にわたる都市環境の改善、魅力的で快適な道路空間の創造につながる取組を実施

[平成 30 年度の主な取組]

- ・「外国人等に対する熱中症等関連情報の提供のあり方に係るワーキンググループ」において、平成 30 年度における外国人等に向けた熱中症等関連情報の情報発信の計画を策定し、情報を発信
- ・引き続き、暑熱環境の調査やフィードバックの収集を実施し、「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」を改訂するとともに、ガイドライン等の普及啓発資料の周知やシンポジウム、イベント等の開催を通じて熱中症対策を強化・競技会場等の 14 地区を対象に暑熱環境を調査し、結果を公表、暑さ指数（WBGT）の推計手法を検討
- ・引き続き、ヒートアイランド対策に資する等、将来にわたる都市環境の改善、魅力的で快適な道路空間の創造につながる取組を実施

[今後の主な取組]

- ・関係府省庁、東京都及び大会組織委員会が連携してオールジャパン体制で大会に向けた暑さ対策を検討・実施
- ・令和元年夏に開催される各種スポーツイベントにおける試行をもとに、「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」を改訂

○外国人来訪者等への救急・防災対応【総務省】（再掲）

④メダル獲得へ向けた競技力の強化に向けた取組の状況

○競技力の向上【文部科学省】

[大会に向けた課題]

- ・中長期の強化戦略に基づく競技力強化を支援するシステムの確立
- ・次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築
- ・スポーツ医・科学、技術開発、情報等による多面的で高度な支援の充実

[必要な対応]

- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）が相互に連携し、中央競技団体の強化戦略におけるPDCAサイクルの各段階で多面的に支援する過程で得た知見をターゲットスポーツの指定に活用
- ・ナショナルコーチや強化活動を専門的な分野からサポートするスタッフの配置等を通じて、中央競技団体の強化活動を支援
- ・競技ルールの策定や国際的なコーチ講習会等で講師を担うことができる人材、世界トップレベルのコーチの育成等について、必要な体制整備やプログラムの開発・実施を通じ支援
- ・地域ネットワークを活用したアスリートの発掘により、全国各地の将来有望なアスリートの効果的な発掘・育成を支援するシステムを構築

- ・将来メダルの獲得可能性のある競技や有望アスリートをターゲットとし、スポーツ医・科学、情報の活用や海外派遣等を通じ、集中的な育成・強化に対する支援を実施
- ・ハイパフォーマンスセンター（令和元年5月に「ハイパフォーマンススポーツセンター」に改称。）の機能を強化することにより、中長期的観点から国際競技力の強化を支える基盤を整備
- ・強化合宿や競技大会におけるスポーツ医・科学、情報等を活用したトップアスリートへの多方面からの専門的かつ高度な支援を実施
- ・女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム等を実施し、女性トップアスリートの競技力向上を支援

[これまでの主な取組]

（平成26年度）

- ・JOC補助、JPC補助等により、各競技団体が行う国内外強化合宿や専任コーチの設置などの強化活動支援を実施
- ・次世代アスリート特別強化推進事業により、ナショナルコーチの配置等を実施
- ・2020ターゲットエイジ育成・強化プロジェクトにより、全国各地の才能を有するタレントの発掘・育成体制の整備等を実施
- ・マルチサポート戦略事業において、スポーツ医・科学、情報面等からの専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施
- ・女性アスリートの育成・支援プロジェクトにおいて、女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、強化プログラムを実施

（平成27年度）

- ・競技力向上事業として、各競技団体が行う国内外強化合宿やナショナルコーチ等の設置などの日常的・継続的な強化活動の支援及び大会等で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化を実施
- ・マルチサポート戦略事業において、スポーツ医・科学、情報面等からの専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施
- ・女性アスリートの育成・支援プロジェクトにおいて、女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、強化プログラムを実施

（平成28年度）

- ・競技力向上事業において、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動の支援を継続・拡充するとともに、新たにパラリンピック競技において、次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化を実施
- ・「競技力強化のための今後の支援方針（鈴木プラン）－2020年以降を見通した強力で持続可能な支援体制の構築－」を策定し、中央競技団体に対するコンサルテーションを開始
- ・各種情報を一元的に管理し、トップアスリートが必要な情報を迅速に取得できるシステムの構築に着手しハイパフォーマンスセンターの機能強化に向けた取組を推進
- ・ハイパフォーマンスサポート事業において、我が国の国際競技力の向上を図るため、スポーツ医・科学、情報面等から専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施

- ・女性アスリートの育成・支援プロジェクトにおいて、女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、ハイレベルな競技大会を新たに開催する強化プログラムを実施するとともに、女性エリートコーチの育成プログラムを開始

(平成 29 年度)

- ・競技力向上事業において、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動の支援を継続・拡充するとともに、戦略的な強化として、地域ネットワークを活用したアスリート発掘・種目転向の促進支援及びハイパフォーマンスに関する取組全般を統括する人材や世界トップレベルのコーチを育成するプログラム開発を支援
- ・JOC・JPC、JSCの協働チームが中央競技団体の強化戦略プランにおけるPDCAサイクルの各段階で多面的にコンサルテーション等を実施するなど、中長期の強化戦略プランの実効化を支援するシステムの確立に向けた取組を実施
- ・ハイパフォーマンスセンターの機能強化を図るため、ハイパフォーマンスに関する情報収集や競技用具の機能を向上させる技術等を開発するための体制を整備し開発に着手するとともに、平成 28 年度に着手したトップアスリートが必要な情報を迅速に取得できるシステムの構築等による取組を継続し、それぞれの取組の成果が好循環する環境や体制を構築
- ・ハイパフォーマンスサポート事業において、我が国の国際競技力の向上を図るため、スポーツ医・科学、情報面等から専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施
- ・女性アスリートの育成・支援プロジェクトにおいて、女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、女性アスリートの強化プログラム、女性エリートコーチの育成プログラム、産婦人科医等に対するスポーツ医学普及啓発プログラムを実施

[平成 30 年度の主な取組]

- ・競技力向上事業において、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動の支援を継続・拡充するとともに、戦略的な強化として、地域ネットワークを活用したアスリート発掘・種目転向の促進支援や、ハイパフォーマンスに関する取組全般を統括する人材や世界トップレベルのコーチを育成するプログラムを実施
- ・JOC・JPC、JSCの協働チームが中央競技団体の強化戦略プランにおけるPDCAサイクルの各段階で多面的にコンサルテーション等を実施するなど、中長期の強化戦略プランの実効化を支援するシステムの確立に向け、更なる質の向上への取組を実施
- ・ハイパフォーマンスセンターの機能強化を図るため、ハイパフォーマンスに関する情報収集や競技用具の機能を向上させる技術等の開発を実施するとともに、トップアスリートが必要な情報を迅速に取得できるシステムの構築・活用を継続して実施
- ・ハイパフォーマンスサポート事業において、我が国の国際競技力の向上を図るため、スポーツ医・科学、情報面等からの専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施

- ・女性アスリートの育成・支援プロジェクトにおいて、女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポートなどの支援プログラム、女性アスリートの強化プログラム、女性エリートコーチの育成プログラムを実施

[今後の主な取組]

- ・各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動の支援と戦略的な強化による支援を実施、特に令和元年度からは、「ラストスパート期」としてそれまでの各競技団体の成果を踏まえ、「メダル獲得の最大化」の考えのもと支援を柔軟かつ大胆に重点化
- ・JOC・JPC、JSCの協働チームが中央競技団体の強化戦略プランにおけるPDCAサイクルの各段階で多面的にコンサルテーション等を行いつつ、協働チームが得た知見を、ターゲットスポーツの指定や各種事業の資金配分に関する競技団体評価に活用するなど、中長期の強化戦略プランの実効化を支援するシステムを構築
- ・スポーツ医・科学、情報面等からの専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施
- ・ハイパフォーマンスセンターの機能強化を図るため、ハイパフォーマンスに関する情報収集や競技用具の機能を向上させる技術等の開発を実施するとともに、トップアスリートのトレーニングやパフォーマンスに関するデータを円滑に蓄積し、利用できるシステムを構築
- ・女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、女性アスリートの強化プログラム、女性エリートコーチの育成プログラムを実施

○強化・研究拠点の在り方【文部科学省等】

[大会に向けた課題]

- ・オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築の推進
- ・トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実

[必要な対応]

- ・ナショナルトレーニングセンター（以下「NTC」という。）中核拠点の拡充棟を整備することにより、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を実現し、競技力強化を支援
- ・中央競技団体によるNTC競技別強化拠点の活用を推進することにより、競技力強化を支援

[これまでの主な取組]

（平成26年度）

- ・「トップアスリートにおける強化・研究活動拠点の在り方について」最終報告の取りまとめ
- ・NTC競技別強化拠点施設としてオリンピック競技3施設を追加指定するとともに、新たにパラリンピック競技1施設を指定

（平成27年度）

- ・オリンピック競技とパラリンピック競技の更なる共同利用化等を見据えたナショナルトレーニング施設としての拡充を行うための基本計画の取りまとめ
- ・NTC拡充棟（仮称）に係る基本設計
- ・NTC競技別強化拠点施設としてオリンピック競技2施設、パラリンピック競技6施設を追加指定

（平成28年度）

- ・NTC及び国立スポーツ科学センター（以下「JISS」という。）のオリンピック競技とパラリンピック競技との共同利用を推進
- ・NTC拡充棟（仮称）に係る実施設計
- ・NTC競技別強化拠点施設としてパラリンピック競技4施設を追加指定

（平成29年度）

- ・NTC及びJISSのオリンピック競技とパラリンピック競技との共同利用を推進
- ・NTC拡充棟（仮称）に係る建設工事
- ・NTC競技別強化拠点施設としてオリパラ共同利用1施設の追加指定

[平成30年度の主な取組]

- ・NTC拡充棟（仮称）建設工事
- ・NTC競技別強化拠点施設としてオリンピック競技1施設、オリパラ共同利用1施設の追加指定

[今後の主な取組]

- ・NTC及びJISSのオリンピック競技とパラリンピック競技との更なる共同利用を推進
- ・NTC拡充棟（仮称）の竣工（令和元年6月完成予定）及び供用開始（令和元年夏予定）
- ・NTC競技別強化拠点施設の指定に係る検討・実施

○自衛官アスリートの育成及び競技力向上【防衛省】

[大会に向けた課題]

- ・自衛隊体育学校における選手の育成
- ・有望選手の獲得
- ・育成基盤の整備

[必要な対応]

- ・自衛隊体育学校における選手の育成の強化
- ・有望選手の獲得施策の一層の推進
- ・育成基盤の着実な整備

[これまでの主な取組]

（平成26年度）

- ・これまで選手を育成してきた9種目に加え、女子ラグビー及びカヌーの選手育成・強化の実施

- ・世界トップクラスの競技力を有する高校生の獲得等有望選手の獲得施策の推進
- ・自衛隊体育学校におけるトレーニング器材の取得及び各種施設の整備の実施
(平成 27 年度)
- ・女子ラグビー及びカヌーを含む 11 種目の選手育成・強化の実施
- ・世界トップクラスの競技力を有する高校生の獲得等有望選手の獲得施策の推進
- ・自衛隊体育学校におけるトレーニング器材の取得及び各種施設の整備の実施
(平成 28 年度)
- ・女子ラグビー及びカヌーを含む 11 種目の選手育成・強化の実施
- ・世界トップクラスの競技力を有する高校生の獲得等有望選手の獲得施策の推進
- ・自衛隊体育学校におけるトレーニング器材の取得及び各種施設の整備の実施
(平成 29 年度)
- ・自衛隊体育学校に女子ラグビー及びカヌーの特別体育課程を設置し、計 11 種目の選手育成・強化を実施
- ・世界トップクラスの競技力を有する高校生の獲得等有望選手の獲得施策の推進
- ・自衛隊体育学校におけるトレーニング器材の取得及び各種施設の整備の実施

[平成 30 年度の主な取組]

- ・特別体育課程計 11 種目の選手育成・強化を実施
- ・世界トップクラスの競技力を有する高校生の獲得等有望選手の獲得施策の推進
- ・自衛隊体育学校におけるトレーニング器材の取得及び各種施設の整備の実施

[今後の主な取組]

- ・特別体育課程 11 種目の選手育成・強化の実施
- ・世界トップクラスの競技力を有する高校生の獲得等有望選手の獲得施策の推進
- ・自衛隊体育学校におけるトレーニング器材の取得及び各種施設の整備の実施

○射撃競技における競技技術の向上【警察庁等】

[大会に向けた課題]

- ・大会等に向けた選手強化
- ・ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化
- ・射撃競技における競技力の強化

[必要な対応]

- ・年少射撃資格者の下限年齢を 14 歳から 10 歳に引き下げ
- ・年少射撃資格の認定の失効年齢を 18 歳から 19 歳に引き上げ
- ・空気銃に係る練習射撃場の制度を新設
- ・年少射撃資格者が練習射撃場において射撃練習を行う場合の措置を規定

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・銃砲刀剣類所持等取締法改正案の閣議決定及び国会提出
- ・銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 131 号。以下「改正銃砲刀剣類所持等取締法」という。）公布

(平成 27 年度)

- ・改正銃砲刀剣類所持等取締法施行

(平成 28 年度)

- ・改正銃砲刀剣類所持等取締法の適正な運用

(平成 29 年度)

- ・改正銃砲刀剣類所持等取締法の適正な運用

[平成 30 年度の主な取組]

- ・改正銃砲刀剣類所持等取締法の適正な運用

[今後の主な取組]

- ・改正銃砲刀剣類所持等取締法の適正な運用

⑤アンチ・ドーピング対策の体制整備に向けた取組の状況

○国内アンチ・ドーピング活動体制の整備【文部科学省等】

[大会に向けた課題]

- ・ドーピング検査員の確保と資質向上及び分析機関の体制強化の推進
- ・ドーピングを未然に防ぐためのインテリジェンス体制の構築
- ・教育・啓発活動の充実

[必要な対応]

- ・ドーピング検査員の人材の育成・確保、インテリジェンス共有体制の構築及び研究開発の促進に係る体制整備
- ・アスリートやサポートスタッフ、医師、薬剤師等への教育・啓発及び国民に対する啓発活動の充実

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・「ドーピング防止活動推進事業」において人材育成、研究開発等を推進
- ・Sport for Tomorrow プログラムにおいて、アンチ・ドーピング体制の整備が遅れている国に対し、技術指導や教育プログラムの提供等を実施
- ・学校教育において、アンチ・ドーピングを通じた「スポーツの価値を基盤とした教育」の事業展開

(平成 27 年度)

- ・「アンチ・ドーピング体制の構築・強化に向けたタスクフォース」の設置

(平成 28 年度)

- ・アンチ・ドーピング体制の構築・強化に向けたタスクフォースにおいてドーピング検査の実効性の向上、教育活動の充実・強化、研究活動の充実・強化、

組織的なドーピングに対する国際的な対応への関与等に関して論点の整理を行い、報告書を公表

(平成 29 年度)

- ・ 国際競技大会に対応できるドーピング検査員の養成
- ・ ドーピング通報窓口の運用開始などのインテリジェンス共有体制の構築に向けた基盤整備
- ・ 大学等の研究機関の連携による研究開発事業の推進

[平成 30 年度の主な取組]

- ・ 医療従事者等を対象とした情報提供・研修等に関する検討
- ・ 国際競技大会に対応できるドーピング検査員の養成
- ・ インテリジェンス共有体制の構築に向けた基盤整備
- ・ 大学等の研究機関の連携による研究開発事業の推進
- ・ 「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律」(平成 30 年法律第 58 号)に基づき、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針を策定

[今後の主な取組]

- ・ 大会に向けたドーピング検査員増員のための育成事業の推進
- ・ アスリートやサポートスタッフに対する教育・啓発活動の充実、医療従事者等に対する情報提供・研修等の充実
- ・ インテリジェンス共有体制の構築・運用
- ・ 学校教育において、アンチ・ドーピングを通じた「スポーツの価値を基盤とした教育」の実践
- ・ 大学等の研究機関の連携による研究開発事業の推進

⑥新国立競技場の整備に向けた取組の状況

○新国立競技場の整備等【内閣官房、文部科学省等】

[大会に向けた課題]

- ・ アスリート第一、世界最高のユニバーサルデザイン、周辺環境等との調和・日本らしさを基本理念として、大会に確実に間に合うよう着実に整備を推進

[必要な対応]

- ・ 平成 28 年 8 月に決定した「新国立競技場の整備計画」に基づく工期及びコストを厳守した着実な整備
- ・ 新国立競技場整備事業に係る財源の確保

[これまでの主な取組]

(平成 27 年度)

- ・ 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣を議長とする関係閣僚会議を設置
- ・ 関係閣僚会議において「新国立競技場の整備計画」を策定・公表
- ・ J S Cにおいて、建築等の専門家からなる技術提案等審査委員会を設置し、業務要求水準書を策定の上、新国立競技場整備事業の技術提案を公募

- ・ J S C が関係閣僚会議の点検を経て整備事業の優先交渉権者を大成建設等 J V に選定
- ・ 設計等業務を行う第 I 期事業を開始
- ・ 「新国立競技場の整備に関する国・東京都の財源検討ワーキングチーム」を発足させ実務的な検討を開始
- ・ 関係閣僚会議において「新国立競技場の整備に係る財源負担について」を決定
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案を第 190 回国会に提出

(平成 28 年度)

- ・ 建設工事等を行う第 II 期事業を開始
- ・ 本体工事に着手
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 35 号）が成立、公布、施行

(平成 29 年度)

- ・ J S C が関係閣僚会議において新国立競技場整備事業の進捗状況等を報告
- ・ 大会後の運営管理については、文部科学副大臣を座長とする「大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム」において、「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」を取りまとめ、関係閣僚会議へ報告

[平成 30 年度の主な取組]

- ・ J S C が関係閣僚会議において新国立競技場整備事業の進捗状況等を報告
- ・ 大会後の運営管理については、上記の「基本的な考え方」に基づき、民間事業化の検討を推進

[今後の主な取組]

- ・ J S C において、第 II 期事業と業務要求水準及び工期・コストを含む技術提案の内容との整合性・妥当性についての検討を定期的に行うなど、適切かつ着実な整備の推進
- ・ 大会後の運営管理については、上記の「基本的な考え方」に基づき、引き続き民間事業化の検討を推進

⑦教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及、ボランティア等の機運醸成に向けた取組の状況

○Sport for Tomorrow プログラムの実施【文部科学省、外務省】

[大会に向けた課題]

- ・ 開発途上国を中心にスポーツの価値及びオリンピック・パラリンピックムーブメントを普及

[必要な対応]

- ・ 学校体育カリキュラムの策定及びスポーツイベントの開催への支援
- ・ 国際スポーツ人材育成拠点の構築
- ・ 国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援

- ・スポーツ関連施設の整備、器材供与
- ・スポーツ指導者・選手等の派遣・招へい
- ・スポーツ分野での技術協力
- ・日本文化紹介・人材育成支援
- ・パラリンピック未参加国・地域等の支援

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・カンボジアの中学校体育における新しい学習指導要領策定の支援及びマラウイにおける運動会の開催支援
- ・筑波大学、鹿屋体育大学、日本体育大学の3大学において、各国から学生を受入れ、短期プログラムを実施
- ・アンチ・ドーピングに係る啓発セミナーの開催及び教育キットの開発・配布
- ・開発途上国に対する政府開発援助（以下「ODA」という。）の一環として、スポーツ関連施設の整備、器材供与、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）によるボランティアの派遣及び技術協力の実施
- ・在外公館による日本文化紹介事業の一環として日本の武道等への理解と関心を高めるための事業、日本文化専門家の派遣及び文化・スポーツ分野の人材育成支援関連事業を実施

(平成 27 年度)

- ・カンボジアの中学校体育における新しい学習指導要領策定の支援
- ・日本型の体育コンテンツである「運動会やラジオ体操の普及」及びスポーツイベントの開催支援
- ・筑波大学において、各国から学生を受入れ及び修士課程プログラムを開始
- ・鹿屋体育大学、日本体育大学において、各国から学生を受入れ短期プログラムを実施
- ・アンチ・ドーピングに係る啓発セミナーの開催及び教育キットの開発・配布
- ・開発途上国に対するODAの一環として、スポーツ関連施設の整備、器材供与、JICAによるボランティアの派遣及び技術協力の実施
- ・スポーツ外交推進の観点から、スポーツ選手や指導者等の派遣・招へい及びスポーツ器材輸送支援を実施
- ・在外公館による日本文化紹介事業の一環として日本の武道等への理解と関心を高めるための事業、日本文化専門家の派遣及び文化・スポーツ分野の人材育成支援関連事業を実施

(平成 28 年度)

- ・カンボジアの中学校体育における新しい学習指導要領策定の支援
- ・日本型の体育コンテンツである「運動会やラジオ体操の普及」及びスポーツイベントの開催支援
- ・筑波大学において、各国から学生を受入れ及び修士課程プログラムを実施
- ・鹿屋体育大学、日本体育大学において、各国から学生を受入れ及び短期プログラムを実施
- ・アンチ・ドーピングに係る啓発セミナーの開催及び教育キットの開発・配布
- ・開発途上国に対するODAの一環として、スポーツ関連施設の整備、器材供与、JICAによるボランティアの派遣及び技術協力の実施

- ・スポーツ外交推進の観点から、スポーツ選手や指導者等の派遣・招へい及びスポーツ器材輸送支援を実施
- ・在外公館による日本文化紹介事業の一環として日本の武道等への理解と関心を高めるための事業、日本文化専門家の派遣及び文化・スポーツ分野の人材育成支援関連事業を実施

(平成 29 年度)

- ・学校体育教育の質の向上に向けた専門家の派遣、運動会やラジオ体操等のスポーツイベントの開催支援を実施
- ・筑波大学において、各国から学生を受入れ、修士課程プログラムを実施
- ・鹿屋体育大学、日本体育大学において、各国から学生を受入れ、短期プログラムを実施
- ・アンチ・ドーピングに係る啓発セミナーの開催及び教育キットの開発・配布
- ・開発途上国に対するODAの一環として、スポーツ関連施設の整備、器材供与、JICAによるボランティアの派遣及び技術協力の実施
- ・スポーツ外交推進の観点から、スポーツ選手や指導者等の派遣・招へい、スポーツ器材輸送支援を実施
- ・在外公館による日本文化紹介事業の一環として日本の武道等への理解と関心を高めるための事業、日本文化専門家の派遣及び文化・スポーツ分野の人材育成支援関連事業を実施
- ・パラリンピック未参加国・地域等を対象に、パラリンピック選手・コーチの育成や各国パラリンピック委員会の設立・運営強化支援を実施

[平成 30 年度の主な取組]

- ・学校体育教育の質の向上に向けた専門家の派遣、運動会やラジオ体操等のスポーツイベントの開催支援を実施
- ・筑波大学において、各国から学生を受入れ及び修士課程プログラムを実施
- ・鹿屋体育大学及び日本体育大学において、各国から学生を受入れ及び短期プログラムを実施
- ・アンチ・ドーピングに係る啓発セミナーの開催及び教育キットの開発・配布
- ・開発途上国に対するODAの一環として、スポーツ関連施設の整備、器材供与、JICA海外協力隊の派遣及び技術協力の実施
- ・スポーツ外交推進の観点から、スポーツ選手や指導者等の派遣・招へい及びスポーツ器材輸送支援等を実施
- ・在外公館による日本文化紹介事業の一環として日本の武道等への理解と関心を高めるための事業、日本文化専門家の派遣及び文化・スポーツ分野の人材育成支援関連事業を実施
- ・パラリンピック未参加国・地域等を対象に、パラリンピック選手・コーチの育成や各国パラリンピック委員会の設立・運営強化支援を実施

[今後の主な取組]

- ・学校体育カリキュラムの策定支援・スポーツイベントの開催支援
- ・国際スポーツ人材育成拠点の構築
- ・国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援
- ・スポーツ関連施設の整備、器材供与

- ・スポーツ指導者・選手等の派遣・招へい
- ・スポーツ分野での技術協力
- ・日本文化紹介・人材育成支援
- ・パラリンピック未参加国・地域等の支援

○国内のオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及【文部科学省】

[大会に向けた課題]

- ・オリンピック・パラリンピック教育等を中心とした、オリンピック・パラリンピックムーブメントの全国展開
- ・スポーツの記録と記憶を後世に残すためのアーカイブの在り方についての検討

[必要な対応]

- ・オリンピック・パラリンピック教育推進のための効果的手法等に関する実践的な調査研究の推進
- ・教員向けの研修、オリンピック・パラリンピアンとの交流事業等のオリンピック・パラリンピック教育の推進
- ・平成 29 年度以降においては、東京都以外の 46 道府県において、オリンピック・パラリンピック教育が実施されるよう、関係団体と連携し取組を推進
- ・オリンピック・パラリンピック教育の実施を通じた無形のレガシーの創出という観点も踏まえた、取組推進のための基本的な考え方及び具体的な内容・手法についての検討
- ・過去のオリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツに関する多様な資料のアーカイブ化、ネットワーク化に向けたガイドライン等の検討

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議の設置

(平成 27 年度)

- ・オリンピック・パラリンピックムーブメントの調査研究事業を 3 府県において実施
- ・オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議において、「オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて 中間まとめ」を公表

(平成 28 年度)

- ・オリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業を全国 12 府県において実施
- ・オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議において、「オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて 最終報告」を公表
- ・過去のオリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツに関する多様な資料のアーカイブの在り方について検討を行う調査研究事業を実施

(平成 29 年度)

- ・オリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業を全国 20 府県・政令市で実施
- ・パラリンピック競技を体験する市民向けイベントを全国 9 か所で開催
- ・パラリンピック教育の教員向けセミナーを全国 12 県・政令市で開催
- ・過去のオリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツに関する多様な資料のアーカイブの在り方について検討を行う調査研究事業を実施

[平成 30 年度の主な取組]

- ・オリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業を全国 34 道府県・政令市で実施
- ・パラリンピック競技を体験する市民向けイベントを全国 20 か所で開催
- ・パラリンピック教育の教員向けセミナーを全国 15 県・政令市で開催
- ・過去のオリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツに関する多様な資料のアーカイブ化、ネットワーク化に向けたガイドライン案の作成等

[今後の主な取組]

- ・オリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業による取組を推進
- ・引き続き、スポーツに関する多様な資料のアーカイブ化、ネットワーク化に向けたガイドライン等について検討

○スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催【文部科学省等】

[大会に向けた課題]

- ・大会成功に向けて官民の関係者が連携して取り組んでいくための国内外の機運醸成
- ・海外の幅広い関係機関とのこれまで以上の密な連携の推進

[必要な対応]

- ・観光とも連動させつつ、スポーツや文化による国際貢献や有形・無形のレガシー等について議論、情報発信し、国際的な機運を高めるためのキックオフイベントとしての国際会議の開催

[これまでの主な取組]

(平成 27 年度)

- ・文部科学省内に大臣官房スポーツ・文化・ワールド・フォーラム準備室の設置
- ・フォーラムの準備に当たり地方公共団体・民間企業等から出向者を受入れ
- ・官民協働実行委員会及び関係府省連絡会議を開催し、官民協働の連携体制を整備

(平成 28 年度)

- ・官民協働でスポーツ・文化・ワールド・フォーラムの準備を進め、国内外から総勢延べ約 7,500 人が参加した同フォーラムを実施

- ・ 2020 年（令和 2 年）に向けて、文化振興の機運を高め、文化による国づくりに一丸となっていく「2020 年を見据えた文化による国づくりを目指して」（通称：京都宣言）を発表
- ・ 文化プログラムにつながる各地の意欲的な取組と、文化プログラムの実施を通じて創出すべき文化的レガシー等について議論
- ・ 文化芸術の力を全国各地で開花させるために「自治体サミット宣言」を発表
- ・ 各国のスポーツ大臣や A S E A N を中心とした文化大臣等の参加のもと、我が国の伝統芸能等と海外文化・現代アート等が調和したイベントを開催
- ・ 大会のレガシーについて、東京都知事や大会組織委員会理事の講演に加え、アスリート等を登壇者に加え、議論
- ・ 我が国のスポーツを通じた国際貢献の取組である Sport for Tomorrow をテーマにスポーツ大臣会合を開催し、35 か国の大臣を含む 69 か国の代表が出席
- ・ スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの成果について、あらゆる機会をとらえて周知

（平成 29 年度）

- ・ スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの成果について、事後広報冊子を作成し、日・英両言語にて電子書籍で配信

○Special プロジェクト 2020 の実施【文部科学省等】

[大会に向けた課題]

- ・ パラリンピック開催を契機とした障害者のスポーツ実施率の向上

[必要な対応]

- ・ 2020 年（令和 2 年）に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催
- ・ 大会のレガシーとして特別支援学校を地域の共生社会の拠点として推進

[これまでの主な取組]

（平成 28 年度）

- ・ 「Special プロジェクト 2020」文部科学省推進本部会合の実施
- ・ ボッチャの普及啓発を推進するためのイベント開催

（平成 29 年度）

- ・ 「Special プロジェクト 2020」委託事業の実施
- ・ 特別支援学校において、祭典の開催に向けた具体的な取組の先進事例を蓄積するためのモデル事業を実施
- ・ 特別支援学校等を有効に活用するための実践事業を実施することにより、地域における障害者スポーツの拠点づくりを推進
- ・ 特別支援学校のスポーツの全国大会の開催を支援
- ・ 特別支援学校の幼児児童生徒を対象にロゴマークを募集し、決定

[平成 30 年度の主な取組]

- ・ 「Special プロジェクト 2020」委託事業の実施
- ・ 特別支援学校において、祭典の開催に向けた具体的な取組の先進事例を蓄積するためのモデル事業を実施

- ・ 特別支援学校等を有効に活用するための実践事業を実施することにより、地域における障害者スポーツの拠点づくりを推進
- ・ 特別支援学校のスポーツの全国大会の開催を支援
- ・ 「Special プロジェクト 2020」の事業実施事例を周知

[今後の主な取組]

- ・ 特別支援学校において、祭典の開催に向けた具体的な取組の先進事例を蓄積するため、実践研究を実施
- ・ 特別支援学校等を有効に活用するための実践事業を実施することにより地域における障害者スポーツの拠点づくりを推進
- ・ 全国大会の開催支援
- ・ ロゴマークを活用した周知・広報

⑧その他

○記念貨幣の発行検討【財務省】

[大会に向けた課題]

- ・ 大会開催までに複数種類の記念貨幣を発行

[必要な対応]

- ・ 造幣局と連携し記念貨幣の図柄等を検討
- ・ 大会組織委員会、I O C等関係者との調整

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・ 過去の大会に際して発行された記念貨幣に関する調査

(平成 27 年度)

- ・ 過去の大会に際して発行された記念貨幣に関する調査
- ・ 記念貨幣発行に向けた検討

(平成 28 年度)

- ・ 記念貨幣発行に向けた検討
- ・ 記念貨幣発行の閣議決定（額面千円）
- ・ 開催引継記念貨幣の図柄等の決定
- ・ 開催引継記念貨幣の発行

(平成 29 年度)

- ・ 記念貨幣発行に向けた検討
- ・ 記念貨幣に関する有識者会合（第 1・2 回）の開催
- ・ 記念貨幣発行の閣議決定の一部改正（額面一万円及び百円の追加）
- ・ 記念貨幣（第一次発行分）の図柄等の決定

[平成 30 年度の主な取組]

- ・ 記念貨幣発行に向けた検討
- ・ 記念貨幣に関する有識者会合（第 3 回）の開催
- ・ 記念貨幣（第一次発行分）の発行
- ・ 記念貨幣（第二次発行分）の図柄等の決定

[今後の主な取組]

- ・ 記念貨幣発行に向けた検討
- ・ 記念貨幣発行の閣議決定の一部改正（額面五百円の追加）
- ・ 記念貨幣（第三・四次発行分）の図柄等の決定
- ・ 記念貨幣（第二～四次発行分）の発行

○大会協賛宝くじ・記念切手の発行検討等【総務省、文部科学省】

[大会に向けた課題]

- ・ 都道府県及び指定都市における大会協賛宝くじの発売
- ・ 大会記念切手（寄附金付切手を含む。）の発行

[必要な対応]

- ・ 都道府県及び指定都市において大会協賛宝くじを引き続き発売
- ・ 日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）において、文部科学省からの推薦に基づき、大会記念切手（寄附金付切手を含む。）の発行について調整

[これまでの主な取組]

（平成 27 年度）

- ・ 寄附金付切手の発行を可能とする平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の成立・施行

（平成 28 年度）

- ・ 都道府県及び指定都市において大会協賛宝くじの発売を実施
- ・ 文部科学省から日本郵便に対して寄附金付切手発行の推薦

（平成 29 年度）

- ・ 都道府県及び指定都市において大会協賛宝くじの発売を実施
- ・ 日本郵便において、平成 30 年度の大会記念切手（寄附金付切手）の発行計画を発表
- ・ 日本郵便において、「東京 2020 大会〔寄附金付〕年賀はがき」を発行。取りまとめた寄附金を、総務大臣の認可を受け、大会組織委員会に配分

[平成 30 年度の主な取組]

- ・ 都道府県及び指定都市において大会協賛宝くじの発売を実施
- ・ 日本郵便において、平成 30 年 12 月に、令和元年度の大会記念切手（寄附金付切手含む）の発行計画を発表
- ・ 日本郵便において、平成 31 年 3 月に、大会記念切手（寄附金付切手）を発行
- ・ 日本郵便において、平成 31 年用の「東京 2020 大会〔寄附金付〕年賀はがき」を発行。取りまとめた寄附金を、平成 31 年 3 月に、総務大臣の認可を受け、大会組織委員会に配分

[今後の主な取組]

- ・ 都道府県及び指定都市において大会協賛宝くじの発売を令和 2 年度まで実施
- ・ 日本郵便において、令和元年度の大会記念切手（寄附金付切手含む）を発行
- ・ 日本郵便において、令和 2 年度以降の大会記念切手の発行計画を発表

○記念自動車ナンバープレートの発行【国土交通省】

[大会に向けた課題]

- ・ 国民的機運の醸成及び意識の高揚を図るため特別仕様の図柄入りナンバープレートの普及促進
- ・ バス、タクシーのバリアフリー化等の促進

[必要な対応]

- ・ 地下鉄駅、バス車内等でのポスター掲示や、ディーラー等の販売店舗でのチラシの配布
- ・ 国や東京都の公用車への積極的な取付け
- ・ 交通事業者への取付け依頼等の実施
- ・ 特別仕様ナンバープレートの交付に合わせた寄附金の募集

[これまでの主な取組]

(平成 27 年度)

- ・ 図柄入りナンバープレートの実施に向けた道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 44 号）の成立

(平成 28 年度)

- ・ 図柄入りナンバープレート制度検討会での検討結果を盛り込んだ「最終取りまとめ」を公表
- ・ 具体的な図柄について関係機関と調整の上、応募要項を公表し、国民からデザインを公募
- ・ 応募デザインについて、有識者で構成するデザイン選考委員会で審査

(平成 29 年度)

- ・ デザイン選考委員会の審査、視認性の確認、国民からの意見募集等を経て図柄を決定し、オリンピック・パラリンピックを一体とした特別仕様自動車ナンバープレートを平成 29 年 10 月より交付開始
- ・ 特別仕様の図柄入りナンバープレートの交付に合わせて、バス、タクシーのバリアフリー化等に充てるための寄附金を募集開始

[平成 30 年度の主な取組]

- ・ 令和 2 年までの間、特別仕様の図柄入りナンバープレートを交付
- ・ 国民的機運の一層の醸成等に向けた、特別仕様の図柄入りナンバープレートの普及促進
- ・ バス、タクシーのバリアフリー化等に向けた寄付金活用事業の募集開始

[今後の主な取組]

- ・ 令和 2 年までの間、特別仕様の図柄入りナンバープレートを交付
- ・ 国民的機運の一層の醸成等に向けた、特別仕様の図柄入りナンバープレートの普及促進
- ・ 特別仕様の図柄入りナンバープレートの寄附金を活用し、バス・タクシーのバリアフリー化等を促進

○知的財産保護の在り方検討【経済産業省等】

[大会に向けた課題]

- ・不正競争防止法（平成5年法律第47号）の保護要件に合致するオリンピック関連標章等の適切な保護
- ・関連標章の商標登録出願対応

[必要な対応]

- ・不正競争防止法の保護要件に合致するオリンピック関連標章等の適切な保護に関する取組の実施
- ・出願に際しての相談受付・助言

[これまでの主な取組]

(平成26年度)

- ・国と大会組織委員会との打合せを開催し、大会に関する知的財産の保護の在り方について意見交換を実施

(平成27年度)

- ・商標登録出願に際し、大会組織委員会等から適宜相談受付・助言
- ・新エンブレム選定に際し、選定方針や具体的な選定基準の策定について助言

(平成28年度)

- ・不正競争防止法の保護要件に合致するオリンピック関連標章等の適切な保護に関する取組を実施
- ・商標登録出願に際し、大会組織委員会等から適宜相談受付・助言
- ・大会組織委員会、内閣官房及び関係府省庁間において大会に関連する知的財産保護の在り方について意見交換を実施

(平成29年度)

- ・内閣官房及び関係府省庁間において大会に関連する知的財産保護の在り方について意見交換を実施
- ・マスコット選定に際し、選定方針や具体的な選定基準の策定について助言
- ・不正競争防止法の保護要件に合致するオリンピック関連標章等の適切な保護に関する取組を実施
- ・商標登録出願に際し、大会組織委員会等から適宜相談受付・助言

[平成30年度の主な取組]

- ・不正競争防止法の保護要件に合致するオリンピック関連標章等の適切な保護に関する取組を実施
- ・商標登録出願に際し、大会組織委員会等から適宜相談受付・助言

[今後の主な取組]

- ・不正競争防止法の保護要件に合致するオリンピック関連標章等の適切な保護に関する取組を実施
- ・商標登録出願に際し、大会組織委員会等から適宜相談受付・助言

○式典等大会運営への協力検討【防衛省】

[大会に向けた課題]

- ・飛行展示（ブルーインパルス）や国歌演奏（音楽隊）など式典等大会運営への協力

[必要な対応]

- ・飛行展示におけるカラスモーク再開に向けた調査研究
- ・国歌演奏時の陸自中央音楽隊の特別儀じょう演奏服の検討

[これまでの主な取組]

（平成 26 年度）

- ・飛行展示におけるカラスモーク再開に向けた調査研究

（平成 27 年度）

- ・飛行展示におけるカラスモーク再開に向けた調査研究
- ・国歌演奏時の陸自中央音楽隊の特別儀じょう演奏服の検討

（平成 28 年度）

- ・飛行展示におけるカラスモーク再開に向けた調査研究
- ・陸自中央音楽隊の特別儀じょう演奏服納入

（平成 29 年度）

- ・飛行展示におけるカラスモーク再開に向けた調査研究
- ・陸自中央音楽隊の演奏服納入

[平成 30 年度の主な取組]

- ・飛行展示におけるカラスモーク再開に向けた調査研究

[今後の主な取組]

- ・飛行展示におけるカラスモーク再開に向けた調査研究
- ・関係機関と連携した式典等における協力の具体的な要領等の検討

○建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置【国土交通省等】

[大会に向けた課題]

- ・大会等の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大への対応

[必要な対応]

- ・国内での人材確保を基本としつつ即戦力となり得る外国人材の活用促進を図る取組を実施

[これまでの主な取組]

（平成 26 年度）

- ・特定監理団体等の認定事務の開始

（平成 27 年度）

- ・本措置の対象となる外国人材の受入れ開始
- ・制度推進事業実施機関による、特定監理団体及び受入れ企業に対する巡回指導等の実施

（平成 28 年度）

- ・建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置に関する説明会を開催

- ・制度推進事業実施機関による、特定監理団体及び受入れ企業に対する巡回指導等の実施

(平成 29 年度)

- ・建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置に関する説明会を開催
- ・制度推進事業実施機関による、特定監理団体及び受入れ企業に対する巡回指導等の実施
- ・外国人建設就労者受入事業に関する告示を改正し、令和 2 年度までに就労を開始した者に限って最長令和 4 年度末までの就労を可能とすべく運用の見直しを実施

[平成 30 年度の主な取組]

- ・制度推進事業実施機関による、特定監理団体及び受入れ企業に対する巡回指導等の実施

[今後の主な取組]

- ・制度推進事業実施機関による、特定監理団体及び受入れ企業に対する巡回指導等の実施
- ・外国人建設就労者の技能の習熟に応じた処遇の実現及び現場ごとの適正な就労管理の実施の観点等から、外国人建設就労者受入事業に関する告示を改正

○大会に向けた各種建設工事における安全確保【厚生労働省】

[大会に向けた課題]

- ・大会施設の安全かつ着実な整備
- ・大会に向けた各種建設工事の安全確保

[必要な対応]

- ・協議会を通じた関係府省庁、発注者、建設団体及び労働組合の連携
- ・工事従事者への安全衛生教育及び施工業者への技術指導等の対策強化

[これまでの主な取組]

(平成 27 年度)

- ・「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 大会施設工事安全衛生対策協議会」を組織

(平成 28 年度)

- ・平成 28 年 6 月に「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会施設工事における安全衛生対策の基本方針」を策定
- ・工事従事者への安全衛生教育の支援、工事現場への技術指導等の対策強化

(平成 29 年度)

- ・上記の協議会にて、各大会施設工事で取り組んでいる安全衛生対策の共有、情報発信
- ・新国立競技場建設工事の下請事業者の労働者が、過重労働に伴う精神疾患が原因で自殺に至った事案を踏まえ、再発防止のための健康管理対策の実施に関する働きかけ

- ・大会施設工事の安全を呼びかけるスローガンを決定し、各大会施設工事現場に安全スローガンの横断幕、懸垂幕を配付

[平成 30 年度の主な取組]

- ・上記の協議会にて、各大会施設工事に取り組んでいる安全衛生対策及び大会施設工事における労働者の死亡災害についての原因と再発防止対策の共有、情報発信

[今後の主な取組]

- ・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会施設工事における安全衛生対策の基本方針に基づく安全衛生対策の徹底及び実施状況のフォローアップ
- ・安全衛生対策を情報発信し、建設技術者との情報共有や知見の交流を促進
- ・工事従事者への安全衛生教育の支援、工事現場への技術指導等の対策強化

○大会期間中に使用される無線局の円滑な運用の実現【総務省】

[大会に向けた課題]

- ・大会期間中に使用される無線局の円滑な運用の実現

[必要な対応]

- ・大会運営等に使用する無線局や海外報道機関等が持ち込む無線局と我が国の既設無線局との周波数共用条件等に関する調査検討等
- ・大会期間中に使用される無線局の円滑な運用の実現に向けた無線局免許・検査、電波監視に関する体制等の整備

[これまでの主な取組]

- ・「2020 年東京オリンピック/パラリンピック関連の無線局許認可に関する連絡会」を設置
- ・大会組織委員会が設置した「東京 2020 大会周波数調整委員会」に参画

(平成 28 年度)

- ・平成 29 年度からの調査検討等の実施に向けた検討及び調整
- ・大会運営等に使用する無線局や海外報道機関等が持ち込む無線局と我が国の既設無線局との周波数共用条件等に関する調査検討に向けて、国民に対する意見募集を実施

(平成 29 年度)

- ・大会期間中に使用される無線局のうち、特に多数の使用が想定される無線システムの無線局と我が国の既設無線局との周波数共用条件等の検討
- ・無線局免許・検査等の円滑な実施体制等の検討並びに競技会場及びその周辺の電波監視の実施体制の検討

[平成 30 年度の主な取組]

- ・大会期間中に使用される無線局と我が国の既設無線局との周波数共用条件等の検討、当該検討結果の取りまとめ及び大会期間中に使用される無線局に割当て可能な周波数リストの策定

- ・無線局免許・検査等の円滑な実施体制等の検討並びに競技会場及びその周辺の電波監視の実施体制の検討

[今後の主な取組]

- ・開閉会式等の特定イベントや特殊運用及び競技場外での運用を想定した周波数の割当ての検討及び周波数の割当て
- ・大会期間中に使用される無線局のうち、その他の無線システムも含めた無線局と我が国の既設無線局との周波数共用条件等の検討、当該検討結果の取りまとめ及び大会期間中に使用される無線局に割当て可能な周波数リストの策定
- ・周波数申請受付状況等を踏まえた周波数の追加割当ての検討及び周波数の割当て
- ・成果を踏まえた、我が国の既設無線局と共存可能な形での円滑な運用
- ・無線局免許・検査等の円滑な実施体制等の検討・確立並びに競技会場及びその周辺の電波監視の実施体制の構築

2. 大会を通じた新しい日本の創造に向けて

(1) 大会を通じた日本の再生

①被災地の復興・地域活性化

○被災地と連携した取組の検討【内閣官房、復興庁等】

[大会に向けた課題]

- ・大会が復興の後押しとなるよう被災3県と連携した取組を検討、実施。具体的には、被災地での聖火リレー、大会イベントの開催、事前キャンプの実施、被災地産品等の活用、被災地の子供たちの大会への招待等について取組を推進
- ・被災地での競技の開催
- ・復興を成し遂げつつある被災地の姿を世界に向けて発信

[必要な対応]

- ・地元自治体や東京都、大会組織委員会等が実施主体となって3県を中心に実施される様々なイベント等について幅広く発信
- ・大会組織委員会が中心になって検討を進める聖火リレー等の取組への積極的な参加、協力
- ・被災地での競技開催の実現及び円滑な開催に向けた働きかけ
- ・被災地産品等の活用に向けた働きかけ

[これまでの主な取組]

(平成26年度)

- ・「被災地復興支援連絡協議会」に参画

(平成27年度)

- ・東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣（以下「オリパラ担当大臣」という。）が福島県を訪問し、県知事と意見交換を実施

- ・被災地を含めた地方での追加種目の試合の開催を行うよう、大会組織委員会に対し要望
- ・ホストタウンとして、宮城県2市町（仙台市、蔵王町）及び福島県2市町（猪苗代町、郡山市）を登録

（平成28年度）

- ・被災地方公共団体からの要望等も踏まえ、東京都知事に対し、被災地での競技開催、聖火リレー等を要請
- ・ホストタウンとして、岩手県の1市（盛岡市）及び福島県の3市（福島市、会津若松市、いわき市）を登録
- ・復興庁と内閣官房が連携し、被災3県で、復興五輪についての意見交換会を実施
- ・「復興ポータルサイト」を開設。復興の情報とともに、被災地における大会に関連するイベントや事前キャンプ等の情報発信を開始
- ・大会組織委員会において、持続可能性に配慮した調達コードが策定され、調達の際の被災地の復興への配慮について明記
- ・IOC理事会において福島県営あづま球場での野球・ソフトボール競技の実施決定

（平成29年度）

- ・東日本大震災で被災した岩手県・宮城県・福島県の地方公共団体を対象とした復興ありがとうホストタウンを新設。岩手県6件（大船渡市、花巻市、陸前高田市、野田村、釜石市、宮古市）、宮城県3件（仙台市、東松島市、亘理町）及び福島県4件（飯舘村、南相馬市、本宮市、北塩原村）の計13件を登録
- ・ホストタウンとして、宮城県白石市・柴田町及び岩手県遠野市を登録
- ・被災地方公共団体からの要望等も踏まえ、東京都知事に対し、被災地での聖火リレー、被災地の資材の活用等を要請
- ・第5回IOC調整委員会公式夕食会において、被災3県の復興についてPRを実施
- ・JSCにおいて、被災3県の木材を新国立競技場のエントランスゲートの軒の資材に活用する旨を発表
- ・大会組織委員会において、飲食提供に係る基本戦略が策定され、飲食提供を通じた復興支援について明記

[平成30年度の主な取組]

- ・岩手県3件（久慈市、雫石町、山田町）、宮城県5件（石巻市、気仙沼市、名取市、岩沼市、加美町）及び福島県1件（喜多方市）の計9件を「復興ありがとうホストタウン」として登録
- ・ホストタウンとして、岩手県八幡平市、紫波町及び福島県田村市を登録
- ・「復興オリンピック・パラリンピックに係る政府の取組」を公表
- ・岩手、宮城及び福島県の3県において、知事と各県ホストタウンとの意見交換会の実施
- ・第2回被災地復興支援連絡協議会の開催
- ・各国オリンピック委員会連合レセプション、ワールド・プレス・ブリーフィングレセプションにおいて、被災3県の復興についてPRを実施

- ・復興副大臣を議長とする「復興五輪連絡調整会議」を新設し、被災3県との意見交換を実施
- ・「復興五輪」海外発信プロジェクト（在京大使館への情報発信）を実施

[今後の主な取組]

- ・大会が復興の後押しとなるよう被災3県と連携した取組を検討、実施するほか、関係機関と適切に連携し、イベント等の円滑かつ効果的な実施等に協力
- ・被災地からのきめ細かな意見聴取及びこれへの対応

○ホストタウンの推進【内閣官房、総務省、外務省、文部科学省等】

[大会に向けた課題]

- ・地域活性化等を推進するため、大会参加国・地域と人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として登録し、関係府省庁と連携して、登録された団体の取組を支援
- ・2020年（令和2年）以降を見据えた取組の推進
- ・登録件数及び相手国・地域の拡大

[必要な対応]

- ・大会開催後を見据え、ホストタウン登録自治体に対し、目指すレガシーは何かを長期的な視点に立って検討、計画を作成するよう要請（登録団体の計画はほかの参考にも資するよう公開）
- ・全国各地の地方公共団体や民間団体、大学等が主催する説明会等や、外務省が参加するイベントへの参画、在京大使館との個別協議、海外の競技団体への協議等による周知等の実施

[これまでの主な取組]

（平成26年度）

- ・地方公共団体の活動状況把握・アンケート調査の実施

（平成27年度）

- ・全国知事会議においてオリパラ担当大臣からホストタウン構想の概要を説明の上、公表
- ・全国の都道府県・政令指定都市向けの説明会実施
- ・推進要綱・公募要項等の全国への発出
- ・ホストタウンの第一次登録申請の受付開始
- ・第一次登録団体の公表（44件）

（平成28年度）

- ・第二次登録団体の公表（47件）
- ・第三次登録団体の公表（47件）
- ・地方公共団体の国際交流、財政、地域振興、企画担当部局等に対してホストタウン制度の啓発を実施

（平成29年度）

- ・第四次登録団体の公表（41件）
- ・復興ありがとうホストタウンの新設（13件）
- ・共生社会ホストタウンの新設（6件）

- ・第五次登録団体の公表（32件）
- ・第六次登録団体の公表（7件）※第六次から登録間隔を短縮化
- ・全国のホストタウンを集めた「ホストタウンサミット」の開催

[平成30年度の主な取組]

- ・2か月に一度の頻度による登録団体の公表（計70件）
- ・復興ありがとうホストタウンの登録（9件）
- ・共生社会ホストタウンの登録（7件）
- ・「ホストタウン首長会議」の開催（6月、11月）
- ・ホストタウンマークを決定・公表（平成31年1月）
- ・共生社会ホストタウン連絡協議会の設立
- ・共生社会ホストタウンサミット in 宇部の開催
- ・ハローキティを共生社会ホストタウンの大使に任命
- ・「ホストタウンサミット2019」の開催

[今後の主な取組]

- ・登録団体の申請受付及び結果の公表
- ・大会参加国・地域への周知等の実施
- ・地方公共団体の国際交流、財政、地域振興、企画担当部局等に対するホストタウン制度の啓発の継続

○対日直接投資の拡大に向けた我が国ビジネス環境の発信【経済産業省、文部科学省等】

[大会に向けた課題]

- ・令和2年に向け、地方部も含めた我が国の魅力的なビジネス環境を世界に発信し、国際経済交流、対日投資を促進

[必要な対応]

- ・大会に向けた対外情報発信の強化による外国企業等と日本企業のネットワーク化、経済交流の強化

[これまでの主な取組]

（平成26年度）

- ・対日直接投資推進会議において、ビジネス環境の改善についての「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」の決定

（平成27年度）

- ・ロサンゼルス、ニューヨークでの対日投資セミナーにおいて、内閣総理大臣・地方公共団体首長によるトップセールスを実施し、地方部も含めた日本の魅力を情報発信

（平成28年度）

- ・対日直接投資推進会議において、ビジネス環境の改善についての「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」を決定

- ・ブリュッセル、ニューヨークでの対日投資セミナーにおいて、内閣総理大臣・地方公共団体首長によるトップセールスを実施し、地方部も含めた日本の魅力を情報発信
- ・東京で対日投資フォーラム「INVEST JAPAN Forum 2016」を開催し、日本の中小企業の持つポテンシャルの紹介や地域の中堅・中小企業と外資系企業との提携成功事例の紹介等を行い、地方部も含めた日本国内における対日投資への機運を醸成
- ・日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）において、地域における外国企業誘致能力の向上を目的に、地方公共団体職員等を対象とした研修を実施

（平成 29 年度）

- ・対日直接投資推進会議規制・行政手続見直しワーキング・グループにおいて、外国企業の日本への投資活動や事業展開に関して、煩雑さが指摘されている規制・行政手続の見直しについて議論を行い、各省庁等において実施する具体的取組を決定
- ・ニューヨークで開催した総理と米国企業CEO等との懇談会において、改善する日本の投資環境をアピールし、日本への更なる投資の呼びかけを実施
- ・JETROにおいて、地域における外国企業誘致能力の向上を目的に、地方公共団体職員等を対象とした研修を実施

[平成 30 年度の主な取組]

- ・「地域への対日直接投資カンファレンス」（RBC：Regional Business Conference）を4か所で開催。経済産業省及びJETROの支援により、福島県、福岡県、茨城県、大阪市の4自治体が、外国企業の招へい・サイトビジット、首長によるトップセールス、地域企業とのマッチングなどを実施し、地域の魅力的なビジネス環境を世界に向けて発信

<平成 30 年度における開催地>

- 福島県 テーマ：医療機器関連（ドイツ・タイ）
開催時期：平成 30 年 10 月 16－19 日
- 福岡県 テーマ：IoT 関連産業（スウェーデン・フィンランド）
開催時期：平成 30 年 10 月 16－18 日
- 茨城県 テーマ：R&D 拠点（欧米）
開催時期：平成 31 年 2 月 19－20 日
- 大阪市 テーマ：スタートアップエコシステム（アジア・欧米）
開催時期：平成 31 年 3 月 12－14 日

[今後の主な取組]

- ・地方公共団体の首長等によるトップセールス等による情報発信
- ・外国企業誘致に積極的な地方公共団体及び地方経済産業局との連携
- ・外国企業トップを招へいし、日本の投資環境の発信や外国企業と日本企業とのマッチングイベントを実施

○東京都と連携した大会開催を契機とした全国の中小企業のビジネス機会拡大【内閣官房、経済産業省等】

[大会に向けた課題]

- ・東京都と連携した大会開催を契機とした全国の中小企業のビジネス機会の拡大

[必要な対応]

- ・大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくための取組の実施
- ・東京都をはじめとする協議会や経済団体との連携による中小企業のビジネス機会の拡大

[これまでの主な取組]

(平成 27 年度)

- ・東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」に国が参画
- ・中小企業世界発信プロジェクト推進協議会において、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ 2020」構築に向けた開発

(平成 28 年度)

- ・中小企業世界発信プロジェクト推進協議会において、ビジネスチャンス・ナビ 2020 を稼働開始（平成 28 年度年間登録件数 19,165 件）

(平成 29 年度)

- ・ビジネスチャンス・ナビ 2020 に新たに 6,010 件の企業が新規登録（平成 30 年 3 月 31 日時点累計登録件数 25,175 件）

[平成 30 年度の主な取組]

- ・中小企業世界発信プロジェクト推進協議会において、中小企業の製品・サービスを紹介し、販路開拓を支援するウェブサイトである「ビジネスチャンス・ナビ 2020 ウェブ見本市」を開設（平成 30 年度年間掲載企業数 99 社）
- ・ビジネスチャンス・ナビ 2020 に新たに 3,898 件の企業が新規登録（平成 31 年 3 月 31 日時点累計登録件数 29,073 件）

[今後の主な取組]

- ・東京都をはじめとする協議会や経済団体との連携により、中小企業の受注機会の拡大、販路の開拓等に向けた取組の実施

②日本の技術力の発信

○社会全体の ICT 化の推進【総務省等】

[大会に向けた課題]

- ・多言語音声翻訳対応の拡充
- ・デジタルサイネージの普及拡大
- ・オープンデータの利活用推進
- ・放送コンテンツの海外展開による日本の魅力の発信
- ・無料公衆無線 LAN 環境の整備
- ・第 5 世代移動通信システム（5G）の実現

- ・ 4 K ・ 8 K の推進
- ・ サイバーセキュリティの強化
- ・ 都市サービスの高度化の実現
- ・ 高度な映像配信サービスの推進

[必要な対応]

- ・ 多言語音声翻訳技術についての対象言語の拡大、翻訳精度の向上及び将来の事業化に向けた社会実証の実施
- ・ 災害情報の一斉配信サービスや個人情報に応じた情報提供等を可能とするデジタルサイネージの国内・国際標準化の推進
- ・ 関係機関と連携し、2020年（令和2年）に街全体で公共交通情報等のオープンデータを活用できる環境の実現に向けた社会実証の実施
- ・ 「クールジャパン戦略」、「ビジットジャパン戦略」、「地方の創生」等に資する放送コンテンツの制作、発信等への支援
- ・ 訪日外国人が利用可能な無料公衆無線LANエリアの拡大、シームレスにWi-Fi接続できる認証連携の仕組みの構築
- ・ 5G実現に向けた研究開発・総合実証試験の推進等
- ・ 4K・8Kの推進のための関係者の連携体制の構築、技術的課題への対応、送受信環境整備等
- ・ サイバーセキュリティ人材の育成等
- ・ 交通系ICカード等を活用して個人の属性に応じたサービス提供を可能とする共通クラウド基盤の構築、連携するサービス分野の拡大
- ・ 高度映像配信サービスの普及拡大に向けた環境整備

[これまでの主な取組]

（平成26年度）

- ・ 放送事業者、観光業者、地場産業者、地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、日本の魅力を発信する放送コンテンツを制作、発信等する取組への支援
- ・ 「無料公衆無線LAN整備促進協議会」を設置
- ・ 観光や防災の拠点における無料公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体等への支援
- ・ 「4K・8K推進のためのロードマップ」の策定・公表
- ・ 「情報セキュリティ アドバイザリーボード」の開催

（平成27年度）

- ・ 多言語音声翻訳システム構築に向けた研究開発、性能評価、実証等を実施
- ・ 災害情報の一斉配信サービス等のためのデジタルサイネージ標準仕様の策定、国際標準化に向けた取組を実施
- ・ 大会情報や公共交通情報等のオープンデータを活用したアプリケーションの開発等を促す環境を整備する実証を札幌で実施
- ・ 放送事業者、観光業者、地場産業者、地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、日本の魅力を発信する放送コンテンツを制作、発信等する取組への支援
- ・ 無料公衆無線LANの認証連携に向けた利用開始手続の簡素化の実証実験を実施

- ・観光や防災の拠点における無料公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体等への支援
- ・産学官連携による「第5世代移動通信システム実現に向けた研究開発」を開始、各国との連携推進等を実施
- ・「4K・8K推進のためのロードマップ」を改定・公表
- ・大会に向けた取組を含む今後のサイバーセキュリティ政策推進の方向性についての「サイバーセキュリティ政策推進に関する提言」を取りまとめ

(平成28年度)

- ・多言語音声翻訳システム構築に向けた研究開発、性能評価、実証等を実施
- ・デジタルサイネージ標準仕様に基づく機能検証と国際標準化に向けた取組を実施
- ・訪日を検討している外国人旅行者に対し、各地方公共団体等のオープンデータを活用した観光情報の提供等を行うための実証を実施
- ・放送事業者、観光業者、地場産業者、地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、日本の魅力を発信する放送コンテンツを制作、発信等する取組への支援
- ・観光や防災の拠点における無料公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体等への支援
- ・5Gについての研究開発の拡充、国際連携の推進とともに、周波数確保に向けた基本戦略を策定するため、情報通信審議会へ諮問
- ・平成30年からの衛星による4K・8K実用放送の開始に向けた放送事業者認定等のための制度整備、放送事業者の認定、番組中継装置に係る技術的条件について情報通信審議会へ諮問
- ・大会の適切な運営に向けた人材育成などのサイバーセキュリティの強化に係る取組を実施
- ・属性情報と各種サービスを連携させる共通クラウド基盤の構築及び同基盤に連携する多様なサービス実証
- ・4K・8K等映像技術を活用した多様なコンテンツによる高度映像配信サービスの有効活用、効果検証の実施

(平成29年度)

- ・多言語音声翻訳システム構築に向けた研究開発、性能評価、実証等を実施
- ・デジタルサイネージ標準仕様の国際標準化に向けた取組を実施
- ・高齢者、障害者等の移動弱者に対して、地方公共団体等のオープンデータを活用した移動支援モデルの構築に向けた調査研究を実施
- ・放送事業者、観光業者、地場産業者、地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、日本の魅力を発信する放送コンテンツを制作、発信等する取組への支援
- ・平成29年7月に、20万箇所以上で事業者の垣根を越えてシームレスなWi-Fi接続を実現
- ・防災拠点等における無料公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体に対し、その費用の一部補助を実施
- ・5Gの研究開発・総合実証試験の推進、国際連携の強化に取り組むとともに、5G用周波数確保に向けた考え方等を記載した委員会報告書を情報通信審議会にて取りまとめ
- ・平成30年12月から開始される衛星による4K・8K実用放送の開始に向け、関係団体・事業者及び総務省が相互に連携・協力し、効果的かつ効率的に周知

広報を進めるため、関係団体・事業者から構成される「4K・8K放送推進連絡協議会」を設置

- ・大会の適切な運営に向けた人材育成や、IoTセキュリティに関する総合的な対策の推進などのサイバーセキュリティの強化に係る取組を実施
- ・共通クラウド基盤の機能の高度化及び社会実装に向けたルール整備を実施
- ・高度映像配信サービスの技術仕様・地方公共団体向けのガイドラインの策定

[平成30年度の主な取組]

- ・多言語音声翻訳システム構築に向けた研究開発、性能評価、実証等を実施
- ・国際電気通信連合（以下「ITU」という。）においてデジタルサイネージ標準システム相互運用ガイドラインが国際標準化
- ・観光情報等を含むオープンデータの活用による新たなサービスの創出に向けて、地方公共団体職員向けの研修を実施
- ・放送事業者、観光業者、地場産業者、地方公共団体などの関係者が幅広く協力し、日本の魅力を発信する放送コンテンツを制作、発信等する取組への支援
- ・一般社団法人公衆無線LAN認証管理機構と連携して利用手続の簡素化の取組について周知を実施
- ・防災拠点等における無料公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体に対し、その費用の一部補助を実施
- ・5Gの研究開発・総合実証試験の推進、国際連携の強化に取り組むとともに、5G用周波数を具体化し必要な技術基準等を省令・告示で制定。通信事業者への周波数の割当てに着手
- ・「4K・8K放送推進連絡協議会」において取りまとめた「4K・8K放送に関する周知・広報計画」（アクションプラン）に基づき、4K・8Kの魅力や受信方法についての周知・広報を実施
- ・12月1日から「新4K8K衛星放送」開始
- ・大会の適切な運営に向けた人材育成や、IoT機器調査をはじめとするIoTセキュリティに関する総合的な対策の推進などのサイバーセキュリティの強化に係る取組を実施
- ・関係者の協力の下、海外や国内の旅行関連サービスと共有クラウド基盤を連携させることにより、負担のない情報登録を可能とするための取組を実施
- ・競技会場において、訪日外国人等が防災情報や災害時における避難誘導等の情報を容易に入手できるようICTを利活用したモデル事業を実施
- ・高度映像配信サービスの技術仕様・地方公共団体向けのガイドラインを改訂

[今後の主な取組]

- ・多言語音声翻訳システム構築に向けた実証等を実施
- ・デジタルサイネージ標準システム相互運用ガイドラインの更なる普及の推進
- ・災害情報の一斉配信サービス等のためのデジタルサイネージ等の普及促進、国際標準化に向けた取組を実施
- ・観光情報等を含むオープンデータの活用による新たなサービスの創出に向けた環境整備等を通じた地方公共団体への支援の実施
- ・日本の魅力を発信する放送コンテンツの海外展開の推進

- ・ 無料公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体等への支援、利用手続の簡素化の推進
- ・ 5Gについての総合実証試験の推進、国際連携の強化、5G用周波数の割当てを実施
- ・ 4K・8Kを推進するための制度整備、放送事業者等と連携した周知・広報、技術的課題への対応等を実施
- ・ 大会の適切な運営に向けた人材育成や、IoT機器調査をはじめとするIoTセキュリティに関する総合的な対策の推進などのサイバーセキュリティの強化に係る取組を実施
- ・ 共通クラウド基盤を継続的に運用していくための組織・体制を引き続き整備するとともに、共通クラウド基盤の社会実装を通じ、ICTを活用した観光サービスの展開を更に促進
- ・ 地方の事業者を含めた多様なサービスの参画と事業の展開を後押しするとともに、事業者による共通クラウド基盤の社会実装に向けた取組の推進
- ・ 高度映像配信サービスがビジネスとして開始でき、一般市民が高度映像を体験できる環境の整備、全国各地域への展開

○大会における最新の科学技術活用具体化【内閣府等】

[大会に向けた課題]

- ・ 令和2年に日本から世界に科学技術イノベーションの成果を発信する9つのプロジェクトについての社会実装

[必要な対応]

- ・ 着実な工程管理の実施
- ・ 各プロジェクトの推進支援
- ・ 実用化を想定し各プロジェクトの研究開発の取組状況・成果を発信

[これまでの主な取組]

(平成26年度)

- ・ 大会に向けた科学技術イノベーションの取組に関するタスクフォース、推進会議の設置・開催
- ・ 大会に向けた科学技術イノベーションの取組について、9つのプロジェクトを設定し、各プロジェクトに関する「実施計画書」（各プロジェクトの取組内容や工程表）を策定

(平成27年度)

- ・ 推進会議において各プロジェクトからの進捗状況の報告と実施計画書の改訂
- ・ 実施計画書をもとに民間企業にも声かけを行い、大会での活用イメージを踏まえて具体的取組を整理した「事業計画」を策定

(平成28年度)

- ・ 推進会議において各プロジェクトからの進捗状況の報告と事業計画書の改訂
- ・ 計画を踏まえた各プロジェクトに関する研究開発や社会実装等の推進の支援
- ・ プロジェクトへの民間企業等の参入の支援
- ・ 科学技術の適用に向けた各技術の実証実験の支援
- ・ 実用化を想定し各プロジェクトの研究開発の取組状況・成果を発信

(平成 29 年度)

- ・ 推進会議において各プロジェクトからの進捗状況の報告と事業計画書の改訂
- ・ 計画を踏まえた各プロジェクトに関する研究開発や、地方公共団体との連携強化など社会実装等の推進の支援
- ・ プロジェクトへの民間企業等の参入の支援
- ・ 科学技術の適用に向けた各技術の実証実験の支援
- ・ 実用化を想定し各プロジェクトの研究開発の取組状況・成果を発信

[平成 30 年度の主な取組]

- ・ 推進会議において各プロジェクトからの進捗状況の報告と事業計画書の改訂
- ・ 計画を踏まえた各プロジェクトに関する研究開発や、地方公共団体との連携強化など社会実装等の推進の支援
- ・ プロジェクトへの民間企業等の参入の支援
- ・ 科学技術の適用に向けた各技術の実証実験の支援
- ・ 実用化を想定し各プロジェクトの研究開発の取組状況・成果を発信

[今後の主な取組]

- ・ 推進会議において各プロジェクトからの進捗状況の報告と事業計画書の改訂、プロジェクト結果の報告
- ・ 計画を踏まえた各プロジェクトに関する研究開発や社会実装等の推進の支援
- ・ プロジェクトへの民間企業等の参入の支援
- ・ 科学技術の適用に向けた各技術の実証実験の支援
- ・ 実用化を想定し各プロジェクトの研究開発の取組状況・成果を発信
- ・ 大会開催中において会場や東京都、日本各地で最新の科学技術イノベーションを用いたサービス等を提供し、来訪者の利便性向上、安全・安心な滞在等に資するほか、最新の科学技術が課題を解決した社会を世界に発信

○自動走行技術を活用した次世代都市交通システム【内閣府等】

[大会に向けた課題]

- ・ 自動走行技術を活用した次世代都市交通システム（以下「ART」：Advanced Rapid Transit という。）の実用化
- ・ 高齢者や車椅子の方々を含め、誰もが快適に利用できるユニバーサルな交通インフラを実現するための技術開発
- ・ 周辺の交通への影響等も考慮しながら公共車両を優先する信号制御システムなどの各技術を統合することで安定した定時運行を実現するための技術開発

[必要な対応]

- ・ 自動運転技術を活用し、最適な加減速制御をしながらバス停に隙間なくバスを停車させる技術の開発
- ・ 正着制御技術や公共車両優先システム（以下「PTPS」：Public Transportation Priority Systems という。）を用いた運用技術等を実証実験で検証し、社会実装を実現

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・ A R T に必要となる技術要件の整理

(平成 27 年度)

- ・ 正着制御技術、最適加減速技術、P T P S を用いた運用技術等の基礎研究を実施

(平成 28 年度)

- ・ 正着制御技術、最適加減速技術、P T P S を用いた運用技術等の基礎研究を継続しつつ、A R T 情報センターの研究開発など社会実装に向けた取組を実施
- ・ 内閣府、東京都と関係者で今後の協力に関する覚書を締結（東京都では、平成 28 年 4 月、「都心と臨海副都心とを結ぶ B R T に関する事業計画」を策定）

(平成 29 年度)

- ・ A R T の正着制御技術について、テストコースに正着誘導線を設置した実交通環境に近い環境を模擬し、一般ドライバーの運転挙動への影響や正着制御システム認識率を検証する実証実験等を実施

[平成 30 年度の主な取組]

- ・ A R T の正着制御技術について、公道等で実証実験を実施し、実交通環境下での精度検証を実施
- ・ 環状第 2 号線に設置した路側機を用いて、P T P S の効果検証を実施

[今後の主な取組]

- ・ 東京 B R T における、正着制御及び加減速制御の実証的な導入を支援
- ・ 東京 B R T の運行に向けて、インフラ整備、車両調達等を実施（東京都/運行事業者）
- ・ 臨海地域の需要増等に対応し、地域住民や観光客等が日常的に利用する利便性の高い次世代公共交通システムとして、東京 B R T を運行（東京都/運行事業者）

○先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現【文部科学省等】

[大会に向けた課題]

- ・ 会場の近接地域等を中核とし、パーソナルモビリティ、超臨場感映像技術、デジタルサイネージ、多言語翻訳、案内ロボット等の先端ロボット技術の体験フィールドを構築
- ・ 上記の実施主体・実施場所の具体化

[必要な対応]

- ・ 地方公共団体の主体性を重視しつつ、令和 2 年に向けて体験フィールド構築を推進

[これまでの主な取組]

(平成 27 年度)

- ・ ユニバーサル未来社会推進協議会の設置

(平成 28 年度)

- ・ユニバーサル未来社会推進協議会に「千葉市幕張新都心ワーキンググループ」、
「渋谷超福祉ワーキンググループ」を設置
(平成 29 年度)
- ・平成 29 年 7 月に開催した「ロボカップ 2017 名古屋世界大会」において、名
古屋市等と連携したユニバーサル未来社会推進協議会の周知を実施

[平成 30 度の主な取組]

- ・ユニバーサル未来社会推進協議会渋谷超福祉ワーキンググループの実施
- ・大会組織委員会における検討状況を踏まえつつ、ロボット技術の展示等に向
けた取組を検討

[今後の主な取組]

- ・ユニバーサル未来社会推進協議会を定期的に行う
- ・あらゆる生活空間でロボットが活躍するユニバーサル未来社会の実体験の機
会を競技会場周辺地域等において提供

○高精度衛星測位技術を活用した新サービス【内閣府、経済産業省等】

[大会に向けた課題]

- ・宇宙利用がもたらす未来社会のショーケースとして大会の機会を活用した最
新の宇宙技術の社会実装

[必要な対応]

- ・最新の宇宙技術の社会実装に向け、IT 等の関連政策と連携した先導的な社
会実装実験を令和元年度に行うための取組の推進

[これまでの主な取組]

(平成 27 年度)

- ・高精度衛星測位技術を実現する準天頂衛星システムの開発・整備の推進

(平成 28 年度)

- ・高精度衛星測位技術を実現する準天頂衛星システムの開発・整備の推進

(平成 29 年度)

- ・高精度衛星測位技術を実現する準天頂衛星システムの開発・整備の推進
- ・準天頂衛星を活用したマルチGNSS (Global Navigation Satellite System)
対応のスポーツ用デバイス (衛星測位トラック) の開発・実証実験

[平成 30 年度の主な取組]

- ・高精度衛星測位技術を実現する準天頂衛星システムの開発・整備の推進
- ・準天頂衛星システムの高精度衛星測位技術を活用したサイクリングイベント
での運営支援システムの実証実験

[今後の主な取組]

- ・宇宙データ利用モデル事業及びスペースニューエコノミー創造ネットワーク
(S-NET) 等の取組においてアウトリーチを強化し、令和元年度に大会の
ショーケースとなる宇宙データ利用モデルの発掘・検討・実証の充実を実施

○義肢装具等の先端技術の発信【厚生労働省等】

[大会に向けた課題]

- ・パラリンピック開催前年の令和元年に神戸市で開催される「国際義肢装具協会世界大会」を活用した、我が国の義肢装具・リハビリ工学に係る技術力の発信等

[必要な対応]

- ・「国際義肢装具協会世界大会」に向けた準備への必要な協力・支援の実施
- ・併設イベントに向けた準備への必要な協力・支援の実施

[これまでの主な取組]

- ・「国際義肢装具協会世界大会」誘致に際し、総理及び関係大臣等名の招請状を发出するなどの支援の実施

(平成 28 年度)

- ・「国際義肢装具協会世界大会」に向けた準備への必要な協力・支援の実施
- ・併設イベントに向けた準備への必要な協力・支援の実施

(平成 29 年度)

- ・「国際義肢装具協会世界大会」に向けた準備への必要な協力・支援の実施
- ・併設イベントに向けた準備への必要な協力・支援の実施

[平成 30 年度の主な取組]

- ・「国際義肢装具協会世界大会」に向けた準備への必要な協力・支援の実施
- ・併設イベントに向けた準備への必要な協力・支援の実施

[今後の主な取組]

- ・「国際義肢装具協会世界大会」に向けた準備への必要な協力・支援の実施
- ・併設イベントに向けた準備への必要な協力・支援の実施

○分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決【経済産業省、国土交通省、環境省等】(再掲)

○都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトの推進【環境省】

[大会に向けた課題]

- ・国民のプロジェクトの認知度の向上
- ・全国の市町村のプロジェクトへの参加

[必要な対応]

- ・プロジェクト及び小型家電リサイクル制度の普及啓発
- ・市町村への参加支援

[これまでの主な取組]

- ・市町村の回収体制の構築支援
- ・小型家電リサイクル制度の普及啓発

(平成 28 年度)

- ・ 市町村への回収支援
- ・ 小売店と協力した広報、学校教育と連携した普及啓発の実施

(平成 29 年度)

- ・ 全国各地（東京、北海道、秋田、愛知、高知、沖縄及び熊本）でイベントを開催し、アスリートや環境大臣等からのプロジェクトへの参加呼びかけや、テレビCMなどのメディアを通じた、国民への普及啓発の実施
- ・ 国民の生活に近い全国の商工会、郵便局等への回収ボックス設置に向けた働きかけの実施
- ・ 全国全ての市町村への携帯電話専用・小型簡易型回収ボックスの配布及びプロジェクト参加自治体への市民向け普及啓発用ポスターやマグネットの配布
- ・ 市町村へのプロジェクトに関する説明会の開催

[平成 30 年度の主な取組]

- ・ 全国各地（東京、岩手、福島、栃木、群馬、千葉、愛知、愛媛及び福岡）でイベントを開催し、アスリートや環境大臣等からのプロジェクトへの参加呼びかけや、テレビCMなどのメディアを通じて、国民への普及啓発を実施
- ・ 国民の生活に近い全国の郵便局、公共交通機関、商工会、企業等へ回収ボックスを設置し、回収を実施
- ・ ホストタウン自治体等における小・中学校等の教育機関等への回収ボックス設置や児童・生徒等に向けた出前授業を実施

[今後の主な取組]

- ・ プロジェクトは平成 31 年 3 月 31 日で終了するものの、プロジェクトの成果をレガシーとして活用し、引き続き小型家電リサイクル制度の普及促進を行う「アフターメダルプロジェクト」を推進し、循環型社会の構築に向けて取組を実施

③外国人旅行者の訪日促進

○「2020 年オリンピック・パラリンピック」後も見据えた観光振興【内閣官房、環境省、観光庁等】

[大会に向けた課題]

- ・ 開催国としての国際的注目度をいかした日本の観光ブランドイメージの確立や、在外公館等も活用した我が国の各地域の多様な魅力の世界への発信
- ・ 広域観光周遊ルートの世界水準への改善等を通じた開催効果の地方への波及

[必要な対応]

- ・ 海外著名人による地域の多様な文化体験等の映像を海外主要局で配信する等による、質の高い訪日観光ブランドイメージの確立と戦略的な展開
- ・ 訪日外国人旅行者の地方誘客に資するテーマ・ストーリーを持った広域観光周遊ルートの形成を促進

[これまでの主な取組]

(平成 27 年度)

- ・ラグビーワールドカップ2015 イングランド大会を好機と捉え、ジャパンパビリオンにおいて、官民一体となって日本の魅力を世界に発信する「PRESENTING JAPAN」を開催
- ・全国7つの広域観光周遊ルートを認定し、具体的なモデルコースの策定を進め海外へ発信する等の地域の取組を支援
- ・一般の旅行者が必要とする情報（宿泊やアクティビティ、散策コース等）を充実させた「国立公園へ出かけよう！」ホームページを開設

(平成28年度)

- ・2016年リオデジャネイロ大会で開催された日本PRイベント「TOKYO 2020 JAPAN HOUSE」において、日本各地の観光魅力を発信
- ・海外のメダリストが日本の観光地を体験する映像を作成し、海外の主要テレビネットワークで放映
- ・外国メディアが無料で映像、画像を入手できる映像・画像プラットフォームを構築
- ・全国4つの広域観光周遊ルートを新たに認定し、具体的なモデルコースの策定を進め海外へ発信する等の地域の取組を支援
- ・国立公園公式SNS（Instagram及びFacebook）を開設
- ・海外に向けたアイヌ文化等の情報発信方策を検討するとともに、民族共生象徴空間PRポスターの作成、空港等におけるアイヌ工芸品等の展示拡充等、普及啓発を実施

(平成29年度)

- ・国立公園公式SNS（Instagram及びFacebook）による情報発信を行うとともに、国立公園ホームページやツーリズムEXPOジャパン2017への出展を通じ、国立公園の利用情報を発信
- ・欧米豪市場を中心とした、訪日促進のための「Enjoy my Japan グローバルキャンペーン」を開始
- ・全国の広域観光周遊ルートにおいて、地域の観光資源をいかした滞在コンテンツの充実、ターゲット市場へのプロモーション等の地域の取組を支援
- ・先住民族国際シンポジウムを開催し、国際的な協力体制の構築及びアイヌ文化復興の理解を促進

[平成30年度の主な取組]

- ・国立公園公式SNS（Instagram及びFacebook）や新たにJNTOグローバルサイト内に開設した国立公園サイト等を通じた情報発信を行うとともに、ツーリズムEXPOジャパン2018への出展を通じ、国立公園の利用情報を発信
- ・欧米豪市場を中心とした、訪日促進のための「Enjoy my Japan グローバルキャンペーン」の対象地域の拡大及びコンテンツの充実により、より効果の高いキャンペーンを展開
- ・アジア市場において、地方の特色ある魅力をきめ細やかに発信することにより、拡大するリピーター層の更なる取り込み及び多様化する個人旅行ニーズや未訪日層への対応強化を実施
- ・ユニバーサルツーリズムの視点から日本の魅力を発信すべく、パラリンピアンと協力した視察旅行を実施

- ・メディア向けのウェブサイト強化するとともに、SNS等も活用した情報発信を実施
- ・DMO（Destination Management/Marketing Organization）が中心となって行う、地域の関係者が広域的に連携して訪日外国人旅行者等の来訪・滞在促進を図る取組を支援
- ・民族共生象徴空間の愛称（ウポポイ）等の決定や各種イベントの実施によりアイヌ文化等のPR活動を強化し、地元気運の醸成や認知度の向上を促進

[今後の主な取組]

- ・訪日旅行の認知度が高いアジア市場と低い欧米豪市場の違いを考慮し、重点20市場において、個別の市場特性を踏まえてターゲット別に課題・対応策を定め、戦略的なプロモーションの実施
- ・メディア向けの地方への視察旅行を実施
- ・日本博を活用した訪日プロモーションを実施
- ・DMOが中心となって進める、訪日外国人旅行者等の各地域への来訪・滞在促進を図る取組について支援
- ・国立公園について、より効果的・戦略的な情報発信を実施
- ・アイヌ文化の復興等を促進するため、100万人の来場者実現に向けた民族共生象徴空間を令和2年までに整備するなど、アイヌ文化の魅力を発信

○水辺環境の改善【国土交通省】

[大会に向けた課題]

- ・大会開催に向け、外国人を迎え入れる東京の顔としての水辺環境の改善を推進する必要

[必要な対応]

- ・河川敷地占用許可準則の緩和等を活用しつつ、テラス整備等の水辺の動線確保による街づくりと一体となった水辺環境の改善等を支援
- ・東京都と連携した会場周辺等の快適でにぎわいのある水辺空間の創出や舟運の活性化に関する取組を一体的に推進し、大会開催に向けて短期的かつ集中的に水辺環境を改善

[これまでの主な取組]

（平成27年度）

- ・東京都と連携した会場周辺等の快適でにぎわいのある水辺空間の創出や舟運の活性化に関する取組の一体的な推進について検討を実施

（平成28年度）

- ・東京都と連携した会場周辺等の快適でにぎわいのある水辺空間の創出や舟運の活性化に関する取組を一体的に推進

- ・河川敷地占用許可準則の緩和等を活用しつつ、テラス整備等の水辺の動線確保による街づくりと一体となった水辺環境の改善等を支援

（平成29年度）

- ・東京都と連携した会場周辺等の快適でにぎわいのある水辺空間の創出や舟運の活性化に関する取組を一体的に推進
- ・河川敷地占用許可準則の緩和等を活用しつつ、テラス整備等の水辺の動線確保による街づくりと一体となった水辺環境の改善等を支援

[平成 30 年度の主な取組]

- ・東京都と連携した会場周辺等の快適でにぎわいのある水辺空間の創出や舟運の活性化に関する取組を一体的に推進
- ・河川敷地占用許可準則の緩和等を活用しつつ、テラス整備等の水辺の動線確保による街づくりと一体となった水辺環境の改善等を支援

[今後の主な取組]

- ・東京都と連携した会場周辺等の快適でにぎわいのある水辺空間の創出や舟運の活性化に関する取組を一体的に推進する中で、民間事業者等様々な関係者による主体的な取組を促進

- 空港アクセス等の改善【国土交通省】(再掲)
- 道路輸送インフラの整備【国土交通省等】(再掲)
- 多言語対応の強化【内閣官房、観光庁等】(再掲)
- 無料公衆無線LAN【総務省、観光庁等】(再掲)
- 宿泊施設の供給確保に向けた対策【観光庁、厚生労働省、内閣府】(再掲)
- 医療機関における外国人患者受入れ環境整備【厚生労働省、観光庁】(再掲)
- 外国人来訪者等への救急・防災対応【総務省】(再掲)
- 国際都市にふさわしい景観創出等のための無電柱化の推進【国土交通省等】(再掲)
- 外国人を含む全ての大会来訪者がストレス無く楽しめる環境整備【経済産業省】(再掲)
- スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催【文部科学省等】(再掲)
- 社会全体のICT化の推進【総務省等】(再掲)
- 文化を通じた機運醸成【内閣官房、文部科学省等】(後掲)
- 文化プログラムの推進【内閣官房、文部科学省、外務省、厚生労働省等】(後掲)
- クールジャパンの効果的なPRの実施【内閣府、経済産業省等】(後掲)
- 和食・和の文化の発信強化【内閣官房、農林水産省等】(後掲)

(2) 日本文化の魅力の発信

○文化を通じた機運醸成【内閣官房、文部科学省等】

[大会に向けた課題]

- ・我が国の地域色豊かで多様性に富む文化を通じて、日本全国での大会機運を醸成するとともに、大会の効果を全国津々浦々まで波及させるため、2020年(令和2年)に向けて日本の魅力を発信

[必要な対応]

- ・2020年(令和2年)以降を見据えたレガシー創出に資する文化プログラムをbeyond2020プログラムとして認証することで、関係機関が一体となって推進

- ・ 認証の要件を多言語、バリアフリー等に配慮した日本文化の魅力発信事業とすることで、共生社会の実現や外国への魅力発信につながる事業を認証

[これまでの主な取組]

(平成 27 年度)

- ・ 関係府省庁、東京都、大会組織委員会を構成員とする「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議」(以下「連絡・連携会議」という。)を設置
- ・ 次世代に誇れるレガシー創出に資する文化プログラムを beyond2020 プログラムとして認証し、日本全国へ展開することを決定

(平成 28 年度)

- ・ beyond2020 プログラムの認証に係るガイドラインを決定、ロゴマークを発表し、認証を開始
- ・ 連絡・連携会議の下に、2020 年(令和 2 年)に向けた文化プログラムを構成する事業の実施についての関係機関相互の調整を目的として、事業実施推進プロジェクトチーム(以下「事業推進 P T」という。)を設置
- ・ 「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」(以下「オリパラ基本方針」という。)推進の重点分野として、大会の機運醸成に向けて特別に実施される要素(多言語対応・バリアフリー対応等)を含む文化イベントについて試行プロジェクトを実施

(平成 29 年度)

- ・ beyond2020 プログラムについて、平成 30 年 3 月末時点で累計 3,895 件を認証
- ・ beyond2020 プログラムの認証組織について、平成 30 年 3 月末時点で 41 組織に拡大
- ・ 公共空間を活用した文化イベントの実施に関する相談窓口を設置
- ・ 連絡・連携会議、事業推進 P T を開催
- ・ オリパラ基本方針推進の重点分野として、大会の機運醸成に向けて特別に実施される要素(多言語対応・バリアフリー対応等)を含む文化イベントについて試行プロジェクトを実施

[平成 30 年度の主な取組]

- ・ beyond2020 プログラムについて、平成 31 年 3 月末時点で累計 10,201 件を認証
- ・ beyond2020 プログラムの認証組織について、平成 31 年 3 月末時点で 67 組織に拡大
- ・ 公共空間を活用した文化イベントの実施に関する相談窓口を通じた支援を実施
- ・ beyond2020 プログラムシンポジウムを開催
- ・ オリパラ基本方針推進の重点分野として、大会の機運醸成に向けて特別に実施される要素(多言語対応・バリアフリー対応等)を含む文化イベントについて試行プロジェクトを実施

[今後の主な取組]

- ・ 試行プロジェクトを実施
- ・ beyond2020 プログラムの認証を行うことができる組織を随時拡大
- ・ 全国各地で beyond2020 プログラムに認証された文化プログラムを展開
- ・ 「Japan 2019」、「響き合うアジア 2019」など海外での日本文化紹介事業を通じた機運醸成
- ・ 企業・団体を含む幅広い関係者との連携強化

○文化プログラムの推進【内閣官房、文部科学省、外務省、厚生労働省等】

[大会に向けた課題]

- ・ 文化芸術立国の実現に向け、大会開催の機会をいかし、地域の文化芸術活動への支援等を通じて多様な文化芸術の発展や文化財の活用、文化プログラムを推進

[必要な対応]

- ・ 関係府省庁、大会組織委員会及び地方公共団体が一体となって文化振興の機運を醸成
- ・ 全国各地の文化プログラムや文化施設等に関する情報を集約し、国内外に発信する文化情報のデータベースを構築
- ・ 各認定プログラムにおいて海外事業の認定及びロゴの使用を可能にするための対応

[これまでの主な取組]

(平成 27 年度)

- ・ 「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次）」（平成 27 年 5 月 22 日閣議決定）において、2016 年リオデジャネイロ大会の終了後から、オリンピック・パラリンピックムーブメントを国際的に高めるための取組を行い、文化プログラムの実施に向けた機運の醸成を図ることを明記
- ・ 文化プログラム推進に向けた機運を醸成するためのシンポジウムを、松本市、京都市、東京都・上野において開催
- ・ 関係府省庁、東京都、大会組織委員会を構成員とする連絡・連携会議を設置
- ・ 次世代に誇れるレガシー創出に資する文化プログラムを beyond2020 プログラムとして認証し、日本全国へ展開することを決定

(平成 28 年度)

- ・ 2016 年リオデジャネイロ大会終了後にスポーツ・文化・ワールド・フォーラムを開催し、機運醸成に向けた多彩な文化プログラムを実施、関係府省庁（内閣官房、内閣府、文化庁）、大会組織委員会、地方公共団体（京都府・京都市）の連名により、2020 年（令和 2 年）に向け、文化振興の機運を高め、文化による国づくりに一丸となっていくことを宣言（「2020 年を見据えた文化による国づくりを目指して」（通称：京都宣言））
- ・ 文化プログラム推進に向けた機運を醸成するためのシンポジウムを、新潟市、栃木県宇都宮市、大阪市において開催
- ・ beyond2020 プログラムの認証を開始

- ・ 全国都道府県・指定都市文化担当課長会議を開催し、文化プログラムの推進に向けて周知

(平成 29 年度)

- ・ 全国各地の文化プログラム等の情報を集約し発信する「文化情報プラットフォーム」を試行的に運用開始
- ・ 文化プログラム推進に向けた機運を醸成するためのシンポジウムを、富山県高岡市、大分県大分市、横浜市において開催
- ・ 全国都道府県・指定都市文化担当課長会議を開催し、文化プログラムの推進に向けて周知
- ・ 海外事業の beyond2020 プログラム認証及び海外でロゴの商標申請を行った上での文化プログラムの推進
- ・ 政府横断の政策パッケージである「文化経済戦略」を取りまとめ

[平成 30 年度の主な取組]

- ・ 全国各地の文化プログラム等の情報を集約し発信する「文化情報プラットフォーム」を試行的に運用
- ・ 文化プログラム推進に向けた機運を醸成するためのシンポジウムを、京都府長岡京市、岩手県盛岡市、徳島県徳島市及び東京都江東区において開催
- ・ 全国都道府県・指定都市文化担当課長会議を開催し、文化プログラムの推進に向けて周知
- ・ 文化プログラムの中核的事業である「日本博」の開催を決定し、旗揚げ式を実施
- ・ ジャポニスム 2018 など海外での大規模な日本文化発信事業の実施
- ・ 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック協議大会推進本部事務局、文化庁、東京都、大会組織委員会による連名の文書を策定し、関係府省庁等と連携しつつ、一体的に文化プログラムを推進していくことを明確化
- ・ beyond2020 プログラムについて、海外でのロゴの商標登録に向けた手続を実施

[今後の主な取組]

- ・ 「日本博」を文化プログラムの中核的事業として位置付け、各地域が誇る様々な文化観光資源を年間通じて体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的広報を推進
- ・ 関係府省庁や地方公共団体等の連携関係を強化し、全国各地・海外での文化プログラムを推進
- ・ 2020 年（令和 2 年）以降のレガシー創出に資する文化芸術事業を実施するとともに、文化情報のデータベース化を図り多様な主体による文化プログラムの発信を強化
- ・ 東京都の実施する Tokyo Tokyo FESTIVAL、大会組織委員会の実施する東京 2020NIPPON フェスティバルとも連携しながら、日本博をはじめとする文化プログラムを推進
- ・ 文化経済戦略に基づき、文化芸術の振興や、国際プレゼンスの向上など、関連する各施策を着実に推進

- ・「Japan 2019」、「響き合うアジア 2019」など海外での日本文化紹介事業を通じた機運醸成

○クールジャパンの効果的なPRの実施【内閣府、経済産業省等】

[大会に向けた課題]

- ・クールジャパン戦略の推進に当たり、世界の人々の共感を得る上で必要なマーケットイン等の考え方をより浸透させる必要
- ・デジタル社会が進展する中で、発信手法及び受け手が使う情報媒体の変化や受け手のニーズ・嗜好の変化を踏まえた適切な対応を行う必要
- ・省庁間、異業種間、地域間を含めた横方向の連携を強化する必要
- ・日本の多様な魅力を海外に向け在外公館等を活用して発信しつつ、外国語で情報発信している政府関係機関や民間事業者同士の連携強化のためのネットワークの構築
- ・大会開催に合わせたクールジャパンの効果的な発信の在り方の検討

[必要な対応]

- ・より進化したクールジャパン戦略を策定し、クールジャパンに関する取組を強化
- ・大会開催前や開催付近の国内外の注目が集まるイベントや展示会等の活用による日本の魅力の海外への発信

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・「クールジャパン発信力強化のためのアクションプラン」(平成 25 年 5 月)に基づき、関係府省庁が一体となってクールジャパン推進に係る取組を実施
- ・クールジャパン戦略の深化を目的に官民有識者を構成員とする「クールジャパン戦略推進会議」を設置、我が国の経済成長に資するクールジャパン戦略の策定に向けて議論
- ・ウェブサイトやイベントを通じて外国語で日本の魅力を情報発信

(平成 27 年度)

- ・「クールジャパン戦略推進会議」の検討結果を「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」として取りまとめ、同イニシアティブの進捗状況をフォローアップ
- ・大会開催期間中に該当する 7～8 月に開催されるファッションやデザインをはじめとする既存のイベントや展示会に海外有力メディア等呼び、日本の魅力を発信するよう働きかけ

(平成 28 年度)

- ・「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」を含めた関係府省の取組をフォローアップ
- ・クールジャパン拠点の構築や連携・ネットワーク化を後押しすることを目的として、「クールジャパン拠点構築検討会」を設置、「中間とりまとめ」を策定
- ・経済対策として、クールジャパン拠点の連携方策に関する調査を行う「クールジャパン拠点連携実証事業」を実施

- ・クールジャパン産業を担う人材の育成・集積の在り方及び方策について検討するため、「クールジャパン人材育成検討会」を設置
- ・大会開催期間中に該当する7～8月に開催されるファッションやデザインをはじめとする既存のイベントや展示会に海外有カメディア等を呼び、日本の魅力を発信するよう働きかけ
- ・「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議」において、選手村やホテル等で、クールジャパン商材の納入を目指した取組を紹介
- ・日本各地の歴史・文化的な背景に基づく感性に訴えかける価値を検討するとともに、こうした価値観を世界に広めるため、「世界が驚く日本」研究会を設置

(平成29年度)

- ・「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」に基づく関係府省の取組をフォローアップ
- ・「クールジャパン官民連携プラットフォーム」の下、異業種連携の先進事例を創出するためのイベントや、効果的なクールジャパンの発信のために、日本の魅力のPRや地域の魅力を一体的に発信・展開するための方策の検討等を実施
- ・平成28年度に改訂した「日本産酒類の輸出促進に向けた課題及び対応方針について」に基づき、日本産酒類関連の表彰イベント等を含む官民の各種取組を推進・支援
- ・クールジャパン戦略担当大臣を座長とする「クールジャパン拠点構築検討会」において、クールジャパン拠点の連携・ネットワーク化に係る方策やノウハウ等を取りまとめた「最終とりまとめ」を平成29年5月に策定、全国に発信・展開
- ・クールジャパン戦略担当大臣を座長とする「クールジャパン人材育成検討会」において、クールジャパン産業を担う人材の育成・集積の在り方及び方策について検討し、平成29年5月に「第1次とりまとめ」、平成30年3月に「最終とりまとめ」を策定
- ・平成29年12月に知的財産戦略本部の下で設置された「知的財産戦略ビジョンに関する専門調査会」において、将来にわたりクールジャパンを再生産し、経済成長につなげていくための基本戦略の策定に向けた議論を実施
- ・大会期間中に開催される、ファッションやデザインをはじめとする既存のイベントや展示会に海外有カメディア等を呼び、自国に日本の魅力を発信するよう働きかけ
- ・既存イベントを通じた大会開催のアピールによる盛り上げ

[平成30年度の主な取組]

- ・「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」に基づく関係府省の取組をフォローアップ
- ・「クールジャパン官民連携プラットフォーム」の下、異業種連携の先進事例を創出するためのイベントや、効果的なクールジャパンの発信のために、日本の魅力のPRや地域の魅力を一体的に発信・展開するための方策の検討等を実施

- ・平成 28 年度に改訂した「日本産酒類の輸出促進に向けた課題及び対応方針について」に基づき、日本産酒類関連の表彰イベント等を含む官民の各種取組を推進・支援
- ・クールジャパン戦略担当大臣を座長とする「クールジャパン拠点構築検討会」、「クールジャパン人材育成検討会」において取りまとめた内容を全国に発信
- ・平成 30 年 6 月に「知的財産戦略ビジョン」を策定し、クールジャパンについては、日本のコンテンツなどの様々な魅力が一層効果的・一体的に発信・展開されるよう、具体的には、以下の取組の方向性を取りまとめ、各省庁の施策に反映
 - ①日本の魅力について、外国人が強い関心を持つストーリーを活用すること等により、付加価値を高めること
 - ②国や地域の市場特性に加え、社会的属性による嗜好を踏まえ、戦略的に海外展開を推進すること
- ・平成 31 年 3 月より、クールジャパンの新たな戦略の策定に向けた検討を開始「EUREKA! 懇談会-Amigos de Japon-」を立ち上げ、外国人有識者を中心とした意見交換を実施
- ・例年 3 月、10 月に開催されるファッション・ウィーク東京等と連携し、主催団体が中心となって、著名なインフルエンサーを招へい
- ・既存イベントを通じた大会開催のアピールによる盛り上げ

[今後の主な取組]

- ・クールジャパンの新たな戦略を策定し、各省庁の施策に反映、長期的に継続していくネットワーク・基盤づくり、日本ファンの拡大を目指す
- ・大会期間中のみならず、イベント等の主催団体と連携を進め、日本の魅力を発信
- ・既存イベントを通じた大会開催のアピールによる盛り上げ

○和食・和の文化の発信強化【内閣官房、農林水産省等】

[大会に向けた課題]

- ・大会関係施設等で提供される食事における日本食・国産食材の活用を通じた日本の食文化の発信
- ・競技施設等での国産の花、木材、畳等の活用
- ・大会を契機とした農山漁村への宿泊、日本ならではの伝統的な生活体験、人々との交流の促進
- ・大会関係施設等の食堂等における食品ロスの削減、食器等の環境配慮製品の活用

[必要な対応]

- ・大会関係施設等における日本食の提供や国産食材の活用に向けた取組、大会時における日本食・食文化の発信等を推進
- ・競技施設等での国産の花、木材、畳等の活用に向けた取組の推進
- ・インバウンド需要を農山漁村に呼び込む農泊をビジネスとして実施するための取組の推進、関係府省庁と連携したプロモーションの強化

- ・大会に向けた食品ロス削減の普及・啓発を推進
- ・大会関係施設等の食堂等における食品ロスの削減、食器等の環境配慮製品の活用に向けた情報収集及び発信

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・施設等への木材利用の促進に向けて、国、東京都及び大会組織委員会で構成する連絡調整会議を開催
- ・食品ロス削減国民運動による食品ロス削減を普及・啓発

(平成 27 年度)

- ・施設等への木材利用の促進に向けた連絡調整会議を開催
- ・関係府省庁、東京都及び大会組織委員会が密接に連携するため、「2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会における木材利用等に関するワーキングチーム」(以下「木材利用等に関するワーキングチーム」と言う。)を設置(量の活用についても紹介)
- ・大会組織委員会が整備する競技会場等において木材利用を推進するよう要請
- ・大会組織委員会の要請を受け、「持続可能性に配慮した調達コード(第一版)」の策定のための検討に協力
- ・森林認証材の安定的・効率的な供給の協力を呼びかけ
- ・「オリンピック・パラリンピック花き供給安定マニュアル」及び「ビクトリーブーケの輸送条件等の実証マニュアル」を作成、必要な量の花きを安定的に供給する方策を公表
- ・食品ロス削減国民運動による食品ロス削減を普及・啓発
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成 12 年法律第 116 号)の基本方針で、外食産業における食品廃棄物の発生抑制をはじめとする再生利用等実施率の目標値を 50%に上方修正

(平成 28 年度)

- ・「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議」を設置し、政府と関係機関の連携体制を整備。選手村等での日本食の提供や国産食材の活用、大会時の日本食・食文化の発信のための課題や方策等を検討
- ・大会組織委員会の要請を受け、「持続可能性に配慮した調達コード(第一版)」の策定のための検討会に参加。大会組織委員会において、持続可能性に配慮した農産物の調達基準等を策定
- ・大会組織委員会の要請を受け、「飲食提供に係る基本戦略」の策定のための検討会に参加
- ・木材利用等に関するワーキングチームを開催
- ・森林認証材の安定的・効率的な供給の協力を呼びかけ
- ・「和の空間」、絹製品や国産花きの活用イメージ等を大会組織委員会に説明し、意見交換を実施
- ・シンポジウム等を通じ、食品関連事業者・地方公共団体・消費者への食品ロス削減を普及・啓発
- ・外食における食品廃棄物の発生抑制やリサイクルを促進するためのマニュアルを作成

(平成 29 年度)

- ・「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議」において、選手村等での日本食の提供や国産食材の活用、大会時の日本食・食文化の発信のための課題や方策を検討
- ・大会組織委員会の要請を受け、「飲食提供に係る基本戦略」の策定のための検討会に参加。日本食・食文化の特徴等を踏まえた効果的な発信方法等について提案し、大会組織委員会において、「飲食提供に係る基本戦略」を策定
- ・調達基準に位置付けられた G A P 認証や水産エコラベルを取得した食材の普及を広く社会に定着するよう働きかけを行うべく、関係省庁等の食堂において持続可能性に配慮して生産等された食材を使ったメニューの提供を実施
- ・大会を契機として、持続可能な農業生産を実現し、我が国の農業競争力の強化を図る観点から、生産者による G A P の実施や G A P 認証取得の拡大に向けた支援等の取組を実施するとともに、我が国水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベルについて、イベント等における情報発信等により普及を推進
- ・大会組織委員会の要請を受け、「持続可能性に配慮したパーム油及び紙の調達基準」の策定のための検討会に参加
- ・木材利用等に関するワーキングチームを通じて、大会組織委員会等に対し、木材、国産畳、絹等の活用の方法を提案
- ・大会組織委員会が整備する選手村ビレッジプラザについては、「日本の木材活用リレー」として、公募に応じた 全国 63 自治体から借り受けた木材で建築。大会後には各地方公共団体が解体された木材を持ち帰り、レガシーとして活用するプロジェクトを実施
- ・森林認証材の安定的・効率的な供給の協力の呼びかけ
- ・和の文化でのおもてなしの実現を目指し、畳、和装、花及び茶の業界の連携による和の文化の魅力発信のためのイベントの実施を推進
- ・国産花きの活用イメージ等を大会組織委員会に説明し、意見交換を実施
- ・花き関連団体が推進しているビクトリーブーケの大会への無償提供や大会関連施設の装飾に向けた取組について大会組織委員会へ情報提供を実施
- ・関係団体と連携し、伝統的な絹紐の技術を用いて国産絹で作成したメダルリボンの試作品を P R
- ・農泊を持続的なビジネスとして実施できる地域の創出に向け、意欲の高い地域を支援するとともに、農林水産省及び観光庁が連携してシンポジウムやセミナー等で農泊に取り組む地域の情報を発信
- ・第一回食品ロス削減全国大会（長野県松本市）の開催支援を通じて、食品関連事業者・地方公共団体・消費者への食品ロス削減を普及・啓発
- ・食品廃棄物の発生抑制やリサイクルを促進するため、飲食店等における食べきれぬ分量のメニューの充実などの好事例の紹介、持ち帰りについて安全に食べるための留意事項の周知

[平成 30 年度の主な取組]

- ・「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議」において、選手村等での日本食の提供や国産食材の活用、大会時の日本食・食文化の発信のための課題や方策を検討

- ・大会組織委員会の要請を受け、「持続可能性に配慮したパーム油及び紙の調達基準」の策定のための検討会に参加。大会組織委員会において、持続可能性に配慮したパーム油を推進するための調達基準等を策定
- ・大会関係施設での国産食材及び被災地産食材の積極的な活用を促進するため、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食材調達に関する取組方針」を公表
- ・上記の取組方針に基づき、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食材供給に関する意向調査」を実施
- ・大会に関連した最新情報の共有と、調達基準を満たした食材の生産・活用に取り組む先進的な事例について情報共有を図り、この動きを全国の都道府県及び関係機関に発展させていくための研修会を開催
- ・大会を契機として、持続可能な農業生産を実現し、我が国の農業競争力の強化を図る観点から、生産者によるGAPの実施やGAP認証取得の拡大に向けた支援や農林水産省ホームページにGAP-infoを開設するといった情報発信等を強化するとともに、我が国水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベルについて、イベント等における情報発信等により普及を推進
- ・調達基準に位置付けられたGAP認証や水産エコラベルを取得した食材の普及を広く社会に定着するよう働きかけを行うべく、関係省庁等の食堂において持続可能性に配慮して生産等された食材を使ったメニューの提供を後押し
- ・第二回食品ロス削減全国大会（京都市）の開催支援や、食品ロスに関する情報を集約したポータルサイトの開設、食品ロス削減につながる啓発資材の作成等を通じて、食品関連事業者・地方公共団体・消費者への食品ロス削減を普及・啓発
- ・森林認証材の安定的・効率的な供給に向けた需要者等への普及啓発を実施
- ・木材利用等に関するワーキングチームを通じて、大会組織委員会等に対し、木材、国産畳、絹等の活用方法を提案
- ・和の文化でのおもてなしの実現を目指し、畳、和装、花及び茶の業界の連携による和の文化の魅力発信のためのイベントの実施を推進
- ・国産花きの活用イメージ等を大会組織委員会に説明し、意見交換を実施
- ・花き関連団体が推進しているビクトリーブーケの大会への無償提供や大会関連施設の装飾、マラソンや聖火リレー沿道の花飾りに向けた取組について大会組織委員会へ情報提供を実施
- ・大会周辺施設等での国産花きの活用に向け、花き生産団体・産地と設計・施工業者との情報共有を目的としたシンポジウムの開催
- ・農泊を持続的なビジネスとして実施できる地域の創出に向け、意欲の高い地域を支援するとともに、農泊地域を紹介する農泊ポータルサイトや農泊地域と料理人とのマッチング、海外プロモーションなどの情報発信を実施
- ・大規模スポーツイベントでの食品ロス削減に向けた啓発手法に関する調査を実施

[今後の主な取組]

- ・「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議」で検討した内容を踏まえ、大会関連施設等において、日本食・食文化のPRを実施
- ・持続可能性に配慮した国産食材の活用にあ資するための飲食提供時のメニュー検討に協力
- ・大会を契機としたGAPの実施や認証取得等の拡大に向けた取組の推進
- ・木材利用等に関するワーキングチームで引き続き検討し、必要な対応を実施
- ・森林認証材の安定的・効率的な供給に向けた需要者等への普及啓発を実施
- ・施設や備品等での具体的な木材利用事例を活用した我が国の木材利用技術及び木の良さのPR
- ・「和の空間」、畳、絹製品、国産花きの魅力を発信するとともに、供給体制の整備、具体的な活用方法等を検討し、大会組織委員会に提案
- ・農泊の取組をビジネスとして早期に自立させるため、引き続き、意欲の高い地域を支援するとともに、人材育成・確保対策を充実、国内外への情報発信を強化
- ・シンポジウム等を通じ、食品関連事業者・地方公共団体・消費者への食品ロス削減を普及・啓発
- ・大会関係施設等の食堂等における食品ロスの削減、食器等の環境配慮製品の活用に向けた情報収集、発信と対応の検討

○スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催【文部科学省等】（再掲）

（3）スポーツ基本法が目指すスポーツ立国の実現

○スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実【文部科学省】

[大会に向けた課題]

- ・ライフステージに応じたスポーツ活動への参画推進によるスポーツ実施率の向上
- ・スポーツ指導者をはじめスポーツに関わる人材の育成・確保

[必要な対応]

- ・ライフステージに応じたスポーツ活動の推進及びそのための環境整備
- ・スポーツ指導者をはじめスポーツに関わる人材の育成・確保

[これまでの主な取組]

（平成26年度）

- ・学校と地域における子供のスポーツ機会の充実や住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備等を通じた地域・学校等におけるスポーツ活動の推進

（平成27年度）

- ・学校と地域における子供のスポーツ機会の充実や住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備等を通じた地域・学校等におけるスポーツ活動の推進

(平成 28 年度)

- ・学校と地域における子供のスポーツ機会の充実や住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備等を通じた地域・学校等におけるスポーツ活動の推進
- ・スポーツ審判員の顕彰等によるスポーツに関わる多様な人材の育成・確保の促進

(平成 29 年度)

- ・学校と地域における子供のスポーツ機会の充実や住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備等を通じた地域・学校等におけるスポーツ活動の推進
- ・スポーツ指導者の活動状況調査やスポーツ審判員の顕彰等によるスポーツに関わる多様な人材の育成・確保の促進

[平成 30 年度の主な取組]

- ・「スポーツ実施率向上のための行動計画」を策定
- ・学校と地域における子供のスポーツ機会の充実や住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備等を通じた地域・学校等におけるスポーツ活動の推進
- ・スポーツ指導者の活動状況調査やスポーツ審判員の顕彰等によるスポーツに関わる多様な人材の育成・確保の促進

[今後の主な取組]

- ・スポーツ実施率向上のための新たな制度創設・制度改正も視野に入れた中長期的な施策の取りまとめを実施
- ・スポーツ参画人口の拡大
- ・スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

○スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現【文部科学省】

[大会に向けた課題]

- ・地域における多様なスポーツ資源を活用したスポーツを通じた健康増進や地域活性化、スポーツの成長産業化の推進

[必要な対応]

- ・スポーツを通じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化

[これまでの主な取組]

(平成 27 年度)

- ・スポーツを通じた健康な都市づくりや地域スポーツコミッションへの活動支援等による、スポーツによる地域活性化の推進

(平成 28 年度)

- ・スポーツを通じた健康な都市づくりや地域スポーツコミッションへの活動支援等による、スポーツによる地域活性化、スポーツの成長産業化の推進
- ・文化庁・観光庁と連携した、スポーツと文化芸術を掛け合わせた観光資源創出の推進

(平成 29 年度)

- ・ 地域スポーツコミッションへの活動支援等による、スポーツによる地域活性化、スポーツの成長産業化の推進
- ・ 文化庁・観光庁と連携した、スポーツと文化芸術を掛け合わせた観光資源創出の推進

[平成 30 年度の主な取組]

- ・ 地域スポーツコミッションへの活動支援等による、スポーツによる地域活性化、スポーツの成長産業化の推進
- ・ 文化庁・観光庁と連携した、スポーツと文化芸術を掛け合わせた観光資源創出の推進

[今後の主な取組]

- ・ スポーツを通じた共生社会等の実現
- ・ スポーツを通じた経済・地域の活性化

○障害者スポーツの普及促進【文部科学省】

[大会に向けた課題]

- ・ 障害者のスポーツ実施率の向上

[必要な対応]

- ・ 地域におけるスポーツ担当部局・団体と障害者福祉部局・団体との連携・協働体制構築の促進及び障害者スポーツを総合的に振興する体制整備の推進

[これまでの主な取組]

(平成 26 年度)

- ・ スポーツ振興の観点から行われる障害者スポーツに関する事業の厚生労働省から文部科学省への移管
- ・ 障害の種類や程度に応じ、健常者と障害者が一体となってスポーツ・レクリエーション活動を主体的に行うための実践研究の実施

(平成 27 年度)

- ・ 地域における障害者の継続的なスポーツ参加に向けた環境整備の実施及びスポーツ参加における障壁に関する調査分析の実施

(平成 28 年度)

- ・ 地域における障害者の継続的なスポーツ参加に向けた環境整備の実施及びスポーツ参加における障壁に関する調査分析の実施
- ・ 地域における障害者スポーツの拠点となることが期待される特別支援学校等を有効に活用するための実践事業の実施

(平成 29 年度)

- ・ 地域における障害者スポーツ普及促進事業を実施
- ・ 地域においてスポーツ関係者と障害福祉関係者が連携・協働体制を構築し、一体となって障害者スポーツの普及を図る事業を実施
- ・ 障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究を実施

[平成 30 年度の主な取組]

- ・各地域における課題に対応して、障害者スポーツの振興体制の強化、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等を実施
- ・障害者スポーツ団体の連携や体制整備への支援等によって、障害者スポーツ団体の体制の強化を図る事業を実施
- ・障害者のスポーツ施設利用及びスポーツ参加の課題等の調査研究を実施

[今後の主な取組]

- ・各地域における課題に対応して、障害者スポーツの振興体制の強化、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等を実施
- ・障害者スポーツ団体の連携や体制整備への支援等によって、障害者スポーツ団体の体制の強化を図る事業を実施
- ・障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究を実施
- ・スポーツ車椅子、スポーツ義足等の地域の障害者スポーツ用具の保有資源を有効活用し、個人利用を容易にする事業モデルの構築の支援を実施

○競技力の向上【文部科学省】（再掲）

○強化・研究拠点の在り方【文部科学省】（再掲）

○国内アンチ・ドーピング活動体制の整備【文部科学省等】（再掲）

○新国立競技場の整備等【内閣官房、文部科学省等】（再掲）

○Sport for Tomorrow プログラムの実施【文部科学省、外務省】（再掲）

○国内のオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及【文部科学省】（再掲）

(4) 健康長寿・ユニバーサルデザインによる共生社会の実現

①大会を弾みとした健康増進・受動喫煙防止

○健康面等でのレガシーの創出【内閣官房、スポーツ庁、厚生労働省、経済産業省等】

[大会に向けた課題]

- ・2020 年東京大会を弾みとして、個人の主体的な健康増進の取組を促進することにより、健康寿命を延伸するなど、健康面等でのレガシーを創出

[必要な対応]

- ・健康面等において企業や個人等々の行動に変革を促すため、健康面等で自己ベストを目指す個人等の取組を支援する事業や活動を「beyond2020 マイベストプログラム」として認証

[平成 30 年度の主な取組]

- ・連絡・連携会議において、beyond2020 プログラムを文化以外の分野に展開することを決定し、健康面等での自己ベストを目指す個人等の取組を支援する事業・活動を認証する「beyond2020 マイベストプログラム」を創設
- ・beyond2020 マイベストプログラムについて、平成 31 年 3 月末時点で、フィットネスクラブ、企業、学校等の累計 8 件を認証

[今後の主な取組]

- ・ 関係省庁等と連携し、フィットネスクラブ、総合型地域スポーツクラブ、企業、地方公共団体、学校等の幅広い団体に beyond2020 マイベストプログラムを普及

○受動喫煙対策の推進【厚生労働省、内閣官房等】

[大会に向けた課題]

- ・ 健康増進の観点に加え、近年のオリンピック・パラリンピック競技大会開催地における受動喫煙対策の状況を踏まえた、公共の場における受動喫煙対策の強化

[必要な対応]

- ・ 令和2年4月に全面施行される「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号。以下「改正健康増進法」という。）を円滑に施行するため、関係団体等に情報を発信

[これまでの主な取組]

(平成26年度)

- ・ 大使館を通じたオリンピック・パラリンピック競技大会開催地及び開催予定地の受動喫煙防止対策の状況に関する調査の実施

(平成27年度)

- ・ 大使館を通じたオリンピック・パラリンピック競技大会開催地及び開催予定地の受動喫煙防止対策の状況に関する再調査の実施
- ・ 政府における受動喫煙防止対策強化検討チームを立ち上げ

(平成28年度)

- ・ 平成28年10月、「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）」を公表し、関係団体からのヒアリングの実施
- ・ 平成29年3月、受動喫煙対策の強化についての「基本的な考え方の案」を公表

(平成29年度)

- ・ 平成30年1月、「望まない受動喫煙」対策の基本的考え方」を公表
- ・ 第196回国会に健康増進法の一部を改正する法律案を提出

[平成30年度の主な取組]

- ・ 望まない受動喫煙の防止を図るため、平成30年7月、改正健康増進法が成立・公布し、国及び行政機関の庁舎の規制について2019年7月1日施行
- ・ 平成31年2月、改正健康増進法の施行に係る「健康増進法施行令の一部を改正する政令」（平成31年政令第27号）、「健康増進法施行規則等の一部を改正する省令」（平成31年厚生労働省令第17号）等を公布

[今後の主な取組]

- ・ 各種支援策の推進、普及啓発の促進も含め、総合的かつ実効的な取組を推進

- ・関係府省庁等と連携し、関係団体へ法律の周知を図るなど、法律の円滑な施行（学校・病院等及び行政機関の庁舎の規制の施行は令和元年7月1日予定、全面施行は令和2年4月1日予定）

○スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための
人材育成・場の充実【文部科学省】（再掲）

○スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現【文部科学省】（再掲）

②ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー

○大会に向けたアクセシビリティの実現【内閣官房等】

[大会に向けた課題]

- ・Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン（以下「アクセシビリティ・ガイドライン」という。）で規定された水準のバリアフリー化の実現

[必要な対応]

- ・新国立競技場をはじめとする国の所管する競技会場におけるバリアフリー化の推進
- ・大会で使用するその他の競技会場やアクセス経路等について、大会組織委員会等と連携したバリアフリー化の実現

[これまでの主な取組]

（平成26年度）

- ・アクセシビリティ協議会の設置

（平成27年度）

- ・構造物の設計段階で必要な項目等の基準をハードにおける暫定基準として取りまとめ、国際パラリンピック委員会（以下「IPC」という。）による承認

（平成28年度）

- ・アクセシビリティ・ガイドラインのIPCによる承認

（平成29年度）

- ・新国立競技場における障害当事者意見を反映した検討・整備の推進及びその他競技会場におけるアクセシビリティ・ガイドラインに従った整備の働きかけ
- ・鉄道事業者に対する、観客利用想定駅におけるアクセシビリティ・ガイドライン適合状況の調査及び整備依頼の実施
- ・アクセシブルルートにおける障害当事者の参画を得た現地調査の実施及び整備に向けた調整
- ・成田空港、羽田空港国際線ターミナルを中心に、アクセシビリティ・ガイドラインを踏まえた空港の整備の推進

[平成30年度の主な取組]

- ・新国立競技場における障害当事者意見を反映した検討・整備の推進及びその他競技会場におけるアクセシビリティ・ガイドラインに従った整備の働きかけ

- ・ アクセシブルルートにおける障害当事者の参画を得た現地調査の実施及び整備に向けた調整、アクセシブルルート（都内会場、東京圏会場）案の公表
- ・ 成田空港、羽田空港国際線ターミナルを中心に、アクセシビリティ・ガイドラインを踏まえた空港の整備の推進
- ・ 新国立競技場の最寄り駅である千駄ヶ谷駅、信濃町駅、青山一丁目駅等において、エレベーターの増設又は大型化、ホームドアの整備等を行うなど、大会関連駅のより高次元のバリアフリー化に向けた整備を推進
- ・ 競技会場周辺エリア等における道路の重点整備区間のバリアフリー化の推進

[今後の主な取組]

- ・ 新国立競技場における障害当事者意見を反映した検討・整備の推進及びその他競技会場におけるアクセシビリティ・ガイドラインに従った整備の働きかけ
- ・ アクセシブルルート選定及び整備の推進
- ・ 成田空港、羽田空港国際線ターミナルを中心に、アクセシビリティ・ガイドラインを踏まえた空港の整備の推進
- ・ 新国立競技場の最寄り駅である千駄ヶ谷駅、信濃町駅、青山一丁目駅等において、エレベーターの増設又は大型化、ホームドアの整備等を行うなど、大会関連駅のより高次元のバリアフリー化に向けた整備を推進
- ・ 競技会場周辺エリア等における道路の重点整備区間のバリアフリー化の推進

○大会を契機としたユニバーサルデザイン・心のバリアフリーの推進【内閣官房、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省等】

[大会に向けた課題]

- ・ 大会を契機とした全国におけるユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーの実現
- ・ 国民公園における施設のユニバーサルデザイン化、恒久化

[必要な対応]

- ・ 障害者に関する施策の検討及び評価に当たり、障害者が委員等として参画
- ・ 令和2年度以降順次実施される新学習指導要領に基づく指導や教科書等の充実、交通・観光・流通・外食業界等における全国共通の接遇マニュアル等の策定・普及等を通じた全国における心のバリアフリーの展開
- ・ 交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」改正等を通じたユニバーサルデザインの街づくり

[これまでの主な取組]

（平成26年度）

- ・ 国民公園における園路再整備、誘導標識・パンフレットの多言語化

（平成27年度）

- ・ユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議及び有識者や障害当事者団体等からなる分科会の設置並びに分科会におけるテーマごとの専門検討の実施（平成 28 年 12 月まで計 12 回）

- ・国民公園におけるバリアフリールートの改修、段差解消、案内等へのピクトグラムの設置、バリアフリーマップの作成及びホームページへの掲載

（平成 28 年度）

- ・ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議の設置（ユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議を格上げ）及び同会議におけるユニバーサルデザイン 2020 行動計画（以下「UD2020 行動計画」という。）の決定

- ・公共交通施設や車両に関わる移動等円滑化基準及びバリアフリーガイドラインの改正に向けた検討

- ・「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正

- ・心のバリアフリーの啓発に向けた、児童・生徒を対象とする車椅子体験教室の開催並びに障害者、スポーツチーム及びパラリンピック選手を講師とする人権教室の実施

- ・国民公園におけるトイレやバリアフリールートの改修、段差解消、案内等標識の多言語化設計及び一部改修等の実施

（平成 29 年度）

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定・国会提出

- ・公共交通施設や車両に関わる移動等円滑化基準及びバリアフリーガイドラインの改正

- ・パラリンピアンとの交流をきっかけに共生社会を実現するため、ユニバーサルデザインの街づくり及び心のバリアフリーの取組を実施する、「共生社会ホストタウン」を新設し、先行的な取組として 6 自治体を登録

- ・広く国民を巻き込みながら「心のバリアフリー」の学びを進めるためのアニメーション教材の作成

- ・ICT を活用した情報バリアフリーの促進（緊急通報、救急現場等）

- ・新学習指導要領を踏まえた指導等の充実

- ・心のバリアフリーの啓発に向けた、児童・生徒等を対象とし、車椅子体験等を行う教室の開催及び障害者、スポーツ団体やパラリンピック選手と連携した人権教室の実施

- ・一般からの公募により採用したキャッチコピーを用いた、障害のある人の人権をテーマとする啓発ポスターの作成・配布

- ・接遇を行う業界（交通、観光、流通、外食等）における全国共通の接遇マニュアル・ガイドラインの策定の推進

- ・ホテル又は旅館の車椅子利用者用客室基準の見直しに向け、障害者団体や関係団体等を交えた検討会を設置し、検討を実施

- ・新学習指導要領の趣旨を踏まえた指導が各学校において着実に行われるよう、各都道府県教育委員会や学校関係者等を対象とした説明会等を通じて、その趣旨等の周知を徹底

- ・「心のバリアフリー学習推進会議」を開催し、学校における障害のある子供と障害のない子供の交流及び共同学習等の推進方策について取りまとめ

- ・ 国民公園におけるトイレやバリアフリールートの改修、段差解消、案内等標識の多言語化設計及び一部改修等の実施、休憩所の改修設計、入園門再整備等の実施
- ・ 「心のバリアフリー」推進事業を創設し、障害者等に対する理解の促進に向けた地方公共団体の取組を支援

[平成 30 年度の主な取組]

- ・ 第 3 回ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議を開催し、UD2020 行動計画施策の進捗を確認するとともにユニバーサルデザイン 2020 評価会議を設置
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 32 号。以下「改正バリアフリー法」という。）が成立・公布
- ・ 交通バリアフリー基準・ガイドラインを改正し、貸切バス・遊覧船等の基準を新たに規定
- ・ 新国立競技場を「世界最高のユニバーサルデザイン」に向け整備
- ・ 共生社会ホストタウンを追加登録（計 13 件）、共生社会ホストタウン連絡協議会を設立
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 30 年政令第 298 号。以下「バリアフリー法施行令」という。）を改正し、一定規模以上のホテル又は旅館を建築する場合は、建築する客室総数の 1 % 以上の車椅子使用者用客室の設置を義務化
- ・ ホテル又は旅館における建築設計標準を改正し、一般客室のバリアフリー化等を推進
- ・ ユニバーサルデザインタクシーについては、車椅子乗降に関する研修の実施や乗車拒否に関する法令順守についてタクシー業界に要請
- ・ 公共交通機関の障害者割引の適用時に、障害者手帳以外による本人確認も可能なことを明確にするため、国の通知等の改正を実施
- ・ 公共空間のバリアフリー情報をオープンデータ化するとともに、民間事業者等と連携した実証実験を実施
- ・ 国家公務員向け「心のバリアフリー」研修を継続して実施するとともに地方公務員への研修を検討
- ・ 「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づき、再発防止、法定雇用率の速やかな達成、障害のある方の活躍の場の拡大に向けた取組を実施
- ・ ICT を活用した情報バリアフリーの促進（緊急通報、救急現場等）
- ・ 新学習指導要領を踏まえた指導等の充実
- ・ 「特別の教科 道徳」について小学校において新学習指導要領に基づき「心のバリアフリー」教育を充実
- ・ 新学習指導要領の趣旨を踏まえた指導が各学校において着実に行われるよう、各都道府県教育委員会や学校関係者等を対象とした説明会等を通じて、その趣旨等の周知を徹底
- ・ 心のバリアフリーの啓発に向けた、児童・生徒等を対象とし、車椅子体験等を行う教室の開催及び障害者、スポーツ団体やパラリンピック選手と連携した人権教室の実施

- ・心のバリアフリーの推進に向けた、障害のある人の人権をテーマとする啓発冊子及びDVDの作成
- ・「交流及び共同学習ガイド」等を通じた各地方公共団体における取組事例の普及
- ・学校教育において、心のバリアフリーに関する理解を深めるための心のバリアフリーノートの作成に向けて有識者会議を設置して検討を行い、「心のバリアフリーノート」の内容や構成について取りまとめ
- ・心のバリアフリーに取り組む地方公共団体の取組の普及を図り、「心のバリアフリー」推進事業に取り組む地方公共団体を拡充
- ・接遇を行う業界（交通、観光、流通、外食等）における全国共通の接遇マニュアル・ガイドラインの普及及び研修の実施
- ・交通事業者における接遇研修モデルプログラムの作成
- ・国民公園におけるトイレの改修、案内等標識の多言語化に向けた取組の実施、危険木・支障木の伐採、剪定の実施

[今後の主な取組]

- ・ユニバーサルデザイン 2020 評価会議を通じた、UD 2020 行動計画の加速化
- ・共生社会ホストタウンを引き続き推進
- ・「心のバリアフリー」教材の普及及び地方公務員への研修の拡大
- ・接遇を行う業界（交通、観光、流通、外食等）における全国共通の接遇マニュアル・ガイドラインの普及、研修の実施
- ・交通事業者における接遇研修モデルプログラムの普及
- ・新学習指導要領を踏まえた指導や教科書等の充実
- ・ICTを活用した情報バリアフリーの促進（緊急通報、救急現場等）
- ・改正バリアフリー法の着実な実施により、全国のバリアフリー水準の底上げ
- ・「交流及び共同学習ガイド」の周知
- ・法務省の人権擁護機関と民間事業者等との連携による心のバリアフリーの推進に向けた啓発活動の実施
- ・国民公園のユニバーサルデザイン化・恒久化に向けた各施設等の継続的な整備の実施
- ・「心のバリアフリー」推進事業を実施し、障害者等に対する理解の促進に向けた地方公共団体の取組を支援するとともに、都道府県と市町村とが連携して行う広域的な取組を推進するための拡充の実施

○バリアフリー対策の強化【国土交通省等】

[大会に向けた課題]

- ・ユニバーサルデザインの街づくりの実現
- ・心のバリアフリーの実現

[必要な対応]

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）の改正（平成 30 年度改正済み）
- ・交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正（平成 30 年度改正済み）

- ・「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正（平成 28 年度改正済み）
- ・交通・観光分野における接遇ガイドライン等の策定・普及等の取組の着実な実施
- ・整備目標の着実な達成

[これまでの主な取組]

（平成 26 年度）

- ・ 1 日の乗降客数が 3,000 人以上の旅客施設における令和 2 年度までの原則 100%バリアフリー化など、バリアフリー法の基本方針に定める整備目標達成に向けた取組の推進

（平成 27 年度）

- ・ 1 日の乗降客数が 3,000 人以上の旅客施設における令和 2 年度までの原則 100%バリアフリー化など、バリアフリー法の基本方針に定める整備目標達成に向けた取組の推進
- ・国土交通省内に設置した「バリアフリーワーキンググループ」においてバリアフリー・ユニバーサルデザイン施策についての検討及び取りまとめの実施

（平成 28 年度）

- ・ 1 日の乗降客数が 3,000 人以上の旅客施設における令和 2 年度までの原則 100%バリアフリー化など、バリアフリー法の基本方針に定める整備目標達成に向けた取組の推進
- ・障害者団体の参画による共生社会の実現に向けた施策の総合的な検討を行うとともに、その結果をUD2020 行動計画として取りまとめ
- ・「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正

（平成 29 年度）

- ・ 1 日の乗降客数が 3,000 人以上の旅客施設における令和 2 年度までの原則 100%バリアフリー化など、バリアフリー法の基本方針に定める整備目標達成に向けた取組の推進
- ・バリアフリー法改正案を国会提出、道路法等の一部を改正する法律の成立・公布、交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正
- ・交通分野における接遇ガイドライン、観光分野における接遇マニュアルの策定を推進
- ・ホテル又は旅館の車椅子利用者用客室基準の見直しに向け、障害者団体や関係団体等を交えた検討会を設置し、検討を実施

[平成 30 年度の主な取組]

- ・ 1 日の乗降客数が 3,000 人以上の旅客施設における令和 2 年度までの原則 100%バリアフリー化など、バリアフリー法の基本方針に定める整備目標達成に向けた取組の推進
- ・改正バリアフリー法が成立・公布
- ・交通バリアフリー基準・ガイドラインを改正し、貸切バス・遊覧船等の基準を新たに規定
- ・UD2020 行動計画に基づくPDCAサイクル及び各施策の実行

- ・ 接遇を行う業界（交通、観光、流通、外食等）における全国共通の接遇マニュアル・ガイドラインの普及、研修の実施
- ・ 交通事業者における接遇向上のための接遇研修モデルプログラムの作成
- ・ バリアフリー法を含む関係施策についてそのスパイラルアップを推進
- ・ バリアフリー法施行令を改正し、一定規模以上のホテル又は旅館を建築する場合は、建築する客室総数の1%以上の車椅子利用者用客室の設置を義務化
- ・ ホテル又は旅館における建築設計標準を改正し、一般客室のバリアフリー化等を推進

[今後の主な取組]

- ・ 1日の乗降客数が3,000人以上の旅客施設における令和2年度までの原則100%バリアフリー化など、バリアフリー法の基本方針に定める整備目標達成に向けた取組の推進
- ・ UD2020 行動計画に基づくPDCAサイクル及び各施策の実行
- ・ 接遇を行う業界（交通、観光、流通、外食等）における全国共通の接遇マニュアル・ガイドラインの普及、研修の実施
- ・ 交通事業者における接遇向上のための接遇研修モデルプログラムの普及
- ・ 改正バリアフリー法の着実な実施により全国のバリアフリー水準の底上げ

○ICT化を活用した行動支援の普及・活用【国土交通省、総務省】

[大会に向けた課題]

- ・ 大会期間中に集中する外国人や障害者等の円滑な移動の実現
- ・ 多言語音声翻訳対応の拡充
- ・ デジタルサイネージの普及拡大
- ・ 都市サービスの高度化の実現

[必要な対応]

- ・ 屋内の空間情報インフラの整備・活用による屋内外シームレスナビゲーションの実現
- ・ 施設や経路のバリアフリー情報等の移動に必要なデータのオープンデータ化の推進
- ・ 多言語音声翻訳技術についての対象言語の拡大、翻訳精度の向上及び将来の事業化に向けた社会実証の実施
- ・ 災害情報の一斉配信サービスや個人情報に応じた情報提供等を可能とするデジタルサイネージの国内・国際標準化の推進
- ・ 交通系ICカード等を活用して個人の属性に応じたサービス提供を可能とする共通クラウド基盤の構築、連携するサービス分野の拡大

[これまでの主な取組]

(平成26年度)

- ・ ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会の設置

(平成27年度)

- ・ モデルケースとして東京駅周辺の屋内電子地図及び屋内測位環境の整備を行うとともに、移動支援サービスの実証実験の実施

- ・オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの提供に向けた市町村向けガイドラインの作成・公表
- ・多言語音声翻訳システム構築に向けた研究開発、性能評価、実証等を実施
- ・災害情報の一斉配信サービス等のためのデジタルサイネージ標準仕様の策定、国際標準化に向けた取組を実施

(平成 28 年度)

- ・屋内電子地図及び屋内測位環境の整備対象地域の拡大（新たに新宿駅周辺、成田空港、横浜国際総合競技場）を図るとともに、車椅子利用者等に対応した移動支援サービスの実証実験の実施
- ・横浜国際総合競技場及び代々木競技場周辺における施設や経路のバリアフリー情報の収集並びに当該情報のオープンデータ化の実施
- ・多言語音声翻訳システム構築に向けた研究開発、性能評価、実証等を実施
- ・デジタルサイネージ標準仕様に基づく機能検証と国際標準化に向けた取組を実施
- ・属性情報と各種サービスを連携させる共通クラウド基盤の構築及び同基盤に連携する多様なサービス実証

(平成 29 年度)

- ・新横浜駅から横浜国際総合競技場までを対象として、勾配や段差などの情報を含んだ屋内外シームレスな電子地図等を整備し、段差のない経路を案内するナビゲーションサービスの実証実験を実施
- ・東京駅周辺において視覚障害者向けに音声案内による実証実験を実施
- ・施設や経路のバリアフリー情報等の移動に必要なデータを継続的に収集する方法、効率的に整備・更新する手法の検討を実施
- ・競技会場（皇居外苑、日本武道館等）周辺における施設や経路のバリアフリー情報の収集及び当該情報のオープンデータ化の実施
- ・多言語音声翻訳システム構築に向けた研究開発、性能評価、実証等を実施
- ・デジタルサイネージ標準仕様の国際標準化に向けた取組を実施
- ・共通クラウド基盤の機能の高度化及び社会実装に向けたルール整備を実施

[平成 30 年度の主な取組]

- ・災害時における屋内外位置情報利活用のモデルケースとして、東京駅周辺エリアにおいて過年度に整備した高精度な屋内電子地図を活用し、防災情報を関係者間で共有する俯瞰型情報共有サービスの実証実験を実施
- ・施設や経路のバリアフリー情報等の移動に必要な情報を多くの方の参加により収集する方法、効率的に整備・更新する手法の検討を実施
- ・競技会場周辺やターミナル駅等における施設や経路のバリアフリー情報の収集及び当該情報のオープンデータ化の実施
- ・ITUにおいてデジタルサイネージ標準システム相互運用ガイドラインが国際標準化
- ・関係者の協力の下、海外や国内の旅行関連サービスと共有クラウド基盤を連携させることにより、負担のない情報登録を可能とするための取組を実施

[今後の主な取組]

- ・競技会場周辺エリア等におけるバリアフリー情報の収集・オープンデータ化

- ・民間事業者等との連携強化による移動支援サービスの普及促進
- ・多言語音声翻訳システム構築に向けた実証等を実施
- ・デジタルサイネージ標準システム相互運用ガイドラインの更なる普及の推進
- ・災害情報の一斉配信サービス等のためのデジタルサイネージ等の普及促進、国際標準化に向けた取組を実施
- ・共通クラウド基盤を継続的に運用していくための組織・体制を引き続き整備するとともに、共通クラウド基盤の社会実装を通じ、ICTを活用した観光サービスの展開を更に促進

○大会を弾みとした働き方改革等ワーク・ライフ・バランスの推進【内閣府等】

[大会に向けた課題]

- ・働き方改革等のワーク・ライフ・バランスの推進及び女性活躍の加速を通じた共生社会、オリンピック憲章の根本原則の実現

[必要な対応]

- ・国・独立行政法人等の調達手続における女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づくワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組の実施及び地方公共団体・民間企業での取組の促進

[これまでの主な取組]

（平成27年度）

- ・社会全体におけるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組の推進に向けた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月）の策定

（平成28年度）

- ・独立行政法人等の調達における国と同様の加点評価の取組の平成29年度からの原則実施等を定めた「女性活躍加速のための重点方針2016」（平成28年5月）を決定
- ・大会関係者の調達において、女性活躍推進法等に基づいて、国等が実施するワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する調達と同様の取組が進むよう働きかけを実施

（平成29年度）

- ・国及び独立行政法人等の調達における加点評価の取組を着実に実施すること等を定めた「女性活躍加速のための重点方針2017」（平成29年6月）を決定するとともに、国の取組状況についてフォローアップを実施
- ・民間企業における各種調達においても、国等と同様の加点評価の取組が促進されるよう働きかけを実施

[平成30年度の主な取組]

- ・国及び独立行政法人等の調達において、加点評価の取組を着実に実施すること等を定めた「女性活躍加速のための重点方針2018」（平成30年6月）を決定するとともに、国及び独立行政法人等の取組状況についてフォローアップを実施

- ・ 地方公共団体の調達における国に準じた取組の推進に向けて、先進的な取組事例や導入手法を示して働きかけを実施

[今後の主な取組]

- ・ 女性活躍推進法等の一部を改正する法律案が国会へ提出されたことを踏まえ、加点評価の取組の充実について検討するとともに、評価基準の見直しの検討を実施

○新国立競技場の整備等【内閣官房、文部科学省等】（再掲）

○Special プロジェクト 2020 の実施【文部科学省等】（再掲）

参考資料 1

2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の 準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針

〔平成 27 年 11 月 27 日〕
閣 議 決 定

1. はじめに

（平和の祭典）

オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会は世界最大の平和の祭典であり、その開催は、国際的な相互理解や友好関係を増進させる。オリンピック憲章は、「肉体と意志と精神のすべての資質を高め、バランス良く結合させる生き方の哲学」を意味する「オリンピズム」の目的は、「人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会を奨励することを目指し、スポーツを人類の調和のとれた発展に役立てることにある」としている。パラリンピックは、そのビジョンを、「パラリンピックアスリートが、スポーツにおける卓越した能力を発揮し、世界に刺激を与え興奮させることができるようにすること」としている。また、国連では、1994 年のリレハンメル冬季オリンピック競技大会以来、大会に際して、オリンピック停戦の遵守に関する国連総会決議を採択し、オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催期間における停戦の遵守を加盟国に促している。

（1964 年大会の成果）

戦後一貫して平和国家としての道を歩み、世界の平和と繁栄に貢献してきた日本は、オリンピック・パラリンピックムーブメントについても、その発展に貢献してきた。日本にとって初のオリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催となった 1964 年の東京大会は、史上初めてアジアで開催された大会でもあり、オリンピズムをアジアにも広げた。1964 年の東京大会は、日本の国際社会への本格的な復帰の象徴でもあり、敗戦から立ち上がった日本の復興を世界に示すものになった。日本人にとって、頑張れば世界と肩を並べることができるという自信を持つ契機となり、高度成長の弾みとなった。

（今回の大会の意義）

2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）についても、より多くの国・地域から参加者を迎え、世界中の多くの人々が夢と希望を分かち合える歴史に残る大会にするとともに、自信を失いかけてきた日本を再興し、成熟社会における先進的な取組を世界に示す契機としなければならない。

特に、パラリンピック競技大会の開催は、障害者の自立や社会参加を促す大きな力と

なる。「パラリンピック」という語は1964年の東京大会の際に初めて使用されたものであり、夏季のパラリンピック競技大会が同一都市で2回開催されるのは、今回が史上初となる。参加国・地域数についても、オリンピック競技大会との差が縮まるよう、過去最多となることを目指し、大会を世界中の障害者をはじめ全ての人々に夢を与える大会としなければならない。

（運営の成功のための体制）

国際テロやサイバー攻撃の脅威の高まりなど、セキュリティをめぐる情勢は時代とともに変化しており、大会に参加する全てのアスリートが最高のパフォーマンスを発揮できるよう、セキュリティの万全と防災・減災等の安全安心の確保、アスリート、観客の輸送等大会運営の成功のための体制を整えていくことは必須である。特に、パラリンピック競技大会については、パラリンピックの認知度向上、ユニバーサルデザインに基づく競技会場整備をはじめとして、過去最高の環境整備を進める。

（「復興五輪」・日本全体の祭典）

同時に、大会の開催により、世界各国からアスリート、観客が日本に集まり、海外メディアにより広く報道され、世界の注目が日本に集まることになる。この機会を国全体で最大限いかし、「復興五輪」として、東日本大震災からの復興の後押しとなるよう被災地と連携した取組を進めるとともに、被災地が復興を成し遂げつつある姿を世界に発信する。また、スポーツ、文化・クールジャパンその他の様々なイベントを通じてオールジャパンで日本の魅力を発信し大会の開催に向けた機運の醸成を図るとともに、外国人旅行者の地方への誘客拡大による観光振興、大会に関連した事業やイベントへの地方の企業、団体及び個人等の参画拡大等を推進する。こうした取組を通じて、大会を国民総参加による日本全体の祭典とし、北海道から沖縄まで、全国津々浦々にまで、大会の効果を行き渡らせ、地域活性化につなげる。

（有益な遺産（レガシー）の創出）

オリンピック憲章では、オリンピック競技大会の有益な遺産（レガシー）について、開催都市のみならず、開催国としても引き継ぐことが期待されている。1964年の東京大会は、新幹線、首都高速道路、ごみのない美しい街並みなど、現在にも残る数々の遺産（レガシー）が生み出された。今回の大会も、多くの先進国に共通する課題である高齢化社会、環境・エネルギー問題への対応に当たり、日本の強みである技術、文化をいかにしながら、世界の先頭に立って解決する姿を世界に示し、大会を世界と日本が新しく生まれ変わる大きな弾みとする。「強い経済」の実現、文化プログラム等を活用した日本文化の魅力を発信、スポーツを通じた国際貢献、健康長寿、ユニバーサルデザインによる共生社会、生涯現役社会の構築に向け、成熟社会にふさわしい次世代に誇れる遺産（レガシー）を創り出す。

（政府のこれまでの取組）

政府は、平成 25 年 9 月に、2020 年のオリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催地が東京に決定された後、速やかに、東京オリンピック・パラリンピック担当大臣を任命した。また、平成 27 年 6 月の平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成 27 年法律第 33 号、以下「法」という。）の施行を受け、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部（以下「推進本部」という。）を設置するとともに、専任の東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣を任命した。

その際、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）、東京都、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会その他の関係機関（以下「関係機関」という。）と円滑な連携を図りつつ、大会に関連して政府が講ずるべき施策（以下「関連施策」という。）の立案と実行に取り組んできた。

（基本方針の策定）

2020 年に向け、大会に関連する取組を加速させるため、法第 13 条に基づき、大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針として、本基本方針を定め、関連施策の立案と実行に当たっての基本的な考え方、施策の方向について明らかにする。関連施策とその進捗状況については、「大会に向けた政府の取組」として定期的に公表する。

2. 基本的な考え方

政府は、以下の基本的な考え方に基づき、関連施策の立案と実行に取り組む。

（1）国民総参加による「夢と希望を分かち合う大会」の実現

大会の運営に万全を期すことに加え、大会を日本再興の契機とし、その効果が東日本大震災の被災地を含む日本全体に波及し、国民全体に参加意識が醸成されるよう努めるとともに、パラリンピック競技大会をオリンピック競技大会と一体的に運営することを通じて障害者の社会参加の拡大を図り、大会を日本全体で「夢と希望を分かち合う大会」にする。

（2）次世代に誇れる遺産（レガシー）の創出と世界への発信

大会を開催期間において確実に成功させるのはもとより、高齢化社会、環境・エネルギー問題その他の日本が直面し多くの先進国に共通する課題を踏まえ、大会の開催後も有用であり、次世代に誇れる有形・無形の遺産（レガシー）を全国に創出するとともに、日本が持つ力を世界に発信する。

(3) 政府一体となった取組と関係機関との密接な連携の推進

大会の成功のためには、国、大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体が一体となって取り組むことが不可欠である。大会組織委員会が、大会の運営主体として、大会の計画、運営及び実行に責任を持ち、東京都が、開催都市として、大会組織委員会の行う大会準備を全面的にバックアップするとともに、外国人受入れ体制の整備、開催機運の醸成等に取り組む。国は、大会の円滑な準備及び運営の実現に向けて、各府省に分掌されている関連施策を一体として確実に実行するとともに、大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体と密接な連携を図り、オールジャパンでの取組を推進するため、必要な措置を講ずる。また、ラグビーワールドカップ2019に関係する施策については、大会と共通する施策が含まれることから、連携して準備を進める。

(4) 明確なガバナンスの確立と施策の効率的・効果的な実行

政府は、明確なガバナンスの確立に向け、関係機関と円滑に連携し、オープンなプロセスにより意思決定を行う。また、限られた予算と時間で最高の大会を実現するため、関連施策については、事業の進捗と効果を点検することを通じて効率的・効果的に実行し、施策に要するコストをできる限り抑制するとともに、大会の確実な成功に向けた取組を加速する。

3. 大会の円滑な準備及び運営

大会の確実な成功に向けて、大会に参加する全てのアスリートが最高のパフォーマンスを発揮できるよう、セキュリティの万全と防災・減災等の安全安心の確保、アスリート、観客その他の関係者の円滑な輸送のための措置、暑さ対策・環境問題への配慮及び大会のメインスタジアムとなる新国立競技場の整備を進める。また、日本人アスリートの活躍を通じて国民を感動の渦に巻き込めるよう、オリンピック・パラリンピックの一体的な競技力強化、オリンピック・パラリンピックムーブメントの普及に取り組む。

大会の前年に開催されるラグビーワールドカップ2019は、大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であること、ラグビーワールドカップ大会の準備及び運営が、翌年に開催される大会の準備及び運営と密接な関連を有するものであることから、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成27年法律第34号）を踏まえ、政府として必要な支援に努めるとともに、セキュリティの万全と安全安心の確保、外国人受入れのための対策など、共通する施策について連携して準備を進める。

①セキュリティの万全と安全安心の確保

時々刻々変化する各種脅威への対処とスポーツの祭典であることとの調和を図り、全ての大会関係者、観客及び国民が安心して大会を楽しむことができるよう、広く関係者の理解と協力を得ながら各種の対策を実施する。

このため、「世界一安全な日本」の創造に向けた政府を挙げての戦略的・総合的な取組を進めるほか、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議の下に開催されるセキュリティ幹事会、大会の安全に関する情報を集約するために平成29年7月を目途に設置されるセキュリティ情報センター等を活用し、セキュリティの確保に係る機関が緊密に連携して、情報の共有、対策の検討・実施、訓練等を推進する。

テロ対策については、テロリストグループやそれに共鳴する個人等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっており、また、大会が世界の注目を集め多数の要人の観戦も予想されることからテロの発生が懸念されることから、政府の各種決定を確実に推進し、情報収集・分析、水際対策、周辺海上・上空を含む競技会場等の警戒警備、テロ対処能力等を強化するとともに、官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進する。

サイバーセキュリティ対策については、国全体としてのサイバーセキュリティ戦略を着実に実施するほか、当該戦略に基づき、大会に係るサイバーセキュリティ上のリスクを明確にした上で、各関係主体で必要な対策を施していくとともに、脅威・インシデント情報の共有等を担う中核的組織としてのオリンピック・パラリンピックCSIRT（Computer Security Incident Response Team）の構築、運用を図る。

防災・減災対策については、国土強靱化を着実に進めるとともに、首都直下地震、台風、豪雨をはじめとする各種災害発生時における大会関係者及び観客の避難誘導等の対策を検討、推進する。

感染症対策については、中東呼吸器症候群（MERS）等の海外の感染症発生動向を踏まえつつ、水際対策に万全を期すために必要な体制を整備するとともに、サーベイランスの強化などの国内の感染症対策を推進する。また、併せて食中毒予防策を推進する。

②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

アスリート、観客等や貨物等の円滑な輸送のため、首都圏空港の機能強化、空港アクセスの改善、道路・交通インフラの整備等を推進する。その際、大会の競技会場とその周辺が、東京の人流・物流の中枢に位置し、その機能の維持が重要であることに十分留意しつつ、交通総量を抑制するための諸対策を推進する等、大会の開催が一般交通及び市民生活に与える影響を最小限に抑えるよう配慮する。

首都圏空港（羽田・成田）の機能強化については、羽田空港における飛行経路の見直し等を含む機能強化方策の具体化に向けた取組を進めるとともに、バリアフリー化等を通じて空港アクセスをはじめとする鉄道・バス等の利便性向上を進める。

道路・交通インフラについては、大会時における渋滞が緩和され、人流・物流が円滑に行われるよう、東京臨海部をはじめとする関連インフラの整備等を推進する。特に、大会関係者の輸送については、オリンピック・パラリンピックレーンの設置に向けて、

関係機関が連携して検討を進める。

また、C I Q体制の強化その他の外国人の受入れのための対策については、人的・物的な体制の整備を推進するとともに、多言語対応の強化、無料公衆無線LANの環境整備などの社会全体のICT化の推進、宿泊施設の供給確保に向けた対策、医療機関への外国人患者受入環境整備、外国人来訪者等への救急・防災対応、無電柱化、海外発行クレジットカード等の決済環境等の改善を推進する。

③暑さ対策・環境問題への配慮

大会が暑さの厳しい時期に開催されることから、アスリート、観客等が過ごしやすい環境を整備するため、大会の暑さ対策として、道路緑化等を含む総合的な道路空間の温度上昇抑制対策等によるハード・ソフト両面の競技会場等の暑さ対策、熱中症等関連情報について多言語による外国人向け啓発をはじめ多様な情報発信の実施、ICTを活用した救急通報等、外国人・障害者も含めた救急医療体制の整備等を進める。

また、大会における持続可能性を実現するため、日本が保有する省エネルギー・環境関連の技術の活用をはじめとする環境等への配慮を通じて、大会の二酸化炭素等の排出量削減、3R促進をはじめとする環境負荷低減に向けた取組を推進する。

④メダル獲得へ向けた競技力の強化

公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、日本人アスリートが、大会において最高のパフォーマンスを発揮し、過去最高の金メダル数を獲得するなど優秀な成績を収めることができるよう、トップアスリート及び次世代アスリートの育成・支援のための戦略的な選手強化、競技役員など国際的に活躍できる人材の育成、スポーツ医・科学、情報分野の多方面からの専門的かつ高度な支援体制の構築に努めるとともに、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築を進める。特に、パラリンピック競技については、基盤の強化をはじめ、大会の成功に向けた重層的な支援を講ずる。

⑤アンチ・ドーピング対策の体制整備

競技の公平・公正性を確保するため、アンチ・ドーピング対策を強化する必要がある。具体的には、世界ドーピング防止機構（WADA）や公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）とも連携しつつ、競技者等に対する研修、ドーピング検査員の育成、検査体制の強化等の万全の体制整備を行う。また、スポーツの価値・インテグリティ（高潔性）を更に高めようとする国際的な取組に貢献するため、国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化を支援する。

⑥新国立競技場の整備

大会のメインスタジアムとなる新国立競技場については、世界の人々に感動を与える場となるよう、「新国立競技場の整備計画」（平成27年8月28日新国立競技場整備計画

再検討のための関係閣僚会議決定)に基づき、アスリート第一、世界最高のユニバーサルデザイン、周辺環境等との調和・日本らしさを基本理念として、大会に確実に間に合うよう着実に整備を進める。

⑦教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及、ボランティア等の機運醸成

大会開催を契機に、オリンピック・パラリンピック教育の推進によるスポーツの価値や効果の再認識を通じ、国際的な視野を持って世界の平和に向けて貢献できる人材を育成する。

具体的には、スポーツ及びオリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の意義、価値、歴史に対する国民の理解・関心の向上、障害者を含めた多くの国民の生涯にわたるスポーツへの主体的な参画の定着・拡大、若者に対するこれからの社会に求められる資質・能力の育成について推進を図るとともに、大会をはじめとするスポーツの記録と記憶を後世に残すためのアーカイブの在り方について検討を進める。

「Sport for Tomorrow」プログラムを通じて、スポーツの価値及びオリンピック・パラリンピックムーブメントを普及させるため、スポーツ分野での世界の国々への貢献・協力関係の構築を行う。

また、全国でより多くの方々が大会に関連した取組に関わっていくことができるよう、大会の運営や地方における海外からの来訪者の受入れなどの各種ボランティア活動、大会に関連する取組に係る寄附等への機運醸成を図る。

4. 大会を通じた新しい日本の創造

(1) 大会を通じた日本の再生

世界の熱い注目が集まる大会の開催を通じて、復興を成し遂げつつある東日本大震災の被災地の姿、季節感にあふれた祭り・花火、地域の伝統芸能や特色ある文化芸術活動、食からおもてなしの心に至る全国の地域の魅力、日本の強みである環境・エネルギー関連などの科学技術を世界にアピールし、地方創生・地域活性化、日本の技術力の発信及び外国人旅行者の訪日促進等を通じた「強い経済」の実現につなげる。

①被災地の復興・地域活性化

東日本大震災の被災地の復興を後押しするとともに、復興を成し遂げつつある被災地の姿を世界に向けて発信することは、この大会の大きな目的の一つである。被災地の方々の声を十分に聴きながら、被災地を駆け抜ける聖火リレー、被災地での大会イベントの開催や事前キャンプの実施、被災地の子どもたちの大会への招待等について取組を進めるとともに、被災地における取組を世界に伝えていくことを通じ風評被害を払拭し、産業面を含めた着実な復興へとつなげる。

また、大会に関連する様々な事業、イベント等に全国各地の中小企業をはじめとする企業、団体・NPO、個人等の各主体が積極的に参画し、日本全体でビジネス機会の拡大を含め地域活性化につながるよう、大会開催の効果年全国に波及させるための取組を関係機関と連携しつつ進める。特に、大会の開催により多くの選手・観客等が来訪することを契機に、地域の活性化等を推進するため、事前キャンプの誘致等を通じ大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として、被災地を含む全国各地に広げる。さらに、改善された日本のビジネス環境を世界に発信し、投資を促進する。

②日本の技術力の発信

日本が世界中の注目を集め、多くの外国人が訪日する機会となる大会を、「強い経済」の実現に向けたイノベーションの牽引役と捉え、大会を通じて日本の強みである技術をショーケース化し、世界に発信する。

具体的には、水素社会の構築に向けた環境・エネルギー技術、自動走行技術の実用化、ロボット技術、高精度衛星測位技術を活用した新サービス等を制度面も含めて推進する。また、日本のものづくり力をいかした義肢装具の普及を促進する。

③外国人旅行者の訪日促進

2016年のリオデジャネイロ大会以降、2020年までの次期開催国として注目される期間に、多言語対応等を含めた外国人受入れのための対策及び日本文化の魅力の発信と連動しつつ、訪日プロモーションを推進する。その際、多言語対応、ICT環境の整備、各種ボランティア活動等による「おもてなし」を向上させ、外国人旅行者を地方へ誘客するための施策により大会の開催効果を東京のみならず広く地方に波及させる。また、バリアフリー化等を通じて空港アクセスをはじめとする鉄道・バス等の利便性向上を進める。さらに、道路インフラの整備、水辺環境の改善等についても、大会後の日本の成長基盤となるよう配慮する。

(2) 日本文化の魅力の発信

大会はスポーツの祭典のみならず文化の祭典でもある。日本には、伝統的な芸術から現代舞台芸術、最先端技術を用いた各種アート、デザイン、クールジャパンとして世界中が注目するコンテンツ、メディア芸術、ファッション、地域性豊かな和食・日本酒その他の食文化、祭り、伝統的工芸品、和装、花、さらには、木材・石材・畳等を活用した日本らしい建築など、多様な日本文化がある。文化プログラムの推進も含め、こうした多様な文化を通じて日本全国で大会の開催に向けた機運を醸成し、東京におけるショーウィンドウ機能を活用しつつ、日本文化の魅力を世界に発信するとともに、地方創生、地域活性化につなげる。

また、障害者の芸術振興については、共生社会の実現を図る観点も含め、障害のある人たちがその個性・才能をいかして生み出す芸術作品を世界に発信するため、大会に向

けて障害者の文化芸術活動を推進する。

(3) スポーツ基本法が目指すスポーツ立国の実現

大会の開催は、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）の目指す「スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことのできる社会」を実現する好機である。この点を踏まえ、2020 年に向けて、スポーツ庁が中心となって、関係各省や関係団体が協働しつつ、競技力強化、アンチ・ドーピング対策の推進、地域におけるスポーツの振興などの多様なスポーツの機会確保のための環境の整備、指導者の養成、スポーツ関連産業の育成及び同産業との連携、スポーツに関する科学的研究の推進、国際的な交流及び貢献の推進、障害者スポーツの推進等、スポーツ基本法に掲げる各般の施策に取り組み、スポーツ立国の実現を図る。

障害者スポーツの推進については、各地域において認知度の向上を図るとともに、障害者スポーツに取り組みやすい環境の整備を促進する。

(4) 健康長寿・ユニバーサルデザインによる共生社会の実現

大会が開催される 2020 年には団塊の世代が 70 歳を超えることを踏まえ、生涯現役社会を構築できるよう、大会への準備を弾みとして、スポーツ・運動を通じた健康増進、障害者・高齢者にとどまらず誰もが安全で快適に移動できる公共施設等のユニバーサルデザイン化・障害者等への理解などのいわゆる「心のバリアフリー」による共生社会の実現を通じて、障害者・高齢者の活躍の機会を増やす。

①大会を弾みとした健康増進・受動喫煙防止

大会を弾みとして、個人の主体的な健康増進の取組を促進することにより、健康寿命の延伸及び医療費の適正化を目指す。

このため、市町村が実施する取組への支援や医療保険者において、個人のスポーツ・運動を通じた健康増進への問題意識を喚起するための普及啓発や、個人がライフステージに応じて、主体的にスポーツ・運動に取り組むための環境整備、国民の主体的な取組を促し、支えるための環境整備を進める。

受動喫煙防止については、健康増進の観点に加え、近年のオリンピック・パラリンピック競技大会開催地における受動喫煙法規制の整備状況を踏まえつつ、競技会場及び公共の場における受動喫煙防止対策を強化する。

②ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー

高齢化が進展する中で、障害者・高齢者にとどまらず、全ての人々の社会参加を促進し、活躍の機会を増やすため、パラリンピック競技大会の開催を通じて、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインの考えに基づいた街づくりを推進する。このため、全国展開を見据えつつ、東京において、世界に誇れる水準でユニバーサルデザイン

化された公共施設・交通インフラを整備する。特に、「アクセシビリティガイドライン」を踏まえ、障害の有無にかかわらず全ての人にとってアクセス可能な大会を実現する。障害の有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進することにより、共生社会の実現につなげる。このため、障害者スポーツを全ての子供たちが体験するなどの取組を通じて、教育現場・地域における交流及び共同学習のより一層の充実を図る。

参考資料 2

大会の成功及び大会を通じた新しい日本の創造に向けて成立した法律

- ・平成 27 年 6 月 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成 27 年法律第 33 号）
- ・平成 28 年 6 月 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 69 号）
- ・平成 29 年 6 月 住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）
- ・平成 29 年 6 月 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 67 号）
- ・平成 30 年 3 月 道路法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 6 号）
- ・平成 30 年 5 月 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 32 号）
- ・平成 30 年 6 月 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 42 号）
- ・平成 30 年 6 月 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）
- ・平成 30 年 6 月 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）
- ・平成 30 年 6 月 文部科学省設置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 51 号）
- ・平成 30 年 6 月 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 55 号）
- ・平成 30 年 6 月 スポーツ基本法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 56 号）
- ・平成 30 年 6 月 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 57 号）
- ・平成 30 年 6 月 スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 58 号）
- ・平成 30 年 7 月 健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）
- ・平成 30 年 12 月 サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 91 号）
- ・平成 30 年 12 月 特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成 30 年法律第 103 号）
- ・平成 31 年 3 月 所得税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 6 号）
- ・平成 31 年 3 月 地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）

参考資料3

大会に関連する施策の推進体制について

○東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部

本部長：内閣総理大臣

副部長：東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣、内閣官房長官

本部員：全ての国務大臣

[開催実績]

- 第1回 平成27年7月24日
- 第2回 平成27年11月27日
- 第3回 平成28年2月19日
- 第4回 平成28年5月31日
- 第5回 平成28年10月7日
- 第6回 平成29年2月20日
- 第7回 平成29年4月4日
- 第8回 平成29年5月19日
- 第9回 平成29年6月23日
- 第10回 平成29年10月20日
- 第11回 平成29年12月5日
- 第12回 平成30年5月29日

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議

議長：内閣官房副長官（事務）

議長代行：内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局長

副議長：内閣危機管理監、内閣官房副長官補（内政担当）、内閣官房副長官補（外政担当）、内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）、文部科学事務次官

構成員：全府省庁事務次官等

[開催実績]

- 第1回 平成25年10月11日
- 第2回 平成26年10月3日
- 第3回 平成27年1月30日
- 第4回 平成27年7月31日
- 第5回 平成28年1月29日
- 第6回 平成28年10月14日
- 第7回 平成28年12月20日

第8回 平成29年6月2日

第9回 平成30年8月3日

○東京都との連絡協議会

主 宰：内閣官房副長官（事務）

構成員：内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局長、全府省庁事務次官、東京都副知事等

[開催実績]

第1回 平成26年1月31日

第2回 平成27年4月17日

第3回 平成28年4月15日

第4回 平成29年4月21日

第5回 平成30年6月1日

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン関係府省庁連絡会議

議 長：東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣

議長代理：内閣官房副長官（参）

副 議 長：内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生、健康・医療に関する成長戦略並びに科学技術イノベーション政策担当）、内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局長

構 成 員：関係府省庁局長等

[開催実績]

第1回 平成26年7月18日

第2回 平成27年9月30日

第3回 平成28年1月26日

第4回 平成29年12月11日

第5回 平成30年6月6日

第6回 平成30年11月15日

第7回 平成31年1月16日

第8回 平成31年2月15日

○ホストタウン首長会議

座 長：東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣

構成員：内閣官房副長官（参）、内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生、健康・医療に関する成長戦略並びに科学技術イノベーション政策担当）、内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局長、関係府省庁局長、各ホストタウンの長

[開催実績]

- 第1回 平成30年6月6日
第2回 平成30年11月15日

○東京2020に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議

議長：内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局長
構成員：関係府省庁審議官級、東京都部長、組織委員会局長等

[開催実績]

- 第1回 平成27年5月22日
第2回 平成27年7月3日
第3回 平成27年9月2日
第4回 平成29年6月19日
第5回 平成30年6月7日

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における木材利用等に関するワーキングチーム

座長：内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局企画・推進統括官
構成員：関係省庁審議官等

[開催実績]

- 第1回 平成27年10月20日
第2回 平成28年2月23日
第3回 平成28年7月21日
第4回 平成30年1月25日
第5回 平成31年1月24日

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議

議長：内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局長
副議長：内閣府知的財産戦略推進事務局長、文化庁長官
構成員：関係府省庁審議官級等

[開催実績]

- 第1回 平成27年11月26日
第2回 平成28年3月2日
第3回 平成28年9月26日
第4回 平成28年12月14日
第5回 平成29年3月22日
第6回 平成29年12月18日
第7回 平成30年5月28日
第8回 平成30年12月21日

○受動喫煙防止対策強化検討チーム

座長：内閣官房副長官（事務）

副座長：内閣官房オリンピック・パラリンピック推進本部事務局長、内閣官房副長官補（内政担当）、厚生労働事務次官

構成員：関係省庁局長等

[開催実績]

第1回 平成28年1月25日

第2回 平成30年3月5日

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議

議長：東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣

議長代理：内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局長

副議長：農林水産省食料産業局長

構成員：関係省庁局長級、東京都局長級、組織委員会副事務総長等

[開催実績]

第1回 平成28年6月3日

第2回 平成28年12月12日

第3回 平成29年10月25日

第4回 平成30年8月7日

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた出入国に関する関係省庁等連絡会議

議長：内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局企画・推進統括官

副議長：内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局セキュリティ推進統括官

構成員：関係省庁及び組織委員会の担当者

[開催実績]

第1回 平成28年12月21日

第2回 平成30年8月31日

○ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議

議長：東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣

副議長：内閣官房長官

構成員：担当大臣

[開催実績]

第1回 平成29年2月20日

第2回 平成30年1月23日

第3回 平成30年12月4日

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る交通輸送円滑化推進会議

座長：内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局長

副座長：内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局企画・推進統括官、内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局セキュリティ推進統括官

委員：関係省庁局長級、東京都副知事、経済団体等

[開催実績]

第1回 平成29年5月18日

第2回 平成30年1月15日

第3回 平成30年5月25日

第4回 平成30年11月13日

平成 31 年 1 月 29 日
内閣官房

平成 30 年度補正予算（案）、平成 31 年度当初予算（案）における
オリパラ関係予算について

- 各省庁がオリパラ基本方針（平成 27 年 11 月閣議決定）に基づいてオリパラ関係の施策の実効性を担保し、その進行管理に資するよう、平成 30 年度補正予算（案）、平成 31 年度当初予算（案）におけるオリパラ関係予算を取りまとめた。
具体的には、予算を所管する各省庁が下記①及び②に該当すると整理した予算を取りまとめたもの。
 - ①東京大会の大会運営又は同大会の開催機運の醸成や成功に直接資すること。
 - ②大会招致を前提に、新たに、又は、追加的に講じる施策であること（実質的な施策の変更・追加を伴うものであり、単なる看板の掛け替えは認めない）。

- また、昨年 10 月に会計検査院が国会に提出した「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等に関する会計検査の結果について」（平成 30 年 10 月 4 日）の指摘等も踏まえ、平成 25 年度以降を対象にして取りまとめた。 *参照

- 平成 25 年度以降のオリパラ関係予算の合計は約 2,197 億円。主な内訳は、競技力の強化関連で約 1,010 億円、新国立競技場整備等のための独立行政法人日本スポーツ振興センターへの運営費交付金等で約 517 億円、東京パラリンピック競技大会開催準備で約 300 億円、セキュリティ関連で約 214 億円。

- なお、一層の透明性の確保や国民の理解を求める観点から、今回のオリパラ関係予算の公表に加え、支出の段階でも集計を行い、今秋に平成 30 年度までの支出額※を取りまとめて公表する予定。
※大会の準備、運営等に資する事業の支出額
 - ①新国立競技場の整備に伴う経費及びパラリンピック経費（国負担分）
 - ②オリパラ関係予算に係る事業（①を除く）
 - ③一般の行政事業のうち、執行の結果、支出の段階で組織委員会等が対象となったもの

(参考)

平成 25 年度当初予算	約 83 億円
平成 25 年度補正予算	約 200 億円
平成 26 年度当初予算	約 138 億円
平成 26 年度補正予算	約 126 億円
平成 27 年度当初予算	約 138 億円
平成 27 年度補正予算	-
平成 28 年度当初予算	約 167 億円
平成 28 年度補正予算	約 163 億円
平成 29 年度当初予算	約 201 億円
平成 29 年度補正予算	約 316 億円
平成 30 年度当初予算	約 281 億円
平成 30 年度補正予算 (案)	約 63 億円
平成 31 年度当初予算 (案)	約 322 億円

* オリパラ関係予算「平成 30 年度補正予算 (案)、平成 31 年度当初予算 (案)におけるオリパラ関係予算について」(平成 31 年 1 月 29 日)や会計検査院の報告書「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等に関する会計検査の結果について」(平成 30 年 10 月 4 日)、それに伴うオリパラ事務局の調査結果「会計検査院の指摘を踏まえた調査結果」(平成 30 年 10 月 30 日)は、対象期間や集計方法(予算ベース若しくは支出ベース)などにより金額が異なる。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(平成25年度当初予算)

合計 約 83億円

所管	事業名	25年度 当初予算	概要
文部科学省	日本オリンピック委員会補助	2,357百万円	2020年東京オリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、トップアスリートの競技水準の向上を図るとともに、中・長期的な我が国の国際競技力の向上を推進するため、強化対策を効果的に推進する。
文部科学省	マルチサポートによるトップアスリートの支援	2,299百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、メダル獲得が期待される競技をターゲットとして、確実にメダルを獲得することができるよう、多方面からの専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施するとともに、第22回オリンピック冬季競技大会(2014/ソチ)での競技や試合への最善の準備を行う環境を提供するため、選手村村外にスポーツ医・科学、情報面等から総合的にサポートするための「マルチサポート・ハウス」を設置する。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業	589百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、冬季、海洋・水辺系、屋外系のオリンピック競技及び高地トレーニングについて、既存のトレーニング施設を競技別のNTCに指定の上、施設を活用した事業を実施し、国際競技力の向上を図る。
文部科学省	女性アスリートの育成・支援	467百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、男女間格差の改善に向けた事業を実施し、女性アスリートの更なる競技力の向上を支援する。
文部科学省	次世代アスリート特別強化推進事業	394百万円	2020年東京オリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、メダル獲得が期待できる競技を選定し、次世代トップアスリートを育成するための中・長期的な強化戦略プランに基づく強化活動全般を統括するナショナルコーチ及びより実働的に取り組むアシスタントナショナルコーチを設置することにより、競技団体の更なるレベルアップを図る。
文部科学省	トップアスリートの強化・研究活動拠点の機能強化に向けた調査研究	22百万円	2020年東京オリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、我が国のナショナルトレーニングセンター(NTC)中核拠点、NTC競技別強化拠点及び国立スポーツ科学センターの効果进行分析するとともに、メダル獲得上位国やNTC中核拠点、地域のトレーニング拠点及びスポーツ科学センターの機能や連携状況が優れている諸外国の調査・分析を行い、我が国の強化・研究活動拠点の更なる機能強化に向けた調査研究を実施する。
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金に必要な経費	2,142百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会招致等を視野に入れ、基本設計費及び埋蔵文化財発掘調査費を運営費交付金に計上することにより、国立競技場の改築準備を推進。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(平成25年度補正予算)

合計 約 200億円

所管	事業名	25年度 補正予算	概要
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金に必要な経費	20,000百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催のため、国立競技場の改築に向けた準備等を実施。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(平成26年度当初予算)

合計 約 138億円

所管	事業名	26年度 当初予算	概要
文部科学省	戦略的スポーツ国際貢献事業	1,144百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催国として、世界の国々との交流・協力関係を築きながら、スポーツの価値を更に高めようとする国際的な取組に貢献するため、オリンピック・パラリンピックムーブメントの普及、国際的な人材養成の中核拠点形成、国際的なアンチドーピング推進体制の強化支援を柱とする「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムに取り組む。
文部科学省	メダル獲得に向けたマルチサポート戦略事業	2,834百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、メダル獲得が期待される競技をターゲットとして、アスリート支援や研究開発について、多方面から専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施するとともに、アジア競技大会においてスポーツ医・科学、情報面等から総合的にサポートするための「マルチサポート・ハウス」を設置する。また、パラリンピック競技について、上記取組の分析等を行いつつ、トライアルを実施する。
文部科学省	日本オリンピック委員会補助	2,391百万円	2020年東京オリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、トップアスリートの競技水準の向上を図るとともに、中・長期的な我が国の国際競技力の向上を推進するため、強化対策を効果的に推進する。
文部科学省	2020ターゲットエイジ育成・強化プロジェクト	1,369百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、2020年オリンピック東京大会において活躍が期待される年代の競技者に対する特別育成・強化プロジェクトを実施する。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業	658百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、冬季、海洋・水辺系、屋外系のオリンピック競技及び高地トレーニングについて、既存のトレーニング施設を競技別のNTCに指定の上、施設を活用した事業を実施し、国際競技力の向上を図る。また、パラリンピック競技について、トライアルを実施する。
文部科学省	女性アスリートの育成・支援プロジェクト	412百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、女性特有の課題に着目した女性アスリートの戦略的強化に資する調査研究や、女性競技種目における戦略的かつ実践的な強化のためのモデルプログラムによる女性アスリートの育成、女性特有の課題に対応した医・科学サポート等に関するモデル支援プログラムを実施し、女性アスリートの国際競技力の向上を図る。
文部科学省	次世代アスリート特別強化推進事業	394百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、メダル獲得が期待できる競技を選定し、次世代トップアスリートを育成するための中・長期的な強化戦略プランに基づく強化活動全般を統括するナショナルコーチ及びより実働的に取り組むアシスタントナショナルコーチを設置することにより、競技団体の更なるレベルアップを図る。
文部科学省	トップアスリートの強化・研究活動拠点の機能強化に向けた調査研究	21百万円	2020年東京オリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、我が国のナショナルトレーニングセンター(NTC)中核拠点、NTC競技別強化拠点及び国立スポーツ科学センターの効果进行分析するとともに、メダル獲得上位国やNTC中核拠点、地域のトレーニング拠点及びスポーツ科学センターの機能や連携状況が優れている諸外国の調査・分析を行い、我が国の強化・研究活動拠点の更なる機能強化に向けた調査研究を実施する。
文部科学省	パラリンピックに向けた強化・研究活動拠点に関する調査研究	22百万円	2020年東京パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、我が国のパラリンピックアスリート等のニーズ調査や諸外国の強化・研究活動環境に関する調査を踏まえ、強化・研究活動拠点の整備・運営に関する検討課題(設置形態、設置形態に応じた役割や機能等)について検討するなど、パラリンピック競技に関する強化・研究活動拠点に関する調査研究を実施する。
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター出資金	4,591百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会招致等を見据えた国立競技場改築関連事業を円滑に進めるための財務基盤の強化(出資)。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(平成26年度補正予算)

合計 約 126億円

所管	事業名	26年度 補正予算	概要
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター出資金	12,471百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向け、国立競技場改築関連事業を円滑に進めるための財務基盤の強化(出資)。具体的には、オリンピック等の国際競技大会の招致・開催に向けて計画していく。
厚生労働省	化学災害・テロ対応医薬品備蓄等事業	88百万円	「化学テロリズム対策についての提言」(厚生科学審議会健康危機管理部会、平成26年7月)において、解毒剤の備蓄など化学テロについての対応強化の必要性が指摘されたこと等を踏まえ、東京大会に向けて有事の際に適切に対応できるよう備蓄を行う。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(平成27年度当初予算)

合計 約 138億円

所管	事業名	27年度 当初予算	概要
警察庁	東京オリンピック・パラリンピック対策に係る新たな警備手法に関する調査研究	8百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の警備手法を検討する際の参考とするため、2012年ロンドン大会等における警備手法に関する調査・研究を行ったものである。
文部科学省	スポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラム	1,224百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催国として、世界の国々との交流・協力関係を築きながら、スポーツの価値を更に高めようとする国際的な取組に貢献するため、スポーツを通じた国際協力及び交流、国際スポーツ人材育成拠点の構築、国際的なアンチ・ドーピング推進の強化支援を柱とする「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムを推進するとともに、新たに、オリンピック・パラリンピックムーブメントを日本全国へ波及させるための取組を実施する。
文部科学省	競技力向上事業	7,400百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、従来のJOC補助事業やJPC補助事業等を見直し、PDCAサイクルの強化等を通じた戦略的な選手強化を実施することにより、2020年東京大会に向けた国際競技力の向上を図る。
文部科学省	マルチサポート戦略事業	3,099百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、オリンピック競技・パラリンピック競技を対象に、我が国のトップアスリートが世界の強豪国に競り勝ち、確実にメダルを獲得することができるよう、メダル獲得が期待される競技をターゲットとして、アスリート支援や研究開発等について、多方面から専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施する。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業	883百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、NTC(中核拠点)のみでは対応が困難な冬季、海洋・水辺系、屋外系のオリンピック競技、高地トレーニング及びパラリンピック競技について、既存の施設を活用した事業を実施する。
文部科学省	女性アスリートの育成・支援プロジェクト	378百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、女性特有の課題に着目した女性アスリートの戦略的強化に資する調査研究や、女性競技種目における戦略的かつ実践的な強化のためのモデルプログラムによる女性アスリートの育成、女性特有の課題に対応した医・科学サポート等に関するモデル支援プログラムを実施し、女性アスリートの国際競技力の向上を図る。
文部科学省	スポーツ研究イノベーション拠点形成事業	100百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、スポーツにおける独創的で革新的な研究や、地域・組織の特性を最大限に活かした斬新な研究について、次世代の中核を担う若手研究者の育成への取組を含めて行う機関を「スポーツ研究イノベーション拠点」として指定し、その取組を支援する。
文部科学省	日本オリンピック委員会補助	91百万円	2020年東京オリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、国際審判員等養成プログラムなどに取り組む。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンターの拡充整備	84百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、トップアスリートが、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うため、パラリンピック競技の使用を想定したナショナルトレーニングセンター(NTC)を整備し、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を図る。
文部科学省	日本障がい者スポーツ協会補助	62百万円	2020年東京パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、国際競技力の向上に資する情報収集・提供やドーピング防止活動の推進などに取り組む。
文部科学省	国際情報戦略強化事業(IF役員倍增戦略)	70百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、我が国が十分な競技力を発揮するため、国内競技団体(NF)が国際競技連盟(IF)の要職ポストを獲得することを支援し、情報戦略の観点からの競技力強化を図る。

所管	事業名	27年度 当初予算	概要
文部科学省	トップアスリートの強化・研究活動拠点の機能強化に向けた調査研究	18百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、平成27年1月の最終報告において提言された内容について、我が国のトップアスリートにおける強化活動拠点全体の在り方を見据えつつ、冬季競技、海洋・水辺系競技、屋外系競技及び高地トレーニングにおける拠点の在り方に関する具体的な課題等について、諸外国の状況を把握・分析するための委託調査研究を行うとともに、有識者会議を設置し、検討を行う。
環境省	2020年東京オリンピックに向けた都市圏における環境対策評価検証等事業	330百万円	オリンピック東京大会に向け、東京都市圏における低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチによる環境対策について、ソフトからハードに至るまでのあらゆる施策の総合的な実施効果を検証するため、マクロモデルを活用して都市圏における環境対策効果をシミュレーションし、都市圏の環境対策の推進に向けた方策等を取りまとめたガイドラインを作成する。また、ガイドラインを踏まえた環境対策を実践する地方公共団体等の取組を支援するための調査検討事業を実施することで、統合的アプローチによる環境対策の推進を図る。
環境省	東京オリンピックに向けた熱中症に関する普及啓発事業	15百万円	夏季の暑熱環境においてイベント等を行う場合における熱中症対策については知見が不足している。また、外国人に対する熱中症対策についても、知見が少ない。そのため、夏季の大規模イベントを中心に、WBGT(暑さ指数)等を調査し、取りまとめるとともに、日本と海外との気候条件の違いや、それによる人体への影響等について知見収集を行い、多言語に対応した普及啓発資料を検討していく。
環境省	東京オリンピックを契機とした一般廃棄物の統一分別ラベル導入検討事業	30百万円	2020年に開催される東京オリンピックでは、国内のみならず、海外からも多くの観光客が東京都市圏を訪れ、大量の廃棄物が排出されることが予想される。現在、日本では、市区町村ごとに一般廃棄物の分別の種類に差異があり、海外を含む地域外からの観光客については、分別が正確に行われない場合がある。そこで、廃棄物を排出する側にとって分かりやすい統一的な仕組み・ルールの導入(例えば分別ラベル)のため検討を実施する。
環境省	東京オリンピック・パラリンピックにおけるグリーン購入促進検討事業	10百万円	これまでの国内外のイベントにおけるグリーン購入の対象品目、基準、調達実績、環境影響低減効果等に関する調査を行い、オリンピック・パラリンピックをはじめとするイベントへのグリーン購入の適用に関する包括的な課題を明確化するとともに、対象品目候補の抽出を行う。さらに、環境規制や環境ラベル及び環境関連技術等の動向を踏まえた上で、それらを元に、イベントにおけるグリーン購入の対象品目やその環境側面、環境基準等について、有識者委員会で検討を行い、イベント全般及びオリンピック・パラリンピック東京大会におけるプレミアム基準の活用案を策定する。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(平成28年度当初予算)

合計 約 167億円

所管	事業名	28年度 当初予算	概要
内閣	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部経費	576百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部の運営及び大会成功に向けた取組の推進・総合調整や日本全国でオリンピック・パラリンピック成功に向けた機運を高めるためのホストタウン、心のバリアフリー、文化・スポーツ・街づくり・経済・復興等のレガシーに関する事、基本方針の推進に関する調査等の取組を行う。
警察庁	海外における情報収集要員の配置	9百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を標的とした国際テロ関連情報を含む各種情報収集体制の強化、海外治安情報機関との連携を図るため、事案対処を中心とするテロ関連情報等の収集を行う要員の配置を行う。
警察庁	海外治安情報機関関係者の招へい	2百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に際して予定している各国治安情報機関を対象とした情報センターの設置に向けて、英国等のオリンピック開催経験国の治安情報機関関係者の招へいを行い、セキュリティに関する情報交換等を実施。
警察庁	オリンピック開催時における交通対策の視察	2百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で実施する交通対策の検討に当たり、2016年開催のリオ・デジャネイロオリンピックにおける交通状況の把握及びオリンピック・レーン等各種交通対策を視察。
文部科学省	スポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラム	1,214百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催国として、世界の国々との交流・協力関係を築きながら、スポーツの価値を更に高めようとする国際的な取組に貢献するため、スポーツを通じた国際協力及び交流、国際スポーツ人材育成拠点の構築、国際的なアンチ・ドーピング推進の強化支援を柱とする「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムを推進するとともに、新たに、オリンピック・パラリンピックムーブメントを日本全国へ波及させるための取組を行う。
文部科学省	競技力向上事業	8,700百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、各競技団体が行う日常的・継続的な選手強化活動を支援するとともに、2020年大会で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な選手強化を行う。
文部科学省	ハイパフォーマンスサポート事業	3,528百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、メダル獲得が期待される競技をターゲットとして、アスリート支援や研究開発について、多方面から専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施する。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業	900百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、東京都北区西が丘のナショナルトレーニングセンター(中核拠点)のみでは対応が困難なオリンピック競技、高地トレーニング及びパラリンピック競技について、既存の施設を活用した事業を実施する。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンターの拡充整備	200百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、我が国のトップレベル競技者が、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うための拠点施設であるナショナルトレーニングセンター(NTC)のオリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化等による機能強化を図るため、NTCを拡充整備する計画を進める。
文部科学省	女性アスリートの育成・支援プロジェクト	380百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、女性特有の課題に着目した女性アスリートの戦略的強化に資する調査研究や、女性競技における戦略的かつ実践的な強化のためのモデルプログラムの実施、女性特有の課題に対応した医・科学サポート等による支援、女性エリートコーチの育成により、女性アスリートの国際競技力の向上を図る。

所管	事業名	28年度 当初予算	概要
文部科学省	国際情報戦略強化事業(IF役員倍増戦略)	71百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機運を最大限活用するため、スポーツ国際戦略を検討する上で必要となる国際機関、各国の政策情報等を収集・分析する機能を強化し、スポーツ団体と連携して国際スポーツ団体の動向や競技の普及・強化に関する情報を収集・分析する。また、官民共同の「スポーツ国際戦略会議」を設置し、IF役員等の選挙や新たな国際競技大会の招致をオールジャパンで支援する。さらに、IF役員ポスト獲得や国際競技大会招致に必要な選挙活動や国際的な人材の養成を支援する。
文部科学省	日本オリンピック委員会補助	113百万円	2020年東京オリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて国際審判員等養成プログラムなどに取り組む。
文部科学省	日本障がい者スポーツ協会補助(競技力向上推進事業等)	51百万円	2020年東京パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、国際競技力の向上に資する情報収集・提供やドーピング防止活動の推進などに取り組む。
文部科学省	スポーツ研究イノベーション拠点形成プロジェクト	90百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会での我が国アスリートのメダル獲得を目指し、スポーツに関する独創的で革新的な研究や、地域・組織の特性を最大限にいかした斬新な研究について、次世代の中核を担う優秀な若手研究者の育成への取組を含めて行う機関を「スポーツ研究イノベーション拠点」として指定する。
文部科学省	スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催	501百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて国内外の機運の醸成を図るため、観光とも連動させつつ、スポーツや文化による国際貢献や有形・無形のレガシー等について議論、情報発信する国際会議を、2016年リオ大会直後の秋に、京都と東京で開催する。
厚生労働省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策	61百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功のためには、大会施設の整備や大会に向けた各種建設工事が、安全かつ着実に実施される必要があるが、こうした建設投資の増大に対し、作業に習熟した労働者や現場管理者の不足も懸念され、更なる安全管理の徹底が求められる。このため、これらの各種建設工事において、新規入職者等の経験が浅い工事従事者への安全衛生教育や工事の施工業者への技術指導等を行う。
厚生労働省	障害者芸術・文化祭開催事業	14百万円	障害者の芸術文化活動の全国的な発表の場である「全国障害者芸術・文化祭」の開催を契機に、2020年大会で予定されている文化プログラムにつなげるための取組を実施。
農林水産省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会馬術競技場における衛生管理事業委託費	17百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における馬術競技に際し、馬ピロプラズマ病の我が国への侵入及び競技出場馬へのまん延を防止するため、馬術競技場及びその周辺の疾病を媒介するダニの生息調査。
国土交通省	大会警備体制の整備	162百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるテロの未然防止、デモ活動に対応するため、東京港等の詳細な海洋調査を実施し、海上警備体制構築に必要な最新の情報を含んだ警備用参考図等の整備を行うための小型測量船の代替整備を進める。
環境省	2020年東京オリンピックに向けた都市圏における環境対策評価検証等事業	26百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて推進すべき環境対策について、平成27年度の評価検証報告書に基づき、ロンドン大会での導入実績やリオ・デジャネイロ大会での導入予定対策等も踏まえ、更なる検討を行い、導入可能な環境対策について、関係各主体への普及啓発に努める。
環境省	東京オリンピックに向けた熱中症に関する普及啓発事業	36百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、平成27年度に作成予定の夏期の大規模イベント等における熱中症対策に関する指針を検証するとともに、日本の夏に慣れていない海外からの旅行者等に向けた熱中症対策の普及啓発手法の検討を行う。

所管	事業名	28年度 当初予算	概要
環境省	東京オリンピックを契機とした 一般廃棄物の統一分別ラベル 導入検討事業	18百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、国内外から多くの観光客が東京都心圏を訪問し、大量の廃棄物が分別されずに排出されサステイナビリティを損ねるおそれがあることから、廃棄物を排出する者にとって分かりやすい仕組みを検討する。具体的には東京都、23区、オリンピック組織委員会等と連携して分かりやすいラベル等を作成し対象モデル地域での実証事業などを行う。
環境省	東京オリンピック・パラリンピック におけるグリーン購入促進 検討	7百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるグリーン購入の実施に関し技術的支援を行うため、これまでの国内外のイベントにおけるグリーン購入の対象品目、基準等の調査を行い課題を明確化するとともに、環境規制や環境ラベル及び環境関連技術等の動向を把握する。さらに、有識者委員会や東京都等との連携を通じて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるプレミアム基準の活用案を策定する。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(平成28年度第2次補正予算)

合計 約 163億円

所管	事業名	28年度 補正予算	概要
内閣	オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査 (東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部経費)	299百万円	オリパラ基本方針の推進に向け特に重要な分野を選定し、その重要分野において試行プロジェクトを実施することを通じ、オリパラ機運醸成の効果、課題を抽出する委託調査事業を実施する。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンターの拡充整備	2,406百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、トップアスリートが、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うため、パラリンピック競技の使用を想定したナショナルトレーニングセンター(NTC)を整備し、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を図る。
文部科学省	ハイパフォーマンスセンター情報システムの基盤整備	1,054百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、「ハイパフォーマンスセンター」の機能強化を図り、我が国の国際競技力が成長していくための基盤として必要となる情報システム基盤を整備する。
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター出資金	12,500百万円	平成27年12月の関係閣僚会議において決定された新国立競技場の整備に係る財源スキームに基づき、国が負担すべき財源のうち125億円を出資し、大会に確実に間に合うよう整備を進める。なお、資金の有効活用を図る旨の会計検査院の指摘を踏まえて、スポーツ振興基金の一部を国庫納付し、それを財源として充てる。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(平成29年度当初予算)

合計 約 201億円

所管	事業名	29年度 当初予算	概要
内閣	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部経費	576百万円	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の運営及び大会成功に向けた取組の推進・総合調整を行う。また、日本全国でオリンピック・パラリンピック成功に向けた機運を高めるためにホストタウンによる地域活性化や国際交流の推進、オリパラアンバサダー(仮称)の導入等ボランティア人材の育成普及、「beyond 2020 プログラム」の全国展開を行うとともに、基本方針の推進に関する調査等の取組を行う。
総務省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴って開設される無線局と既存無線局の周波数共用に関する調査検討	240百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、多種多様な無線局の運用並びに通信需要の激増が予想される。東京近郊の電波利用密集地域での周波数緩和及び無線局の混信等避けるため、異なる無線システム間のより柔軟かつ稠密な周波数共同利用の効率的な実現に向けた技術的検討を実施する。
文部科学省	スポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラム	1,167百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催国として、世界の国々との交流・協力関係を築きながら、スポーツの価値を更に高めようとする国際的な取組に貢献するため、スポーツを通じた国際協力及び交流、国際スポーツ人材育成拠点の構築、国際的なアンチ・ドーピング推進の強化支援を柱とする「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムを推進するとともに、新たに、オリンピック・パラリンピックムーブメントを日本全国へ波及させるための取組を実施する。
文部科学省	競技力向上事業	9,150百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、2020年東京大会における追加競技を含む各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動及び2020年東京大会で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化について、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な支援を実施する。
文部科学省	ハイパフォーマンス・サポート事業	1,591百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、メダル獲得が期待されるスポーツを対象に、多方面から専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施する。
文部科学省	ハイパフォーマンスセンターの基盤整備	945百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、東京都北区西が丘地区にある国立スポーツ科学センター(JISS)及びNTC等から構成される「ハイパフォーマンスセンター」について、ハイパフォーマンスに関する情報収集や競技用具の機能を向上させる技術等を開発するための体制を整備するとともに、同センターにおける各種情報を一元的に管理するシステムを構築し、我が国の国際競技力を強化していくための基盤を整備する。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業	900百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、NTC(中核拠点)のみでは対応が困難な冬季、海洋・水辺系、屋外系のオリンピック競技、高地トレーニング及びパラリンピック競技について、既存の施設を活用した事業を実施する。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンターの拡充整備	3,640百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、トップアスリートが、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うため、パラリンピック競技の使用を想定したナショナルトレーニングセンター(NTC)を整備し、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を図る。
文部科学省	女性アスリートの育成・支援プロジェクト	388百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、女性アスリートの国際競技力の向上を図るため、女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、女性競技種目における強化プログラム、女性エリートコーチの育成プログラム、産婦人科医等への講習会を実施する。

所管	事業名	29年度 当初予算	概要
文部科学省	スポーツ国際展開基盤形成事業	101百万円	国際的地位の向上、国際競技大会等の招致・開催、スポーツを通じた国際交流・協力等の我が国のスポーツ国際政策を統合的に展開し、その効果を最大限に高めるため、官民共同の「スポーツ国際戦略会議」を設置するとともに、国内外の政策・情報を収集・分析し、共有・活用する国際情報収集・分析拠点を形成する。これらの基盤を活用し、国際競技連盟役員等の選挙及び国際的な人材の育成を支援する。
文部科学省	日本オリンピック委員会補助	113百万円	2020年東京オリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、国際審判員等養成プログラムなどに取り組む。
文部科学省	日本障害者スポーツ協会補助 (競技力向上推進事業)	51百万円	2020年東京パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、国際競技力の向上に資する情報収集・提供やドーピング防止活動の推進などに取り組む。
文部科学省	スポーツ研究イノベーション拠点形成プロジェクト	86百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、スポーツに関する独創的で革新的な研究や、地域・組織の特性を最大限にいかした斬新な研究について、次世代の中核を担う優秀な若手研究者の育成への取組を含めて行う機関を「スポーツ研究イノベーション拠点」として指定する。
文部科学省	ドーピング防止活動推進事業	201百万円	ユネスコ「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」における「国の役割」であるドーピングの防止に関する教育・研修及び研究に係る取組を実施する。特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をドーピングのないクリーンな大会として成功させるために、国際競技大会に対応できるドーピング検査員等の育成、アスリートやサポートスタッフに対する教育及び学校教育課程における教育の推進、最新の検査手法の研究・開発を行う。
厚生労働省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策	74百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功のためには、大会施設の整備や大会に向けた各種建設工事が、安全かつ着実に実施される必要があるが、こうした建設投資の増大に対し、作業に習熟した労働者や現場管理者の不足も懸念され、更なる安全管理の徹底が求められる。このため、これらの各種建設工事において、建設業の経験が浅い方や管理監督者等に対する安全衛生教育、工事の施工業者への技術指導等を行う。
厚生労働省	外傷外科医養成研修事業	11百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた救急医療提供体制の整備を図るため、爆発物や、銃器、刃物などの外的要因による創傷(切創、銃創、爆創等)により生じた外傷治療を担う外科医を育成し、負傷者への医療提供体制の整備を図る。
農林水産省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会馬術競技場における衛生管理事業委託費	15百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における馬術競技に際し、馬ピロプラズマ病の我が国への侵入及び競技出場馬へのまん延を防止して競技の円滑な実施に資するため、馬術競技場及びその周辺の疾病を媒介するダニの駆除を実施するとともに、駆除効果を測定する。
国土交通省	海上警備体制等の強化	809百万円	世界的なテロの脅威が増大する中、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、テロ等の未然防止を図るとともに、テロ事案発生時における対処等、法執行能力を強化するため、東京港等の詳細な海洋調査を実施し、海上警備体制の構築に必要な最新の情報を含んだ警備用参考図の整備を行うための小型測量船の代替整備を着実に進める。
環境省	熱中症対策推進事業(2020年東京オリンピックに向けた熱中症に関する普及啓発事業)	21百万円	①外国人旅行者等に対し、熱中症の意識調査や水分補給の重要性を伝えるための活動を行うことで、外国人に対する熱中症の普及啓発手法を検討し実施する。 ②夏季に開催されるイベントにおける熱中症対策ガイドライン(平成27年度作成)の有効性の確認や検証を行う。さらに、ガイドラインの見直しとともに、「熱中症環境保健マニュアル2014」との統合を図る。
環境省	東京オリンピックを契機とした一般廃棄物の統一分別ラベル導入検討事業	17百万円	2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会では、国内のみならず、海外からも多くの観光客が東京都市圏を訪れることから、大量の廃棄物の排出が予想される。そこで、廃棄物を排出する者にとって分かりやすい仕組みについて、東京都が目標としている2019年度までの導入を目指し、実効性の高い分別の在り方の検討を行うことで、東京オリンピック来場者に対して、日本の優れた3R政策をアピールするとともに、環境省全体の目標である、大会を通じての廃棄物の発生抑制及び再資源化を促進する。

所管	事業名	29年度 当初予算	概要
環境省	東京オリンピック・パラリンピックにおけるグリーン購入促進検討	3百万円	2020年オリパラ東京大会におけるグリーン購入の実施に関する技術的支援を視野に、これまでの国内外のイベントにおけるグリーン購入の対象品目、基準等の調査を行い課題を明確化するとともに、環境ラベル及び環境関連技術等の動向を把握する。さらに、国内外イベントにおける環境配慮の取組等を参考に、プレミアム基準の考え方を活用した各種イベントにおけるグリーン購入ガイドラインを策定し、2020年オリパラ東京大会での活用を検討していく。
環境省	オリンピック・パラリンピック暑熱環境測定事業	29百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の主要大会会場周辺地区を対象に気温、湿度等を実測調査し、会場周辺地区の暑さ指数の推計手法を確立する。熱中症対策として特にリスクの高い場所での暑さ指数を大会開催期間に日本の夏に不慣れな外国人を含む観客等に熱中症予防情報の発信等に活用。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(平成29年度補正予算)

合計 約 316億円

所管	事業名	29年度 補正予算	概要
総務省	競技会場におけるICT利活用促進事業	199百万円	本事業は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場において、訪日外国人や障害者などが災害時等における避難誘導等の情報を容易に入手できるようにするため、無線LANやデジタルサイネージ等のICTを活用したモデルを構築するものである。 東京オリンピック・パラリンピックを成功裏に終えるためには、防災情報はもとより、災害等の緊急時に全ての観戦者等に的確に情報を提供するとともに、万一災害等が発生した場合に円滑な避難誘導を行うことが重要。 このため、本事業によって、効果的なICT利活用モデルを構築することで、競技会場への展開を促し、誰もが安心、安全に観戦できる環境の整備を目指すものである。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンターの拡充整備	1,424百万円	トップアスリートが、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うため、パラリンピック競技の使用を想定したナショナルトレーニングセンター(NTC)を整備し、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を図る。
文部科学省	東京パラリンピック競技大会開催準備	30,000百万円	東京2020大会開催経費のうち、平成29年5月の関係者(東京都、組織委員会、国、会場所在自治体)間の合意を踏まえ、国の経費分担として、パラリンピック競技大会開催準備に必要な経費の一部を負担する。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(平成30年度当初予算)

合計 約 281億円

所管	事業名	30年度 当初予算	事業の概要
内閣	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部経費	576百万円	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の運営及び大会成功に向けた取組の推進・総合調整を行う。また、日本全国で大会の成功に向けた機運を高めるため、ホストタウンの推進や「beyond 2020 プログラム」の全国展開、基本方針の推進に関する調査等の取組を行う。
警察庁	情報の収集・分析に要する経費	1,448百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全を確保するため、必要な資機材等を整備し、テロ等に関する情報の収集・分析能力を強化する。
警察庁	各種部隊の資機材の整備等に要する経費	2,208百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全を確保するため、必要な装備資機材等を整備し、各種部隊の事案対処能力の向上を図る。
警察庁	警備実施及び要人警護に要する経費	1,297百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における警備実施及び要人警護に万全を期すため、必要な資機材や待機施設を整備する。
警察庁	警察庁における指揮機能の強化に要する経費	2,300百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中は、長期にわたり、複数の競技会場等の警備対策に当たる必要があることから、警察庁における指揮調整機能を強化する。
警察庁	大会の開催に伴う交通安全施設等整備事業	510百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における大会関係者や観客等の円滑な輸送の実現及び競技会場周辺等のバリアフリー化の推進に向けた交通安全施設等の整備事業を実施する。
警察庁	サイバー攻撃の未然防止対策等に要する経費	583百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全を確保するため、必要な資機材等を整備し、サイバー攻撃の未然防止対策等を実施する。
総務省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴って開設される無線局と既存無線局の周波数共用に関する調査検討	370百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、多種多様な無線局の運用並びに通信需要の激増が予想される。東京近郊の電波利用密集地域での周波数緩和及び無線局の混信等を避けるため、異なる無線システム間のより柔軟かつ稠密な周波数共同利用の効率的な実現に向けた技術的検討を実施する。
総務省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けた消防・救急体制の構築	4百万円	ラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に当たり、競技会場等を管轄する消防本部等を委員とした消防対策協議会を各競技大会において設置し、全ての会場において万全な消防・救急体制を構築する。
文部科学省	スポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラム	1,167百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催国として、世界の国々との交流・協力関係を築きながら、スポーツの価値を更に高めようとする国際的な取組に貢献するため、スポーツを通じた国際協力及び交流、国際スポーツ人材育成拠点の構築、国際的なアンチ・ドーピング推進の強化支援を柱とする「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムを推進するとともに、新たに、オリンピック・パラリンピックムーブメントを日本全国へ波及させるための取組を実施する。

所管	事業名	30年度 当初予算	事業の概要
文部科学省	競技力向上事業	9,600百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動及び次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化について、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な支援を実施する。
文部科学省	ハイパフォーマンス・サポート事業	1,296百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、メダル獲得が期待されるスポーツを対象に、多方面から専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施する。
文部科学省	ハイパフォーマンスセンターの 基盤整備	945百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、東京都北区西が丘にある国立スポーツ科学センター及びNTCから構成される「ハイパフォーマンスセンター」について、ハイパフォーマンスに関する情報収集・分析や競技用具の開発等に係る機能強化を図るとともに、関係機関間の連携を促すプラットフォームを整備し、我が国の国際競技力が中長期にわたって向上していくための基盤を整備する。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンター 競技別強化拠点施設活用事業	912百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、NTC(中核拠点)のみでは対応が困難な冬季、海洋・水辺系、屋外系等のオリンピック競技、高地トレーニング及びパラリンピック競技について、既存の施設を活用した事業を実施する。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンター の拡充整備	3,647百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、トップアスリートが、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うため、パラリンピック競技の使用を想定したナショナルトレーニングセンター(NTC)を整備し、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を図る。
文部科学省	女性アスリートの育成・支援 プロジェクト	230百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、女性アスリートの国際競技力の向上を図るため、女性特有の課題の解決に向けた調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、女性エリートコーチの育成プログラムを実施する。
文部科学省	スポーツ国際展開基盤形成事業	130百万円	国際的地位の向上を図るため、国際競技大会等の招致・開催、スポーツ大臣会合の開催、スポーツを通じた国際交流・協力等の我が国のスポーツ国際政策を統合的に展開する。また、国内外の政策や施策展開を調査研究するとともに、情報を収集・分析して共有・活用する国際情報収集・分析拠点を形成し、戦略的に発信する基盤を構築する。加えて、これらの基盤を活用し、国際競技連盟(IF)役員等の選挙及び国際的な人材の育成を支援・推進する。
文部科学省	日本オリンピック委員会補助	113百万円	2020年東京オリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、各競技において日本人の国際審判員や記録測定などで競技に直接関わるスタッフを増やすことにより、日本代表選手の競技環境を向上させる、国際審判員等養成プログラムなどに取り組む。
文部科学省	日本障がい者スポーツ協会補助	52百万円	2020年東京パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、国際競技力の向上に資する情報収集・提供やドーピング防止活動の推進などに取り組む。
文部科学省	スポーツ研究イノベーション拠点 形成プロジェクト	81百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、スポーツに関する独創的で革新的な研究や、地域・組織の特性を最大限にいかした斬新な研究について、次世代の中核を担う優秀な若手研究者の育成への取組を含めて行う機関を「スポーツ研究イノベーション拠点」として指定する。
文部科学省	ドーピング防止活動推進事業	296百万円	フェアプレーに徹するアスリートを守り、競技大会における公正性を確保するために、ドーピング防止に関する教育・研修及び研究活動を実施する。特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、ドーピング検査員の新規資格取得者の増加や国際競技大会に対応できる検査員の育成に取り組む。

所管	事業名	30年度 当初予算	事業の概要
厚生労働省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策	72百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功のためには、大会施設の整備やインフラ整備、再開発等の各種建設工事が、安全かつ着実に実施される必要があるが、こうした建設投資の増大に対し、現場の作業に習熟した労働者の不足も懸念され、更なる安全衛生管理の徹底が求められる。 このため、これらの各種建設工事において、労働災害の増加を招くことがないよう新規入職者等の経験が浅い工事従事者への安全衛生教育や、各種建設工事現場を巡回し安全な作業方法等について専門技術的な立場で助言指導を行う。
厚生労働省	外傷外科医養成研修事業	11百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた救急医療提供体制の整備を図るため、爆発物や、銃器、刃物などの外的要因による創傷（切創、銃創、爆創等）により生じた外傷治療を担う外科医等を育成し、負傷者への医療提供体制の整備を図る。
厚生労働省	化学災害・テロ対応医薬品備蓄等事業	152百万円	「化学テロリズム対策についての提言」(厚生科学審議会健康危機管理部会、平成26年7月)において、解毒剤の備蓄など化学テロについての対応強化の必要性が指摘されたこと等を踏まえ、備蓄を進めており、東京大会等に向けて、有事の際に適切に対応できるよう備蓄の増強を行うもの。
農林水産省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会馬術競技場における衛生管理事業委託費	11百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における馬術競技に際し、馬ピロプラズマ病の我が国への侵入及び競技出場馬へのまん延を防止して競技の円滑な実施に資するため、馬術競技場及びその周辺におけるダニの生息調査を実施するとともに、生息調査の結果に基づくダニの追加的駆除及び駆除効果の測定を行うことにより、馬術競技場及びその周辺における清浄性を確保する。
環境省	熱中症対策推進事業(2020年東京オリンピックに向けた熱中症に関する普及啓発事業)	7百万円	訪日外国人等に対し、熱中症の意識調査や水分補給の重要性を伝えるための活動を行うことで、訪日外国人等に対する熱中症の普及啓発手法を検討し実施する。
環境省	オリンピック・パラリンピック暑熱環境測定事業	30百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の主要競技会場周辺等を対象に気温、湿度等を実測調査し、会場周辺地区の暑さ指数の推計手法を確立する。得られたデータを関係機関の暑さ対策検討や、大会期間の熱中症予防情報の発信等に活用する。
環境省	2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とする3R推進事業	5百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において廃棄物分別ボランティアやリユース容器等の利用を促進する人材として活躍し、その後は国内各地において持続的に3Rを進められる人材を育成することを目的として、3か年計画で全国各地の青少年層に提供する3R人材育成プログラムを作成・運用する。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(平成30年度第2次補正予算)

合計 約 63億円

所管	事業名	30年度 補正予算(案)	概要
内閣	オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査 (2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部経費)	249百万円	ホストタウン未登録国・地域の早期解消を目指し、自治体関係者が相手国・地域を訪問して関係者等と面会し、ホストタウン交流の相互理解を促進するとともに、選手等の関係者を招へいし、住民との交流を行うことで、早期にホストタウンへの登録を促すための調査を行う。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンターの拡充整備	6,043百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、トップアスリートが、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うため、パラリンピック競技の使用を想定したナショナルトレーニングセンター(NTC)を整備し、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を図る。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(平成31年度当初予算)

合計 約 322億円

所管	事業名	31年度 当初予算(案)	概要
内閣	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部経費	592百万円	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の運営及び大会成功に向けた取組の推進・総合調整を行う。また、日本全国で大会の成功に向けた機運を高めるため、ホストタウンや「beyond2020プログラム」の全国展開を推進するとともに、オリパラ基本方針の推進に関する調査等の取組を行う。
警察庁	情報の収集・分析に要する経費	1,593百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全を確保するため、必要な資機材等を整備し、テロ等に関する情報の収集・分析能力を強化する。
警察庁	各種部隊の資機材の整備等に要する経費	2,232百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全を確保するため、必要な装備資機材等を整備し、各種部隊の事案対処能力の向上を図る。
警察庁	警備実施及び要人警護に要する経費	3,202百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における警備実施及び要人警護に万全を期すため、必要な資機材や待機施設を整備する。
警察庁	情報通信基盤の整備に要する経費	1,721百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全を確保するため、必要な資機材等を整備し、情報通信の円滑化等を図る。
警察庁	サイバー空間の脅威への対処に要する経費	1,307百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全を確保するため、サイバー空間の脅威への対処に必要な各種資機材の整備や、広報啓発活動を実施する。
警察庁	安全かつ快適な交通の確保に要する経費	1,257百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う交通安全施設等整備事業、訪日外国人に対する広報啓発等を実施する。
総務省	電波の監視等に必要な経費	1,907百万円	競技会場内において電波監視のためのアンテナ・装置類を用いて、いち早く妨害源を特定・排除するもの。
総務省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴って開設される無線局と既存無線局の周波数共用に関する調査検討	325百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、多種多様な無線局の運用並びに通信需要の激増が予想される。東京近郊の電波利用密集地域での周波数緩和及び無線局の混信等を避けるため、異なる無線システム間のより柔軟かつ稠密な周波数共同利用の効率的な実現に向けた技術的検討を実施する。
総務省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ2019における消防・救急体制等の整備に要する経費	5百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催にあたり、競技会場を管轄する消防本部において、大会開催期間中の競技会場等におけるテロ災害の発生に備えた消防・救急体制を強化するとともに、警戒の万全を期すため、競技会場等の事前立入検査、施設関係者の訓練指導等を行う。体制強化に当たり人員、車両、資機材等を増強する必要があることから、消防本部の規模により、開催都市以外の消防本部からの応援による体制の整備を図る。
外務省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催準備事務局経費	102百万円	大会運営の成功に向けた取組(主に外国要人対応)として、大会期間中に相当数の要人訪日が予想されることからTokyo2020組織委員会及び関係省庁等と連携した要人対応が必要。そのための準備事務局を設置するための経費。
外務省	東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた核テロ対策	3百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、我が国として大規模公共行事における核テロ対策を強化する目的で、平成30年2月にIAEAとの間で協力に関する実施取決めを署名した。同実施取決めに基づく協力の具体化のため、IAEAとの協力について意見交換・情報収集を行う他、IAEA関係者等の出席により核テロ対策に関するワークショップを開催予定。

所管	事業名	31年度 当初予算(案)	概要
文部科学省	スポーツ・フォー・トゥモロー等 推進プログラム	1,167百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催国として、世界の国々との交流・協力関係を築きながら、スポーツの価値を更に高めようとする国際的な取組に貢献するため、スポーツを通じた国際協力及び交流、国際スポーツ人材育成拠点の構築、国際的なアンチ・ドーピング推進の強化支援を柱とする「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムを推進するとともに、新たに、オリンピック・パラリンピックムーブメントを日本全国へ波及させるための取組を実施する。
文部科学省	競技力向上事業	10,047百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動及び次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化について、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な支援を実施する。
文部科学省	ハイパフォーマンス・サポート 事業	1,263百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、メダル獲得が期待されるスポーツを対象に、スポーツ医・科学、情報による専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施する。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたサポート体制等の準備を行う。
文部科学省	ハイパフォーマンスセンターの 基盤整備	780百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、東京都北区西が丘にある国立スポーツ科学センター及びNTCから構成される「ハイパフォーマンスセンター」について、ハイパフォーマンスに関する情報収集・分析や競技用具の開発等に係る機能強化を図るとともに、関係機関間の連携を促すプラットフォームを整備し、我が国の国際競技力が中長期にわたって向上していくための基盤を整備する。
文部科学省	ナショナルトレーニングセン ター競技別強化拠点機能強化 事業	962百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点について、ハイパフォーマンスセンター及び拠点近隣の関係機関・施設との連携・ネットワークの構築等により、トレーニング機能、医・科学サポート機能、マネジメント機能の強化等を図る。
文部科学省	ナショナルトレーニングセン ターの拡充整備	2,540百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、トップアスリートが、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うため、パラリンピック競技の使用を想定したナショナルトレーニングセンター(NTC)を整備し、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を図る。
文部科学省	女性アスリートの育成・支援プ ロジェクト	210百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、ジュニア層を含む女性アスリートが健康でハイパフォーマンススポーツを継続できる環境を整備するために、女性特有の課題の解決のための調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、女性エリートコーチの育成プログラムを実施する。
文部科学省	日本オリンピック委員会補助	177百万円	2020年東京オリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、各競技において日本人の国際審判員や記録測定などで競技に直接関わるスタッフを増やすことにより、日本代表選手の競技環境を向上させる国際審判員等養成プログラムなどに取り組む。
文部科学省	日本障がい者スポーツ協会補 助	60百万円	2020年東京パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、国際競技力の向上に資する情報収集・提供やドーピング防止活動の推進などに取り組む。
文部科学省	スポーツ研究イノベーション拠 点形成プロジェクト	78百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、競技現場のニーズを踏まえた基礎的研究とそれに基づく実践的研究の実施及び次世代の中核を担う優秀な若手研究者の育成・輩出を、ハイパフォーマンスセンターと連携し継続して行う機関を「スポーツ研究イノベーション拠点」として指定する。
文部科学省	スポーツ国際展開基盤形成事 業	108百万円	スポーツ国際戦略に基づき、国際的地位の向上、国際競技大会等の招致・開催、スポーツを通じた国際交流・協力等の我が国のスポーツの国際政策を統合的に展開し、その効果を最大限に高めるため、国際スポーツ界において活躍できる人材への支援・育成を実施するとともに、国内関係者による戦略会議の開催、国際会議への参画、ネットワークの構築、海外拠点の設置に向けた準備を行う。

所管	事業名	31年度 当初予算(案)	概要
文部科学省	ドーピング防止活動推進事業	305百万円	フェアプレーに徹するアスリートを守り、競技大会における公正性を確保するために、ドーピング防止に関する教育・研修及び研究活動を実施する。特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、国際競技大会に対応できる検査員の育成や新たな検査方法に対応できる体制整備に取り組む。
厚生労働省	化学災害・テロ対応医薬品備蓄等事業	135百万円	「化学テロリズム対策についての提言」(厚生科学審議会健康危機管理部会、平成26年7月)において、解毒剤の備蓄など化学テロについての対応強化の必要性が指摘されたこと等を踏まえ、備蓄を進めており、東京大会に向けて、有事の際に適切に対応できるよう備蓄の増強を行うもの。
厚生労働省	外傷外科医養成研修事業	11百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた救急医療提供体制の整備を図るため、爆発物や、銃器、刃物などの外的要因による創傷(切創、銃創、爆創等)により生じた外傷治療を担う外科医等を育成し、負傷者への医療提供体制の整備を図る。
厚生労働省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策	61百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功のためには、大会施設の整備やインフラ整備、再開発等の各種建設工事が、安全かつ着実に実施される必要があるが、こうした建設投資の増大に対し、現場の作業に習熟した労働者の不足も懸念され、更なる安全衛生管理の徹底が求められる。このため、これらの各種建設工事において、労働災害の増加を招くことがないよう新規入職者等の経験が浅い工事従事者への安全衛生教育や、各種建設工事現場を巡回し安全な作業方法等について専門技術的な立場で助言指導を行う。
農林水産省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会馬術競技における衛生管理事業委託費	9百万円	馬プロプラズマ病の侵入及びまん延の防止のため、平成30年度までに実施されたダニの駆除及び生息調査によって確認された競技場の清浄性をオリンピック・パラリンピック競技大会が終了するまで継続的に維持・確保し、円滑な馬術競技の実現による大会成功へ寄与する。
環境省	東京オリンピック・パラリンピックに向けた熱中症に関する普及啓発事業	7百万円	2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、訪日外国人等に対し、熱中症の意識調査や水分補給の重要性を伝えるための活動を行うことで、訪日外国人等に対する熱中症の普及啓発手法を検討し実施する。
環境省	オリンピック・パラリンピック暑熱環境測定事業	36百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の主要競技会場周辺等を対象に気温、湿度等を実測調査し、会場周辺地区の暑さ指数の推計手法を確立する。得られたデータは関係機関の暑さ対策検討や、大会期間の熱中症予防情報の発信等に活用する。

会計検査院報告の指摘を踏まえた調査結果について

1. はじめに

会計検査院は、平成 29 年 6 月の参議院の要請に基づき「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等に関する会計検査」を実施し、本年 10 月 4 日、検査の結果（以下「報告書」という。）を国会に報告した。

報告書の「検査の結果に対する所見」において「オリパラ事務局は、…大会組織委員会が公表している大会経費の試算内容において国が負担することとされている業務や、オリパラ事務局がオリパラ関係予算として取りまとめて公表している業務はもとより、その他の行政経費によるものを含めて、大会との関連性に係る区分及びその基準を整理した上で大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務については、各府省等から情報を集約して、業務の内容、経費の規模等の全体像を把握して、対外的に示すことを検討すること」とされている。

指摘を踏まえ、今般、オリパラ事務局では、報告書の「各府省等が実施する大会の関連施策に係る事業別の支出額一覧（以下「一覧」という。）」に記載された、14 府省等の計 286 事業、計 8011 億余円（平成 25 年度～29 年度の支出額の合計）について、事業の概要、大会との関連性、大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務の経費の規模等について調査を行い、その結果を公表することとした。

また、一層の透明性の確保や国民の理解を求める観点から、大会施設の整備・改修等に対する国庫補助等についても支出額で集計を行い、公表することとした。

2. 大会の関連施策に係る事業

一覧に記載された大会の関連施策に係る事業について、大会との関連性に着目して、整理したところ、下記の通りであった。（100 億円以上の事業については、別紙参照。支出額は、平成 25 年度～29 年度の支出額の合計。）

A：大会の準備、運営等に特に資する事業

- ① 新国立競技場の整備に伴う経費^(注1)及びパラリンピック経費^(注2)（国負担分）
- ② オリパラ関係予算に係る事業（①を除く）
- ③ 一般の行政事業のうち、執行の結果、支出の段階で組織委員会等が対象となったもの

8 府省等、53 事業、1725 億円

（注 1）平成 27 年 12 月の新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議において財政負担の内容を決定。

（注 2）平成 29 年 5 月の「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の役割（経費）分担に関する基本的な方向について」により決定。

B：本来の行政目的のために実施する事業であり、大会や大会を通じた新しい日本の創造にも資するが、大会に直接資する金額を算出することが困難な事業

14 府省等、208 事業、5461 億円

C：本来の行政目的のために実施する事業であり、大会との関連性が比較的低い事業

8 府省等、29 事業、826 億円

(注3) AとBについては、一部重複する事業があるため、A、B及びCの事業数の単純合計は全体の事業数(286事業)とは一致しない。

3. 大会施設の整備・改修等への国庫補助等

また、一覧の事業には含まれていないが、大会施設の整備・改修等に対する国庫補助等は、大会の準備、運営等に特に資する事業と認められる。これらは、各種補助金等を活用しており、予算で全体像を把握することは困難だが、支出の段階で集計することは可能である。このため、今般、一層の透明性の確保や国民の理解を求める観点から、支出額で集計を行った。(平成25年度～29年度の支出額の合計)

5施設^(注4)に、総額34億円

(注4) 国立代々木競技場、有明アリーナ、オリンピックアクアティクスセンター、福島あづま球場、横浜国際総合競技場

4. 今後の対応

政府としては、これまで、新国立競技場の整備に伴う経費やパラリンピック経費に加え、大会の運営、成功等に直接資するものであり、新規・追加的に講ずる施策を、平成28年度以降オリパラ関係予算として公表してきた。今回の調査においては、これらのほか、一般の行政事業のうち、執行の結果、組織委員会等が対象となるものについても公表することとした。

オリパラ事務局としては、一層の透明性の確保や国民の理解を求める観点から、今後、オリパラ関係予算の公表に加え、支出の段階でも集計を行い、その結果を、毎年度、公表していくこととする。

また、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成27年法律第33号)第13条の2の規定に基づき、国会に提出している「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」についても充実を図ることにより、なお一層、丁寧な説明に努めていくこととする。

会計検査院の報告書における支出額100億円以上の事業一覧

(別紙)

事業名	支出額 (億円)	事業概要	東京大会との関連性	事業のうち、東京大会の準備、運営等に特に資すると考えられる金額(億円)	区分
首都高速中央環状品川線・晴海線、一般国道357号・14号、臨港道路南北線の整備	1,390	首都高速中央環状品川線・晴海線、環状第2号線、一般国道(357号・14号)の整備を推進することにより、渋滞緩和等を図る。 臨港道路南北線の整備により、コンテナ車両等の混雑を緩和し、背後圏との円滑な交通ネットワークを確保。	一般国道や環状第2号線等は、立候補ファイルにおいて「計画されている輸送インフラ」に位置付けされている。 臨港道路南北線は、大会関係者の輸送ルートとしても利用予定。	大会の招致以前から長期的に計画・実施されている事業。 様々な利用者が利用する道路であり、大会の準備、運営等に特に資する金額の算出は困難。	B
新国立競技場の整備	744	関係閣僚会議で策定した新国立競技場の整備計画に基づき、事業主体である日本スポーツ振興センター(JSC)が整備事業を実施。	新国立競技場は、大会の開会式や閉会式、陸上競技等が行われるメインスタジアムとして整備が進められている。	本事業は、大会の準備、運営等に特に資する事業である。	A
クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金	569	燃料電池自動車(FCV)、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)等を導入する者に対して、導入費用の一部を補助。	燃料電池自動車(FCV)の普及拡大は、再生可能エネルギー等を活用した水素社会の実現に資する。	全国を対象として、燃料電池自動車(FCV)の普及拡大に向けて、大会の有無に関わらず実施すべき事業であるため、大会の準備、運営等に特に資する金額の算出は困難。	B
燃料電池の利用拡大に向けた工ネルギー等導入支援事業費補助金	448	省エネルギーとCO2削減効果の高いエネルギーや業務・産業用燃料電池の設置者に対して、設置費用の一部を補助。	高効率に電気・熱を発生する燃料電池の普及拡大を通じて、一次エネルギー消費量の削減及びCO2排出量の抑制に貢献する。	全国を対象として、定置用燃料電池の利用拡大に向けて、大会の有無に関わらず実施すべき事業であるため、大会の準備、運営等に特に資する金額の算出は困難。	B

事業名	支出額 (億円)	事業概要	東京大会との関連性	事業のうち、東京大会の準備、運営等に 特に資すると考えられる金額(億円)	区分
気象情報に係る予測精度の向上及び充実	371	気象衛星ひまわり8号・9号の製作・打上げ・運用。気象予測精度向上のための次世代スーパーコンピュータシステムの整備。	気象情報の予測精度の向上や充実には、大会の円滑な運営等に資する。	広く一般に提供するための台風や豪雨に関する気象情報の予測精度の向上や充実、大会の有無に関わらず必要な事業であり、大会の準備、運営等に特に資する金額の算出は困難。	C
東京パラリンピック競技大会開催準備	300	東京都、組織委員会、国、関係自治体間の合意を踏まえて、国の経費分担として、パラリンピック経費の一部を負担。	東京パラリンピック競技大会の開催準備に対する直接的な支援である。	本事業は、大会の準備、運営等に特に資する事業である。	A
障害者就業・生活支援センター事業	284	障害者雇用促進法に基づき、障がい者の身近な地域において、相談や職場・家庭訪問等を行い、就業面及び生活面における一体的な支援を実施。	障がい者の職業生活における自立を図り、障害のある人が活躍しやすい企業等を増やすことなどを通じて、大会を契機とした共生社会の実現を目指し、企業等における「心のバリアフリー」を推進する。	大会の有無に関わらず、障害者の職業生活における自立を図るために、全国を対象として実施している事業であり、直接、大会の準備、運営等に特に資する支出はない。	C
訪日プロモーション事業	255	日本政府観光局(JNTO)が実施する、日本の観光ブランドイメージの確立に向けた、海外著名人やメダリストによる日本文化の体験映像の海外配信等。	開催国としての国際的注目度を活かした訪日プロモーションの展開により、訪日観光意欲を喚起し、訪日旅行を促進する。	大会の招致以前から実施している観光振興事業であり、大会の準備、運営等に特に資する金額の算出は困難。	B
競技力向上事業	250	日本代表選手のメダル獲得に向けて、日本スポーツ振興センター(JSC)が実施する、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動の支援、次世代アスリートの発掘・育成等の強化。	大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な支援を実施するものであり、大会の成功に直接資する。	本事業は、大会の準備、運営等に特に資する事業である。	A

事業名	支出額 (億円)	事業概要	東京大会との関連性	事業のうち、東京大会の準備、運営等に 特に資すると考えられる金額(億円)	区分
燃料電池自動車の普及促進に 向けた水素ステーション整備事 業費補助金	222	燃料電池自動車(FCV)の普及に必須 である水素ステーションの整備者に 対して、整備費用の一部を補助。 水素ステーションを活用した普及啓 発活動等に必要な費用の一部を補 助。	水素ステーションの整備による燃料 電池自動車(FCV)の普及は、省エネ ルギー、CO2削減につながる。	—	B
海外日本語事業	198	各国・地域に日本語教育が定着し、 自立的・継続的な発展に向けて、教 育環境の整備や日本語教授法の充 実などの基盤整備事業を中心に実 施。	文化芸術の振興に関する基本的な 方針に基づく、文化プログラムの実 施に向けた機運の醸成に資する。	—	B
地域の公共交通ネットワークの 再構築(鉄軌道事業者)	195	鉄軌道事業者が実施する鉄道駅の バリアフリー化設備整備に係る費用 の一部を補助。	事業の一環として大会の関連駅への エレベーター増設やホームドア整備 等のバリアフリー化について重点支 援を実施し、高齢者、障害者をはじめ 誰にとっても暮らしやすい街づくり、社 会づくりを推進。	—	B
水素利用技術研究開発事業	180	燃料電池自動車(FCV)・水素ステ ーションの自立拡大の早期実現、関連 産業の競争力強化に向けて、水素ス テーションの整備・運営コスト、燃料 電池自動車(FCV)のコスト低減に資 する研究開発等を実施。	燃料電池自動車(FCV)の普及拡大 は、省エネルギー、CO2削減につな がる。	—	B

事業名	支出額 (億円)	事業概要	東京大会との関連性	事業のうち、東京大会の準備、運営等に 特に資すると考えられる金額(億円)	区分
無電柱化の推進	150	美しい都市景観の創出や道路の防災性向上等の観点から、センター・コア・エリア内の国が管理する道路及び都市計画道路として完成した都道における無電柱化を進める。	国際都市にふさわしい美しい都市景観の創出や道路の防災性向上等を図る。	従前から全国を対象とした道路施策の一環として実施している事業であり、大会の準備、運営等に特に資する金額の算出は困難。	B
文化芸術交流事業	124	多様な日本の文化及び芸術を海外に紹介し、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与。	文化芸術の振興に関する基本的な方針に基づく文化プログラムの実施に向けた機運の醸成を図ることに資する。	国際文化交流事業は、大会開催に限定されず、大会終了後も継続的に実施すべき事業であり、大会の準備、運営等に特に資する金額の算出は困難。	B
ハイパフォーマンス・サポート事業	121	メダル獲得が期待される競技をターゲットとして、多方面から専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施。	日本選手のメダル獲得に向けて、メダル獲得が期待される競技を対象とした支援を実施するものであり、東京大会の成功に直接資する。	本事業は、大会の準備、運営等に特に資する事業である。	A
アジア文化交流強化事業	113	アジア諸国に対する日本語学習支援と双方の芸術・文化交流を強化・推進。	文化芸術の振興に関する基本的な方針に基づく文化プログラムの実施に向けた機運の醸成を図ることに資する。	国際文化交流事業は、大会開催に限定されず、大会終了後も継続的に実施すべき事業であり、大会の準備、運営等に特に資する金額の算出は困難。	B
水素社会構築技術開発事業	106	再生可能エネルギー由来の電力を利用して水素製造・輸送・貯蔵及び利用技術を組み合わせたエネルギーシステムの開発。	福島県における再生可能エネルギーから製造する水素を、福島県のみならず大会開催時に活用することにより、大会を契機とした日本の技術の世界への発信に資する。	製造した水素の利用は大会開催時に限られるものではなく、また大会の有無に関わらず実施すべき事業であるため、大会の準備、運営等に特に資する金額の算出は困難。	B

(注1)「支出額」欄の数値は、会計検査院の報告書「別図表1 各府省等が実施する大会の関連施策に係る事業別の支出額一覧(平成25年度～29年度)」より転記。
(注2)上記18事業の支出額の合計は6,021億円(総支出額(8,011億円)の約75.2%)。

参考資料 6

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の 役割（経費）分担に関する基本的な方向について

東京都、組織委員会、国、競技会場が所在する自治体（以下「関係自治体」という。）の四者は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の役割分担及び経費分担に関し、基本的な方向について、以下のとおり定めることとする。

東京都、組織委員会、国、関係自治体の四者は、大会準備の円滑な実施のため、組織委員会が平成 29 年末を目途に作成する V 2 予算及び大会実施に向けて、更に経費の縮減・効率化を図りながら、必要な財源の確保に努めるとともに、以下の基本的な方向に基づき、役割分担及び経費分担の具体化を図っていくものとする。なお、関係自治体の業務内容については、立候補ファイル及び大会開催基本計画に示された役割を基本として、今後、精査していく。

また、大会の成功に向けて、情報の共有と公開に努め、相互に緊密な連携を図っていく。

I 役割（経費）分担

1 東京都

- 大会の開催都市としての責任を果たす。
 - ・ 大会経費のうち、会場関係については、都及び都外自治体所有施設における仮設等、エネルギー及びテクノロジーのインフラ並びに賃借料等に係る経費を負担する。
 - ・ 大会経費のうち、大会関係については、大会時の都市活動や都民生活に与える影響を最小化するよう、都内会場周辺に関わる輸送及びセキュリティ対策に係る経費を負担する。
 - ・ 大会経費のうち、パラリンピック経費（※）については、その四分の一相当額を負担する。
 - （※）当該パラリンピック経費の対象範囲については、今後、整理・精査を行う。
 - ・ 必要な新規恒久施設の整備や都が所有する既存施設の改修を進める。

2 組織委員会

- 大会運営の主体としての役割を担う。
 - ・ 大会経費のうち、会場関係については、オーバーレイ並びに民間及び国（JSCを含む。）所有施設における仮設等、エネルギー及びテクノロジーのインフラ並びに賃借料等に係る経費を負担する。

なお、経費分担に関わらず、オーバーレイ、仮設等、エネルギー及びテクノロジーのインフラの整備を実施する役割を担う。

- ・ 大会経費のうち、大会関係については、輸送、セキュリティ及びオペレーション等に係る必要な経費を負担し、業務全般の役割を担う。
- ・ できる限りの増収努力を行い、所要の収入確保を目指す。
- ・ 経費の縮減・効率化を図りながら、経費全体の精査・把握に努める。

3 国

○ 大会の円滑な準備及び運営の実現に向けて、基本方針(平成 27 年 11 月閣議決定)等に基づき、関連施策を実施する。

- ・ 大会経費のうち、パラリンピック経費(※)については、その四分の一相当額を負担する。また、新国立競技場については、既定の方針に基づき、整備を進める。
- ・ 大会経費以外に、国として担うべきセキュリティ対策、ドーピング対策などについて、上記の基本方針等に基づき着実に実施する。
- ・ その他、オールジャパンでの取組を推進するために必要な協力・支援を行う。

4 関係自治体

○ 大会開催に向け、円滑な準備及び運営に協力する。

- ・ 大会時の都市活動や市民生活に与える影響を最小化するよう、輸送、セキュリティ対策など、大会が開催される自治体として担う業務を実施する。
- ・ 関係自治体が所有する会場施設の必要な恒久的改修を進めるとともに、大会後も地域や住民に使用される設備等は、施設改修の一環として整備する。

II 大会準備における進行管理の強化

1 業務内容の精査、進行管理の徹底

東京都、組織委員会、国、関係自治体の四者は、今後、大会の準備及び運営に関する具体的な業務について、会場の状況等に即して内容を精査の上、実施に当たっては進行管理に万全を期していく。

2 コスト管理・執行統制の強化、区分経理の実施

公費等が投入され、共同で実施する事業については、組織委員会、東京都、国、関係自治体により、共同実施事業管理委員会(仮称)を設置し、コスト管理と執行統制の強化を図る。その上で、これらの事業を一元的に執行するため、組織委員会に特別勘定を設置し、区分経理を行う。

参考資料 7

復興オリンピック・パラリンピックに係る政府の取組

— 2020年東京大会開催を契機に「被災地復興」を
後押しする政府の取組について —

平成 30 年 7 月 27 日
内閣官房オリパラ事務局
復興庁

2020年東京大会は、復興オリンピック・パラリンピックと位置づけられている。

2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）を踏まえ、関係各府省の復興オリンピック・パラリンピックに係る施策を確実に実行する観点から、別紙の取組を強力に進め、東日本大震災の被災地の復興を後押しするとともに、被災地が復興を成し遂げつつある姿を世界に発信する。

○被災地での競技実施に対する支援（スポーツ庁）

- ・ 被災地において実施される競技の会場施設整備を支援する。ラグビーワールドカップ 2019 の会場施設整備についても同様とする。

○1964 年東京大会の炬火台の巡回・展示（スポーツ庁）

- ・ 1964 年東京大会で使用された旧国立競技場の炬火台（現在宮城県に設置）について、今後、岩手県や福島県においても巡回・展示する。

○復興ありがとうホストタウンの推進（内閣官房）

- ・ 復興ありがとうホストタウンの推進を通じて、これまでに支援を受けた国・地域へ復興した姿を発信するとともに、各地の取組を全面的に支援する。

○被災地へのインバウンドの促進（観光庁）

- ・ 2020 年の東北の外国人宿泊数を 150 万人泊とする目標の下、地方公共団体が実施する滞在コンテンツの充実・強化等の取組を支援するとともに、日本政府観光局（J N T O）において東北に特化した海外主要市場向けプロモーションを集中的に実施する。

○被災地の産業支援（経済産業省）

- ・ 東北地方の魅力ある地場産品などの地域資源をインバウンドを含め観光需要につなげる取組を支援する。
- ・ Regional Business Conference（R B C）などを開催し、地域の魅力的なビジネス環境の对外発信を行う（福島県においては、医療関連産業の誘致をテーマとした R B C を 2018 年度に実施）。
- ・ 福島県において、世界最大級となる 1 万 kW の水電解装置により再生エネルギーから製造した水素を 2020 年東京大会の際にも利活用する。

○被災地の食材等の活用と風評の払拭（農林水産省）

- ・ 2020 年東京大会も契機として、安全・安心を確保した売れる農林水産物づくりを通じた被災地復興を図るため、生産者の第三者認証 G A P の取得や有機農産物の生産拡

大、水産エコラベルの取得等の取組を支援する。

- ・ 各国・地域に対して科学的根拠に基づく輸入規制の撤廃、緩和の働きかけを粘り強く行うとともに、国内では、福島県産をはじめ被災地産食品の販売フェア等により風評の払拭を図る。
- ・ 被災地における新たな花きの産地づくり等を支援するとともに、2020年東京大会における花きの活用を働きかける。
- ・ 「森林認証材」について、被災地産のものも含め、2020年東京大会関連施設の木材としての活用を通じて、需要者等への普及を図る。

○文化プログラムの実施等による被災地の文化発信（文化庁）

- ・ 被災地において引き続き文化プログラムを推進するほか、被災地を含む新たな大型文化イベントの開催に向けた検討を開始する。

○地域復興の意識を高めるオリパラ教育の推進（スポーツ庁）

- ・ 全国で展開するオリパラ教育のうち、被災地においてはオリパラやスポーツを通じて、子供たちの地域復興への意識を高める取組を推進する。

○被災地の情報発信強化（復興庁等）

- ・ 被災自治体や関係機関と連携し、被災地が復興を成し遂げつつある姿を世界に発信する。

参考資料 8

ホストタウン登録状況

- 地域活性化等を推進するため、大会参加国・地域と人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として登録し、関係府省庁と連携して、登録された団体の取組を支援。
- 平成 28 年 1 月より開始し、平成 31 年 3 月末現在で全体件数 310 件、自治体数 381 団体、相手国・地域数 121 を登録。
- 東日本大震災の被災 3 県（岩手県、宮城県、福島県）の自治体については、これまで支援してくれた海外の国・地域に復興した姿を見せつつ、住民との交流を行うため、平成 29 年 9 月に「復興『ありがとう』ホストタウン」を創設し、平成 31 年 3 月末時点で 22 件を登録。
- パラリンピアンとの交流をきっかけに地方における共生社会の実現に向けたユニバーサルデザインを加速するため、平成 29 年 11 月に「共生社会ホストタウン」を創設し、平成 31 年 3 月末時点で 13 件を登録。

【ホストタウン登録状況】（平成 31 年 3 月末現在）

都道府県	登録団体名	相手国・地域
北海道	釧路市	ベトナム
	網走市	オーストラリア、韓国
	士別市	台湾
	名寄市	台湾
	登別市	デンマーク
青森県	青森市	タジキスタン
	弘前市	台湾、ブラジル
	三沢市	カナダ
	今別町	モンゴル
	西目屋村	イタリア
岩手県	盛岡市・紫波町	カナダ
	遠野市	ブラジル
	八幡平市	ルワンダ
宮城県	仙台市	イタリア
	白石市・柴田町	ベラルーシ
	蔵王町	パラオ
秋田県	秋田県・大館市・仙北市・美郷町	タイ
	秋田市・秋田県	フィジー
	横手市・秋田県	インドネシア
	鹿角市	ハンガリー
	大潟村・秋田県	デンマーク
山形県	山形市	サモア、台湾、タイ
	米沢市	香港
	鶴岡市・西川町	ドイツ、モルドバ
	新庄市	台湾
	酒田市	ニュージーランド
	寒河江市・山形県	韓国
	上山市	ポーランド
村山市	ブルガリア	

山形県	長井市	タンザニア
	天童市・山形県	トルクメニスタン
	東根市	ドイツ
	南陽市	バルバドス
	白鷹町	中国
福島県	福島市	スイス
	会津若松市	タイ
	郡山市	オランダ
	いわき市	サモア
	田村市	ネパール
	猪苗代町	ガーナ
茨城県	茨城県・銚田市	ベトナム
	結城市	カザフスタン
	龍ヶ崎市	キューバ、タイ、 グアム、 フィジー
	笠間市	タイ、エチオピア、 台湾
	つくば市	スイス
	潮来市	台湾
	常陸大宮市	パラオ
	坂東市	リトアニア
	桜川市	ブルガリア、 モンゴル
	神栖市	チュニジア
	城里町	モンゴル
	境町	アルゼンチン
栃木県	栃木県	ハンガリー
	那須塩原市	オーストリア
群馬県	前橋市	ハンガリー、スリ ランカ、コロンビ ア、ベラルーシ、 南スーダン
	高崎市	ポーランド、ウズ ベキスタン

群馬県	太田市	オーストラリア、 マラウイ
	沼田市	ドイツ
	川場村	米国
埼玉県	埼玉県・所沢市	イタリア
	埼玉県・加須市	コロンビア
	埼玉県・上尾市・伊奈町	オーストラリア
	埼玉県・新座市	ブラジル
	さいたま市	オランダ
	本庄市	トルコ
	富士見市	セルビア
	三郷市	ギリシャ
	幸手市	ベナン
	鶴ヶ島市	ミャンマー
	三芳町	オランダ
	寄居町	ブータン
	千葉県	千葉県
銚子市		台湾
市川市		ブルガリア
船橋市		米国
館山市		オランダ
松戸市		ドミニカ共和国、 ルーマニア
成田市		アイルランド
佐倉市・成田市・印西市		米国
旭市		ドイツ
市原市		ニュージーランド
流山市		オランダ
浦安市		英国
山武市		スリランカ
横芝光町	ベリーズ	

東京都	文京区	ドイツ
	目黒区	ケニア
	大田区	ブラジル
	世田谷区	米国
	豊島区	バングラデシュ
	江戸川区	オランダ
	立川市	ベラルーシ
	武蔵野市	ルーマニア
	青梅市	ドイツ
	府中市	オーストリア、 オーストラリア
	調布市	サウジアラビア
	町田市	南アフリカ
	東村山市	中国
	国分寺市	ベトナム
	武蔵村山市	モンゴル
西東京市	オランダ	
神奈川県	神奈川県・ 小田原市・ 大磯町・ 箱根町	エリトリア、 ブータン、 ミャンマー
	横浜市	英国、チュニジ ア、イスラエル、 ベナン、ボツワ ナ、コートジボワ ール
	川崎市	英国
	相模原市	ブラジル、カナダ
	平塚市・ 神奈川県	リトアニア
	鎌倉市	フランス
	小田原市	モルディブ
	逗子市	スペイン
	厚木市	ニュージー ランド
	葉山町	英国

新潟県	新潟県・新 潟市・長岡 市・燕市・五 泉市・弥彦 村	モンゴル	
	新潟市	フランス、ロシア	
	長岡市	オーストラリア	
	三条市	コソボ共和国	
	柏崎市	モンテネグロ、 セルビア	
	加茂市	ロシア	
	十日町市	クロアチア	
	妙高市	スロベニア	
	上越市	ドイツ	
	富山県	高岡市	ポーランド
	石川県	石川県・ 小松市	ニュージーラン ド、ブラジル、英 国、フランス、カ ナダ、モザンビ ーク
		石川県・志 賀町	アゼルバイジャ ン、ジョージア
金沢市		フランス	
加賀市		ポルトガル	
福井県	福井市	スロベニア	
	大野市	東ティモール	
	鯖江市	中国	
山梨県	甲府市	フランス	
	富士吉田 市・山梨県	フランス	
	山梨市	ドイツ	
	北杜市	フランス	
	笛吹市	タイ	
	甲州市	フランス	
	西桂町	フランス	
	忍野村	フランス	
	山中湖村	フランス	

山梨県	富士河口湖町・鳴沢村	フランス	
長野県	長野県・長野市・上田市・須坂市・飯山市・下諏訪町・山ノ内町	中国	
	長野市	デンマーク	
	岡谷市	カナダ	
	伊那市	東ティモール	
	駒ヶ根市	ベネズエラ、ネパール	
	佐久市	エストニア	
	千曲市	ハンガリー	
	東御市	モルドバ	
	安曇野市	オーストリア	
	立科町	ウガンダ	
	松川町	コスタリカ	
	岐阜県	岐阜県・高山市・下呂市	英国、フランス、米国
		岐阜市	スロバキア
		岐阜市・岐阜県	カナダ
岐阜市・関市		コートジボワール	
羽島市		スリランカ	
各務原市・岐阜県		英国	
郡上市		コロンビア	
八百津町		イスラエル	
静岡県	静岡市	スペイン、台湾	
	浜松市	ブラジル	
	三島市	米国	
	富士宮市	スペイン	
	島田市	モンゴル、シンガポール	

静岡県	富士市	スイス	
	焼津市	モンゴル	
	掛川市	台湾	
	藤枝市	イタリア	
	御殿場市	台湾、韓国、イタリア	
	袋井市	アイルランド	
	下田市	米国	
	伊豆の国市	モンゴル	
	牧之原市	中国、米国	
愛知県	名古屋市	フランス、カナダ、ウズベキスタン	
	豊橋市	ドイツ、リトアニア	
	岡崎市	中国	
	半田市	中国	
	豊田市	英国	
	稲沢市	ギリシャ	
	美浜町	シンガポール	
	三重県	三重県・津市	カナダ
		三重県・鈴鹿市	カナダ
四日市市		カナダ	
熊野市		台湾	
滋賀県・大津市		デンマーク	
滋賀県	滋賀県・彦根市	スペイン	
	滋賀県・甲賀市	シンガポール	
	守山市・滋賀県	トルコ	
	米原市・滋賀県	ニュージーランド	
	舞鶴市	ウズベキスタン	
京都府	亀岡市	オーストリア	

京都府	京丹後市	韓国、 オーストラリア
	大山崎町	スイス
	京丹波町	ニュージーランド
大阪府	大阪市	オーストラリア
	池田市	ロシア、フランス
	高槻市	オーストラリア
	貝塚市	台湾
	茨木市	オーストラリア
	泉佐野市	ウガンダ、 モンゴル
	箕面市	ニュージーランド
兵庫県	兵庫県・ 姫路市	フランス
	兵庫県・ 三木市	フランス
	神戸市	英国、オーストラ リア、クロアチ ア、カナダ、ネパ ール、ニュージ ーランド
	明石市	韓国、台湾
	豊岡市	モンゴル、 フランス、ドイツ
	加古川市	ブラジル、 ツバル
	西脇市	オーストラリア
	三木市	ネパール
	香美町	フランス
奈良県	奈良市・ 奈良県	オーストラリア
	大和郡山 市・ 奈良県	シンガポール、 香港
	天理市・ 奈良県	フランス、 エジプト
	橿原市・ 奈良県	カザフスタン、 ウクライナ

和歌山県	和歌山県・ 和歌山市	オーストラリア、 カナダ
	和歌山県・ 那智勝浦 町・ 串本町	トルコ
鳥取県	鳥取県・ 鳥取市	ジャマイカ
島根県	松江市	アイルランド
	益田市	アイルランド
	奥出雲町	インド
	邑南町	フィンランド
岡山県	岡山市	ブルガリア
	倉敷市	ニュージ ー ランド
	真庭市	ドイツ
	美作市	ベトナム
広島県	広島県ほか 県内 22 市 町(※)	メキシコ
	※広島市・呉市・竹原市・三原 市・尾道市・福山市・府中市・三 次市・庄原市・大竹市・東広島 市・廿日市市・安芸高田市・江 田島市・府中町・海田町・熊野 町・坂町・安芸太田町・北広島 町・世羅町・神石高原町	
	広島市	オーストラリア、 キューバ
	福山市・尾 道市・府中 市・神石高 原町	パラグアイ
	北広島町	ドミニカ共和国
	山口県	山口県・ 山口市・ 宇部市
下関市		トルコ
萩市		英国

山口県	防府市	セルビア
	下松市	ベトナム
	岩国市	米国
	長門市	トンガ
徳島県	徳島県	カンボジア
	徳島県・那賀町	ドイツ
香川県	香川県・丸亀市・坂出市	ブラジル、デンマーク、エストニア、フィンランド、ノルウェー、カナダ、ハンガリー
	高松市	台湾
	三豊市・琴平町	ベルギー
	東かがわ市	香港
愛媛県	愛媛県・松山市	台湾
	愛媛県・松山市・砥部町	マレーシア
	新居浜市・愛媛県	サウジアラビア
	西条市・愛媛県	オーストリア
	今治市	パナマ
	高知県	キルギス
高知県	高知県・高知市	トンガ
	高知県・高知市・南国市	シンガポール
	高知県・須崎市	オーストラリア、チェコ
	高知県・宿毛市	オランダ
	土佐町・本山町・須崎市・高知県	ハンガリー

福岡県	福岡県・福岡市	スウェーデン、ノルウェー	
	福岡県・久留米市	ケニア、カザフスタン	
	福岡県・柳川市・みやま市・みやこ町・築上町	米領サモア、パラオ、クック諸島、パプアニューギニア、ミクロネシア、サモア、フィジー、ソロモン諸島、グアム、トンガ、キリバス、ツバル、マーシャル諸島、バヌアツ、ナウル	
	北九州市	タイ	
	飯塚市	南アフリカ	
	田川市	ドイツ	
	宗像市	ブルガリア、ロシア	
	福津市・古賀市	ルーマニア	
	佐賀県	佐賀県・佐賀市・嬉野市	オランダ、フィジー、ニュージーランド
		佐賀県	タイ、フィンランド
長崎県	長崎県・長崎市・佐世保市・島原市・諫早市・大村市・壱岐市・雲仙市・南島原市・川棚町	ベトナム	
	長崎県、長崎市、大村市	ポルトガル	

長崎県	長崎県・島原市	スペイン	
	長崎県・諫早市	フィリピン	
熊本県	熊本県	インドネシア	
大分県	大分県	ニュージーランド	
	大分県・大分市	ポルトガル、ロシア、イタリア、米国、ハンガリー、ルーマニア、ウクライナ	
	大分県・大分市・別府市	フィジー	
	大分県・中津市	マレーシア	
	大分市	スイス	
	別府市	ニュージーランド	
	宇佐市	モンゴル	
	宮崎県	宮崎県・宮崎市・延岡市・小林市	ドイツ

宮崎県	宮崎県・宮崎市	英国、カナダ	
	宮崎県・宮崎市・日南市・西都市	イタリア	
	都城市	モンゴル	
	日向市	米国、トーゴ	
	鹿屋市	スロベニア、タイ	
鹿児島県	西之表市	ポルトガル	
	薩摩川内市	中国	
	大崎町	台湾	
	三島村	ギニア	
	徳之島町	セントビンセント及びグレナディーン諸島	
	伊仙町	ボスニアヘルツェゴビナ	
	和泊町	ドミニカ国	
	知名町	グレナダ	
	与論町	アンティグア・バーブーダ	
	沖縄県	沖縄市	ニュージーランド
		八重瀬町	ソロモン諸島

【復興「ありがとう」ホストタウン】

都道府県	登録団体名	相手国・地域
岩手県	宮古市	シンガポール
	大船渡市	米国
	花巻市	米国、オーストラリア
	久慈市	リトアニア
	陸前高田市	シンガポール
	釜石市	オーストラリア
	雫石町	ドイツ
	山田町	オランダ
	野田村	台湾
	宮城県	仙台市
石巻市		チュニジア
気仙沼市		インドネシア
名取市		カナダ
岩沼市		南アフリカ
東松島市		デンマーク
亘理町		イスラエル
加美町		チリ
福島県	喜多方市	米国
	南相馬市	ジブチ、台湾、米国、韓国
	本宮市	英国
	北塩原村	台湾
	飯舘村	ラオス

【共生社会ホストタウン】

都道府県	登録団体名	相手国・地域
青森県	三沢市	カナダ
岩手県	遠野市	ブラジル
東京都	世田谷区	米国
神奈川県	川崎市	英国
静岡県	浜松市	ブラジル
兵庫県	神戸市	オーストラリア、ネパール
	明石市	韓国、台湾
鳥取県	鳥取県・鳥取市	ジャマイカ
山口県	宇部市	スペイン
香川県	高松市	台湾
福岡県	飯塚市	南アフリカ
	田川市	ドイツ
大分県	大分市	スイス

参考資料 9

「beyond2020 プログラム」認証状況

- 「beyond2020 プログラム」は、日本文化の魅力を発信する事業・活動であって、多様性（バリアフリー等）又は国際性（多言語化等）に配慮した取組を認証。ノンスポンサー企業を含め幅広い団体が申請可能。
- 平成 29 年 1 月より認証を開始し、平成 31 年 3 月末現在で計 10,201 件を認証。

【「beyond2020 プログラム」都道府県別認証状況】

都道府県名	件数	都道府県名	件数
北海道	182	滋賀県	345
青森県	17	京都府	396
岩手県	40	大阪府	87
宮城県	85	兵庫県	84
秋田県	41	奈良県	39
山形県	206	和歌山県	17
福島県	31	鳥取県	72
茨城県	316	島根県	24
栃木県	128	岡山県	485
群馬県	55	広島県	50
埼玉県	474	山口県	68
千葉県	216	徳島県	220
東京都	850	香川県	26
神奈川県	538	愛媛県	18
新潟県	296	高知県	25
富山県	34	福岡県	347
石川県	156	佐賀県	30
福井県	13	長崎県	14
山梨県	201	熊本県	39
長野県	26	大分県	52
岐阜県	152	宮崎県	132
静岡県	37	鹿児島県	11
愛知県	329	沖縄県	41
三重県	38		

参考資料 10

「beyond2020 プログラム」認証組織について

- 「beyond2020 プログラム」については、平成 31 年 3 月末現在、以下の 67 組織で認証を実施。
- 認証組織となることができる組織は以下のとおり。
 - ・ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議の構成員及びオブザーバーが属する組織。
 - ・ 都道府県及び政令市。
 - ・ 商工会議所。

【認証組織】

[国等 (8)]

内閣官房オリパラ事務局、文化庁、外務省、(独)国際交流基金、内閣府知的財産戦略推進事務局、厚生労働省、経済産業省、観光庁

[都道府県 (44)]

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

[政令市 (14)]

札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

[その他 (1)]

京都文化カプロジェクト実行委員会 (京都府、京都市、京都商工会議所)

参考資料 11

「beyond2020 マイベストプログラム」について

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の大会ビジョンの基本コンセプトの一つは「全員が自己ベスト」であり、アスリートだけでなく、一人ひとりが「自己ベスト」を目指す絶好の機会。
- 平成 30 年 12 月、健康面等での自己ベストを目指す個々人の取組を支援する事業・活動を認証する「beyond2020 マイベストプログラム」を創設。
 - ＜認証を実施する事業・活動＞
 - ① 個々人による「マイベスト目標」の設定及び当該目標の達成に向けた行動を支援する事業・活動
 - ※マイベスト目標とは、健康面等でより最適な状態を目指すために、個々人が 2020 年（令和 2 年）7 月 24 日時点での目標として設定するもの
 - ※マイベスト目標の例
 - ・体重、体脂肪率、血圧、血糖値
 - ・運動の実施回数（毎日ジョギング、毎日 1 万歩等）
 - ・スポーツの記録（マラソンや水泳でのベストタイム等）
 - ② 個々人が「マイベスト目標」の達成に向けた行動を継続するための工夫を取り入れた事業・活動
- 認証を受けた事業・活動はロゴマークの使用が可能であり、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のノンスポンサー企業を含め、幅広い主体が活用可能。平成 31 年 3 月末現在、8 件を認証。